

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 12

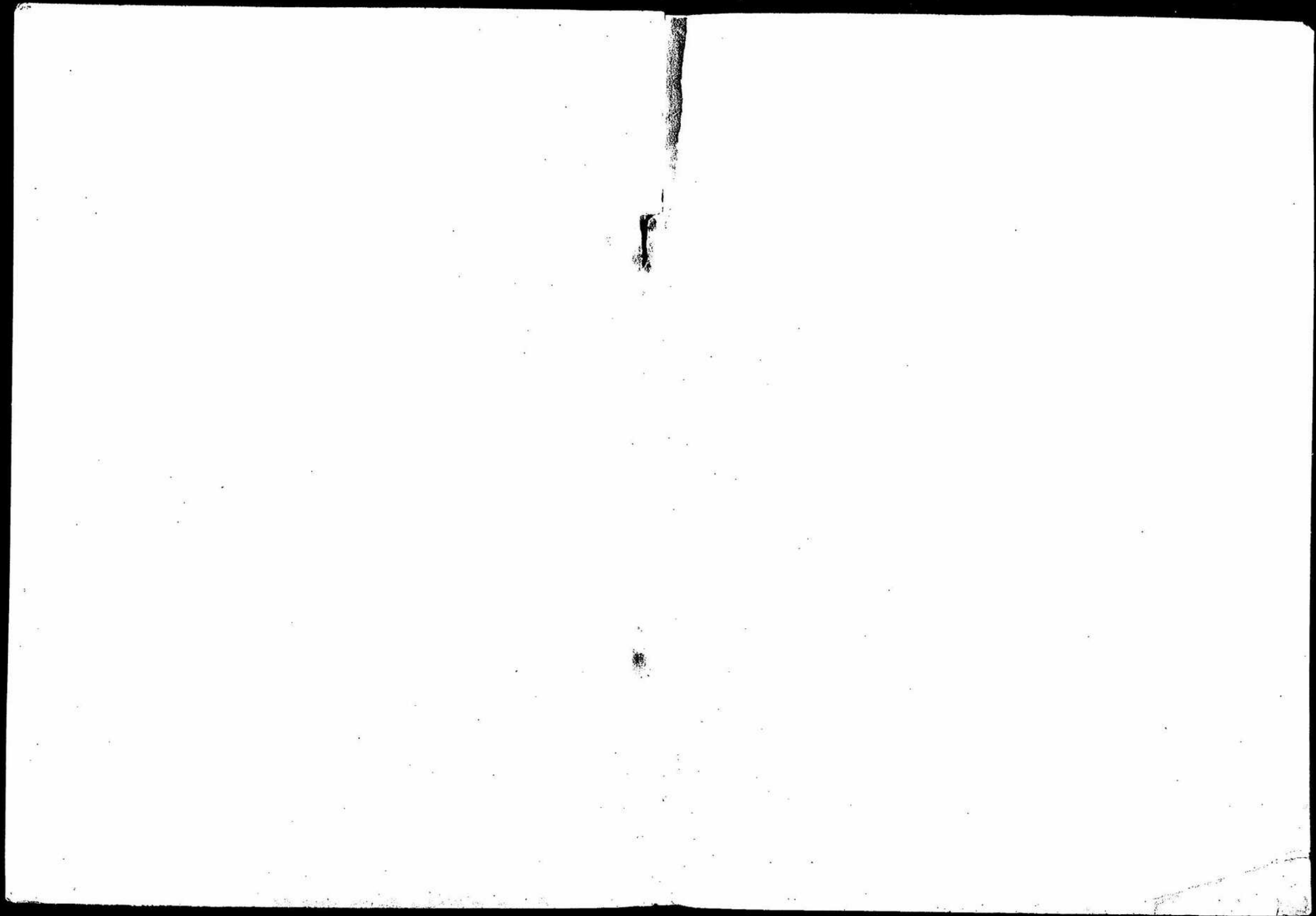
大正十二年度古蹟調查報告

第一册

慶尙北道達城郡達西面古墳調查報告

朝鮮總督府

庫	文	閣	內
函	架	冊	號
		三九一九	和書類



292
39172
8

慶尙北道達城郡達西面古墳調査報告

大正十二年度
古蹟調査報告

第一冊

小職等命を受け慶尙北道達城郡達西面内唐洞及び飛山洞に於いて大正十二年十月二十三日より十二月十三日迄古墳の發掘調査をなし十二月十六日歸任せり左に調査の結果を報告致候也

昭和五年十一月三十日

朝鮮總督府囑託 小 泉 顯 夫
朝鮮總督府囑託 野 守 健

朝鮮總督府古蹟調査委員長 兒 玉 秀 雄 殿

目次

第一章 總說	1
第二章 古墳群の配置	4
第三章 古墳調査の經過	10
一 古墳の選擇及其發掘	10
二 發掘の日程	11
第四章 第三十七號墳	18
(甲) 第一石槨	18
一 發掘の經過	18
二 石槨の構造	19
三 遺物の配置	20
四 遺物	21
(一) 服飾品	21
(二) 利器	23
(三) 馬具	25
(四) 鐵製雜品	26

(乙)

第二石槨……………三

一 發掘の經過……………三

二 石槨の構造……………三

三 遺物の配置……………三

四 遺物……………三

(一) 服飾品……………三

(二) 利器……………三

(三) 馬具……………三

(四) 鐵製雜品其他……………三

(五) 土器……………三

第五章 第五十號墳……………三

(甲) 第一石槨……………三

一 發掘の經過……………三

二 石槨の構造……………三

三 遺物の配置……………三

(乙)

四 遺物……………三

(一) 利器……………三

(二) 土器……………三

第二石槨……………三

一 發掘の經過……………三

二 石槨の構造……………三

三 遺物の配置……………三

四 遺物……………三

(一) 服飾品……………三

(二) 利器……………三

(三) 馬具……………三

(四) 鐵製雜品……………三

(五) 土器……………三

第六章 第五十一號墳……………三

(甲) 第一石槨……………三

一 發掘の經過……………三

二 石槨の構造及遺物の配列……………三



三	遺物	四五
(一)	土器	四五
(二)	石器	五七
四	結語	五七
(乙)	第二石槨	五八
一	發掘の經過	五八
二	石槨の構造	五九
三	遺物の配置	六〇
四	遺物	六〇
(一)	服飾品	六〇
(二)	利器	六〇
(三)	馬具	六〇
(四)	鐵製雜品	六〇
(五)	土器	六〇
第七章	第五十五號墳	六〇
一	發掘の經過	六〇
二	石槨の構造	六〇

三	遺物の配置	六〇
四	遺物	六〇
(一)	服飾品	六〇
(二)	利器	六〇
(三)	馬具	六〇
(四)	金銅製雜品	六〇
(五)	鐵製雜品	六〇
(六)	土器	六〇
第八章	第五十九號墳	六〇
一	發掘の經過	六〇
二	石槨の構造	六〇
三	遺物の配置	六〇
四	遺物	六〇
(一)	服飾品	六〇
(二)	利器	六〇
(三)	馬具	六〇
(四)	鐵製雜品	六〇
(五)	土器	六〇

二	鐵製品及雜品	六〇
(四)	鐵製品及雜品	六〇
(三)	馬具	六〇
(二)	利器	六〇
(一)	服飾品	六〇
五	鐵製品及雜品	六〇

第九章 第六十二號墳…………… 六

一 發掘の經過…………… 六

二 石槨の構造及遺物の配置…………… 六

三 遺物…………… 六

(一) 鐵製雜品…………… 六

(二) 土器…………… 六

第十章 結論…………… 九

(附 録)

(一) 達西面古墳出土遺物目錄(警察署より引継ぎの分)…………… 一〇

(二) 達西面古墳出土遺物目錄(地主より提出の分)…………… 一〇

(三) 第三十四號墳發掘調査報告…………… 一三

第一章 緒言…………… 一三

第二章 現状及發掘調査の經過…………… 一三

第三章 第一石槨の構造及遺物の配列…………… 一四

第四章 遺物…………… 一六

一 裝身具…………… 一六

二 武器・武器及雜鐵器…………… 一八

三 馬具…………… 二三

四 土製品…………… 二四

五 土器…………… 二四

第五章 第二石槨の構造及遺物の配列…………… 二六

第六章 遺物…………… 二七

一 土器…………… 二七

第七章 結語…………… 二八

挿圖目次

第一圖 第五十一號墳附近古墳配置圖…………… 一〇

第二圖 鎌(風納里土城内出土)…………… 二四

第三圖 鎌(昌寧第八十九號墳出土)…………… 二四

第四圖 鐵鍬實測圖…………… 三三

第五圖 杏葉實測圖…………… 三三

第六圖 星州郡星山洞大墳實測圖及副室遺物配置圖…………… 三〇

第七圖	第五十八號墳石櫛破壞狀態	五
第八圖	鎊帶金具龍堂里第一號墳出土	六
第九圖	金銅製冠梁山夫婦塚發見	七
第十圖	冠帽(梁山夫婦塚發見)	七
第十一圖	金銅中空玉出土狀態	七
第十二圖	銀製腰佩殘缺	七
第十三圖	金銅金具斷片	七
第十四圖	銚柄卷金物殘缺	七
第十五圖	金銅金具	八
第十六圖	盜掘孔	八
第十七圖	冠帽前立金具	九
第十八圖	銀製透彫佩飾金具	九
附錄		
第十九圖	(一) 達西面古墳出土斧	一〇
	(二) 同 古墳出土斧實測圖	一〇
第二十圖	鐵 鏃	一〇
第二十一圖	鐵製釘拔	一〇

第二十二圖	鐵製釜	一〇
第二十三圖	鐵製釜	一一
第二十四圖	筑後月の岡古墳出土臚當略圖	一一
第二十五圖	慶南昌原郡熊南面有史以前古墳寫真	二九
卷末圖	達城郡達西面飛山洞及內唐洞古墳配置圖	二九

圖版目次

第一	慶尙北道達城郡附近地圖(陸地測量部二萬五千分之一地形圖分載)	一
第二	(一) 第三十七號墳第五十號墳第五十一號墳全景 (二) 第三十七號墳(俯視)	二
第三	同 墳實測圖	三
第四	同 墳第一石櫛實測圖	四
第五	(一) 同 墳第一石櫛外閉塞石 (二) 同 墳第一石櫛入口閉塞石	五
第六	(一) 同 墳第一石櫛前壁 (二) 同 墳第一石櫛西南部(前壁遺物存在狀態)	六



第七	(一)	第三十七號墳第一石槨東北部後部遺物存在狀態
第八	(二)	墳第一石槨中央部遺物存在狀態
第九	同	墳第一石槨出土金銅冠其一(正面)
第一〇	同	金銅冠其一(背面)
第一一	(一)	同
第一二	(二)	同
第一三	(一)	同
第一四	(二)	同
第一五	(一)	同
第一六	(二)	同
第一七	(一)	同
第一八	(二)	同
第一九	(一)	同
第二〇	(二)	同
第二一	(一)	同
第二二	(二)	同
第二三	(一)	同
第二四	(二)	同
第二五	(一)	同
第二六	(二)	同
第二七	(一)	同
第二八	(二)	同

第一九	(一)	同	鐵製籌臺
第二〇	(二)	同	杏葉
第二一	(一)	同	1 金具殘缺 2 金銅雲珠殘缺 3 金銅鉸具殘缺
第二二	(二)	同	4 紡錘車
第二三	(一)	同	土器
第二四	(二)	同	出土品實測圖
第二五	(一)	同	墳第二石槨入口閉塞石
第二六	(二)	同	墳第二石槨前部遺物存在狀態
第二七	(一)	同	墳第二石槨後部遺物存在狀態
第二八	(二)	同	墳第二石槨後部及中部遺物存在狀態
第二九	(一)	同	墳第二石槨遺物配置圖
第三〇	(二)	同	墳第二石槨出土冠
第三一	(一)	同	耳飾及金銅環
第三二	(二)	同	銀製鎊帶金具
第三三	(一)	同	金銅杏斷片
第三四	(二)	同	環頭太刀



第 四 八	第 四 七	第 四 六	第 四 五	第 四 四	第 四 三	第 四 二	第 四 一	第 三 九	第 三 〇	第 三 九
(二)同	(一)同	(二)同	(一)同	(二)同	(一)同	(一)同	(一)同	(一)同	(一)同	(二)同
墳第一石槨出土品實測圖	墳第一石槨出土1刀子2斧3鎌4鏟	墳第一石槨東南部遺物存在狀態	墳第一石槨西北部遺物存在狀態	墳第一石槨東南壁	墳第一石槨西北壁	墳第一石槨天井石	墳第一石槨遺物配置圖	墳第一石槨實測圖	墳周圍土留石	墳實測圖
							(一)第五十號墳(東南面)			
								同	同	同
								同	同	同
								冠實測圖	土器(釜及甕)	土器
										鏃

第 三 八	第 三 七	第 三 六	第 三 五	第 三 四	第 三 三	第 三 二	第 三 一	第 三 〇	第 二 九	第 二 八
(一)同	(二)同	(一)同	(二)同	(一)同	(二)同	(一)同	(二)同	(一)同	(一)同	(三)同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
										(三)第三十七號墳第二石槨出土環頭太刀
										短刀(表裏)
										刀子
										1 鑿形鐵器 2 鐵針 3 鐵叉針
										鐵器
										異形鐵製武器
										鏃
										斧
										鐵鏃
										轡
										鐵
										鞍橋覆輪殘缺
										杏葉及紡錘車
										鉸具
										1 鐵環 2 名稱不明器斷片
										鐵器
										十字形飾金具

第六〇	(三)同	同	鍔
第六一	(一)同	同	刀子及錐附小刀
第六二	(二)同	同	異形鐵製武器
第六三	(一)同	同	2 杏葉 3 金銅金具斷片 4 金銅雲珠斷片
第六四	同	同	土器
第六五	(一)第三十七號墳第五十號墳第五十一號墳を望む	同	出土品實測圖
第六六	(二)第五十一號墳	同	墳實測圖
第六七	(一)同	墳第一石槨發掘前の状態	
第六八	(二)同	墳第一石槨天井石發掘完成(其二)	
第六九	(一)同	墳第一石槨天井石發掘完成(其三)	
	(二)同	墳第一石槨壁崩壊状態	
	(一)同	墳第一石槨北壁の状态と榑の副葬状態	
	(二)同	墳第一石槨遺物配列状態	

第四九	(一)同	同	第五十號墳第一石槨出土土器
第五〇	(二)同	同	異形土器
第五一	(一)同	同	異形土器實測圖
第五二	(二)同	同	把手附甕
第五三	同	同	把手附甕底面
第五四	同	同	土器
第五五	同	同	同
第五六	(一)同	第五十號墳第二石槨實測圖	
第五七	(二)同	墳第二石槨遺物配置圖	
第五八	(一)同	墳第二石槨前壁外側	
第五九	(二)同	墳第二石槨後壁	
	(一)同	墳第二石槨發掘後	
	(二)同	墳第二石槨內部を塗りし粘土	
	(一)同	墳第二石槨前壁附近遺物存在状態	
	(二)同	墳第二石槨後壁附近遺物存在状態	
	(一)同	墳第二石槨出土耳飾	
	(二)同	同	太刀

第七〇 第五十一號墳第一石槨遺物配列實測圖
 第七一 同 墳第一石槨出土土器
 第七二 第五十一號墳第二石槨實測圖
 第七三 同 墳第二石槨遺物配置圖
 第七四 同 墳第二石槨天井石
 第七五 同 墳第二石槨發掘後
 第七六 同 墳第二石槨天井石排除
 第七七 同 墳第二石槨遺物存在狀態(兼墓)
 第七八 同 墳第二石槨出土金銅杏葉
 第七九 同 銀製翼狀冠飾
 第八〇 同 1 銀製鈔帶金具 2 鞍橋覆輪金具斷片 3 金製耳飾 4 銀製腰佩
 第八一 同 1 大刀 2 3 環頭太刀殘缺 4 鐵銚殘缺 5 斧形鐵器 6 鎌
 (一)第三十七號墳上より第五十號墳第五十一號墳第五十五號墳を望む
 土器

第八二

第八三

第八四

第八五

第八六

第八七

第八八

第八九

第九〇

第九一

二

(二)第五十五號墳(甬門)
 (一)同 墳發掘光景
 (二)同 同
 墳實測圖
 墳石槨實測圖
 墳遺物配置圖
 墳石槨入口閉塞石
 墳左側壁中央部遺物存在狀態
 墳後壁
 墳前壁右側遺物存在狀態
 墳左側壁遺物存在狀態
 墳右側壁遺物存在狀態
 墳後壁左側遺物存在狀態
 墳出土金銅冠殘缺
 同 金銅器殘缺
 同 頸飾瑠璃玉
 同 冠帽側面(兼二)

第一三二

(一)第六十二號墳

第一三三

(二)同 墳天非石露出狀態

第一三四

同 墳實測圖

第一三五

(一)同 墳石櫛

第一三六

(二)同 墳遺物存在狀態

附錄

(一)同 墳出土1鎌2鐵片

第一三七

同 土器

第一三八

第三十四號墳破壞の狀況、同第一石櫛內部狀況

第一三九

同石櫛實測圖及遺物配列圖

第一四〇

樺製冠帽斷片、銀製箭狀前飾及銀製垂下腰佩飾、銀製帶飾、水晶製勾玉及玻璃小玉、純金製耳飾、土製紡績車及異形土製品

第一四一

金銅製臙當

第一四二

環頭太刀及刀子

第一四三

鎌形鐵器及鑿、鐵鏃

鐵製斧頭、鐵製箭身

第一四四 鐵製鏡、鉾狀鐵器

第一四五 鐵製轡、鏡

第一四六 鐵製杏葉

第一四七 雲珠、鞍金具斷片及杏葉斷片

第一四八 鞍附屬器具

第一四九 土器

第一五〇 同

第一五一 第二石櫛全景、同上實測圖

第一五二 同石櫛內部狀況、出土高坏

慶尙北道達城郡達西面古墳調査報告

朝鮮總督府囑託 野 守 健

同 小 泉 顯 夫



章 總 說

大邱は東國輿地勝覽によれば、本新羅の達勾火縣(一に達弗城に作る)にして、景德王の時今の名に改めたりと。今の市街地の西方に達城公園あり、是れ古の達城にして、勝覽には、在府西四里。石築。周九百四十四尺。高四尺。内有三井二池。有軍倉。

と載す、小丘の内部の土壤を周圍に高く築きて城壁となせし者にして、新羅の都、慶州の元新羅王宮たりし月城と全く其形式を同じくす。其内部に古新羅時代に屬する陶器の破片及び古瓦の類多く散亂せるを以て見れば、其築城の時期は早く古新羅時代に溯るべし。此達城の南より南南西に連なれる丘陵上に數十基の古墳群あり。是等の古墳群が達城と直接關係を有することは、地形上想像し得べき事實なるのみならず、今回の發掘調査により、一層明白を加へたり。即ち達城は古新羅時代に於いて有力なる部族の居城として經營せられ、此等の部族により古墳群が作られし者にして、後に説くが如く西曆紀元五世紀乃至六世紀に屬する者の

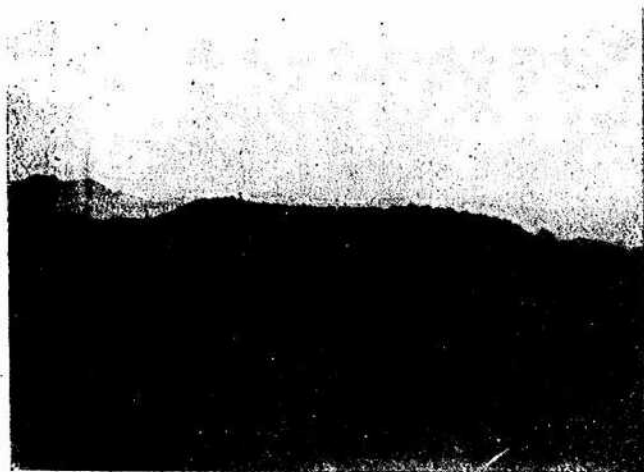
如し。

是等の古墳群は大正十二年三月の頃までは草蕪の地なりしも、大邱に於ける新市場地の開設に伴ひ其敷地埋立用として、土地所有者は古墳の土砂を採取し爲めに七基ほどの古墳を發掘破壊し且つ多少の副葬品を發見せり。茲に於て大邱警察署長は土砂の採取中止を命じ道廳を經由して本府に報告せしを以て、本府より技手小川敬吉氏及び小泉を派遣し之を調査せしめたり。是等の出土遺物及び小泉の發掘調査に係る第三十四號墳は別に本報告書の附録として末尾に掲載せり。然るに更に土地所有者よりは殘餘の古墳の發掘調査を願したるが、大邱市街の發展に伴ひ全部の古墳を永久に保存することの不可能なるべきを思ひ、總督府は余等に之が調査を命じたるを以て、大正十二年十月二十三日より十二月十三日までの間に於て都合六基の古墳を發掘調査せり。其間に於て囑託梁世煥氏來着せしが、小泉は病臥の止むなきに至りたるを以て、雇員神田惣藏氏之に代りて來り會せり。

是等發掘調査の古墳中第三十七號墳は飛山洞に屬し、第五十號墳第五十一號墳第五十五號墳第五十九號墳第六十二號墳は内唐洞に屬す。

調査を了せし六基の古墳中第五十一號墳第一石槨は小泉の發掘調査にかかり、其他はすべて野守之を調査す。従つて前記第五十一號墳第一石槨の條は小泉の執筆なるも、他は悉く野守之を記述網羅したり。記して以て責任を明かにす。又古墳群配置圖、古墳配置表及び第三十七號墳第二石槨實測圖は梁世煥氏を煩はし、發掘に際しては同氏及び神田惣藏氏の援助を

受け、更に報告書作成に當り遺物の寫眞撮影は囑託澤俊一氏を煩はしたり。



城遠るた見りよ方西南

第二章 古墳群の配置

大邱市街の西星州街道の西方に當り達成公園に接続せる丘陵上に今八十七基の古墳ありて散在す。是等は慶尙北道達城郡達西内唐洞及び飛山洞に屬す。

是等の古墳は大體に於て二群に分つことを得、第一群は達城の南西に連續せる丘陵上に基布し總て二十八基あり(卷末附圖第六號墳乃至第三十三號墳)。第二群は其東方なる低地を距てたる丘陵上に散布し、總て三十七基あり(第三十四號墳乃至第七十號墳)。又別に達城の西に接して五基あり(第一號墳乃至第五號墳)。第七十號墳の西西南に當れる丘上に十二基あり(第七十一號墳乃至第八十二號墳)。其西北低地を距てたる丘上に亦五基あり(第八十三號墳乃至第八十七號墳)。是れ等は何れも圓墳にして往々一封土中に二石槨を有する者あり、慶州南門外にある所謂積石塚の類は發見せず。既に盜掘の災に罹り石槨の天井石又は側壁の上部を露出せる者もあり、石槨の方向は一定せず。

是等の古墳群を表示すれば左の如し。

慶尙北道達城郡達西内唐洞古墳配置表(卷末附圖參照)

番號	直徑	高	現狀
1	六十尺	西側約十三尺	林の中にあリ赤松叢生し尙完全なり。
2	五十七尺	東側約十一尺	同 上

3	三十三尺	東側約三尺	林の中にあリ、柵叢生し僅かに墳形を存す。
4	七十二尺	東側約十一尺	林の中にあリ、柵叢生し猶完全なり。
5	四十尺	東側約六尺	同 上
6	六十尺	東側約十二尺	一部松生し、一部耕地となるも猶完全なり。
7	三十七尺	南側約六尺	田に變成し僅かに墳形を存せり。
8	三十六尺	西側約四尺	林の中にあリ、僅かに墳形を存し、松、柵雜生せり。
9	二十九尺	南側約五尺	同 上
10	四十三尺	西側約九尺	松、柵雜生せり、盜掘の形迹あり。
11	四十六尺	西側約六尺	田に變成せるも、猶完全なり。
12	三十尺	南側約三尺	僅かに墳形を存し、あかしあ叢生せり。
13	五十三尺	東側約十一尺	一部田に變成し、一部は破壊せられ、蓋石露出せり。
14	二十八尺	西側約四尺	全部田に變成し、僅かに墳形を存せり。
15	十八尺	西側約五尺	一部は田に變成せるも、僅かに墳形を存せり。
16	四十四尺	東側約六尺	田に變成せるも尙完全なり。
17	二十二尺	北側約六尺	林の中にあリ、赤松叢生し、盜掘の疑あり。
18	三十一尺	東側約五尺	同 上
19	三十六尺	南側約六尺	林の中にあリて赤松叢生せり、既に盜掘せらる。

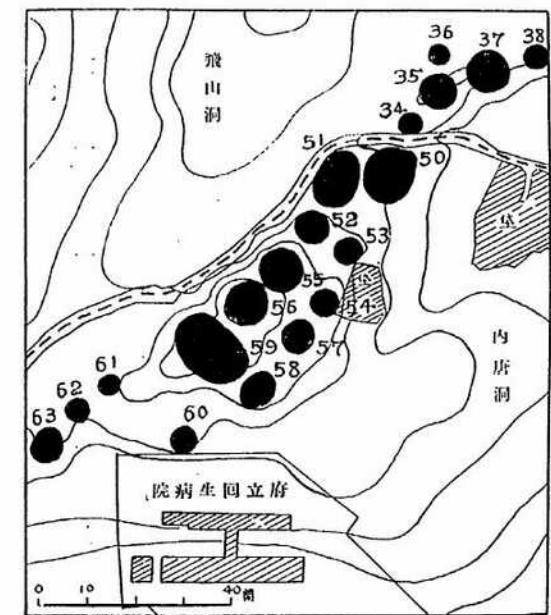
20	二十二尺	東側約三尺	林と路との間に介在して赤松叢生し僅かに墳形を存するのみ。
21	二十九尺	東側約三尺	同上
22	三十九尺	南側約七尺	林の中にあり、赤松叢生し尙完全なり。
23	二十四尺	南側約三尺	田に變成し、僅かに墳形を存せり。
24	三十尺	約三尺	同上
25	二十八尺	約三尺	同上
26	五十八尺	西側約十尺	田の中にあり、一部破壊さる。
27	三十三尺	約三尺	田の畦畔にありて、盜掘の疑あり。
28	三十四尺	約五尺	田の中にありて、盜掘の形迹あり。
29	三十九尺	西側約六尺	田の中にあり、猶完全の如し。
30	三十五尺	約五尺	全部田に變成せり。
31	三十尺	南側約三尺	林の中にあり、松叢生せり。
32	六十一尺	西側約十六尺	林と田との間に介在し、一部は田に變成せり。
33	五十五尺	西側約九尺	田に變成せるも猶完全の如し。
34			大正十二年七月土砂採取の爲め石堀の一部露出せるを以て小泉調査せり。
35			土地所有者が土砂採取の爲め破壊して墳形を認めず。
36			同上

37	六十五尺	西北側七尺	今回余等發掘調査せり。
38			林の中にあり、既に盜掘せらる。
39			林の中にあり、既に破壊せられ蓋石露出せり。
40	六十尺	東側十尺	あかしあ桐叢生し、外形尙完全なり。
41	四十七尺	東側十一尺	あかしあ桐叢生し、外形尙完全なり。
42	二十五尺	東側三尺	林の中にあり、松桐叢生し、外形僅かに存せり。
43	三十六尺	西側五尺三寸	林野の中にありて、赤松あかしあ叢生せり、盜掘の疑あり。
44	三十尺	西側五尺	同上
45	二十一尺	西側四尺	林野の中にあり、赤松桐叢生せり。
46	二十四尺	東側三尺六寸	林の中にありて、赤松桐叢生し、墳形僅かに存せり。
47	二十四尺	東側四尺	林の中にありて、芝生し、墳形僅かに存せり。
48	十八尺	東側三尺五寸	同上
49	十二尺	東側三尺	同上
50	六十五尺	北側十四尺	今回余等發掘調査せり。
51	七十尺	十五尺	同上
52			大正十二年七月土砂採取の爲め破壊せられたり。
53			同上



第三章 古墳調査の経過

一 古墳の選擇及其發掘



第一圖 第五十一號附近古墳配置圖

遠城の南に接せる丘陵上なる古墳群中私有地に屬する第三十五號墳第五十二號墳第五十三號墳第五十四號墳第五十六號墳第五十七號墳第五十八號墳は土地所有者が土砂採取の爲め破壊し去り復讐形を認めず。其際發見したる遺物の大部分は警察署及び土地所有者より提出せるを以て卷末に附載せり。余等は曩に破壊されたる古墳以外の第三十七號墳第五十號墳第五十一號墳第五十五號墳第五十九號墳第六十二號墳を選定し之を發掘調査することに決定したり。

二 發掘の日程

- 大正十二年十月二十二日 京城發
- 同 二十三日 大邱着、先着の小泉囑託と共に道廳及び警察署と打合せ、直に古墳群を調査し、發掘古墳の選擇をなす。
- 同 二十四日 第三十七號墳の外形を實測す。小泉囑託は第三十四號墳の石櫛の一部露出せるを發掘して土器破片數個を發見せり。
- 同 二十五日 第五十一號墳の外形を實測す。小泉囑託は前日に引續き第三十四號墳を調査す。
- 同 二十六日 古墳群配置圖の作成に着手す。小泉囑託は第五十一號墳を發掘す。
- 同 二十七日 第五十號墳の外形を實測し、又第三十七號墳發掘に着手す。小泉囑託は前日に引續き第五十一號墳を發掘す。
- 同 二十八日 第五十五號墳及び第五十九號墳の外形を實測し、又第五十號墳の發掘を始む。小泉囑託は第五十一號墳第一石櫛を發掘調査す。
- 同 二十九日 前日に引續き第五十號墳發掘、小泉囑託前日に引續き調査、梁囑託來着せるにより古墳群配置圖の作成を託す。
- 同 三十日 前日に引續き第五十號墳を發掘せしに、午前十一時頃に至り天井石の一部を發

見す。小泉囑託前日に引續き發掘調査をなし夕刻完了す。

同 三十一日 雨發掘中止。

十一月一日 雨發掘中止。

同 二日 午前九時頃より雨霽れたれば發掘現場に至り、第五十號墳第一石櫓後章に説く内部の調査を始む。午前十一時頃第三十七號墳天井石の一部に達す。よみて人夫の一部を使役して第五十五號墳の發掘を始む。小泉囑託病に罹り發熱甚し、醫師の勸告により吉村醫院に入院す。

同 三日 第五十號墳第一石櫓内部の調査をなす。又第三十七號墳第一石櫓の外閉塞石を除き、内部に入り大略の調査をなす。又第五十五號墳は午前十一時頃に至り天井石の一部に達す。よみて南方入口と思はるる所を發掘す。

同 四日 第五十號墳第一石櫓内部の調査をなし、又第五十五號墳の入口と思はるる處の土壌を排除す。雇員神田惣藏氏來着調査に加はる。

同 五日 第五十號墳第一石櫓の實測をなし、午前十一時調査完了す。此石櫓以外に他に石櫓が必ず存在する見込にて、午後より第一石櫓と丁字形に後方に向つて發掘をなす。第三十七號墳第一石櫓の入口閉塞石を午前十一時半頃取外し、石櫓内部に入り調査を始む。又第五十五號墳の入口を閉塞せる上部の割石を除去し、更に後方の天井蓋石一枚を取外し、梯子を下して石櫓の内部に入りて調査をなす。別に第五十九號墳の發掘に着手す。

同 六日 第三十七號墳第一石櫓内部の調査をなす。第五十號墳發掘遂に第二石櫓の天井石を發見す。第五十九號墳は午後二時頃に至り天井石の一部に達す。

同 七日 第三十七號墳第一石櫓の内部を調査し副葬品全部を採取す。

同 八日 第三十七號墳第一石櫓の實測をなし調査完了す。第五十五號墳の石櫓の閉塞石附近の土砂を排除す。

同 九日 整理の爲め發掘を中止して、第三十七號墳第一石櫓、第五十號墳第一石櫓の實測圖整理及び發見品の整理をなす。

同 十日 第五十五號墳石櫓中央部に土砂流入し居れるを以て之を運び出しつつ調査をなす。

同 十一日 第五十五號墳石櫓内部の土砂を排除す。第三十七號墳第一石櫓の北西部を發掘せしに、夕刻に至り更に一石櫓の天井石を發見す。此石櫓を第二石櫓と稱す。

同 十二日 雨模様なりしも第五十五號墳石櫓内部を調査せしに雨益降り來りたれば調査を中止す。第三十七號墳第二石櫓の發掘も雨の爲め中止せり。

同 十三日 雨の爲め發掘を見合はせ、出土品の整理をなす。

同 十四日 第五十五號墳石櫓内部を調査し、更に第三十七號墳第二石櫓の入口と思はるる處を發掘す。

同 自十五日至二十二日 第五十五號墳石櫓内部の調査をなす。

同 二十三日 第五十五號墳石櫛の實測調査完了す。
同 自二十四日至二十六日 第三十七號墳第二石櫛内部の調査をなす。
同 二十七日 第五十號墳第二石櫛の西西南壁の積石を除き去り、石櫛内部に入りて調査をなす。石櫛内部の壁面を塗りし粘土床面に落ち込み居りしを以て調査上頗る困難を感じたり。第五十九號墳の昔時盜掘の爲め生せし側壁の間隙より入りて内部の調査をなさんとせしも、土砂多量に流入し居りしを以て中止し、石櫛の入口を發見せんが爲め東方に向ひて發掘をなす。

同 二十八日 雨の爲め調査中止。

同 二十九日 第五十號墳第二石櫛の内部を調査して副葬品全部を採取す。又第三十七號墳第二石櫛の實測をなす。又第五十九號墳を發掘せしも獲る所なし。

同 三十日 第五十號墳第二石櫛及び第三十七號墳第二石櫛實測午後より第五十九號墳破壊の間隙より内部に入りて調査をなす。第五十九號墳の石櫛は墳の中心と思はるる所より東南に偏せるを以て更に一個の石櫛あるべきを思ひ、人夫七名をして墳の中心と思はるる處を發掘せしむ。

十二月一日 第五十號墳第二石櫛實測調査完了す。午後より第五十九號墳石櫛内部の調査をなし、且つ土砂を運び出だせり。第三十七號墳第二石櫛實測調査完了す。第五十九號墳の中心と思はるる所を前日に引續き發掘す。第五十五號墳には更に一個の石櫛あるが如

きを以て既に發見せる石櫛に丁字形に掘り下げしも、何等獲る所なく、石櫛なきことを確め發掘を中止す。

同 二日 第五十九號墳石櫛内部の土砂を運び出し且つ調査をなす。土器破片、鐵片等を發見す。石櫛内部は暗黒なるを以て洋燈及び蠟燭の火を借りて調査す。頗る困難を感じ、墳の中心と思はる處を前日に引續き發掘せしも何物をも獲ず。よりに少しく北方に擴げ且つ深く發掘を續行す。

同 三日 第五十九號墳の石櫛内部を調査し且つ石櫛内全部の土砂を運び出し、多くの副葬品を發見せり。墳頂を前日に引續き發掘せしも獲る所なし。

同 四日 第五十九號墳石櫛の實測調査完了す。亦墳頂を前日に引續き發掘せしも獲る所なし。

同 五日 第五十一號墳にも第二石櫛あるが如きを以て外形上墳の中心と思はる處より東方に向ひ發掘せしに、午後果して一石櫛の天井石の一部に達す。依りて其方向を按じ西方に擴げて發掘を試む。

同 六日 第五十九號墳を引續き發掘せしも獲る所なし。第五十一號墳亦發掘を續行す。

同 七日 第五十九號墳を引續き更に廣く且つ深く發掘せしも變化なし。第五十一號墳前日に引續き發掘をなす。

同 八日 第五十一號墳第二石櫛の内部に墜落せる川石を運び出す。午後より第五十九號

墳を前日に引續き發掘せしも何等獲る所なし石槨なき者と認め發掘を中止す。
 同 九日 第五十一號墳第二石槨内に墜落せる川石を運び出す。
 同 十日 第五十一號墳第二石槨床面の調査をなし副葬品を採取す。
 同 十一日 第五十一號墳第二石槨の實測をなし調査を完了す。第六十二號墳の露出せる
 天井石の附近より發掘を始む。
 同 十二日 第六十二號墳を前日に引續き發掘せしに直に石槨の床面に達す。調査をなし
 副葬品土器鎌等を得たり。
 同 十三日 第六十二號墳の實測をなし茲に始めて全調査を完了す。
 同 十四日十五日 發見品の整理及び荷造をなす。
 同 十六日 大邱出發歸任す。

各古墳の發掘及び調査日程を表示すれば左の如し。

發掘日程	第三十七號墳 第一石槨	第三十七號墳 第二石槨	第五十號墳 第一石槨	第五十號墳 第二石槨	第五十一號墳 第一石槨	第五十一號墳 第二石槨	第五十五號墳	第五十九號墳	第六十二號墳
十月廿四日									
同廿五日									
同廿六日									
同廿七日									
同廿八日									
同廿九日									
同卅一日									
十一月一日									
同二日									
同三日									
同四日									
同五日									
同六日									
同七日									
同八日									
同九日									
同十日									
同十一日									
同十二日									
同十三日									
同十四日									
同十五日									
同十六日									
同十七日									
同十八日									
同十九日									
同二十日									
同廿一日									
同廿二日									
同廿三日									
同廿四日									
同廿五日									
同廿六日									
同廿七日									
同廿八日									
同廿九日									
同卅一日									
十二月一日									
同二日									
同三日									
同四日									
同五日									
同六日									
同七日									
同八日									
同九日									
同十日									
同十一日									
同十二日									
同十三日									

第四章 第三十七號墳

(圖版第一一第三)

達城(現達城公園)の南西に接続せる丘陵上(大邱府立回生病院裏手)に約二十基の古墳ありて一群をなす。第三十七號墳(第一圖)は其の最北部の丘陵上にある圓墳にして東北は第三十八號墳西南は第三十五號墳に接し、東は傾斜面をなし飛山洞の部落を距てて大邱平野を俯瞰する形勝の地に立てり。封土の基底部の直徑約六十五尺、高さ畑地面より約七尺にして、中に二石櫛あり、是れを第一石櫛、第二石櫛と名づく。封土中には稜角ある厚さ約二寸、長さ一尺、五寸、三寸等の割石を混じり、石櫛の周囲は厚さ約二尺の粘土にて包繞したり。墳形は土砂採取の爲め破壊せられて外形を變じたるも當初は圓墳なりしことを窺ふに足る。

(甲) 第一 石櫛

一 發掘の經過

十月二十四日日本墳の外形を實測及び撮影をなし、二十七日第五十號墳の外形實測の傍ら人夫八名を使役して墳の西南側腹部より一間半の廣さを以て中心點に向ひ、上部を次第に廣く發掘を始めし、何等獲る處なし、仍て調査の都合上一時中止せし、十一月二日再び人夫十六名を使役して發掘を繼續せり。同日午前十一時頃石櫛天井石の一部及び入口閉塞石の上部

を發見す。因りて人夫を八名に減じて閉塞石の附近を廣く發掘し、他の八名をして第五十五號墳の發掘を開始せり。三日第五十號墳第一石櫛調査の傍ら人夫五名を使役して外閉塞石(圖版第)を取除き内部に入りて大略の調査をなし、直に割石を以て入口を完全に塞ぎ且つ夜番を附して石櫛内遺物の散逸を防ぎ、翌五日人夫四名を使役して閉塞石(圖版第)を取除き石櫛内部に入りて調査をなせり。石櫛内部は入口より四尺許の所まで深さ約二尺、土砂流入し居れるを以て是等内部の土砂を運び出しつつ調査をなし、夕刻耳飾の位置を記入して之を採取せり。六日、七日兩日は各人夫二名を使役して石櫛内部を調査しつつ遺物の採取をなし、八日實測を終り調査を完了せり。

二 石櫛の構造 (圖版第三一第五)

石櫛は封土の中央より稍東南に偏し、其平面は長方形にして長さ十四尺八分、廣さ四尺二分、一分、高さ中央にて五尺一寸八分、墳頂より床まで十二尺九寸あり。櫛壁は實測圖(圖版第)に示すが如く自然の花崗岩の板石を立て、板石と板石との間隙には割石を入れて塞ぎ、其上を更に粘土を以て塗りし形迹あり。入口は川石を三段に積み(圖版第)其上に大なる板石を立て更に板石の上部を斜に大なる板石を立懸けて塞げり。板石と天井蓋石との間隙には川石を挿入し、其上を粘土にて塗り完全に入口を閉塞せり。床は徑二寸五分位の川石を厚さ三寸程敷きて、後方より前方に向ひ少しく傾斜せり。天井は自然の花崗岩の板石三枚を竝べ架し、其間

隙は川石を以て塞げる者にして、本石櫛は其構造より見るに所謂横穴式石櫛に屬す。蓋石の上部は約二尺の厚さに粘土を以て覆ひ、其上は厚さ約二寸長さ一尺五寸、三寸前後の割石を混じたる土砂を以て墳形を構成せり。

三 遺物の配置 (圖版第六一第八)

遺物は後壁に近く稍中央に斧一口、其右側壁に接して陶製壺一個、左側壁に接して陶製高坏六個あり、それより前方左側壁に近く金銅製環一對、及び齒牙多數、又石櫛の稍中央部少しく右に偏して金製耳飾一對、頸飾の瑠璃小玉二聯あり、其すぐ前に接して金銅製冠二個、左側に環頭太刀あり、又耳飾より少しく後方に刀子多數及び鐵製武器の殘片あり、更らに石櫛の少し前方左側壁に近く齒牙數個及び銀製鈔帶金具殘缺發見せられ、前壁(即ち入口)の附近よりは彎鐵器、香葉、土器等を發見せり。床上黒色を呈せる部分ありて纔かに木棺の痕迹を存す。其長さ約八尺五寸、廣さ約二尺六寸あり。被葬者は如上遺物の配置により頭部を奥にして仰臥せしめ、金銅冠を戴き、耳に金製耳飾を着け、又銀製帶金具を垂下せる帶を纏ひ、腰に環頭太刀を佩びたる男子を想像すべし。蓋し屍體は木棺に納め、石櫛の入口に近く安置せられ、明器の類は棺の前後に配列せし者なるべし。冠と齒の位置の異動せるは如何なる故か、或は床の敷砂利上に雨水の侵入し來りしことありしたため、移動せし者か、若くは側壁に挿入せし石片及び粘土の落下によりて移動せしならん。

四 遺物

(一) 服飾品

(イ) 金銅冠其一 (圖版第九) 高一尺一分、底徑約六寸

其底邊は廣さ一寸二分五厘なる薄き金銅板を環狀に銕にて接着し、正面に當れる處に高さ約九寸の樹枝狀をなせる前立を二箇の銕を以て接着せしめ、其兩側約三寸離れて再び高さ九寸の前立を立て、其後方に少しく離れて高さ九寸五分なる異形の前立を取り着け、正面なる前立の後より幅五分五厘の薄板を穹形となして反對の緣金物に銕にて接着せしめ、又側面の前立の後方よりも同様の金銅板を穹形に反對の前立の後方に銕にて取附け、前記のものと同頂點に會して十字形をなさしめ、其處に金銅雲珠を立つ、又前立及び緣金具には多數の内面凹窪せる心葉形の金銅小搖片を附して裝飾となせり。金銅雲珠が馬具のみならず冠の頂點を飾れるは特に注意すべき事に屬す。左右前立に近く緣金物の下邊より金銅の瓔珞を連繫せしものなりしも、磨蝕甚しく唯一部を採取せしに過ぎず。

(ロ) 金銅冠其二 (圖版第一) 高七寸四分五厘、底徑約六寸

其底邊は廣さ九分五厘なる薄き金銅板を環狀に銕を以て接着し、其正面に高さ六寸七分七厘の樹枝狀をなせる前立を銕にて取着け、其左右にも亦同様の前立を作り、前立及び緣金物には

内面凹窪せる小心葉形の金銅搖片を附せるのみにして前者に比すれば手法頗る簡單なり。縁金具の兩側には金銅の環珞連繫せられしも腐蝕完からず。縁金物の左側には猶環珞を連繫せし小環遺存せり。

(ハ) 耳飾一對(圖版第一の二) 被葬者兩耳の位置相距ること約七寸より發見せり。一方に少しく開ける中空の太き金環(徑九分八厘、高さ五分七厘)に鐵地金張の橢圓形の断面圓形をなせる細き環(長徑九分五厘)を聯ね、之に金銅の垂飾を繋ぎしも腐蝕完からず。此種の者は南鮮地方の任那古新羅時代の古墳より發見せられ、亦百濟時代の古墳と認定すべき京畿道驪州郡州内面梅龍里第二號墳よりも發見せられたり。

(ニ) 金銅環一對(圖版第二の二) 青銅製鍍金の橢圓形耳飾にして長徑七分、短徑五分五厘、断面は圓形なり。

(ホ) 鈔帶金具殘缺一片 前壁より約五尺六寸、左壁より約九寸の位置より發見せり。帶金具の鈔板を缺失せる透影の心葉形垂飾の殘片なり。古新羅任那百濟の古墳より出土せる者と同形式なり。腐蝕甚しく僅かに斷片を採取せしに過ぎず。然れども之れによりて被葬者が帶金具を佩びし事を想像すべし。

(ヘ) 瑠璃小玉二聯(圖版第三の二) 徑四分内外の紺色瑠璃小玉にして、配置圖(圖版第八)に示すが如く被葬者の頸部に二重に巻きし頸飾なり。

(二) 利器

(イ) 環頭太刀一口(圖版第三の三) 身長二尺二寸三分五厘、柄長さ約七寸三分五厘。身は内反、平背、鋒は曲線より成り身の長さ二尺二寸三分五厘に對して一分七厘の内反あり。環頭は鐵心銀眼にして角ばりたる半圓形をなし、内に三葉飾あり。鞘の上部に環頭小刀を接着せり。柄の長さ七寸四分五厘、身の長さ九寸七分二厘、身には六厘の内反あり。合口の下より鞘の兩側に銀張筭様のもの附着す。柄には一種の鑲繋ぎ文を打出したる銀板を巻けり。

(ロ) 刀子四口(圖版第一四の四) 直刀式平背にして身に鞘の木片猶遺存し、中一個は身の部缺失、他は鋒身多少缺損せり。柄は長さ三寸内外にして一種の鑲繋ぎ文を打出したる金銅板を巻けり。柄頭は金銅製にして一方内側に少しく開ける環の繋がる三環形をなす。

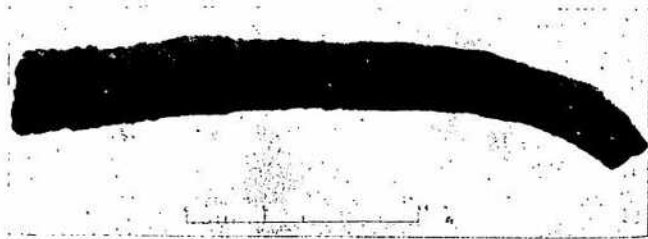
(ハ) 刀子八口(圖版第二の二) 何れも身の部缺失せるも、前記のものと同型式にして稍小なり。柄を存するもの五個、他は缺失せり。

(ニ) 刀子八口(圖版第三の二) 直刀式平背にして何れも四寸内外普通の型式に屬す。身には鞘の木片猶遺存し、或者は鞘口に幅三分の鐵板を巻けり。柄は鹿角製と思はるるものもあり。

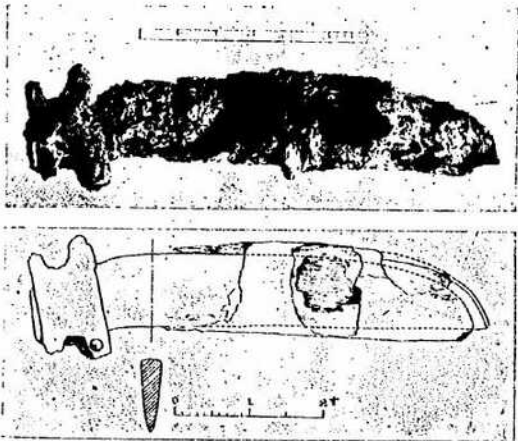
(ホ) 錐附小刀一口(圖版第二の二) 長さ約五寸、一端に刃を有し柄は繩の如く捻れ他端尖りて錐の如し。

(へ) 斧頭一個(七版第二) 實測圖(圖版第二〇の6)に示すが如く長さ三寸一分、刃の幅一寸二分、普通の型式にして穂袋内に木部猶遺存せり。

(ト) 異形鐵製武器八個(圖版第一六) 長さ約四寸三分七厘、幅約一寸七分、扁平にして兩側に二個づつの刺様突起を作れり。下部は筒形をなし以て柄頭を挿入するに適せしむ。



(土川内城土里納風) 鐵 圖二第



(土出墳號九十八第零昌) 鐵 圖三第

(チ) 鎌三個(五版第一) 長さ四寸三分内外、實測圖(圖版第三の3)に示すが如く鐵製扁平にして尖端は多少鈎狀を呈し、現今使用せらるる普通の鎌の如く、他端を少しく折り曲げて柄の脱落を防げる者にして其處に木片猶遺存し、柄を接着せし形迹明かなり。亦身の部にも同様木片殘存し、昌寧第八十九號墳より嘗て漆塗の鞘遺存して發見せら

れしことありしが、蓋し本品も亦鞘を有せしものならん。此種のものとは往々南鮮の三國時代の古墳及び内地の古墳より出土せるのみならず、百濟初期のものとして認定すべき京畿道廣州郡九川面風納里土城内部よりも出土せることは注意すべきことなり。(第二圖)(第三圖)

(三) 馬具

(イ) 轡二個(圖版第一七の2) 鐵製にして甲は引手の長さ五寸五分二厘、銜の長さ四寸三分、乙は長さ五寸八分、銜の長さ三寸五分にして最も簡單なる形式なり。

(ロ) 杏葉九個(圖版第一八の8) 鐵地金銅張にして橢圓形の上端は懸垂用の長方形の透孔を有する矩形の作出部あり、下端は魚尾の如き形態をなし全長二寸八分内外あり、蓋し胸繫及び尻繫の飾金具ならん。

(ハ) 鉸具三個(七版第一) 金銅製一個(圖版第三の3) 鐵製二個、何れも普通の型式なり。鐵製鉸具一個は完形をなし、他は缺失の部多し。

(ニ) 金具殘缺八個(九版第一) 鐵地銀張にして長さ約五分五厘、幅約六分の稍方形のものを連續して、一端は方形の一方角のとれたる者を紙にて皮紙に接着せしものなり。

(ホ) 金銅雲珠斷片(九版第二) 前壁即入口の附近より多數發見せしも腐蝕甚しく採取すること能はざりき。多くは草紙に綴りて裝飾用とせしものにして、前記の如く冠の上部に附着せしは珍らしきものなり。

(四) 鐵製雜品

(イ) 鐵製籌臺一個(圖版第二) 總長二尺三寸五分、二枚の鐵板を刳合せたる長さ八寸、幅六寸九分の鐵板の上に四個の細長き脚を有する鐵板を取付け、其れに斷面圓形の細長き鐵棒長一尺三寸七分五厘を立て、其上端に細長き四手を有する板を取付けしものにして、其形態より判すれば蓋し籌臺ならん。

(ロ) 鏡八本(圖版第一) 長さ一寸七分乃至五寸一分、石槨の四隅に散在して出土す。蓋し木棺に使用せしものならん。

(五) 齒牙

齒牙十八本(圖版第二) 遺物配置圖に示すが如く二個處の位置より發見せられたり。前齒三本、犬齒二本、小臼齒五本、犬臼齒八本、性別年齢等明がならず。

(六) 土器

(イ) 蓋附高坏四個(圖版第五) 鼠色堅緻にして大小二種あり。蓋は印籠形にして其上部に杯狀の鈕を有す。身は徑四寸内外の蓋受を有する杯狀をなし、下に上窄く下に向ひて開ける稍高き脚を作れり。甲(二個)の脚には二層に各四個の長方孔を上下互ひ違ひに穿ち、乙には四

個の細長なる孔を穿てり。大なる方は高さ蓋を通して六寸内外、小なる方は五寸内外あり。

(ロ) 高坏身七個 前記の者と同型なれば寫眞を略せり。亦大小二種ありて、大なる方は高さ四寸四分内外、小なる方は三寸五分内外、何れも蓋を失ひたり。中一個は脚を失ひ、三個は脚に缺損の所多し。

(ハ) 壺一個(圖版第六) 口徑三寸四分五厘、高さ四寸二分、稍球形の上部に瀾き口を開ける者なり。灰色、質堅緻にして底部は丸底に近き壺なり。

(ニ) 壺一個(圖版第七) 口徑四寸四分五厘、高さ五寸一分、瀾き口を有する赤褐色の壺にして、質脆く肩以下に打型文様あり。

(ホ) 坏一個(圖版第八) 口徑三寸九分、高さ一寸二分、口縁は蓋受を有し、灰色にして質堅緻なり。
(ヘ) 紡錘車一個(圖版第九) 徑一寸四分五厘、高さ八分、素焼にして實測圖(圖版第十)に示すが如き最も普通の形式なり。

(乙) 第二石槨

一 發掘の經過

前記第一石槨は封土の中央より稍東南に偏せしを以て、更に一個の石槨あるべきを思ひ、十一月十一日入夫七名を使役して第一石槨の北西部を發掘せしめしに、果して夕刻に至り石槨

の天井石を發見す。十二日人夫四名を使役して入口と思はるる處を發掘せしも、午後に至り雨の爲め中止せり。翌十三日も雨の爲め發掘を見合はず。十四日人夫三名を使役して入口の處を發掘し、何時にても入りて調査し得る程度に達して中止せり。二十四日此入口の閉塞石を除き、人夫一名を使役して内部の調査をなせり。前壁の右側より鉞、それより少く後方に鐵製武器等を發見す。二十五日調査を繼續して中央部より刀子、それより少く後方に離れて耳飾一個を發見す。二十六日人夫一名を使役して調査を終る。梁氏二十七日より石槨の實測に着手、十二月一日に至りて完了せり。

二 石槨の構造 (圖版第三第二一第二二)

石槨は封土の中心より北方に偏し、其平面は長さ十二尺六寸二分、廣さ四尺七寸、中央にて高さ中央にて五尺一寸五分、墳頂より床までの高さ十二尺九寸あり。壁は自然の花崗岩の板石を立て、其間隙には川石割石を挿填し、其上を粘土を以て塗れり。入口は高さ約二尺の板石を立て、其上部に割石及び川石を載せ、以て上部を平らにし、更に厚さ約七寸の板石を立てて塞ぎ、其上部と天井石との間隙には割石及び川石を詰込み、更に其上を粘土にて塗り、以て完全に入口を閉塞せり。床面には徑約二寸五分の川石を厚さ三寸程敷き、後方より前方に向ひて低く多少の傾斜をなせり。天井蓋石は自然の花崗岩の板石三個を横架し、板石と板石との間隙には川石及び割石を詰込み、更に蓋石の上部には二尺程の厚さに粘土を置きしこと第一石

槨と殆ど同じ。石槨は其構造より見るに所謂横穴式石槨たること亦第一石槨と同様なり。

三 遺物の配置 (圖版第二一第二四)

石槨の内部には側壁及び天井の間隙を塗りし粘土墜落し、且つ土砂流入せしため、遺物は多少當初の位置を變じたり。遺物の配置は實測圖(圖版第三四)に示すが如く、後壁右隅より土器、鍔、鞍橋覆輪金具、其左中央より土器類、後壁より約三尺前方右壁に近く冠、帶金具、耳飾あり、又左側壁に接して陶製の臺あり、其上に稍大なる壺を載せたり。臺より少く離れ左壁に接し土器類多數あり、其反對なる右壁に接して高坏四個あり。石槨の前部即ち入口の左隅に壺一個、少く後方に鐵器、鐵鉞等あり、又其右方に環頭太刀、鐵製武器、鎌、金銅沓等遺存せり。金銅沓は腐蝕甚しく採取すること能はざりき。以上遺物配列の状態により屍體は木棺に納め、奥壁を距ること約三尺の所より少く右に偏して前方に安置せられ、棺の後方に土器馬具類、左右に土器前方に鐵器或は武器等を配列したりしなり。被葬者は以上の遺物より見れば恐らく男子ならん。

四 遺物

(一) 服飾品

(イ) 冠一個 (圖版第三五) 寫眞及び實測圖 (圖版第四〇) に示すが如く、冠は櫛の皮を以て作られ、其前

面に前立金具あり、嘴状部を下にし、其下部に附着せる金銅板の裏表に金銅小搖片の裝飾あり、此金銅板は殘缺にして構造明かならず。

(n) 金製耳飾一對(圖版第三) 總長約二寸、薄き金製心葉形の傍に更に内面凹曲の小心葉板を添付し、之れを金小環を連續して作れる圓筒様のものを以て上なる金環(長徑六分二厘)に連續せしものにして手法頗る精巧なり。

(ハ) 金銅環一個(圖版第二) 長徑六分五厘、短徑五分四厘、断面圓形の金張銅環なり。此種の者は從來一對宛出土せるを以て特に注意して他の一個を搜索せしも遂に發見する能はざりき。

(ニ) 銀製鍔帶金具一具(圖版第二) 心葉形の鍔に銀鍔を垂下せるものにして總て六個あり。各鍔三個の小鍔にて革帶に綴着せしものなり。此外別に長方形の銀板に小銀鍔を垂下せしめ、其銀板の一端に鍔具を附着せし者あり、又別に長方形の短冊形銀板ありて其端亦鍔具を有す。蓋し此鍔具にて革帶の先端を綴着せしものなり。

(ホ) 金銅沓斷片(圖版第三) 金銅製にして腐蝕甚しく、數個の斷片を獲じに過ぎず。其表面に鱗形の打出しを有せる者あり。古新羅任那の古墳より往々出土する者と同形式に屬す。

(二) 利器

(イ) 環頭太刀一口(圖版第一) 現長二尺五寸三分四厘

環頭は青銅製にして環内に三葉飾あり、鋒端は多少缺損せり。刀身は平作、平背にして、中央に

於て一分の内反あり、鞘の先端に近く筭様の斷片ありて附着す。鞘の上に刀子及び筭様のもの附屬せしものなれども、是等は發掘の際散亂し居りしを以て手法明かならず。而も前記第一石櫛發見の太刀と同形式のものたるは明かなり。

(ロ) 環頭太刀一口(圖版第二) 現長二尺六寸六分五厘

環頭は金銅製にして一方に少しく開ける三個の環が接着して三環形をなし、身は平作、平背にして鋒は少しく缺損せり。柄には一種の打出鑲繋文を有せる金銅薄板を巻き、鞘の上に刀子及び筭様のもの附屬せしものなれども、發掘の際是等は散亂し居たり。而も第一石櫛發見の太刀と同形のものならん。

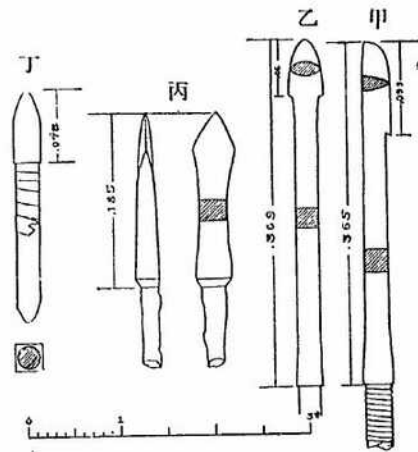
(ハ) 短刀一口(圖版第三) 鞘は漆塗にして兩面に刀子各一本附着し、刀子の兩側亦各一本の鐵地銀張筭様のものを有せし者なるが、一方の刀子は此筭様のものを失ひたり。刀の鋒端並びに一刀子の鋒端少しく缺損せり。

(ニ) 刀子十口(圖版第九) 長さ四寸三分内外にして、普通此種見る所のものなり。

(ホ) 鐵鍔四口(圖版第三) 長さ六寸内外にして、一口は先端に向ひて細く、鋒部の断面稍圓形をなす。他の三口亦先端に至るに従つて其徑を減じ、鋒部の断面は菱形をなす。是等の鍔の穂袋は断面圓形にして、内三個は縁に於て切込あり。

(ヘ) 鐵叉鍔一口(圖版第三) 長さ五寸一分、其先端は二叉に開き、他端は穂袋をなす。穂袋の中には木部猶遺存せり。

(ト) 鑿形鐵器一口(圖版第三) 長さ六寸一分、先端は扁平にして刃を有し、中部は断面方形なり。
 (チ) 異形鐵製武器八個(圖版第三) 扁平にして細長き鐵板の兩側に刺狀突起を有せる武器にして、先端は尖り他端柄に接する部分を左右より曲げて筒形をなせり。
 (リ) 鎌三個(圖版第三) 鐵製扁平にして現今使用せらるる普通の鎌の如く、中一個は本の方
 缺失し、或る者は身に木片猶遺存し、一端に角の如きもの及び柄の一部附着し且つ木製楔を遺
 存せり。蓋し本品も鞘を有せし者にして、第一石櫛發見のものと同形式なり。



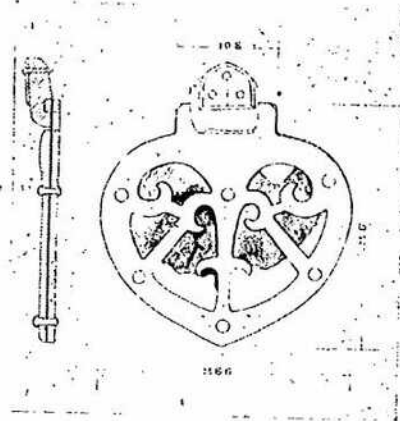
圖四第 鐵器實測圖

(ヌ) 斧頭二個(圖版第三) 普通の形式にして
 一は長さ三寸五分、刃部の幅一寸五分、穂袋に木
 部猶遺存す。他は長さ六寸一分、刃の幅二寸六
 分あり。
 (ル) 鐵鐵一四本(圖版第三) 實測圖(挿圖第四圖)
 の如く四種あり。甲は二本にして鋒部刀身形
 をなし、一方に鬘を有し、鬘被の断面は正方形を
 なす。乙は一本にして鋒部三角形をなし、兩側
 に鬘を有し、鬘被の断面は稍方形に近し。丙は
 一本にして柳葉形をなし、體の断面は稍方形に
 鋒は劍形をなせり。丁は十本にして體の鋒部

正方形にして先端尖れり。

(三) 馬具

(イ) 轡一個(圖版第三) 鐵製通常の形式にして引手一本缺損せり。
 (ロ) 籠一對(圖版第三) 長さ九寸二分、輪の長徑六寸、鐵製の輪籠にして普通の形式なり。
 (ハ) 鞍橋覆輪殘缺(圖版第三) 鐵地銀張にして前輪後輪に屬せる斷片なり。
 (ニ) 杏葉三個(圖版第一) 心葉形の鐵板の上に極めて薄き金銅板を置き、更に其上を鐵地銀



圖五第 杏葉實測圖

(ト) 鉸具四個(圖版第三) 鐵製亦普通の形式にして、或者は草紐の附着せる痕迹を認む。
 (ホ) 鉸具二個(圖版第三) 金銅製にして鞍の附屬
 品なり。座金は鐵地銀張にして中一個は缺失の所
 多し。
 (ヘ) 鉸具一個(圖版第三) 金銅製にして最も普通
 の形式なり。

(チ) 鐵環四個(圖版第三) 徑一寸内外にして其一には革紐猶附着して發見せらる。
 (リ) 鐵器殘缺二個(圖版第三) 細長き金具にて革紐などに數個の銚を以て綴付けしものなり。
 (ス) 十字形飾金具三九個(圖版第三) 鐵地銀張にして、革紐に二本の銚にて取付け裝飾となせしもの如し。

(四) 鐵製雜品其他

(イ) 鐵器一個(圖版第三) 方形隅圓の鐵板の四方に幅四分五厘厚さ一分五厘位の鐵板を立て、其周圍に幅四分五厘厚さ六厘の鐵板を上下四處に鐵銚にてからくり附け、下方に鐵の柄を取り附く、柄の下端は中空をなし更に木桿を挿入するに便す。何の目的に用ひしか不明なり。或は鐵箒の如き者か。
 (ロ) 鐵器一個(圖版第三) 長さ二寸五分幅中央にて七分短冊形の鐵片にして用途不明なり。
 (ハ) 鏡一〇個(圖版第三) 長さ三寸内外にして、兩尖端を折り曲げて作れる普通の形式なり。
 (ニ) 鐵器一個 稍長方形の一端角のとれたる金具にして、革紐に四個の銚を以て綴付けしものなり。

(ホ) 名稱不明器斷片二個(圖版第三) 櫛の如き形をなせるも磨蝕甚だしく用途名稱共に不明なり、後考を待つ。

(五) 土器

(イ) 壺一個(圖版第四) 高八寸四分、口徑六寸五厘、肩徑八寸四分。球形の上部に漏斗狀に開ける太き頸を有し、肩に一條の凹帶を繞らせり。鼠色の質堅緻なる所謂新羅燒と稱する土器にして、飾臺の上に置かれしまま發見せられ、形狀頗る整美なり。
 (ロ) 飾臺一個(圖版第四) 高一尺二寸二分、上徑六寸二分、底徑八寸八分。上に壺を承けんがための皿狀部あり、其下は窄く、脚廣く開きたる臺狀をなし、紐様刻形を以て八段に分ち各段互違ひに長方形の透孔を作る。鼠色にして質堅緻なり。
 (ハ) 蓋附高坏二四個(圖版第三九) 口徑三寸乃至三寸八分、高(身)三寸一分乃至四寸三分。鼠色、質堅緻にして、脚に長方形の透孔あるもの十二個、他は二段に稍長方形の透孔四個を上下交互に配置せり。蓋は印籠形にして頂に坏狀の鈕を有す。中には坏狀に二個の透孔あるものもあり、中一個(圖版第三) には其内に貝殼十九個猶遺存せり。
 (ニ) 蓋附高坏四個(圖版第三) 口徑三寸九分内外、高四寸三分内外。蓋と身には縦に櫛搔文様を所々に作り、灰色、質堅緻なり。中一個は蓋無文にして質粗なり。何れも蓋は印籠形にして、頂に坏狀鈕を有す。脚は二段に各四個の透孔ありて互違ひに開けり。

(ホ) 脚附盤一個(圖版第三) 口徑五寸七分、高五寸三分五厘

鼠色、質堅緻にして上は盤状をなし、下に上窄く下に向ひて開ける脚を作り、脚は二段に各五個の透孔を上下互違ひに作れり。

(へ) 廣口壺四個(圖版第三) 甲、高三寸二分六厘、口径三寸六分、丙、高三寸九分七厘、口径三寸六分五厘、何れも廣口、平底にして、火度極めて弱き褐色、軟質、吸水性強き甕形土器なり。乙のみ黒褐色を呈せり。

(ト) 脚附長頸壺一個(圖版第三) 高六寸九分五厘、口径三寸六分六厘、脚徑四寸五分

鼠色、質堅緻にして頸は上部に至るに従つて開き、其側面は凸帯及び凹帯にて三層に分かち、下二層に波状櫛搔紋を作る。肩部と腹部との間に凸帯を繞らし、腹部に亦波状櫛搔紋を見はせり。脚部には四個の透孔を有す。

(チ) 脚附長頸壺一個(圖版第三) 高七寸一分、口径三寸七分五厘、脚徑四寸三分

鼠色、質堅緻なり。頸は上部に至るに従つて開き、其側面は凸帯にて三層に分かち、下二層に櫛搔波紋帯を作り、腹部は凹帯にて二層に分かち、上層に波紋帯を見はし、脚部には四個の透孔を有す。

(リ) 脚附長頸壺一個(圖版第三) 高一尺三分、口径五寸三分五厘、脚徑八寸一分

脚を失ひたる鼠色、質堅緻の壺にして、上部に至るに従つて開きたる頸は、凸帯にて三層に分かち、下二層に櫛搔波紋帯を作る。

(ス) 脚附長頸壺二個(圖版第三) 高八寸四分、口径四寸五分、脚徑六寸二分一厘

質堅緻にして、脚には六個の長方形の透孔あり。頸は凸帯にて三層に分かち、下二層に波紋帯を見はせり。

(ル) 紡錘車一個(圖版第三) 高さ六分八厘、徑一寸一分五厘、素焼にして圓孔を上下に貫通せる普通の形式なり。

第五章 第五十號墳

(圖版第二第四二)

第三十七號墳の南西方約三十間、二基の古墳及び間道を隔てて丘陵上にある圓墳にして、西は第五十一號墳に接す。封土基底部の直徑南北約六十五尺、高さ北側に於て約十四尺中に二石櫛あり、是れを第一石櫛、第二石櫛と稱す。封土中には稜のある厚さ二寸位、長さ一尺乃至三寸の割石を混し、石櫛の周圍は厚さ約二尺の粘土にて包圍したる者なり、本古墳は四方より土砂を採取せし爲め外形を損し、殊に東南側は數尺の崖壁をなし、亦西北側の裾に於ては土留石(圖版第四二の四)の一部を露出せり。

(甲) 第一石櫛

一 發掘の經過

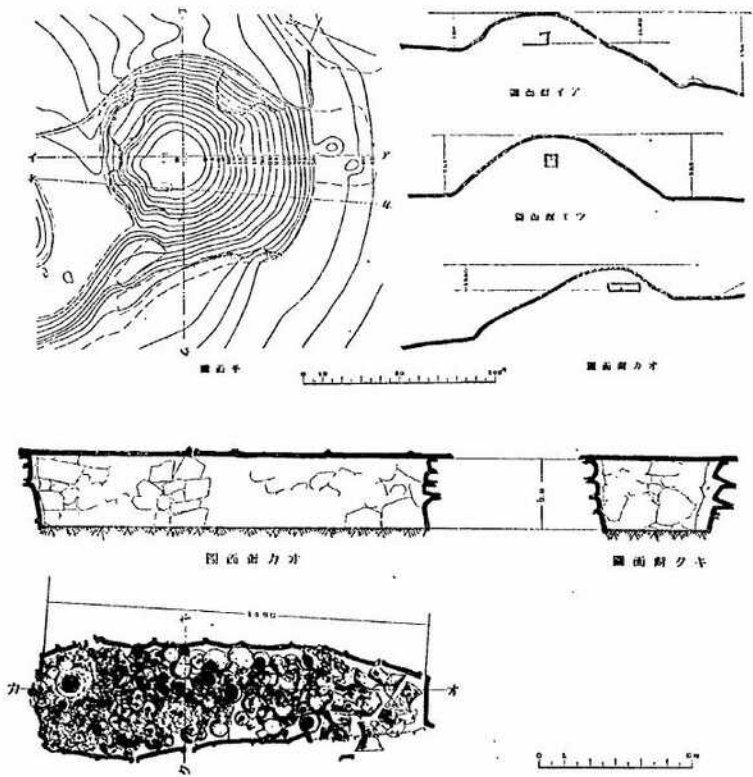
十月二十七日外形の實測をなし、二十八日入夫七名を使役して先づ西北部に露出せる土留石を調査し、午後三時頃より墳の中心と思はる所より南方に向ひ發掘すべき區劃を豫定し、中腹より中心に向つて發掘を開始せり。二十九日引續き發掘せしも何等獲る所なく、三十日の午前十一時頃に至り石櫛天石の一部に達せり。乃ち其處を更に掘開して檢せしに、一枚の天非石は折れ他の三枚の天井石は南壁を築成せし石材の一部と共に内部に墜落せし爲め、石櫛

の中央部に土砂闖入せしも、前後部の天井石は異状なく土砂の流入極めて少く土器類果々として重なるを見る。乃ち天井石を取り去り、且つ内部に墜落せる土砂、川石等を石櫛外部に運び出たせり。三十一日、十二月一日兩日は雨の爲め發掘を中止す。二日入夫二名を使役して内部の調査をなし、又東方なる土器類の配置圖を作り、傍ら土器を採取せり。此日より夜番二名を置くこととせり。三日、四日引續き配置圖を作り、且つ土器を採取し、又石櫛の平面圖を作る。五日入夫一名を使役して石櫛の實測をなし、午前十一時頃全部の調査を完了す。

二 石櫛の構造 (圖版第四二、第四三、第四四、第五、第四六)

石櫛は封土の中心より少しく南に偏し、其平面は長方形にして長さ十一尺五寸七分、廣さ中央に於て二尺二寸五分、高さ約五尺八寸五分、床より墳頂までの高さ十四尺三寸五分あり、四壁は實測圖(圖版第四三)の如く川石を以て構成し、上に上るに隨ひ次第に内方に傾斜せしめ、其間隙には多く藁切を混せる粘土を詰め込み、更に壁面全體に粘土を塗りしが如し。天井は花崗岩の板石九個を横架し、床には徑二寸五分位の川石を約三寸の厚さに敷けり。思ふに此石櫛は此墳の主室と思はるる第二石櫛に對する土器の收藏所なるべし。大正九年十一月谷井古蹟調査委員と共に調査せし慶尚北道星州郡星山洞大墳にも是れと同様の副室(第六圖)ありて、約三百個の土器を收藏せり。此第一石櫛は上部より副葬品を容れ、最後に天井蓋石を横架せる堅穴式の者にして、天井蓋石の上部は粘土を以て覆ひ、其上に割石を混したる土砂を覆ひて以て

第六回 星州郡星山洞大墳實測圖及副室遺物配置圖



四〇
封土を築成せしこと第三十七號墳に於けるが如し。

三 遺物の配置

(圖版第四四・第四七)

遺物は前記の如く天井を構成せる石材の中央部折損し且つ中央部西南壁の一部崩壊せる爲め他三枚の天井石と共に土砂内部に落込みしも幸に前壁後壁の附近は流入せる土砂少く爲めに遺物配列の原状を留む。床上中央に實測圖(圖版第四)に示せるが

如く長さ二尺許、黒色に變せる處あれども何物なるや明かならず。左右の壁に近く一本宛の刀子を發見せり。後壁(東南より前方四尺七寸までの間に多數の土器累々として重り居たり(圖版第四))。前壁(西北の中央に當り一の大きな壺あり、其左右及び前方約四尺六寸迄の處に多數の壺を配置し更に其上に高坏及び把附蓋盤等を重ね置けり(圖版第四))。又是等の壺の上より鑿及び斧頭を發見せり。

四 遺物

(一) 利器

- (イ) 鑿一個(圖版第四) 長さ七寸二分五厘、先端は扁平にして少しく缺損し、中央部の断面は稍正方形にして、後端より約二寸五分の處に於て木片廣さ約四分附着す。蓋し柄に挿し込みありしものの如し。
- (ロ) 鎌一個(圖版第四) 第三十七號墳發見のものと同形式にして、長さ五寸六分、先端少しく缺損し身に木片猶遺存せるを見れば、恐らく鞘ありしならん。他端は少しく折り曲げて柄をしばりし草紐猶附着せり。
- (ハ) 刀子二口(圖版第四) 普通の形式に屬し、一は鋒及び莖の端缺損す。他は莖の端少しく缺失せり。

(イ) 斧頭一個(圖版第4門 八の2) 長さ三寸二分九厘、刃部廣さ一寸四分、鐵製にして穂袋を有せる普通の形式なり。穂袋内に木部猶遺存せり。

(二) 土器

(イ) 蓋附盤二個(圖版第4門 九の1) 甲は口徑二寸六分五厘、身高さ二寸八分五厘、蓋を通じて全高四寸三厘、乙は口徑一寸八分五厘、身高さ一寸一分四厘、蓋を通じて全高三寸三分五厘、共に平底軟質、黄褐色にして蓋には坏狀の鈕あり。

(ロ) 把手附蓋盤二七個(圖版第4門 九の2,3) 口徑二寸乃至二寸九分、蓋を通じて全高三寸四分乃至四寸五分、軟質、黄褐色にして、片側に上向き蹠手及び渦形把手を取着け、蓋に坏狀鈕を附す。中一個の蓋は缺損せり。

(ハ) 把手附盤二個(圖版第4門 九の4) 口徑約三寸四分、高さ約一寸四分、皿形をなし、口縁部は外側に反轉せり。軟質にして黄褐色を帯び、片側に環狀把手を附す。

(ニ) 盤三個(圖版第4門 九の5) 口徑約四寸五厘、高さ約一寸五分、皿形をなし、口縁部は外側に反轉せり。軟質にして黄褐色を呈す。

(ホ) 廣口小壺八個(圖版第4門 九の6) 口徑二寸八分乃至三寸五分、高さ一寸八分乃至三寸一分、口淵く口部縁は外側に反轉せる平底の壺にして褐色軟質なり。

(ヘ) 壺一個(圖版第4門 九の7) 口徑二寸五厘、高さ四寸五分、腹徑四寸一分、口及び肩の邊は灰綠色、肩

以下は小豆色を呈せり。質堅緻にして口縁部は外側に反轉せる平底の壺なり。

(ト) 蓋附高坏四十六個(圖版第4門 九の8) 大小二種あり、大なる方は口徑四寸内外、高さ蓋を通じて五寸五分内外、小なる方は口徑三寸二分内外、高さ蓋を通じて三寸四分内外、薄手鼠色にして質堅緻なり。蓋及び身に縦走櫛搔紋様あるもの四個、蓋のみにあるもの二個、蓋に窠先點刻紋あるもの八個、蓋に羽狀紋、身に斜格子紋あるもの一個あり。脚に長方形の細長き透孔あるもの十七個、他は二段に四個の透孔を上下交互に配置せり。

(チ) 高坏身十五個(圖版第4門 九の9,11) 口徑約四寸、高さ約四寸二分、軟質、厚手にして黄褐色及び小豆色を呈す。脚は二段に四個の透孔を上下互違ひに開けり。

(リ) 高坏身十六個(圖版第4門 九の10) 口徑約三寸六分、高さ約三寸七分、薄手、鼠色にして質堅緻なり。脚は二段に四個の透孔を上下交互に配置せり。

(ヌ) 脚附盤二個(圖版第4門 九の12) 一は口徑四寸八分、高さ四寸三分、一は口徑四寸七分七厘、高さ四寸二分七厘、何れも黝黒色にして質堅緻なり。身は凸帯にて四層に分ち、中二層に波狀櫛搔紋を作り、脚に五個宛の透孔を上下交互に開けり。

(ル) 異形土器一個(圖版第5門 五〇) 高さ八寸二分五厘、帯黒褐色軟質にして、徑六寸四分、四厘を有せる低き臺上、一方に上部坏狀をなせる筒狀のものを置き、他方に壺を置きて筒狀のものに接着せしめ、坏底より壺に至る小孔を穿つ、此坏上に把手附甌(圖版第5門 一の2)あり、横に倒れて發見せらる。形狀頗る珍異他に類例を見ず。

(ヲ) 把手附甌一個(圖版第五) 口徑五寸四分、高さ五寸五分、黝黒色にして質堅緻なり。兩側に厥手把手を有し、底の中央なる圓孔の周りに花瓣様透孔七個を作る。前記異形土器の坏上に横に倒れて發見せらる。

(ワ) 把手附甌一個(圖版第五) 口徑四寸三分五厘、高三寸三分、黒色にして質堅緻なり。片側に角形把手を取着け、底に二十三個の透し孔を有す。

(カ) 廣口壺一個(圖版第五) 口徑五寸二分五厘、腹徑七寸六分二厘、高さ七寸八分、鼠色にして腹部以下は小豆色を呈し、平底にして周圍に打痕あり、口縁少しく缺損す。

(コ) 脚附壺一個(圖版第五) 口徑四寸一分五厘、腹徑八寸、高さ九寸二分、脚は低くして凸帯にて二層に分たれ、各層に稍方形の透孔ありて上下互違ひに穿てり。

(ク) 脚附長頸壺一個(圖版第五) 口徑五寸六分、腹徑八寸一分、高さ一尺一寸二分、長き頸は凸帯にて三層に分たれ、上部に向ひて開き、脚は凸帯にて二層に分ち、各層に方形の透孔を上下互違ひに作る。灰色にして質は堅緻なり。

(レ) 脚附長頸壺一個(圖版第五) 口徑五寸九分、腹徑八寸一分、高さ一尺六分、頸は上部に至るに従つて開き、頸の上下と中間に二條の凸帯あり、脚には長方形の透孔を穿つ、鼠色にして質頗る堅緻なり。

(ソ) 脚付長頸壺一個(圖版第五) 口徑五寸九分五厘、腹徑八寸、高さ一尺五分、前記のものと殆ど同一なり。

(ツ) 三耳附壺四十個(圖版第五) 口徑三寸六分乃至四寸二分、腹徑約七寸、高さ約七寸五分、大部分鼠色にして堅緻なれども往々小豆色及び黄褐色の斑暈あり。平底にして肩に三個の鈎手を附着す。

(ネ) 三耳附壺(大)十五個(圖版第五) 口徑四寸五分乃至四寸八分、腹徑七寸五分乃至八寸三分、高さ九寸乃至一尺八分、肩に三個の鈎手を附す。褐色にして軟質、表面に打痕紋を有す。

(ナ) 三耳附壺破片五個分 中一個分は鼠色、質堅緻なれど他は褐色軟質なり。

(ラ) 蓋十一個(圖版第五) 徑約五寸二分、三個は褐色軟質にして、八個は小豆色、質稍堅し、鈕は上部に於て左右二つ割りに作れり。前記三耳附壺の蓋ならん。

(ム) 蓋二十二個(圖版第五) 徑約五寸一分五厘、褐色軟質にして、中六個は小豆色を呈し、質稍堅し、鈕は上部に於て十字形の切り込みあり、前記三耳附壺に屬せる蓋なり。

(ツ) 蓋五個(圖版第五) 徑約五寸二分、褐色軟質にして、鈕には三個の透孔を有せる者にして、前記三耳附壺に屬せる蓋なり。

(キ) 蓋二個(圖版第五) 徑約五寸六分、褐色軟質にして環狀鈕を有す。前記三耳附壺に屬せる蓋なり。

(ク) 蓋十二個(圖版第五) 徑約六寸三分、褐色軟質にして環狀の鈕を有せり。前記三耳附壺(大)に屬せる蓋なり。

(イ) 蓋二個 徑六寸六分五厘、赫色にして質は稍堅し、環狀の鈕を有せる者にして、前記三耳

附壺(大)に屬せる蓋なり。

(ク) 蓋三個 徑約五寸五分、小豆色にして質は稍堅し、鈕は缺損せり。

(ヤ) 蓋一個 徑約四寸八分、鼠色、質堅緻にして坏狀の鈕を有す。是等の蓋は何れも三耳附壺の蓋なり。

(マ) 廣口壺五個(同版第五の10) 口徑約四寸九分、腹徑約四寸九分、高さ約五寸五分、赤褐色軟質にして平底の甕形土器なり。

(ケ) 壺二個(同版第五の9) 甲は口徑六寸三分五厘、腹徑九寸六分、高さ九寸五分、乙は口徑六寸五分、腹徑九寸三分、高さ八寸九分、何れも黄褐色、軟質、平底にして打痕紋あり。

(フ) 壺(大)一個(同版第五の8) 口徑八寸五厘、腹徑一尺三寸七分、高さ一尺六寸三分、鼠色、質堅緻にして、口縁は外側に開ける圓底の壺なり。

(コ) 壺(大)破片一個分 口徑九寸六分五厘、鼠色、質堅緻なり。

(エ) 把手附壺一個(同版第五の7) 口徑七寸五分五厘、帶黒褐色、軟質にして平底なり。側面には二個の棒狀把手を附着す。

(テ) 把手附壺破片一個分 前記の者と同形なり。

(ア) 鉢三個(同版第五の2) 口徑七寸八分内外、高さ三寸五分五厘内外、盤形にして其底部は圓底に近く、口縁は外側に折り曲げて縁を作れり。褐色にして軟質、表面に打痕文を有す。

(乙) 第二石槨

一 發掘の經過 (同版第四三)

第一石槨は墳の中心より南に偏在し且つ其内部より主として土器の多數を發見せしのみなるを以て、必ず之に伴ふ處の主槨の存在すべきを思ひ、五日午後より人夫八名を使役して第一石槨と丁字形に發掘を始む。六日人夫八名を使役して墳の中心と思はるる所を掘り擴げしに、午後三時頃に至り石槨の天井石の一部に達せり。因りて東方に少しく掘り擴げて發掘をなし、何時にても石槨の内部に容易に入り得る程度になし一時調査を中止せり。二十七日人夫二名をして石槨の西西南壁の積石の一部を除かしめ、石槨の内部に入りて床面より約五寸の高さに流入せし土砂を排除して遺物を調査せり。二十八日雨の爲め調査を中止、二十九日人夫一名を用ひ遺物の配置圖を作り、且つ副葬品の全部を採取せり。三十日人夫一名を使役して石槨の實測を始め、十一月一日に至り全部の調査を完了せり。

二 石槨の構造 (同版第四二、第五四、第五六、第五七)

此石槨は第一石槨と丁字形をなし之と同時に構成せられし者にして、第一石槨を副室とせる主室なるべし。石槨の長さ十二尺八寸五分、廣さ三尺九寸五分、高さ中央にて五尺六寸二分、

墳頂より床までの深さ十四尺四寸六分あり、側壁は圓みを帯びたる川石を以て構成し、其間隙には葦苈を多く混せし粘土を詰め込み、更に壁面全體に粘土を塗ること厚さ一寸五分許、石槨の天井には花崗岩の板石四個を横に並べ架せり。天井石の上部には粘土を約二尺の厚さに置き、床面には徑二寸五分程の川石を約三寸の厚さに敷き、又四個の川石を實側圖(圖版第五四)に見るが如き位置に置いて棺臺となせり。石槨は構造より見るに上部より棺及び副葬品を入れ而る後天井石を横架せし者にして所謂竪穴式石槨に屬す。

三 遺物の配置 (圖版第五五、五八)

石槨内には壁面に塗りたりし粘土墜落し居りしも、遺物の移動甚しからず。實側圖(圖版第五)に示すが如く被葬者の頭部に當れる處より耳飾、右側には太刀、後壁に接して土器類、前壁に近く盞香葉、土器等を發見せり。鏝が石槨中央部の四方に散在せるより見れば、屍體を木棺に納め之れを棺臺の上に安置せしが如し。

四 遺物

(一) 服飾品

- (イ) 耳飾一對(圖版第五八) 被葬者兩耳の位置(五寸離れて)より發見せり。中空にして一方

少しく開ける太き金環(徑九分八厘、高さ六分五厘)に細き鐵地銀張の橢圓形の環(長徑九分四厘)を聯ねたる者にして、之れに垂飾を繋ぐを例とすれども腐蝕缺失せり。

(二) 利器

- (イ) 太刀一口(圖版第五) 身長一尺三寸七分七厘、柄長さ二寸五分五厘、柄は金銅板を巻きしも腐蝕甚たしく僅かに一部を存す。鞘口に近く金銅の環頭を有せる短刀の斷片附着せり。蓋し第三十七號墳第一石槨發見の環頭太刀(圖版第三)の如く鞘に環頭短刀の附屬せしものならん。
- (ロ) 太刀附屬品斷片五本 火箸様のものにして前記太刀の鞘に附着せしものなり。
- (ハ) 刀子八口(圖版第六〇の2) 長さ三寸八分内外にして、普通の形式に屬す。
- (ニ) 錐附小刀一口(圖版第六〇の1) 刃の長さ約一寸四分、總長五寸五分六厘、柄は捻れて繩様をなし、尖端錐狀をなす。
- (ホ) 異形鐵製武器四個(圖版第六一の2) 奥壁より一尺五寸、右壁より一尺四寸の位置より發見せり。扁平にして兩側に三個づつの刺狀突起を有せる武器にして、柄に接する所は曲げて袋形をなす。
- (ヘ) 鏝一個(圖版第六二の5) 先端少しく缺失せり。第三十七號墳發見のものと同形なり。

(三) 馬具

- (イ) 轡一個(圖版第六二の7) 鐵製にして引手長さ約六寸一分五厘、銜長さ約三寸四分、一方の鏡板少しく缺損せり。
- (ロ) 杏葉三個(圖版第六一の3) 心葉形の鐵板の上に金銅の透彫心葉形薄板を入個の金銅鍍にてからくり附けし者にして、上端には懸吊用の長方形の孔を穿てる矩形の作出部あり、中一個は稍完全なれども他の二個は缺失の部分多し。
- (ハ) 金銅雲珠斷片若干(圖版第六四の4) 斷片のみにて數へ難し。當初は革紐に多數綴付けて裝飾とせし者にして、第三十七號墳第一石槨發見の者と同形なり。
- (ニ) 鉸具二個 鐵製にして普通の形式に屬す。
- (ホ) 金銅金具斷片若干(圖版第六一の4) 圖版第六四の4に示すが如き斷片にして用途不明なり。

(四) 鐵製雜品

- (イ) 鐵製金具斷片三個(圖版第六二の2) 長さ約一寸三分五厘、廣さ約一寸一分、短冊形の鐵片二枚を二個の釘にて綴付けし者にして、其間には木部猶遺存せり。如何なる目的に用ひられしや不明なり。

- (ロ) 鐵片三個 何れも二寸内外の釘の頭部を失ひしものの如し。一端に角の如きものに僅かに附着せるもあり。
- (ハ) 鏝十二木(圖版第五九の四) 鐵製にして長さ四寸内外、兩尖端を折り曲げて作れる普通の形式なり。

(五) 土器

- (イ) 坏三個(圖版第六三の1) 口徑三寸一分乃至三寸四分五厘、高さ八分乃至一寸一分五厘、鼠色にして質稍堅く共に同形なり。口縁は内側に窄まりて蓋を受くるに便せり。
- (ロ) 高坏身四個(圖版第六三の2) 口徑約三寸八分、高約三寸七分、鼠色、質堅緻にして脚には二段に梯形の透孔を上下交互に配置せり。
- (ハ) 蓋附高坏七個(圖版第六三の3) 口徑約三寸三分、高さ約三寸六分、鼠色にして質稍堅く、脚には二段に梯形の透孔を上下互違ひに開けり。
- (ニ) 三耳蓋附壺二個(圖版第六三の4) 甲は口徑四寸二分五厘、腹徑七寸八分、高さ八寸一分、乙は口徑四寸二分、腹徑七寸九分、高さ八寸五分、肩に三個の鈎手を附し共に帶黄褐色にして質脆く表面に打痕文あり。蓋は褐色、軟質にして上部に環狀鈕を有す。
- (ホ) 壺一個(圖版第六三の5) 口徑五寸三分、腹徑八寸一分、高さ八寸六分、鼠色、質堅緻にして形狀頗る整美なり。

(へ) 脚附壺一個(圖版第六の三) 口徑三寸七分五厘、腹徑七寸七分五厘、高さ八寸五分、淡き鼠色にして質堅緻なり。脚は二段に方形に近き透孔を互違ひに開けり。肩部に斜格子紋帶を繞らせり。

(ト) 脚附壺一個(圖版第六の七) 口徑三寸七分二厘、腹徑七寸二分、高さ七寸五分、鼠色、質堅緻にして脚は低く、長方形の透孔を開けり。肩部の周圍には蛇の目紋を配置せり。

(チ) 紡錘車四個(圖版第六の三) 大は徑一寸五分二厘、高さ七分五厘、小は徑一寸一分九厘、高さ五分七厘、其上下に圓孔を貫通せり。普通の形式にして、中一個は斷片なり。

第六章 第五十一號墳

(圖版第六五第六六)

第五十一號墳は第五十號墳の西に接し同一丘陵上にあり。基底東西約五十五尺、南北約七十尺、高さ約十五尺にして中に二石櫛あり、之れを第一石櫛、第二石櫛と名づく。封土中には長さ約一尺乃至五寸、厚さ二寸前後の割石を混じり、厚さ二尺許りの粘土を以て石櫛の外を包めり。當初は圓墳なりしも土砂採取の爲め外形を毀損し、殊に東側に於ては第一石櫛の積石の一部(圖版第六七)を露出し、又南裾には土留石露出せり。

(甲) 第一石櫛

一 發掘の經過 (圖版第六七第六八)

第一石櫛は本墳の東麓が土砂採掘の爲めに破壊されて數尺の斷崖を作れる箇處に其側壁の一部を現はし、余等の現場を視察せし際には既に該露出部の間より内部の状況を窺ひ得る状態に在りて其發掘調査の最も急を要すべきを認めしため、十月二十六日日本墳の實測の終るを待ちて人夫六名を使役し、小泉之を監督して發掘作業を開始せり。最初露出側壁部の岩石數個を除去し石櫛内部の状態を窺ひしに、石櫛は略南北に長き矩形のものなることを認めたるも周壁の積石崩壞墜落して櫛内を埋め、天井石との間に數寸の空隙を有するに過ぎず加之中

中央部の天井石は斜めに椀内に半ば墜落して椀内部を二分し、側壁破壊部より椀内に入ることの不可能なるを知りたり。此處に於て方針を變へ石椀の天井石を取除きて上部より内に入らんとし先づ石椀の北端上部と思はるる處より發掘を始めたり。封土を削除すること僅かに一尺餘にして、割石及河原石より成る積石の一部に到達せしかば、其範圍を究めんとして發掘を進めしに該石積は堤狀をなして東西に長く連なり本石椀の天井部とは何等の關係なく寧ろ木墳の中央部に在る主椀(第二石椀)に附隨するものなることを確めたり。此處に於て再び發掘方針を變へて石椀の略中央部と思はるる箇所より更めて發掘を始め、二十七日正午前天井石の一部に達したり。これより南北に沿ひて此部分を掘り廣め終に三枚の板岩を横架したる天井部の發掘を了したり。天井石は中央のもの一個が半ば斜めに墜落したる外、他は架設當時の状態を保つ如くなるも天井石の隙間より視察するに、周壁の崩壞に伴ひ徐々に原位置の儘にて沈下せしもの如し。かかる状態にあるを以て、天井石の一部を取除き他を保存して椀内の調査をなすことは全然不可能なること知り、終に天井石の全部を除去したり。而して椀内を埋めたる岩石或は土砂を排除し、十月二十八日午後三時終に頭部副葬品たる土器の一群を發掘し、同二十九日被葬者の遺骨及其脚部より北壁に互る空處一面に靱の一群の存在せるを認め椀内の發掘を了せり。

二 石椀の構造及遺物の配列 (圖版第六九第七〇)

本石椀は周壁の崩壞甚しきために築造當時の状態を詳らかにすること難きも、今存在せる北壁及周壁の下邊に於て觀察するに、椀の平面は長さ約十尺、横幅の最も廣き處三尺あり、片麻岩及泥板岩の割石を不規則に並べて凹凸甚しき矩形を呈す。此壁の現狀より推測するに、周壁は又如上の割石を用ひたる不規則なる積石壁にして、石間に青味を帯びたる粘土を填充せしもの如し、尙北壁は下底部より上方に及ぶに従ひ内側に僅かに傾斜するより見れば、周壁は各々これと同様に傾斜し、天井部は下底部より狭りたる型式に屬する石椀なるを知る、而して其高さ約三尺餘もありしならんか。石椀下床には、ガラスを約三四寸の厚さに敷き、其上に被葬者及其副葬品を安置せしものにして、被葬者は別に棺を用ひず直接礫層上に置きしもの如く棺等の痕跡を認めず、椀の略中央部に遺骨を發見せしのみなり。主なる副葬品は被葬者の上頭部より南壁にかけて置きたるものにして、其數量豊富ならず。主なるものは土器にして各種型式のもの九個存在す、土器の一群と離れて破損せる鐵製鎌一個を發見せし外、武器馬具等の副葬品を認めず。被葬者の脚部より北壁にかけて一面に靱を副葬せしもの如く、灰狀に腐朽せし其一群を發見せり。腐朽層中に僅かに葉狀纖維質物質の痕跡を認めしを以つて或は稻穂の儘にて副葬せしにはあらざるかと想像せしめらる。

三 遺物

(一) 土器 (圖版第七二)

いづれも素焼の所謂新羅焼と稱する土器にして黝黒色にして堅緻なるものと赤色にして脆弱なるものと二種あり。今其型式に依りて區別すれば前者に屬するものに

高坏四個、廣口壺一個、蓋付長頸壺一個、蓋付廣口壺一個あり。

(イ) 高坏四個(圖版第七の12) 高坏はいづれも小形に屬し脚部に透を有するものにして蓋部には圓圈を以つて區分をなしたる間に點線並行紋を附したるものあり。

(ロ) 廣口壺一個(圖版第七の3) 其形整美表面全簡に篋目地紋を附す。

(ハ) 蓋付長頸壺(圖版第七の4) 此種土器に多く見る頸部を三區に分ちて内に波狀篋書紋を附したるものにして蓋部は其口徑身部のそれより甚しく大きく上に把手を附す。

(ニ) 蓋付廣口壺一個(圖版第七の5) 白色に近き感ある薄き黝黒色にして全面に斜行篋型地紋を附す。蓋部は鐘形を呈し上部に方形有孔の把手を附す。

(ホ) 廣口壺一個(圖版第七の6) 白色に近い薄き黝黒色にして表面光澤あり。丸底にして其形最も整美なり。

(ヘ) 蓋附把手附壺一個(圖版第七の7) 質脆弱吸水性强く、普通の新羅土器と著しく相違す。表面に斜行篋文の地文を一面に附し上部口椽部に近く三個の把手を附す。蓋部破損するも其形碗形を呈し、上部に把手を附したるものなる事を知るを得べし。

赤色土器に屬するものは
盤形土器一個、皿土器一個あり。

(イ) 盤形土器一個(圖版第七の8) 三國時代古墳より普通に發見される形式に屬し此處に特記するの要なし。

(ロ) 皿形土器一個(圖版第七の9) 大破せるも接合して原形を見るを得、其直徑七寸一分、高さ三寸、質脆吸水性强き粗製なり。底部やや丸味を帯び口椽を外方に曲げて約四分強の椽を作る。其形式最も原始的にして三國時代古墳出土品中に類例少く、僅かに二三を數ふるに過ぎず、寧ろ金海貝塚及慶州月城等の有史以前遺蹟より出土せしものに多く其例を見るは注目すべき事なり。

(二) 利器

鐵製鎌一口 大破するも其舊狀を窺ふに足る。其形式三國時代古墳より多く出土する普通の式にして、刃部は現代使用のものに酷似するも、僅かな反りを有するに過ぎず、柄に挿入すべき箇所は身部の一端を曲げしのみにして其他の設備なし。他古墳出土品中にこの部分は木質の殘存せるより見れば、木柄の端の近き處に孔を穿ちてこれを挿入したるものの如く先端を屈曲せしめしは其脱落を防ぐためならん。

四 結 語

本石椁は本墳の築造後に於て其墳丘麓の一部を破壊して陪築せるものにして、其西壁は直

ちに本墳主槨の周圍を固めたる積石部に接し居るを認めたり。被葬者の遺骨に關する詳細なる記述は清野醫學博士の研究の結果に譲るも其成年に達したる者の遺骨なること瞭かにして、本墳主槨の被葬者との關係淺からざることは論を要せずと雖も、其槨室の筋組にして量質共に貧弱なる副葬品より見れば、當時に於ける被葬者の地位の餘り高からざりしを想致せしむ。

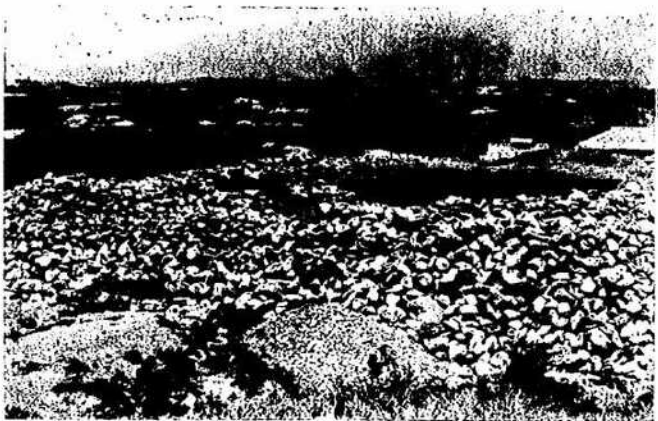
(乙) 第二石槨

一 發掘の經過 (圖版第六六)

第一石槨は墳の中心と思はる所より稍東方に偏在せしを以て、前記第五十號墳の如く更に一個の石槨あるを思ひ、十二月五日人夫七名を使役して墳の中心と思はる所より東方に或る區域を定めて發掘を始む。果して午後石槨天井石の一部に達せり。因りて西方に少しく擴げて土砂を排除す。六日引續き人夫四名を使役して發掘せしに夕刻に至りて側壁の積石崩潰して石槨の内部に充填せるを發見せり。七日人夫七名をして天井石を去り、八日七名を使役し、午後三時頃より三名に減じて石槨内部に墜落せる石材を運び出だせり。九日十日兩日は人夫三名づゝ使役して内部に墜落せる石材を運び出しつつ調査をなし副葬品を採取せり。十一日人夫一名を使して實測をなし調査を完了せり。

二 石槨の構造 (圖版第七二第七四第七五の三)

第二石槨は第一石槨と丁字形をなし其平面は長方形にして長さ十五尺二寸五分、廣さ三尺四寸、高さ約三尺六寸、墳頂より床面までの深さ十六尺三寸あり、四壁は川石を以て構築し、其間隙には多く薬劬を混せる粘土を詰め込み更に壁面全體に粘土を塗れること第五十號墳の如し。槨壁の周圍には實測圖(圖版第六六)に薄線を以て示せるが如き區域内に川石を積累し以て石槨の堅牢を助成せり。余等の初めて内唐洞の古墳群を視察せし際には、往々此種の石槨の破壊されたるものありて積石塚の混在せるを思ひしも、本墳調査の結果、此等積石塚にあらずして石槨の破壊せるものなること明白となれり。此種の石槨の破壊せるものは、第七圖に示せるが如く恰も積石塚の如き觀を呈せり。兩側壁の一部の川石は石槨内部に押出され石槨内は爲



第七圖 第五十八號石槨破壊状態

めに床面より天井に至るまで土石填塞し居たりしも猶遺物配列の原狀を認むることを得た

り。床には徑約二寸五分の割石を厚さ三寸程敷きつめたり。天井は自然の花崗岩の板石五個を横架し、天井石の間隙には川石を挿み、天井石の上には二尺許の厚さに粘土を置き、更に割石を混じたる土砂を以て墳形を構成せり。石槨は其構造より見るに所謂堅穴式石槨にして第五十號墳の石槨と同様なり。

三 遺物の配置 (圖版第七三第七五の四)

石槨内被葬者の頭部に當れる所より耳飾一對、銀製翼狀冠飾、金銅杏葉、金銅雲珠、腰部の邊より銀製鎗帶金具、銀製腰佩、土器、太刀等を發見し、又足部と思はる所より金銅製の沓を發見せしも腐蝕甚だしく採取すること能はざりき。又石槨の後壁に接して多數の土器類、前壁に近く數個の土器を發見せり。更に處々に發見せられたる鏡の位置より見れば石槨の中央部より少しく前方に木棺を安置せしものならん。

四 遺物

(一) 服飾品

(イ) 銀製翼狀冠飾二片 (圖版第七六の四) 翼狀をなせる銀製の薄き板にして、慶尚南道梁山郡夫婦塚發見の冠(第九圖)の中央部に是れと同種類の者附着せしを見れば是れ亦冠に屬せし飾金具

たること明かなり。

(ロ) 金製耳飾一對 (圖版第七七の三) 純金製にして總長一寸六分あり。心葉形薄板を一種の花籠様連環を以て長徑六分五厘の金環に連繫せし者なり。

(ハ) 銀製鎗帶金具一具 (圖版第七七の一) 鎗板一片長さ九分五厘、幅一寸、垂飾の長さ一寸五厘、幅一寸一分三厘採集せし鎗板は總て二十四片あり、中一片の一端に鉸具を附着せし者あり、各の鎗板は銀製透彫にして其下に心葉形透彫の垂飾あり、九個の鎗板にして革帶に附綴せられし者なり。革帶の端金具は短冊形の銀板にして其一端稍廣く且つ圓みを帶ぶ。此種の完全なるものは梁山夫婦塚より發見せられ、往々任那古新羅時代の古墳及び内地の古墳より發見せらるのみならず、百濟時代の古墳(忠清南道公州郡州外面龍堂里第一號墳)より發見せられて、彼此の文化的關係を物語れり。

第八圖 鎗帶金具 (梁山夫婦塚)



(ニ) 銀製腰佩一個 (圖版第七七の四) 總長二尺一寸一分、七個の橢圓形銀板を小なる方形の銀板を以て上下蝶番によりて連結し、上端には小環を附し、下端には長方形先廣がりの長き銀板を附したる腰佩なり。此種のは往々任那古新羅時代の古墳より發見せらるのみならず、百濟時代の古墳(忠清南道公州郡州外面龍堂里第二號墳)より發見せられたり。

(二) 利器

- (イ) 環頭太刀一口(殘缺) (八の三) 環頭は鐵地銀張にして環の形も圭頭をなし環内に三葉形裝飾あり、刀身缺失す。
- (ロ) 環頭太刀一口(殘缺) (八の二) 環頭は鐵地銀張にして環内に三葉形の裝飾あり、刀身大部分缺失せり。
- (ハ) 太刀一口 (八の七) 刀身は内反平作、平背にして此種普通の型式に屬す。刀身の中部及び鋒端缺失せり。
- (ニ) 刀子六口 身は平背にして何れも鋒端缺損せるも、普通の形式に屬す。
- (ホ) 鐵鉞一口 (八の四) 普通袋穂の形式なれども、本の方缺失せり。
- (ヘ) 斧形鐵器一個 (八の五) 長さ六寸五分、刃部一部缺損し先端撥形をなし後端穂袋をなせり。
- (ト) 鎌二個 (八の六) 甲は長さ五寸三分五厘、乙は身の中部少しく缺損せり。鐵製扁平にして尖端は普通の鎌の如く、他端少しく折り曲げて柄の脱離を防げり。蓋し其處に木片猶遺存して柄を取付けし形迹明かなり。
- (チ) 鐵鐵約十一個 (九の一) 柳葉式にして尖端は扁手劍形をなし、體の断面は方形なり。
- (リ) 鐵器一個 長さ二寸九分五厘、先端部は扁平中部の断面は長方形なり。
- (ヌ) 銀板一個 (九の三) 長さ約一寸三分、幅約一寸三分、太刀の柄に屬する卷金なり。

(三) 馬具

- (イ) 杏葉二個 (九の二) 心葉形の鐵板、長徑二寸九分五厘の上に鐵地銀張の十字形裝飾ある心葉形を置き五個の鉄にて接着し、上端は懸吊用の長方形の透孔を有する矩形の作出部あり。其表面に施されたる此種十字紋裝飾は往々南、鮮の古墳より出土する鏡板、杏葉等に附裝せらるるのみならず、内地の古墳より發見せらるる鏡板に盛に用ひられて近世に至れるは興味あることなり。
- (ロ) 金銅杏葉若干 (六の四) 金銅製にして橢圓形の上端は懸吊用の長方形の透孔を有する矩形をなし、下端は魚尾の如き形態をなす。全長三寸四分内外、重り合ひて發見せられ互に固着且つ破損して何十個なるや不明なり。蓋し胸繫及び尻繫の飾金具ならん。
- (ハ) 鞍橋覆輪金具斷片六個 (七の二) 鐵地銀張にして前輪後輪に屬せる斷片なり。
- (ニ) 金銅雲珠若干 完全なるものなし、革紐などに多數綴付て裝飾とせし者にして、第三十七號墳第一石櫛發見の者と同形なり。

(四) 鐵製雜品

- (イ) 鍔約十個 (九の五) 長さ二寸八分乃至四寸八分あり。普通此種見る所のものにして木棺に使用せしものならん。

(ロ) 鐵器一個(圖版第七) 鐵地銀張にして長さ一寸九分、幅七分五厘の長方形の一端圓みを帯びたるものを六個の紙にて革紐に綴着せしものなり。

(五) 土 器

(イ) 蓋附高坏九個(圖版第八) 大小二種あり。大は口径四寸七分、高さ約五寸、小は口径約三寸一分、高さ約三寸五分、大は七個にして厚手、鼠色、質堅緻に、脚は二段に各四個の長方形の透孔を上下交互に配置せり。蓋は上部に四個の透孔を有せる坏狀の鈕を附し、其周圍に波狀櫛搔紋あり、中一個の蓋は缺損せり。小は二個にして一は厚手、一は薄手にして質堅緻、脚に細長なる四個の透孔を開けり。蓋は上部に坏狀の鈕を有し無紋なり。

(ロ) 高坏身二十五個(圖版第八) 鼠色、質堅緻にして稍完全なるもの一個をのぞくの外は何れも缺損せり。脚には二段に各四個の長方形の透孔を、上下互違ひに開ける者十二個、他は何れも細長なる透孔四個を穿てり。

(ハ) 高坏蓋二十個(圖版第八) 徑四寸二分内外、淡き鼠色にして質堅緻、上部に坏狀の鈕を有し、或る者は三個の透孔を有す。蓋に鈕を圍りて波形紋を篋書せるもの一個、圓圈内に篋先點刻紋あるもの三個、又上に縦走櫛搔紋と篋先點刻紋とを互違ひに配し、下に篋先點刻紋を廻らせるもの一個あり。

(ニ) 脚附盤(圖版第八) 口径五寸九分、高さ約五寸九分、鼠色、質堅緻にして、上は盤狀をなし下

に上窄く下に向ひて少しく開ける脚を作り、脚に細長なる透孔四個を開けり。身は凸帯にて四區に分ち、中二區に波形櫛搔紋を附す。

(ホ) 脚附盤(圖版第九) 前記の者と同形式にして口径五寸五厘、高さ四寸七分五厘、亦鼠色にして質堅緻なり。脚に四個の細長なる透孔を穿ち、身は凸帯にて三區に分ち、中區に波形櫛搔紋様を作る。

(ヘ) 脚附長頸壺一個(圖版第八) 口径三寸七分五厘、腹徑四寸八分、高さ五寸七分、脚を除き鼠色、質堅緻にして長さ約二寸の頸は上部に至るに従つて稍開き、其間に二條の凸帯を繞らせり。脚は缺失せり。

(ト) 脚附長頸壺一個(圖版第八) 口径四寸七分五厘、腹徑六寸二分、高さ八寸九分、鼠色、質堅緻にして頸は凸帯にて三區に分ち、下二區に波形紋様を篋書せり。脚は低くして五個の長方形の透孔を開けり。

(チ) 三耳附壺四個(圖版第八) 口径三寸四分内外、高さ六寸六分内外、蓋を除き、腹徑六寸一分内外、鼠色、質粗鬆にして表面に打痕紋を表はし、肩に三個の鈎手を附せり。

(リ) 三耳附壺破片一個分 前記の者と同形の壺の破片にして、亦鼠色、質粗鬆なり。

(ヌ) 筒形盤四個(圖版第八) 口径二寸三分内外、高さ二寸内外、口部外方に開き、口縁部は反轉せず。平底にして鼠色、質堅緻なり。

(ル) 蓋九個 徑四寸八分内外、中三個は鼠色にして質堅緻、六個は淡き鼠色、軟質にして脆し。

饅頭形の上部に二つ割の鈕を附す。

(オ) 廣口壺二個(圖版第八の6) 口徑三寸二分、高さ二寸四分、淵き口を有し、口縁部は外側に反轉して縁を作る平底の甕形土器にして、一は褐色軟質にして質脆く、一は破片にして黒褐色を呈す。

(フ) 把手附脚附盆(圖版第八の7) 口徑約五寸一分、高さ約四寸九分、鼠色、質堅緻にして、側面に一個の帶狀把手を附す。脚は二層に各五個づつの透孔を上下互違ひに作れり。

(カ) 壺破片二個分 前記三耳附壺の如きものの破片にして二個分の如し。鼠色にして質粗鬆なり。

第七章 第五十五號墳

(圖版第八一―第八三)

第五十一號墳の南西約二十間、一基の古墳を距てて丘陵上にあり、南西は第五十六號墳に接す。封土は稜角を有せる厚さ約二寸、長さ約一尺乃至三寸の割石を混じたる圓墳なりしも、西北部は土砂を採取せし爲め其形を損せり。封土基底約六十尺、高さ東北側十三尺、西南側に於て約七尺あり。

一 發掘の經過

十月二十八日人夫二名を使役して外形の實測をなし、十一月二日午後第三十七號墳發掘の人夫の中、八名を分ちて封土の西北部の崩壊を利し、其處より墳の中心に向つて發掘を開始せり。三日人夫八名を使役して前日に引續き發掘せしめしに、午前十一時頃に至り、天井石の一部を發見し、更に石櫛への入口と思はるる所を發掘せり。四日人夫六名をして入口の閉塞石の上部に當れる土砂を排除せしむ。五日人夫七名を使役して天井石と入口閉塞石との間隙にある割石を取り去り、又後方の天井石と奥壁との間を塞ぎし板石を一枚取り除けて其處に梯子を懸け石櫛内に入り略調査をなし、再び板石を元の如く置き一時作業を中止し、第三十七號墳第一石櫛調査の爲め、且つ毎夜番人を附することとなせり。八日人夫四名をして入口閉塞石の附近の土砂を排除せしむ。十日人夫四名を役して前日に引續き發掘をなせり。

午後再び後部の天井石と奥壁との間を塞ぎし板石を取り去り其間隙より梯子を懸け石槨内に入りて調査をなす。石槨内は間隙より流入せし土砂及び天井並びに壁の間隙に塗りたりし粘土の墜落せしため八寸程埋没し特に中央より少し前方は土砂流入甚だしく調査上頗る困難を感せり。十一日より毎日入夫二名を役使したり。當日は前日に引続き土砂を排除しつつ調査をなし釘紡錘車等を得たり。十二日石槨の底部を調査せしも降雨のため中止せり。十三日も亦雨のため中止し十四日内部の調査をなしつゝ土砂を外部に運び出だし靈鞍の木部残欠二個、銚の柄等を発見せり。十五日石槨内部の調査をなし耳飾一個、土器五個、銀製高坏一個、青銅蓋附鏡一個等を発見す。十六日石槨内部の土砂を運び出し且つ調査をなし壺及び馬具類を発見す。十七日石槨内部の土砂を運び出しつゝ調査をなし鞍橋金具二個、金銅透彫金具一個、杏葉武器等を発見せり。十八日土器四十個、斧頭多數を発見せり。十九日被葬者の腰の邊と思はる所より銀製帶金具、銀製佩飾及び其側より金銅板冠其他鎌刀子、土器等を得たり。二十日被葬者の頭の邊より頭飾の瑠璃玉及び勾玉等を発見せり。二十二日午後四時頃より石槨の實測を始む。二十三日前日に引続き實測をなし以て調査を完了せり。

二 石槨の構造 (圖版第八三、八四、八六)

石槨の平面は長さ十五尺五分、廣さ五尺五寸一分、高さ中央にて約六尺五寸、墳頂より床までの高さ十四尺一分あり。兩側壁は大なる板石を立て並べ、板石と板石との間隙には川石を挿

入して塞ぎ更に其上を粘土を以て塗り。奥壁は川石を下に二段程積みて其上に板石を立て、入口は下に川石を二段に積み其上に大なる閉塞石を立て其上部と天井石との間隙は川石を以て塞ぎ其上を粘土を塗りて完全に閉塞せり。床には徑二寸五分位の割石を敷き、天井には自然の花崗岩の板石三個を横架し其板石の間隙には川石を詰め、其上には厚さ約二尺の粘土を以て覆ひ更に其上に割石を混じたる土砂を以て墳形を構成せり。石槨は其構造より見るに明かに横穴式石槨にして第三十七號墳の石槨と同様なり。

三 遺物の配置 (圖版第八五、八七、八九)

圖版第八五に示すが如く石槨の中央より稍々後方被葬者の頭部と思はるる處より瑠璃製小玉、兩耳の位置(七寸離れて)より耳飾二對、瑠璃製頸飾、少しく下に離れて帶鐙及び佩飾、其右に冠の中央金具、右側壁に接して斧、金銅環頭二子太刀、其より少しく後部に冠金具の斷片、奥壁中央より左に銀製高坏、青銅坏蓋、青銅蓋附鏡之れに接して漆器盤あり(徑五寸六分二厘、内面縁より一寸下の所に二重の同心圓の朱線を発見せしも腐蝕甚だしく採取すること能はざりき)左後隅より左側壁に近く石槨の中央部まで土器の一群あり、又中央左壁に接して斧頭十個を発見せり。更に前壁即ち入口に近く鐵製簞葦ありて左に倒れたり。又左壁に近く鞍橋透彫金具二個、鏡二個あり、右壁に接して鞍橋金具、杏葉及び土器、鐵器、金銅杏一對、轡等を発見せり。要するに當初木棺に屍體を納め奥壁より前方約四尺の所より少しく右によせて安置し、棺の

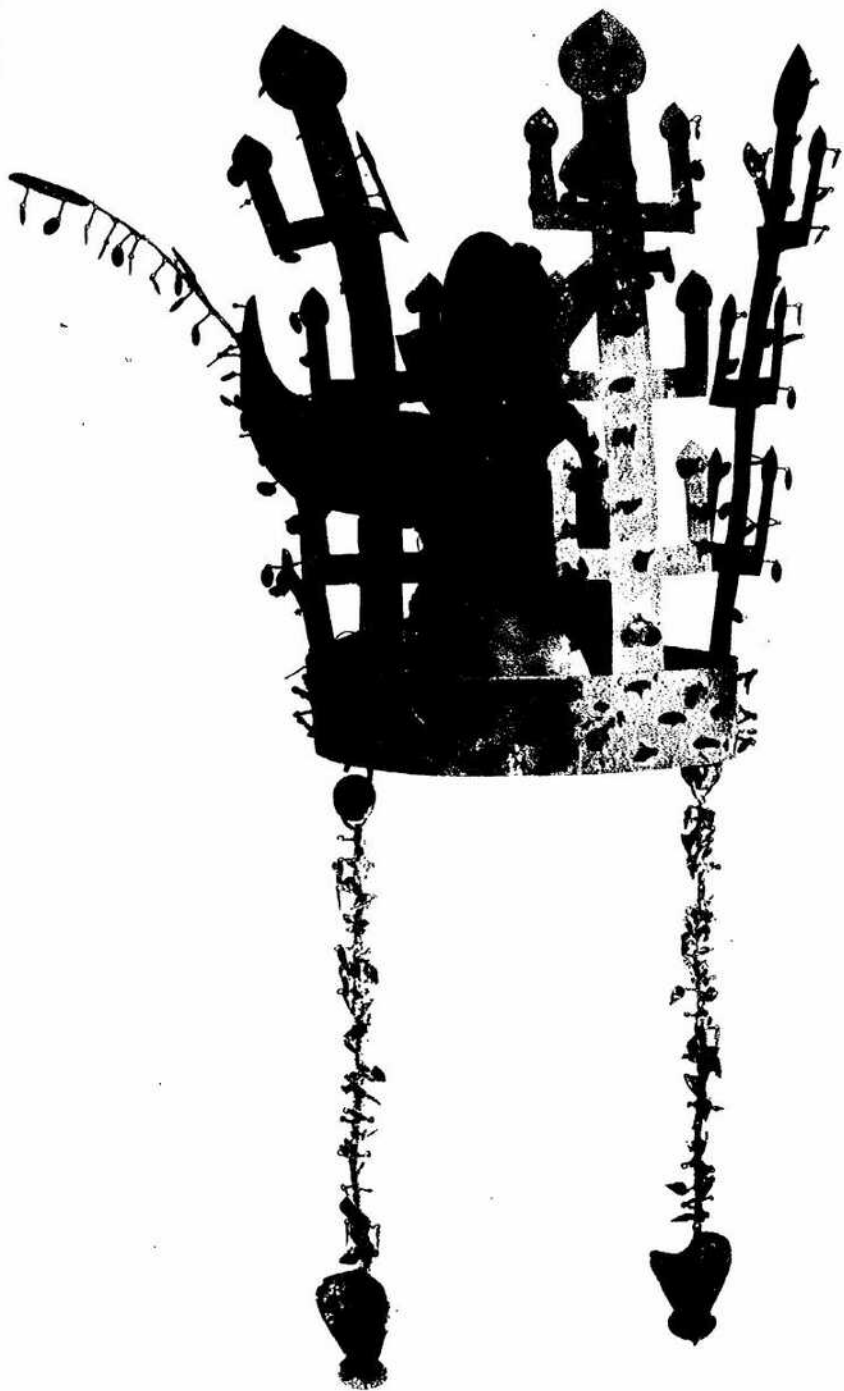
後方及び左側に土器、斧、右側に斧、太刀等木棺の前方入口との間には土器、馬具類を安置したるなり。又金銅環頭二子太刀は奥壁に近く右壁に接して半ば土中より露出したりしも恐らくは被葬者の腰に佩用せしものが上より土砂墜落の際移動せしものならん。冠の断片、冠帽及び金銅の脊も同様の原因にて多少當初の位置を變せしもの如し。此の如く石槨の内部は副葬品の一部移動せるも大體當初の配置を見ることを得べし。

四遺物

(一) 服飾品

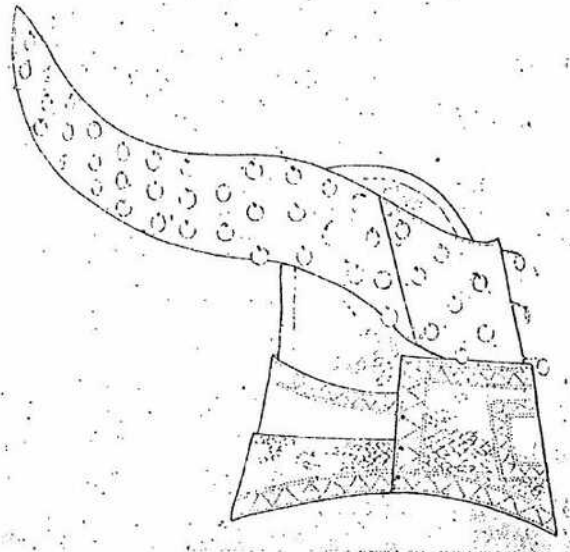
(イ) 金銅冠殘缺若干(圖版第九) 冠帽の外側にある前立の断片にして奥壁より約一尺五寸、右側壁より約七寸の位置より發見せられしも、土砂墜落の際移動せしものならん。此種の完全なる者は慶州金冠塚、瑞鳳塚、梁山夫婦塚(第九圖)、第三十七號墳第一石槨より發見せられたり。
(ロ) 冠帽一個(圖版第九) 冠の中央金具にして、破損甚だしきも略全形を窺ふに足る。圖版第九三は復原圖にして、上下二部の飾金具より成り、上部は斜格子形に切抜きたる透飾を有し、其兩端廣くして之を外方に折曲げて翼狀をなさしめ、下部は其下方に接着して、方格子形の透飾を作り。又左右兩翼間に三角狀をなせる飾金具を中央に取付けて、外方に向はしめ、其下端更に金銅板を取付け、其兩端を下部の飾金具に接着し、以て三角狀の飾板を安定にせり。是

金銅製冠 (梁山夫婦塚發見)



第九圖

等の飾金具も亦斜格子形の透しを作れり。猶此帽冠を構成せる金具の隨處に金銅拵片を綴着して飾りとなせり。是れが前記冠の中央金具なることは、慶尙南道梁山郡夫婦塚發見の冠



第十圖 冠帽(梁山郡夫婦塚發見 小川敬氏製圖)

帽(第十圖)の例によりて知らる。梁山發見の者と同形の者は、慶州金冠塚よりも發見せられたるも、本品の如き者は從來發見せられしことを聞かず。

(ハ) 金銅環狀板殘缺二片(圖版第九) 金銅製の極めて薄き環狀板にして徑一尺一寸九分、内徑五寸五分、腐蝕甚だしく採取すること能はざりき。因りて發掘の際其處にて實例圖(圖版第九)を作れり。是れも恐らくは冠の附屬品ならん。更に後考を待つ。

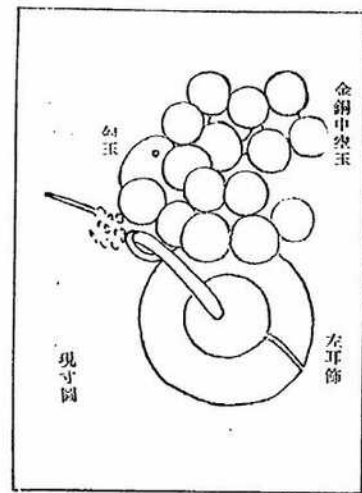
發見す。純金製中空の太き環に細き金張橢圓形長徑約九分の環を聯ね之れに垂飾を繫ぐ、垂飾は下端心葉形をなせる金板より成り、其周縁及び中央縦線は蛇腹様をなし、其上部は小環を

連結し更らに心葉形の小金板を附して之を飾り以て上部の環に連繋せり。

(ホ) 耳飾一對(五の五九) 總長約二寸五厘前記の耳飾と同一の處より發見せり。彼れと同一の性質を有すれども只心葉形金板にも小心葉環瑠飾を附せり。

(ヘ) 耳飾殘缺三個(五の六九) 銀地金張耳飾の殘缺にして何れも垂飾金具を缺く。一個は奥壁に近く冠の殘缺の邊より發見し、二個は奥壁左隅の脚附臺の附近より發見せり。

(ト) 金銅中空玉若干(五の三九) 徑約三分七厘、金銅製中空の圓玉にして被葬者の頭部耳飾の邊より多數發見せり第十一圖。又冠の斷片の附近よりも多少發見せり。腐蝕甚しく多くは採取すること能はざりき。恐らくは冠の裝飾又は耳飾の裝飾に用ひられしものなるべし。



第十圖 金銅中空玉出土狀

(チ) 勾玉二個(五の二九) 長さ約七分、質硬玉にして被葬者の左右の耳飾(大)の附近に於て一個づつ第十一圖に示すが如き位置より發見せり。蓋し耳飾に使用せしか、或は冠の飾りに使用せしか不明なり。

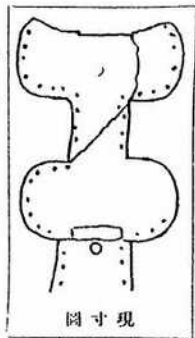
(リ) 頸飾瑠璃玉二聯(一の九) 紺色の瑠璃製小玉にして大小二種あり、大なるは徑約三分三厘、小なるは徑約二分、大なる小玉は寫真に示すが如く三重に頸より胸にかけて巻き、下端に

硬玉製勾玉一個を附し頸飾となせり。小なる小玉は二重に頸に巻きて裝飾とせしものなり。勾玉は長さ一寸一分六厘、質硬玉なれど風化して今帯青灰色を呈す。

(ス) 小玉若干(五の四九) 瑠璃製の小玉にして黄色徑一分三厘内外、草色徑一分三厘内外、淺黄色徑一分一厘内外、黑色徑一分三厘内外、褐色徑一分三厘内外あり、實測圖(八五)に示すが如き位置より發見せられたり。蓋し絹製頭布の如きものを裝飾せしもの如し。

(ル) 銀製鈔帶金具一具(六の九) 鈔板一片長さ一寸一分、幅一寸一分、垂飾長さ一寸一分のもの十數個を得たるのみにして他は悉く缺失せり。別に鈔具附鈔板一個、端金具一個あり。此種の鈔帶は昌寧、星州、公州、慶州の古墳より發見せしが、殊に梁山夫婦塚より完全の者出土せり。鈔板は透彫の方形板と心葉形の垂飾板とよりなり、方板は九個の紙にて革帶面に附綴せしものにして、端金具は長方形の先端の少しく開きたる銀板にして長さ約四寸あり。

(ヲ) 銀製腰佩一個(六の九) 總長二尺二寸五分、八個(一個缺損)の角張りたる橢圓形の銀板を方形の小銀板を以て連結し、上端には小銀環を附し、下端には長方形の先端廣がれる銀板を垂下せり。



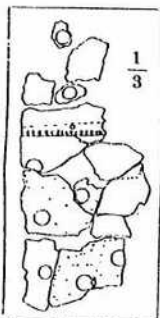
第二十圖 銀製腰佩殘缺

(ワ) 銀製腰佩殘缺 第十二圖の如く、銀製にして前者と同型に屬すれども只小銀板を用ひざるを異れりとす、縁に接して連點文を打出せり。

(カ) 金銅杏一對(七の九) 金銅薄板製にして其一隻は殘

無し、他の一隻は全形を觀るべし。石櫛の前壁より後方に約三尺二寸、右側壁より約一尺五寸の處に於て裏面を上にして發見せられたり。是れは天井又は側壁より石櫛内部に墜落せし土砂の爲め移動せしが爲ならん。長さ九寸八分八厘、底の幅二寸四分四厘、高さ一寸八分あり、先端は稍上に反り、前後の二部を銜にて綴付け、其下端は外方より内方に折り曲げて底板の縁を包み、銜留とす。其外面及び底面には金銅の圓き小搖片を針金にて繋ぎ、裝飾とせり。底面にも搖片を垂下せるを見れば、實用品にあらずして、儀式用のものなること、南鮮の古新羅任那等の古墳より發見するものと性質を同じくす。

第十三圖 金銅金具斷片



(イ) 金銅金具斷片若干 第十三圖に示すが如きものにして、厚

さ約二厘の金銅板に二重龜甲文を打出し、中心に徑約二分三厘の圖形を打出したるものにして、前記冠帽(圖版第九二)に附着して發見せらる。或は冠の附屬品ならんか。

(二) 利器

(イ) 刀一口(圖版第九)

(六の二)

石櫛の奥壁を距ること約四尺、右側壁に接して發見せり。稍完全にして全長一尺四寸一分五厘、身の長さ一尺五分、刀身の中程にて幅八分三厘あり、鋒端は曲線より成り、刀身は内反、平作、平背なり。

(ロ) 環頭太刀一口(圖版第九)

(六の三)

奥壁より前方へ約三尺四寸、右壁より約六寸の位置より發見

す。現長二尺二寸二分五厘、刀身の長さ一尺九寸二分、幅中程にて約一寸にして一分八厘の内反あり、柄は金銅板を巻き、環頭は金銅製にして環内に三葉形の裝飾あり。

(ハ) 短刀二口(圖版第九)

(六の四)

全長約九寸七分、刀身の長さ八寸四分五厘、幅中程にて四分六厘あり、二口とも同形にして一口は鋒の部缺損せり。前記太刀の側より發見せし者にして、第三十七號墳第二石櫛内發見の短刀(圖版第二八)と同性質の者ならん。着裝の狀は土砂流入移動の爲め明かならず。

(ニ) 金銅環頭二子太刀一口(圖版第九)

(九の九)

奥壁より前方へ約三尺、右壁に接して斜めに土中より上部を露はして發見せらる。是れ恐らくは被葬者の左側にありし者なりしも、土砂墜落の際移動せしものならん。現長二尺二寸四分三厘、先端少しく缺損せり。環頭太刀の二口接着せしものにして、各鞘口に近く環頭刀子を取付け、更に其下方に各筭様のものを挿嵌せり。環頭は何れも金銅製にして環内に三葉形の裝飾あり、柄及び刀子の鞘は何れも金銅製にして一種の縹繫文を打出し、鞘の先端は魚の尾の如く開きて、表面に羽鱗狀斜線を毛彫にし、鞘口には縁金具を巻けり。此種の者は從來發見せられしことを聞かず。實に珍奇の標本なり。

(ホ) 太刀斷片二個

太刀の身部の斷片にして一は奥壁より前方に三尺三寸、右壁より二寸五分の位置より發見し、他は奥壁より五尺、右壁より二寸の位置より發見せり。

(ヘ) 太刀附屬品斷片六個 太刀の附屬品にして筭様のものなり。何れの太刀に附屬せしか明かならず。前壁より後方に五尺七寸、右壁より二尺三寸の位置より發見せり。

(ト) 刀子約二十二口(圖版第一〇) 鐵製普通の形式にして往々鞘及び柄の木片の形迹を存し、亦角製柄を有するものもあり、中一口は莖比較的長く其端厥手をなせり。

(チ) 錐附小刀三口(圖版第一一) 一口は奥壁より一尺二寸、左壁より約一尺四寸の位置より、一口は前壁より五尺八寸、右壁より二尺三寸の位置より、一口は前壁より約一尺五寸、左壁より約二尺の位置より發見せり。全長五寸二分内外、外部の長さ一寸二分内外にして柄は螺旋様に捻れ其端は錐の如く尖れり。三口の中一口は刃部缺失せり。

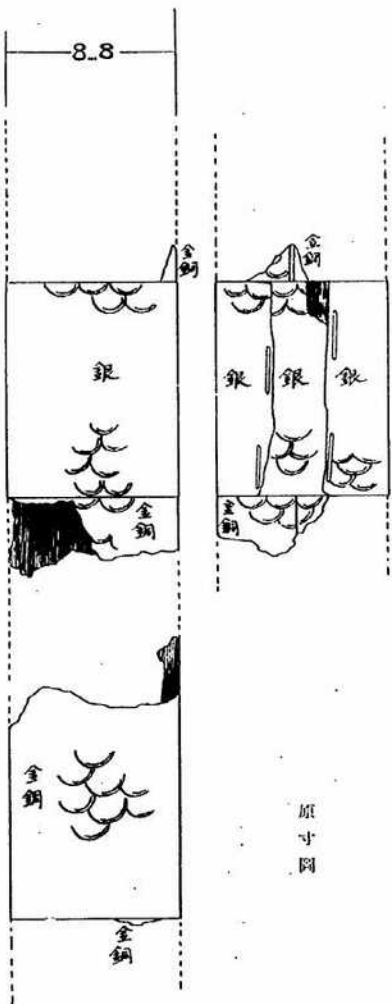
(リ) 鉞鞘一本(圖版第一二) 鉞の鞘と思はるゝものにして前壁より約五尺八寸、右壁より約一尺四寸の位置より發見せり。現長四寸、金銅製にして先端少しく缺損し、本は徑六分にして外側に少しく折り曲げあり。

(ス) 鉞柄卷金物殘缺二個(圖版第一三) 奥壁より約五尺二寸、左壁より七寸の位置より發見せり。金銅製にして表面に鱗狀打出あり、其の一部に長さ一寸一分四厘の鱗狀打出しを有せる銀板を卷けり。(第十四圖)

(ル) 鉞一口(圖版第一四) 奥壁より約三尺五寸、左壁より約二尺五寸の處より發見せしものにして、身の断面は菱形をなし先端少しく缺損せり。鞘の先端は破壊し去り、柄は鞘に接する所僅かに一部存するのみにして、鞘柄共に鱗形を打出せる銀板を卷けり。詳細は實測圖(圖版第一〇一の二)を見るべし。

(ヲ) 鉞柄殘缺一個(圖版第一五) 奥壁より約七尺五寸、右壁より約二寸の位置より發見せし者

にして柄には鱗形を打出せる金銅板を卷けり。



物金卷柄鉞圖四十第

(ワ) 鐵鉞殘缺一個分 奥壁より約七尺、右壁より約三尺の位置より發見せり。身の断面菱形をなし穂袋を有せる普通の形式に屬す。

(カ) 異形鐵製武器若干 何れも斷片にして個數明かならず。扁平にして兩側に二個づゝの刺狀突起あり、下端は折り曲げて筒狀を作り以て柄の頭部を挿入するに便す。前壁より約四尺、右壁より約七寸の位置より發見す。

(コ) 鎌三個(圖版第一六) 一個は奥壁より約三尺二寸、左壁より約一尺三寸の位置より、一個は奥壁より約四尺、左壁より約九寸の位置より、一個は奥壁より約八尺六寸、左壁より約二尺四寸

の位置より発見せり。長さ五寸五分内外のものにして普通の形式に屬す。

(ク) 斧頭一個(圖版第一) 前壁より三尺右壁に接して発見せられし者にして、下端は柄を挿入するための袋穂をなせり。長さ三寸五分、刃の幅約一寸三分五厘あり。

(ル) 斧頭十九個(圖版第三) 奥壁より七尺五寸、左壁に接し十個、奥壁より三尺八寸乃至四尺八寸の間に於て右壁に近く九個発見せり。長さ六寸乃至七寸、刃の幅二寸五分乃至三寸、穂袋を有せる普通の形式なり。

(ヲ) 斧形鐵器(圖版第一) 奥壁より約二尺三寸、左壁より約六寸の位置より発見せり。長さ約四寸五分、刃部の幅約二寸一分、先端撥形をなし後端柄を挿入する所は穂袋をなし目釘猶遺存せり。

(ヅ) 鐵製鞘尻殘缺一個 何れの太刀に屬せしものなるや明かならず。

(三) 馬具

(イ) 鏡一個(圖版第二) 前壁より約一尺二寸、左壁より約一尺の位置より一個発見せり。長さ七寸五分、輪の長徑五寸六分、鐵製輪鑿にして踏込の處は巾廣く六分九厘ありて、足の踏張りに便利よく作れる者にして、當時の普通の形式なり。唯一隻のみより発見せざるは如何なる理由か明かならず。

(ロ) 鏡二個(圖版第一) 前壁より約七寸、左壁より約一尺四寸の位置より発見せり。長さ約

八寸五分、輪の長徑六寸一分、踏込の處は巾廣く七分あり、其處に小凸起を作り以て足の踏張を更に便にせり。蓋し鐵製輪鑿の普通の形式にして是れ亦一個を発見したるのみ。

(ハ) 轡一個(圖版第一) 前壁より約六尺八寸、右壁より約一尺五寸の位置より発見せり。鐵製引手の断面長方形にして長さ約五寸一分五厘、銜は繩形にして長さ約三寸八分あり。

(ニ) 轡一個(圖版第一) 前壁より約五尺五寸、右壁より約二尺二寸の位置より発見せし者にして破損甚しく引手及び銜の長さ不明なり。第五十號墳第二石槨のものと同形式なり。鏡板(左右徑四寸四分)は角張りたる橢圓形の鐵板の面に絹を張り其上に更に橢圓形の透彫金銅の板を數個の紙にて綴附けしものなり。

(ホ) 金銅銀十七個(圖版第一) 前壁左側鞍橋の附近より発見せり。饅頭形にして徑一寸内外あり、中一個は鐵地金銅張にして徑一寸二分あり、多くは革紐に綴りて裝飾用とせしものなり。

(ヘ) 金銅香葉二十三個(圖版第六) 大小二種あり、大は長さ三寸九分内外にして十六個あり、小は長さ二寸八分内外にして七個あり、共に橢圓形の上端は懸吊用の長方形の透孔を有せる矩形の作出部あり、其處に或る者は今尙革紐が通されし、殘存せり。下端は魚の尾の如く下に廣がりたる薄板を連接せる此種普通の形式なり。

(ト) 金銅雲珠若干(圖版第一) 大小二種あり。大なる方は長さ二寸二分内外にして前壁に近く、小なる方は長さ一寸三分内外、後壁の中央部より多數発見せり。多くは馬具の革紐に附

級せしものなり。

(チ) 金銅透彫鞍橋金具二個(圖版第一〇七) 前壁左隅の附近より發見せり。即ち鞍橋の前輪後輪を飾れるものにして小なる方は前輪、大なる方は後輪なり。鞍は前輪に二個、後輪に四個あり。是等鞍金具は龜甲繫ぎ文の内に更に唐草文を充たせる透彫となし、其裏面には猶木部の形迹を遺せり。此種のものには南鮮に於ける三國時代の古墳より多數發見せらるゝのみならず、内地の古墳よりの發見例亦少からず。

(リ) 金銅鞍橋金具二個(圖版第一一〇) 前輪後輪に相當せるものにして、前輪金具は前壁より三尺、其半月形的一端を右側壁に接し、後輪金具は前壁右隅より發見せり。共に木心、打出複線龜甲紋の裝飾を有せり。然れども破損甚しく鞍の數明かならず。

(ス) 鞍の木部殘缺三個(圖版第一一二) 前記鞍橋の何れかに附屬せし木部の殘缺にして、表裏には皮を張りし形迹明かなり。

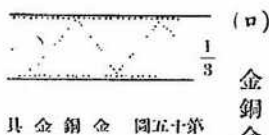
(ル) 金銅製鉸具二個(圖版第一一五) 此種普通の形式にして前記鞍橋の何れかに附屬せしものならん。

(ヲ) 鐵製鉸具五個(圖版第一一六) 此種普通の形式にして一は稍完全なるも他は多少缺損す。

(ヰ) 金銅透彫金具一個(圖版第一一七) 前壁より一尺六寸、左側壁より二尺二寸の位置より發見せし者にして、恐らくは鞍の附屬品ならん。金銅の透彫のある二枚の金具を銚にてかしめ、其間に布を入れしものゝ如し。

(四) 金銅製雜品

(イ) 金銅金具殘缺 奥壁より三尺、左側壁に接して發見せらる。幅約一寸七分二厘にして左右の縁に接して連點紋を打出せる細長き金銅板なりしも、腐蝕甚しく僅かに其一部を採取せしに過す。



(ロ) 金銅金具殘缺 奥壁より約一尺四寸、左壁より約一尺七寸の位置より配置圖に示すが如く半圓狀をなして發見せしも、腐蝕甚しく採取すること能はざりき。幅約一寸二厘、厚さ約二厘、長さ約一尺九寸、第一五圖に示すが如き鋸齒紋の打出を有せる細長き金銅板なるも用途明かならず。

(ハ) 金銅器殘缺(圖版第一一九) 鱗形を打出せる金銅板殘缺にして用途不明なり。

(ニ) 金銅右孔器殘缺一個分(圖版第一二〇) 奥壁より約一尺三寸、右壁より約二尺五寸の位置より發見す。腐蝕甚しく完全に採取すること能はず。止むを得ず發掘の際實測圖を作れり。圖版第一一六の(一)に示すが如く蓋は半球狀をなし、中心に徑三分五厘の圓孔あり、其周圍に徑二分二厘の圓孔六十四個を作れり。身も半球狀をなし、底部の中央には徑四分一厘の圓孔を開き、其左右に二個宛の徑一分五厘の圓孔を作る。何の目的に用ひられし者なるや明かならず。

- (ホ) 銀製高坏二個(圖版第一三) 口徑三寸二分内外、高さ二寸四分内外、極めて薄手の打出し製にして、上は坏狀をなし、下に上窄く下に向ひて開ける脚を作り、脚は二段に五個宛の長方形の稍大なる透孔を上下交互に穿てる、銀板を末廣がりに三個の銚にて綴附け、上部は外方に折り曲げて坏部に三個の銚にて綴ち附く、又下端は外部に折り曲げて縁を作れり。
- (ヘ) 青銅蓋附鏡一個(圖版第一四) 蓋は徑二寸七分四厘、高さ一寸一分一厘、内被せ印籠式にして、上部に寶珠形の鈕を有せり。身は口徑二寸八分四厘、高さ一寸五分七厘、口縁及び底部に近く、數層の刻線を繞らせり。蓋は奥壁より七寸、左壁より約一尺七寸の位置、身は奥壁より約八寸、左壁より約二尺一寸の位置より發見せり。
- (ト) 青銅坏台一個(圖版第一五) 徑四寸七分二厘、高さ五分六厘、奥壁より約八寸、左壁より約一尺四寸の位置より裏向きに發見せり。詳細は實測圖圖版第一一五に譲る。

(五) 鐵製雜品

- (イ) 鏡若干(圖版第一七) 長さ三寸三分乃至三寸五分、鐵製此種普通の形式にして、右擲の四隅より發見せり。蓋し木棺に使用せしものならん。
- (ロ) 鐵製箒臺一個(圖版第一六) 前壁に接し右壁に近く倒れて發見せり。長さ二尺七寸六分、底部の廣さ七寸九分あり、鐵板の上に四脚を有する長杆、徑六分四厘、長さ二尺一寸三分を立て、其上に四本の承枝を有する鐵板を取附けたり。恐らくは箒臺として用ひられしものならん。

- (ハ) 鐵器若干(圖版第一二) 前壁より約三尺、右壁より約八寸の位置より多數發見せり。長さ六寸四分内外の長方形の鐵板にして用途不明なり。缺損せるもの多く、正確の數は不明なれども約十七個ならん。

(六) 土器

- (イ) 壺臺一個(圖版第一七) 高さ一尺三寸八分、上徑七寸九分、底徑一尺一寸、上部承盤の外表面を二層に分ち下層に波形紋様を窺書す。承盤以下脚は上部筒形にして下部著しく開く、其外面を七段に分ち、上の六段に波形紋様を窺書し、更に長方形の透孔を上下交互に開く、鼠色にして質頗る堅緻なり。
- (ロ) 蓋附高坏五十一個(圖版第一八) 大は口徑三寸六分内外、高さ四寸六分内外、小は口徑二寸八分内外、高さ二寸八分内外なり。其蓋及び身に斜格子紋様あるもの二個、羽狀紋の如き紋様あるもの二個、身に斜格子紋様あるもの一個あり、蓋は印籠形にして頂に坏狀の鈕を有す。中には坏狀に透孔あるものもあり、脚は二段に透孔を互違ひに開くもの七個あり、其他は皆細長なる透孔を開けり。
- (ハ) 高坏蓋五個(圖版第一九) 口徑三寸九分内外より四寸八分内外に至る。何れも高坏の蓋にして鼠色を呈し質堅緻なり。蓋の上部に坏狀の鈕を有し、中二個は坏狀に三個の透孔を開き、蓋面に鎗先點刻紋を附せり。五個の中一個は地釉出で淡き鼠色をなせり。亦他の一個は

低くして黒色を呈せり

(ニ) 脚附盤一個(圖版第3) 口徑五寸五分、高さ五寸四分、鼠色にして質堅緻なり。脚は凸帯にて二層に分ち、五個宛の透孔を上下互違ひに開けり。

(ホ) 脚附盤一個(圖版第4) 口徑三寸六分、高さ三寸二分五厘、鼠色にして質堅く、脚は凸帯にて二層に分ち、下層に四個の長方形の透孔を開けり。

(ヘ) 廣口壺一個(圖版第5) 口徑四寸四分、高さ四寸六分、球形の兩端を切斷せるが如き形態をなせる廣口平底の壺にして、帶褐色を呈し表面に打型紋様あり。

(ト) 廣口壺二個(圖版第8) 甲は口徑四寸一分、高さ四寸四分、乙は口徑四寸三分、高さ四寸一分、共に黄褐色軟質にして、潤き口を有し、口縁部は外側に反轉して縁を作れる平底甕形の土器にして、外面に製作上の打型紋様を附す。

(チ) 把手附廣口壺一個(圖版第6) 口徑三寸九分、腹徑五寸三分、高さ五寸二分五厘、鼠色にして質堅緻なり。平底にして腹に二條の凸帯あり、其間に波形紋様を篋書し片側に把手を附す。

(リ) 蓋附盤五個(圖版第7) 口徑二寸五分内外身の高さ三寸一分内外蓋は饅頭形をなし上部に坏狀の鉤あり、褐色軟質にして中一個の蓋は缺失せり。

(ス) 壺一個(圖版第13) 口徑六寸二分五厘、腹徑八寸九分、高さ九寸五分、鼠色にして質堅緻なり。太き頸は上部に至るに従つて開き、其口縁部は外側に反轉せる丸底の壺にして、肩に凸帯を繞らし形狀頗る整美なり。

(ル) 壺一個(圖版第14) 現高六寸九分、腹徑七寸四分五厘、淡き鼠色にして質堅く、圓底にして胴以下に打型紋様あり。口縁は缺損せり。

(ヲ) 壺一個(圖版第4) 口徑四寸三分、腹徑六寸、高さ六寸六分、鼠色質堅緻なり。圓底にして肩に凹帯を繞らせり。

(ワ) 壺一個(圖版第15) 口徑四寸三分、腹徑六寸八分、高さ六寸五分、口は潤く、稍垂直の短き頸を有せる壺にして、其底部は圓底に近く、鼠色質堅く、肩以下に製作上の打型紋様あり。

(カ) 壺一個(圖版第16) 口徑五寸一分、腹徑七寸二分、高さ六寸八分、稍球形の上部に潤き口を開ける壺にして、短き頸の上部は外方に開きて縁を作り、外面には製作上の打型紋様を附す。口縁及び胴部に缺損の部分あり。

(コ) 壺一個(圖版第17) 口徑六寸、腹徑七寸九分、高さ七寸七分、廣口にして口縁部は外側に反轉し、其底部は圓底に近く、鼠色にして質堅緻なり。外面に製作上の打型紋様あり、口縁部少しく缺損せり。

(ク) 壺破片一個分 廣口、圓底に近く、鼠色質堅緻にして外面に打型紋様を有する壺の破片なり。

(レ) 脚附長頸壺一個(圖版第1) 口徑三寸、腹徑三寸二分五厘、高さ五寸三分、鼠色にして質堅緻なり。上部に至るに従つて開ける太き長さ一寸六分五厘の頸は凸帯にて二層に分ち、下層に波形紋様を篋書し、脚には四個の長方形の透孔を穿てり。

(ツ) 脚附長頸壺一個(圖版第2) 口徑三寸七分五厘、腹徑四寸六分、高さ六寸一分四厘、脚を除き、黒褐色にして質堅く、上部に向ひて開きたる長さ二寸四分の太き頸は、凸帯にて三層に分かち、下二層に波形紋様を窺書す。脚は全く缺失せり。

(チ) 脚附長頸壺一個(圖版第3) 口徑三寸六分五厘、腹徑四寸九分、高さ六寸六分、鼠色、質堅緻にして口縁少しく缺失せり。長さ二寸一分の太き頸は上部に至るに従つて開き、一條の凸帯を繞らせり。脚には長方形の透孔を穿てり。

(ネ) 脚附壺一個(圖版第5) 口徑二寸九分五厘、腹徑五寸三分、高さ五寸四分五厘、淡き鼠色にして質堅緻なり。口は潤く、垂直の短き頸を有し、腹部大に、下に向ひて開ける短き脚には長方形の透孔七個あり。

(ナ) 脚附壺一個(圖版第6) 口徑三寸四分、腹徑六寸八分二厘、高さ六寸三分六厘、鼠色にして質堅緻なり。頸は亦短く、腹部大に、下に向ひて開ける短き脚は、二段に透孔を上下互違ひに開く。

(ヲ) 脚附長頸壺一個(圖版第7) 口徑三寸五分五厘、腹徑四寸八分、高さ六寸七分、肩は小豆色、其他は黒色を呈す。質堅緻にして長さ約二寸の太き頸は、上部に至るに従つて開き、其側面は凸帯を以て三層に分かち、下二層は肩及び胸の中程迄波形紋様を窺書し、脚には六個の透孔を開けり。

(ム) 脚附長頸壺一個(圖版第8) 口徑三寸七分五厘、腹徑四寸九分五厘、高さ六寸七分、鼠色、質

堅緻にして長さ二寸の太き頸は、上部稍外方に開き、其側面は凸帯を以て二層に分かち、下層に波形紋様を窺書す。肩と腹の境に凸帯を繞らし、脚には六個の透孔あり。

(ウ) 脚附長頸壺一個(圖版第9) 口徑四寸五分五厘、腹徑六寸九分、高さ八寸九分、鼠色にして質堅緻なり。太く稍垂直の長さ約二寸四分の頸は、凸帯にて三層に分かたれ、下二層に波形紋様を窺書し、肩と腹の境に凸帯あり、脚は低くして八個の長方形の透孔を開けり。

(キ) 脚附壺一個(圖版第10) 現高七寸五分五厘、腹徑七寸、鼠色にして質堅緻なり。頸以上缺失し、肩に凸帯あり、脚は低くして八個の長方形の透孔を開けり。

(ク) 脚附長頸壺一個(圖版第11) 口徑四寸六分、腹徑六寸、高さ八寸六分、鼠色にして質堅緻なり。長さ二寸七分五厘の太き頸は、上部に至るに従つて開き、其側面を凸帯にて二層に分かち、下層に羽状紋を窺書す。下に向ひて開ける短き脚は、凸帯を以て二層に分かち、稍方形の透孔を上下交互に開けり。

(オ) 脚附長頸壺一個(圖版第12) 口徑四寸九分、腹徑六寸五分、高さ八寸八分、肩のあたり地釉出で灰綠色を呈し、其他は黒色なり。長さ二寸六分五厘の太き頸は、上部に至るに従つて開き、其側面は凸帯にて三層に分かち、下二層に波形紋様を窺書し、肩に一條の凸帯を繞らせり。下に向ひて稍開ける短き脚には、五個の長方形の透孔を開き、口縁及び脚の一部缺損せり。

第八章 第五十九號墳

(圖版第一二〇第一二一)

大邱府立回生病院裏手の丘陵上、最南端の最高處にある圓墳にして、即ち第五十五號墳の西南一基の古墳を隔てて約二十二間の處に當り、東南は第五十八號墳に接し最も形勝の地に立てり。封土の平面橢圓形にして南北約八十尺、東西約百尺、高さ東側約十尺、北側に於て約十二尺あり、封土中には割石を混じり石槨の周圍には厚さ約二尺の粘土にて包圍したる者にして前記諸墳に同し。

一 發掘の經過

十月二十八日外形を實測し封土内に二石槨あるを豫想し、先づ封土の中心より東南に偏せる一區畫を定め、十一月五日第五十五號墳發掘終了後、人夫七名を使役して午後四時頃より發掘を開始せり。六日午後二時に至り石槨の天井石の一部を發見す。因りて石槨の在る所を知り更に廣く掘鑿せしに石槨の東南壁の一部既に盜掘の爲め崩壊し居ることを發見せり。十一月二十七日人夫三名を使役して石槨の入口を發見せん爲め更に東方に廣く發掘す。二十九日人夫九名を使役して前日に引續き發掘をなす。三十日東方に當れる所を發掘せしも容易に入口に達せず。因りて發掘方針を變へて盜掘孔(第十六圖)より石槨内に入りて調査することに決し孔の附近を廣く掘り下げ、午後一時頃始めて石槨の内部に入り人夫四名をして内



第十六圖 盜掘孔

部に填充せし土砂を運び出さしむ。十二月二日より四日に至るまで、毎日人夫三名を使役して、土砂を排除し且つ實測をなす。四日夕刻に至り實測を終り、調査を完了す。他の例により封土の中心と思はるる處には、更に一石槨有るべしと思ひ、二日より八日に至るまで、發掘せしも、何等獲る所なく、且つ日程の都合上、發掘を見合せ、此墳には第二石槨なきものと認め、調査を中止せり。

追記

日程の都合上、本古墳の發掘を見合せ調査を中止せし際、土地所有者に今後土砂採取の際、石槨を發見せし場合には、直に本府に申告せんことを依頼せり。其後何等の發見報告もなかりし故、全く此古墳には第二石槨なきものと認め居たりしに、野守は昭和四年十月大邱へ出張の際、先年調査せし内唐洞の古墳群の所在地に至りしに、意外にも本古墳の北西部に當り本古墳の石槨より深き位置に、第五十五號墳の石槨と同型式の石槨の露出せるを認めたり。因りて此墳にも第二石槨の存在せしこと明らかとなれり。

二 石槨の構造 (圖版第一二一—第一二三)

石槨は封土の中心と思はるる處より東南に偏し其平面は長方形にして長さ十六尺五分、廣さ四尺九寸六分、高さ五尺八寸五分、墳頂より床の面まで十七尺八寸あり、床は徑約二寸五分の割石を厚さ三寸程敷けり。西南壁は先づ板石を横に立て其上を川石及び割石を以て築き、他の側壁は亦川石及び割石を以て築造し、其間隙には藁坊を多く混せし粘土を挿入し更に壁面全體に粘土を塗り天井は自然の大なる花崗岩の板石五個を並べ架し其板石の間隙には川石を詰め其上には厚さ約二尺の粘土を以て覆ひ更に割石を混じたる土砂を以て墳形を構成せり。木石槨は第五十號墳の石槨と同じく亦堅穴式石槨ならん。

三 遺物の配置 (圖版第一二四)

此墳は既に盜掘を経土砂石槨内に流入し副葬品の断片處處に散亂し當初の配置全く知るべからず。其實況は圖版第一二四の遺物配置圖に之を示す。

四 遺物

(一) 服飾品



冠帽前立金具二種

市田次郎氏藏

小倉武之助氏藏

(イ) 耳飾一對(圖版第一) 銀製にして總長一寸五分五厘橢圓形(長徑七分)の環に心葉狀垂飾を銀の針金を振りて連繫せし者にして此種の最も簡單なる標本なり。

(ロ) 環一個(圖版第二) 銅心銀著せの橢圓形の環にして、一部缺失せり。耳飾に使用せしものなり。

(ハ) 金銅環一個(圖版第三) 長徑五分五厘にして断面は圓形なる橢圓形の環なり。如何なる目的に用ひられしや不明なれども、今姑く服飾品の項下に置く。

(ニ) 銀製環四個(圖版第四) 長徑五分二厘、断面圓形なる橢圓形の環なり。用途不明にして前記のものと同じく、亦姑く服飾品の項下に入れ置く。

(ホ) 冠帽前立金具殘缺(圖版第五) 冠の中央に當れる前立金具にして圖版第一二六の(二)の如く金銅板を山形に折り曲げて本細く、上部翼狀をなし左右に展開せしめ、金銅の小搖片を處々に綴りて飾りとなせるものにして、殘缺に過ぎざれども、大邱府市田次郎小倉武之助兩氏此種の完全なるもの(第十七圖)を所藏せるを以て、これにより其全形を窺ふことを得べし。

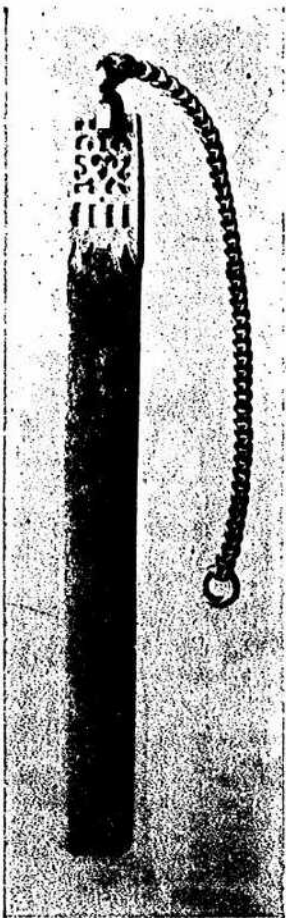
(ヘ) 銀製鍔帶金具殘缺十個(圖版第六) 鍔板一片の長さ約八分六厘、幅約八分二厘、垂飾長さ約一寸、幅約一寸一分五厘、第五十五號墳發見のものと同形式なれば説明を省く。

(ト) 金銅製腰佩飾金具殘缺(圖版第七) 數個の橢圓形の金銅板を小橢圓形の金銅板を以て連結し、上端には小環を附し、下端には長方形の末廣かりの金銅板を附せし者の殘片なり。

(チ) 銀製透彫佩飾金具斷片一個(圖版第八) 銀製透彫管形佩飾の殘缺なり。大邱府小倉

武之助氏所藏の者(第十八圖)は此種の完全なる者にして、銀製透彫篋形の者に細長き砥石を挿入せり。又昌寧第八十九號墳發見の者は細長き木を挿入せし形迹ありたり。

(リ) 金銅金具断片若干(三〇版第一) 金銅の薄板に鱗形の打出ある板の殘缺にして用途不明なり。姑く此項下に入れ置く。



具金飾佩彫透製銀 圖八十第

(二) 利器

- (イ) 鏢一個(四九版第一) 此種普通の形式にして先端少しく缺損し他端には猶木片の形迹を遺せり。
- (ロ) 太刀断片二個(四九版第一、四) 太刀の鋒端及び身の中部に當れる殘缺なり。
- (ハ) 刀子三口分(四九版第一、二、三) 一は稍完全にして柄は鹿角を用ゆ。二は刀子の角製の柄にし

て身の部缺失せり。三は刀子の身の断片なり。

(ニ) 鐵鍬約七本(三九版第一、二) 鐵製にして二種あり。一は刀身形をなし一方に關を有し、一は三角形をなし兩側に關を存し篋被の断面は稍方形なり。

(ホ) 斧頭一個(三八版第一) 長さ六寸五分、刃の部廣さ二寸八分、穂袋を有せる此種普通の形式なり。

(ヘ) 異形鐵製武器殘缺(三八版第一) 扁平にして兩側に三個宛の刺状突起を作れる武器にして柄を挿入する所は折り曲げて筒狀をなしたり。

(三) 馬具

- (イ) 鞍橋覆輪金具断片三個 前輪、後輪の覆輪金具断片にして鐵地銀張なり。
- (ロ) 杏葉一個(二七版第一) 心葉形鐵板の上に心葉形金銅透彫板を紙にて連結せし此種普通の形式にして多少缺損せるも透彫の意匠頗る觀るべし。
- (ハ) 金銅小四板三個(三〇版第一) 徑七分七厘の圓形小金具にして三個の紙にて革に綴付けしものなり。
- (ニ) 金銅雲珠殘缺(三〇版第一) 前記第五十五號墳發見の者と同性質なり。
- (ホ) 心葉形金具六個(三一版第一) 長徑約一寸一分、鐵地銀着の薄き心葉形金具にして、三個の紙にて革に綴付けしものなり。

- (ヘ) 銀着長方形金具殘缺五個(圖版第5) 鐵地銀着の長方形の薄き金具にして長さ一寸幅七分五厘中央に長方形の透孔を有し、四木の銚にて革などに綴附けしものなり。尙裏面に革の殘片附着す。
- (ト) 銀着金具斷片五個(圖版第6) 鐵地銀着金具にして幅六分、數個の銚にて革などに綴附けしものなり。尙裏面に革の殘片附着す。
- (チ) 十字形飾金具若干(圖版第7) 鐵地銀張にして革に銚にて綴附けしものなり。大部分斷片にして個數明かならず。
- (リ) 末廣短冊形鐵具一個(圖版第7) 一方の廣がりたる短冊形の鐵片にして、廣き部は裏に小鐵板を合せ三個の銚にて連結せしものにして、或は帶金具の端に在りし者か。
- (ヌ) 金銅金具二個(圖版第8) 其一は長徑一寸一分一厘、短徑七分五厘、長方形の一端圓き金具にして五個の銚にて革に綴附けしものなり。尙裏面に革の殘片附着す。他の一個は長徑六分五厘、短徑五分、長方形の短き一端稍圓くなれる金具にして、革などを三個の銚にて綴附けしものなり。
- (ル) 鐵製鉸具殘缺四個(圖版第4) 此種普通の形式なり。
- (ヲ) 金銅製鉸具四個(圖版第3) 亦此種普通の形式にして、鞍に附屬せしならん。

(四) 鐵製品及雜品

- (イ) 鐵斷片若干(圖版第2) 此種普通の形式にして十一個分ならん。
- (ロ) 砥石一個(圖版第2) 廣さ九分五厘、下部折損し、現長三寸二分五厘あり、上部に近く穿孔あり、恐らくは前記銀製佩飾端金具に附屬せしものならん。

(五) 土器

- (イ) 脚附小盤一個 高さ二寸五分、口徑二寸一分五厘、鼠色にして質堅緻なり。上は腰張れのせる盥狀をなし、下に上穿く下に向ひて開ける短き脚を有す。
- (ロ) 高坏身殘缺四個分 口徑約三寸五厘、高さ約三寸七分、何れも大部分缺失、鼠色にして質堅緻なり。
- (ハ) 蓋破片五個分 口徑三寸七分内外、高さ一寸七分内外、上部に坏狀の鈕を有せる高坏の蓋にして灰色、質堅緻なり。中一個は褐色、質脆し。
- (ニ) 廣口壺破片一個分 口濶く口縁部は外側に反轉せる平底の甕形土器の破片にして、褐色、質脆し。
- (ホ) 壺破片 鼠色、質堅緻にして口縁部は外側に反轉せる圓底の大形なる壺の破片なり。

第九章 第六十二號墳 (圖版第一三二)

第五十九號墳の西南約三十間の處にあり。是れ亦既に盜掘され封土流失して殆ど墳形をなさず。最近土砂採取の爲め徑約一間深さ約二尺五寸の凹處を生じ其底に當り天井石の一部を露出せり。

一 發掘の經過

十二月十一日人夫一名を使役して露出せる天井石の附近を發掘せしに、天井石の傍より多數の土器を發見せり。十二日引續き發掘せしに、既に盜掘され天井石一枚を除くの外は盜み去られ側壁の大半は破壊されたりしにより直に石槨の底面に達す。因りて配置圖を作り副葬品を採取せり。十三日實測を終り、調査亦完了せり。

二 石槨の構造及遺物の配置 (圖版第一三三第一三四)

石槨の平面は長さ六尺五寸、廣さ三尺八寸六分、川石を以て構成せること、第五十號墳、第五十一號墳と同形式なり。現存壁の高さ西北壁約二尺にして、天井は花崗岩の板石數個を横架せしものなりしも、盜掘の爲め板石一枚を除くの外は失はれたり。床は徑二寸五分位の割石を厚さ三寸程敷けり。墳頂より床の面迄三尺九寸あり。副葬品は當初のまゝ異狀なきものと

認めらる。第五十號墳に同じく是れに伴ひたる主槨は、西南約一間の所にありしが如くなれども、既に盜掘破壊され僅かに痕迹を認むるのみ。此石槨は堅穴式にして、土器を藏めんが爲め作られし者ならん。石槨の東南壁及び西南壁に接して土器を配置し、西北壁に接して大なる壺を兩隅に置けり。東南壁より二尺五寸、東北壁より七寸の位置より鎌を發見し、中央よりは鐵片の外、何物も發見せられざりき。

三 遺物

(一) 鐵製雜品

- (イ) 鎌一個 (圖版第一三五の1) 長さ五寸九分五厘、此種普通の形式なり。
- (ロ) 鐵片四個 (圖版第一三五の2) 何れも斷片にて用途不明なり。

(二) 土器

- (イ) 三耳附壺七個 (圖版第一三五の3) 口徑三寸九分乃至四寸四分、高さ六寸八分内外、鼠色、質堅緻にして口は潤く、口縁部は内側に窄まりて蓋受を作れり。肩に三個の方形有孔の耳を附し、其底部は凹底にして外面には押型紋様を表はせり。

- (ロ) 三耳附壺五個 (圖版第一三五の4) 口徑三寸七分内外、高さ六寸八分内外、前記の者と同形なれど、

肩に三個の鈎状耳を附せり。

(ハ) 三耳附壺破片七個分 前記のものと同形の壺の破片にして、方形有孔の耳を有するもの五個、他は鈎状耳を有せり。

(ニ) 壺一個 口徑七寸一分、高さ一尺三寸六分、腹徑一尺二寸七分、鼠色、質堅緻にして口縁部は外側に稍々反轉し、頸部以下に打型紋を有せる圓底の大形なる壺なり。

(ホ) 壺破片一個分 前記のものと同形なれど、彼れより更に大にして、極めて質堅緻の圓底の壺の破片にして、外面に打型紋様を有せず。

(ヘ) 蓋十八個(圖版第五) 口徑四寸七分内外、高さ二寸四分内外、鼠色、質堅緻にして、笠形の上部に四個の透孔を有せる坏狀の鈕を附し、其鈕を圍りて二重に楯の齒形紋を作れり。前記三耳附壺の蓋なり。

第十章 結論

是等達城郡達西面に於ける古墳は何れも圓墳にして内部には石櫛あり、或る者は一封土中に二石櫛を有し、石櫛の方向は一定せず。石櫛の平面は長方形にして、四壁は川石若しくは板石より成り、其壁は稍々内方に傾けて築造し、其上に板石數個を横架して築けるものにして、所謂堅穴式と横穴式との二種あり。何れも地山を穿ちて築造せしものにして、床には徑三寸五分程の川石を敷けり。石櫛の構造は樂浪高勾麗百濟の者と異なり、南鮮地方に於ける三國時代の古墳に多く見る處にして、積石塚の類は發見せざりき。副葬品は服飾品、利器、馬具、金屬器、漆器、土器等にして、即ち服飾品には金銅冠、金製耳飾、頸飾、瑠璃玉、勾玉、銀製鍔帶、金具、腰佩、金銅製沓等あり。是れ等は南鮮に於ける三國時代の古墳より普遍的に發見せらるるのみならず、往々内地の古墳よりも發見せられ、亦同型式の耳飾、銀製鍔帶、金具、腰佩、瑠璃玉等を百濟の古墳にも見るとを得、是れによりて彼此の文化的關係を研究し、其の生活と史實とを知るに以上の發掘品の調査が亦大なる寄與をなすべきを信じて疑はざるなり。利器には太刀、金銅環頭太刀、鍔斧、鎌等にして、亦南鮮地方の古墳に普通に見るものなるも、只第五十五號墳發見の金銅環頭二子太刀の如きは最も特異の手法にして、鍔帶、金銅鞍の華麗なるものと共に、達城の新羅人が華かなりし昔を想ふべく、又之によりて是等古墳築造者が當時の顯達の部族たりしことを知るべし。金屬器には銀製高坏、青銅蓋附鏡、青銅坏臺等あり、何れも陶器の模倣にして、銀製

(三) 第三十四號墳發掘調査報告

囑 託 小 泉 順 夫

第一章 緒 言

大正十二年七月慶尚北道大邱府に新たに公設市場の設置されるに當つて、其敷地の工事に用ふる土石の採掘場を府の西郊に當る、遂城郡遂城面飛山洞の附近に定めて盛んに採掘を開始したが、偶々其地域に散在して居た多數の古墳が破壊されて石室を曝露し、夥しい遺物の出土を見るに至つた。當時慶州に滞在して同地附近の古蹟の調査に従事であつた小川技手は、總督府からの命に依つて急遽現場に赴いて、遺蹟の調査と遺物の整理に従ふことになつたが、余も亦小川氏の後を追つて慶州より其現場に至り、同氏の仕事の一半を援ける事になつた。

本遺蹟は遂西面飛山洞から内唐洞に亙る廣範な地域に約六十基に餘る古墳の散布する一大古墳群にして、今回土取場に定められたのは其古墳群の一部に當る内唐洞及飛山洞の兩部落に接近した地點で、新羅時代の築造に係る遂城に接して其の東南に延びた丘陵の鞍部に在る。古墳は丘陵の脊に沿ふて通ずる里道を挟んで存在し、其數約十數基に達して居るが、其中飛山洞に屬する約六基及内唐洞に屬する四基の古墳は、土石採掘の中心をなして居る區域に

存在して居た關係から、其災害を受ける事が最も多く、中には封土のすべてを掘り崩されて内部の石槨を破壊し、大小の岩石周囲の積石が地上に曝露散亂して居るものがあり、或ものは封土の一部が削去されて將に石槨に達せんとしつつあるもの等があつて甚しい慘狀を呈して居た。中にも一個の古墳は既に石槨の一部が露出し、破壊された周壁には穴が穿たれて内部の狀態を窺はれる様になり、警察官の看視に依つて辛じて盜掘と擾亂の手から免れて居る様な狀態に在つて、其發掘調査の最も急を要する事を切に感せられた。此處に於て先づこの古墳より發掘調査を行ふことに定め、余が其任に當ることとなつた。これ即ち後に本古墳群の分布地圖中に第三十四號の番號を冠して登載されるに至つた古墳である。

第二章 現状及發掘調査の經過

本古墳は遂西面飛山洞に屬し、同面坪里洞に通ずる里道の北側に接して存在し、道を距て、第五十號墳に對して居た。(卷末附圖古墳分布圖參照)周囲の封土は上述の如く大部分削除されて甚しく原形を失つて居るに反して頂點部は比較的舊狀が良く保存され、其高さ路面より十三尺を示し、破壊された丘麓をたどつて略徑三十五六尺に近い圓墳であつた事が推測された。(圖版第一三六參照)

石槨は墳丘の略中央部に位して居たものゝ如く、現在の最頂部の直下に位し、槨の主軸を西南より東北に向けて存在して居た。露出して居る部分はいちこの西南壁の上邊に當り、既に

數個の積石を取除いて内部に容易に出入し得る穴が作られてあつて、石槨の下底を埋めて居る泥土上には土器及武器等の一部が其頭角を現はして存在して居るのを見ることが出来た。本古墳封土中には尙この外に一個の石槨が存在して居たものゝ如く、本石槨の東方に接して深く掘り込まれた土砂を採掘した跡に、一個の石槨の破壊された跡を明瞭に見ることが出来たが、遺憾ながら其大さ形状等に就いては何等得る處はなかつた。

余は七月二十一日より石槨内部の發掘調査を開始し、同月三十一日全部の調査を終つた。然るに同年十月野守囑託と共に再び本古墳群の發掘調査の命を受けて、此地を訪れた際、本第三十四號墳の封土の残骸中に一個の小石槨墳の露出して居るのを發見したので、十月二十四日より二十五日に至る二日間に互つて其發掘調査を行ふた。以上の經過に依つて見るに、本墳は墳丘の略中央部に主石槨と做す可き規模の壯大なる石槨を築造し、それを繞つて附屬の小石槨を陪築したものであることが認められ、前後二回の調査に依つて其數二個を數へることが出来たが尙其他の未發掘の封土中にも此種の小石槨の存在することは想像するに難くなかつたが調査の都合上、これを確める事は出来なかつた。以下記述に便なる爲め、調査の順序に従つて主石槨と做されるものを第一石槨、第二回目調査した陪葬の小石槨を第二石槨の名稱の下に記述を進めることにする。

第三章 第一石槨の構造及遺物の配列

第一石槨は全長十三尺、幅中央部に於て四尺一寸、奥壁に及ぶに従つてやゝ廣くなつて居るが大體長方形に近い平面を有して居た。四壁は花崗岩片麻岩粘板岩質の割石と、これに混じて比較的大なる河原石を極めて不規則に積上げて作られ、上に五枚の巨大な花崗岩を架して天井部を作り、下底部には拳大前後の玉石を約四寸位の厚さに敷きつめられてあつた。周壁の積石中に混用して居る粘板岩は、本遺蹟附近に産する極めて粗悪な岩質に屬し、吸水性強く軟弱なので、雨水の浸入と岩石の下重のために破碎されて脱落したために、周壁の各部處々には歪が生じて居たが、四隅は比較的舊狀を保つて居て、奥及左右壁がいつれも上方に至るに従つて内に傾き斷面に於てやゝ梯形を呈して居る事が知られた。これに反して西南壁のみは天井石より下四尺位までは垂直に近く、それより下底部に至るに従つて内側に出張つて居ることは注目に値し、一見横穴式古墳の入口の塞石を想はせるところがあるが、他方其全體の構造の上から見て、堅穴式石槨として見る可き特徴を多分に持つて居て、今此處に其是非を認識するに苦しむ、周囲の積石の空隙には青緑色の粘土鎮充したものゝ如く、處々に其殘存するものを見受けられたが、天井部には何等其痕跡を見る事が出来なかつた。(圖版第一 三七参照)

石槨内部の遺物の配列に就いての詳細は圖版第一三七の實測圖に譲ることにして、此處では其大體の記述に止める。被葬者は木棺内に横たえられて、石槨の略中央部に安置されたものゝ如く、今は何等木棺の痕跡を止めて居なかつたが、それに用ひられたと思はれる鏝釘の類が石槨の各部に散亂して居て、其位置より略上述の推定を下すことが出来た。棺内の遺物と

しては被葬者の腰部附近に存在して居た銀製帶飾及垂下腰佩の類が着装の状態を保つて発見され、頭部の附近からは銀製箭狀飾の附いた樺製冠帽の断片及其附近から純金製耳飾が発見された。木棺を繞る周囲の空所には各種の副葬品が大體四群に分かつて配置されたものゝ如く、先づ被葬者の前頭部、脚部に近い處には素焼土器の二集團があり、脚部土器群と木棺との間には馬具及小數の鐵器が一群となつて置かれ、棺の左側の空處には主として鎗刀子、鉞、斧頭等の鐵製武器をはじめ、金銅製鬮當の如き武具の類が置かれてあつた。此處に奇異に感ぜられることは當然棺内に存在すべき筈の勾玉及玻璃小玉の類が木棺外の馬具の一群中に存在し、環頭太刀が著しく其位置を換えて居ることである。如上の現象は天井部よりの岩石の落下及地下水の影響等に依つて木棺内より轉出したものと做す可きであらう。以上の各遺物は粘土層中に埋没して居た關係から鏽化、破損共に甚しく、完形を見る可きものは副葬品の數に比して極めて僅少であつた。(圖版第一三七) (配列圖參照)

第四章 遺 物

一 裝 身 具

樺製冠帽断片及銀製箭狀前飾(圖版第一三八)

樺皮の薄片を用ひて作られたもので腐朽甚しく殆んど其全形を失つて居るが銀製箭狀前

飾が附屬して居るところから南鮮各地の古墳から出土する樺製冠帽と同形のものであつた事が窺はれる。表面には斜行格子狀の刻線が施されてあつたものゝ如く、断片の全面に互つてそれが残つて居た。銀製前飾は殆んど完全に近く全長五寸餘あり、其形狀南鮮古墳出土のものに普通に見られる形に屬して居るが、上部左右兩面には各一個づゝの眼狀打出文を其折曲部を中心にしてシムメトリカルに附してあつて、それが人眼を現はし器體の正面觀が人面を象つた如き感を呈して居る。其模様の手法は南鮮各地の古墳から出土する各種の遺物の上に施された文様と全く其モチーフを異にして居り、これを單なる一裝飾的文様と解釋する外に古來各民族の間に於て辟邪の一手段として廣く行はれて來た邪視(Evil Eye)的思想が多分に働いて居ることを看過出來ないであらう。

純金製耳飾 一對(圖版第一三九下、一)

全長一寸七分、長徑六分二厘の細形金環の下に更らに小金環を連ねて、其處に細金細工風の手法になる四筒形飾を附し、下端に杏仁形の步搖を垂下したものである。本耳飾の一個は完全に発見されたが、他の一個は調査終了後下底礫層の中から其金環のみが発見されたが、環以下は終に見出すことを得なかつた。

水晶製勾玉及玻璃小玉(圖版第一三九下、二及三)

全長一寸、良質無色透明の水晶を以つて作り、形式磨研共に精良である。玻璃小玉は僅かに四個を発見したに過ぎなかつた、直徑二分九厘、上下兩端を磨して平滑としたので濃藍色を

呈し、光澤強い鉛硝子を以つて作つてある。
銀製帶飾及垂下腰佩飾(圖版第一三八上)

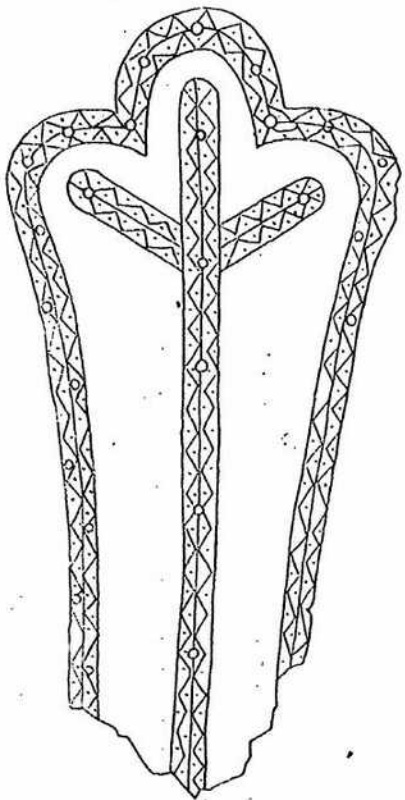
帶飾の背部に當る部分は腐朽甚しく泥狀に化して居たが腹部に當たる鉸具の左右に存在するものは比較的其形狀を認められるものが多かつた。鍔板は全長二寸五分、一寸平方の銀薄板に忍冬唐草風の文様を打抜いた飾板の下端に、同種の文様を附した心葉形の金具を取附けたものである。鉸具も又銀の細金を用ひて作られ、忍冬唐草を單純化したものと思はれる曲線より成り、使用個處の關係からか、鍔板よりは部厚な材料を以つて作られて、堅牢な感を呈して居る。全長二寸、垂下腰佩は矩形の薄銀板の繼金具を用ひて、長徑二寸六分の橢圓形を呈せる薄板七個を連ね、其最下端に短冊形の飾を垂下したものである。總長二尺三寸七分に及び、其佩用者が相等熟年の人であつた事が窺はれる。

二 武器 武器及雜鐵器

金銅製脇當 一對(圖版第 一四〇)

全長一尺二寸、金銅薄板を以つて作られ、上部寶珠形を呈し、下端に至るに従つて狭ばまり、下端の左右に各一個づゝの扉狀の板金具が附いて居る。板金具には僅かな曲面が附けられてあつて二個の蝶番に依つて開閉する事が出来、これを脚背に廻して合致せしめ、兩端にある止金具で固定せしめたものである。表面の裝飾としては上部寶珠形の略中央部に當る處に半

球形の突起を打出し、これを貫いて下端に及ぶ突線を作り出し、其上及周圍に略十二個の圓形步搖を附して居る外器全體の周縁には二分五厘幅の波狀點線紋を附してある。本品は厚さ二厘弱の薄板を切つて作り、其周圍を折曲げた甚だ纖弱なものに屬し、布或は革の如き物質を取付けた跡なく、實用の具としては其目的を達し難い感があつて、儀式用、或は單なる副葬明



第 二 十 四 圖 筑後國古田墳出土の脇當

器として作られたものと解す可きであらう。これに近似した遺品は大正十年に發掘された、慶州金冠塚の出土品中に桂甲に附屬して發見されたが、完形を見ることが出来ない斷片に過ぎなかつた。吾人は今回此種の最初の完形遺品を得た事を喜ぶと共に、その形狀が古く筑後國月の岡古墳より出土した金銅製脇當に酷似し、日鮮上代文化の緊密なる交渉を示す一資料

として興味ある遺品とす可きであらう。

環頭太刀 一振(圖版第一)

鞘は全部腐朽し去り、刀身及環頭鞘口金具等が遺存して居るのみである。環頭は鐵地銀張りの橢圓形をなし、斷面不規則な六面體をなして居る。刀身は片刃の直刀にして全長二尺八分、刃幅九分五厘、表面に木質の附着するより見て木製の鞘であつた事が窺はれると共に、それに附屬して居た小太刀及笄狀の細長い金屬器の斷片が発見されて居る。

刀子 五口(圖版第二)

いづれも鞘部腐朽消滅して刀身のみが遺存して居るが、これ又破損甚しく完形を見る可きもの僅かに二口を有するに過ぎない。今其破片を接合して見ると大體五口餘の刀子が存在して居た様である。中に銀製鐵の殘存するもの、及び柄の部分に木片の附着して居るものがある。

鐵鎗身 二個(圖版第三)

穂先の部分が失して居るので其全形を窺ふことを得ないが、現存の部分に就いて見るに、袋穂の形式に屬して居る事が知れる。

鐵鏃 約六個(圖版四)

鏃化破損甚しく略其形式を窺ひ得るもの僅かに一本を見出したに過ぎない。其形羽子板狀を呈し、莖には木質遺存し、其裏面に纖維狀の物質を巻いて緊縛した痕跡が残つて居る。

鐵斧頭 二個(圖版第五)

一大小二種あり。一は全長四寸七分、斷面橢圓形をなす袋部の下に鑿形の刃部を附した朝鮮地方の古墳より多く發見される普通の形式に屬し、小なるは全長二寸四分、梯形を呈し、同じく上部には柄を挿入する袋部が作られて居る。

鐵製鉞狀武器 三個(圖版第六)

略完形を見られるもの二個と斷片一個とがある。鐵の薄板を以つて作つた庖丁の加き形狀を呈し、下端の左右に切目を入れて折り曲げ、柄を挿入する袋部を作つてある。他の一個は其形前者と同一であるが、兩側に切目を入れて打曲げた數個の棘刺を造つてあるところが前者と異つて居る。

鎌形鐵器 三個(圖版第七)

完形を見る可きもの二個、其形鎌狀を呈し、下端の折曲げた處に接して約一寸の幅に縦の木目を有する木質の附着して居るところから見て、木柄に縦この器の刃幅に等しい長方形の穴を穿つて、これを貫き、折曲げた所で其脱落を防いだものと想像することが出来る。これと同形のもの、は朝鮮各地の古墳をはじめ、内地の上代古墳からも發見されるもので、中に木製の鞘の附着して居るもの等があつて、これを農具として見るよりも、支那上代の戈、戟の如き一種の勾兵として考へることが妥當の様に思はれる。

鑿形鐵器 一個(圖版第八)

附 録

全長五寸二分、幅四分の正方形を呈し、上部に及んで細くなり先端の平にして刃を附してある。其形状細形の鑿状を呈して居るが、或は鑿の一種ではないかとも思はれる。

鐵製鏝 約十四個(四版上二)

石室の各部に散在して存して居たが、完形品は僅かに一個を得たのみで他はいづれも小断片であつた。全長三寸二分、断面方形を呈して居る。其存在の位置より見て、恐らく木棺に使用されて居たものであらう。

三 馬 具

鐵製轡 一組(四版第一)

破損甚しく其舊状を認め得ない。各部とも鐵製の圓棒を曲げて作つたもので、何等裝飾的意匠を施されず、極めて單純なものであるが、銜に當る部分は鎖を用ひられて居ることが此器の特徴とす可きであらう。

鐵製輪轡 一組(四版第二)

全長九寸二分、轡部は長徑五寸六分を有する略橢圓形を呈し、下部はやゝ平らになつて居て、この部分のみが二重となり、上に三個つづの滑り止めの突起を附してある。釣手は断面方形に近く、上に同じく方形の紐穴が穿たれて居る。其形状手法共に簡素で前掲轡に應しいものである。

雲珠形辻金物 二個(四版第一)

鐵製徑一寸三分の半球形のもの、周囲に六個の留金具を放射状に出し、各三個の銕と細金を以つて革先を固定せしめたものである。

十字形辻金物 六個(四版第一)

前者と同種のものであるが、前者の半球形に代つて、凸出した圓圈を中央に作り、それを中心にして十字形に四個の留金具を附したものである。

杏葉 七個(四版第六)

五種あり、いづれも鍍化甚しいが鐵地銀張りであつたらしい。(1)は殆んど圓形に近い杏仁形を呈し、八個の飾銕を有する周縁を繞らし、中に忍冬唐草風の三葉飾を附したものである。(2)は周縁に十三個の圓頭飾銕を打ち、中央に三葉飾りを附したものである。(3)は形式前者と略同様であるが周縁の飾銕は二十七個あり、中央の飾は僅かに周縁の上部を三角形に内に向けて突出せしめたのである。(4)は形式手法共に前者と同様であるが中央部の飾が三葉形を最も單純化したものであることが前者と相違して居る。(5)は其形全く杏仁形を離れてやゝ角ばつた橢圓形を呈し、周縁には飾銕なく、板の中央に圓座を作り、之れを交叉點として周縁に連る十字形の帶狀飾を附したものである。

杏葉 約五個(四版第七下二)

破損甚しく全形を示すものは一もない。破片に依つて見るに、南鮮各地の古墳から多く發

見される。上部橢圓形飾板の下に、下邊を弓形に彎曲せしめた梯形飾板を連ねた、一種の杏葉であることが知られる。鐵地に金箔を被せたものである。

鞍金具斷片(圖版一四六下1)及(圖版一四八)

大破し形式全く不明馬具の一群中から發見された鐵製覆輪斷片及び大小八個の鐵製鉸具、其他の斷片に依つて鞍の存在を辛じて認め得たに過ぎない。恐らく何等裝飾の件はない木製鞍橋に鐵製金具を附した極めて粗末なものであつたらうと想像される。

四 土 製 品

紡錘車 一個(圖版第一四九下4)

完全、徑一寸四分、高さ八分強、緻密な粘土を焼いて作つたもので表面黒色を呈して居る。形式算盤珠の形をなし、中央部には徑二分六厘の穴を穿つてある。

用途不明土製品 二個(圖版第一四九下5)

徑四分八厘、高さ四分、中央部に於て多少クビレを作つて鼓形を呈して居るが、如何なる用途のものであるか不明に屬する、灰白色を呈し、質は焼成されたものとは思はれない程軟弱である。

五 土

器 (圖版第一四九及第一五〇)

土器は副葬品の中、其數量の點に於ては主位を占め、總數四十個に達して居る。主として普通新羅燒或は朝鮮式土器と稱ばれて居る黝黒色の素燒に屬し、中に數個の赤色にして質前者に比して甚だ粗雑な素燒土器の混合を見、又兩者の中間形とも見られる、やゝ軟弱なる質の黝黒色土器にして處々に赤褐色の斑點のあるものがある。其形式は多岐に互つて居るが、其個々の形式に就いて列記する煩を避けて、左に表を掲げて記述に代へる事にする。

名 稱	數	高 寸	特 徴	圖 版
長頸脚附壺	一	一尺二寸	口頸部破損、其他は完全、頸部に直線帶を以て三區に分ち、下兩區に圓形押型文を附す、脚部二十八個の透穴あり	一四九ノ(1)
長頸脚附壺	一	九寸五分	完全、頸部を三區に分ち、中區下區に波狀窪形紋を附す、脚部に透穴八個	一四九ノ(2)
同	一	六寸二分	完全、頸部比較的高からず、腹部に五條の直線帶を附す、脚部に十個の透穴あり	一四九ノ(3)
脚 附 壺	一	六寸五分	無文、脚部に十六個の透穴あり	一四九ノ(4)
把 手 附 壺	一	六 寸	完全、口頸脚部の區別明瞭ならず、下腹部に至り、上腹部に三個の炭手把手を附す、其下に二條と並行波狀文あり	一四九ノ(5)
壺	一	五寸一分	完全、口部に並行波狀紋を附す	一四九ノ(6)
壺	三		一個破損、他は完全、無文、口部以下一面に斜行窪地文あり	一四九ノ(7,8,9)
蓋附把手附壺	三	五寸七分	黝黒のもの、赤色のものと二種あり、他の一個は黒赤の斑地文あり、腹部上部に各二個の炭手把手あり、全面に斜行窪地文あり	一五〇ノ(1,2)

赤 色 壺	二	四寸五分	三個とも大破口縁部外部に開く腹部に並行する口或は斜行莖口地文を附す薄手質もろし	一五〇ノ(3.4)
赤色把手附壺	一	三寸二分五厘	口縁部の一部を缺く平底腹部の中央よりやゝ上に蹠手把手あり、無文	一五〇ノ(6)
高 坏	一五	五 寸	有青無文脚部に短冊形透三個又は四個を附す	一五〇ノ(6)
高 坏	七	五寸五分	有蓋無文脚部に八個の透を上下二段に分ちて附す	一五〇ノ(7)
高 坏	二	四寸七分	有蓋いずれも蓋部を同心圓を以て三區に分ち、其區間二點線或は直線を放射狀に附した模様を有す脚部透四個	一五〇ノ(8)
高 坏	一	五寸四分	蓋なし、杯部の表面を凹凸の同心圓を以て四區に分ち、脚部透十個、五個づゝ二段に附す	一五〇ノ(9)

第五章 第二石櫛の構造及遺物の配列

第二石櫛は前章に於て記述した如く本古墳主石櫛の發掘調査終了後、封土の土石採掘に依つて偶然發掘された關係から第一石櫛の破壊と共に封土の形狀著しく變化し、本石櫛の封土中に於ける位置並びに第一石櫛との關係等に就いて明瞭なる調査を行ふことの得なかつたのは遺憾である。石櫛は全長九尺、高さ一尺五寸、強幅一尺五寸餘の極めて小規模のものに屬し、天井石の一部分、側壁の一部は既に破壊されて居たが、其他の部分は比較的良く舊態を保存して居た。周壁は花崗岩及粘投岩の割石を不規則に積重ねて作られ、天井部には扁平な花崗岩數枚を横架してあつたものの如く、其中五枚の板石が残されてあつた(圖版第一五)石櫛下底部は

既に發掘されて居たが尙處々に小板石を敷きつめた痕跡が認められた。櫛内の遺物は東部側壁に接した處に黝黒色蓋附高坏三個が存在して居ると、これと反對の西壁に近く東西に並んで置かれた赤色丸底土器の底部の痕跡が明瞭に粘土中に印して居るのを發見した外、何等の副葬品及装身具の類を發見する事を得なかつた。本石櫛は第一石櫛の破壊跡の位置より見て、これと略直角に交る西北より東南に、石櫛の主軸を向けて築造されたものの如く、其構造純然たる堅穴石櫛の特徴を有し、前述第一石櫛の構造と比較して、甚しい相違のあることが認められる。

第六章 遺 物

一 土 器

高坏 三個(圖版第一五三)

いづれも蓋附の高坏で黝黒色を呈し、陶質の堅緻なものである。中二個は大破して居るが蓋身に五條の直線よりなる篋文様を二段交互に配し、下に梯形の透穴を二段交互に穿つた脚を附してある(圖版第一五二)他の一個は完全なもので蓋身に無文脚部は同じく梯形の透穴を交互二段に附したものである。(圖版第一五二の二)

赤色壺形土器 二個

附 録

底部の痕跡を認め得たに過ぎない。直徑約五寸の比較的大型の丸底壺形土器にして、表面一體に斜行篋月地文の施されてあつたものであることが知られた。

第七章 結 語

以上各項に互つて本古墳の構造並びに其出土遺物に就いて記述し終つた余は、如上の事實の示すところに依つて考へ得る二三の問題に就いて一言此處に附加して本報告の結語としたい。

先づ其構造に就いて見るに、主石櫛の構造が横穴式、堅穴式のいづれに屬するかの是非は暫く畧し、其構造並びに陪葬の方法が慶尙北道高靈主山古蹟圖譜第三輯參照及同星州郡星州天正七年度古蹟調査報告參照等の古墳に甚だ共通した點が認められ、一方陪葬の有無は不明であるが此種の羨道を伴はない石櫛の分布を見るときは更らに其範圍が廣められ、上記高靈星州の外前任那の領域内に濃厚に分布する事が知られ、其一端は慶州附近に迄及んで居る。然しながら其分布範圍は南鮮地方に於ても如上の地方みに限られて、北に逼しては全然其姿を認め得ない事は注目すべき事で、かの殆んど朝鮮の各地に廣く分布する横穴式古墳の存在に對して見るとき、一種の地方的な特殊性を認めざるを得ない。殊に横穴式石櫛の構造が大陸墓制の影響の顯著なることを認められるに反して、此種の石櫛古墳の構造は大陸のそれと結びつけて考へるよりも、寧ろ南鮮各地に存在する支石塚の主體構造、或は其他の有史以前墳墓

の構造に著しい共通點を見出し得ることは實に興味深い一現象と云ふ可きである。今本古



第 五 十 二 圖 慶尙南道昌原郡南面石櫛古墳

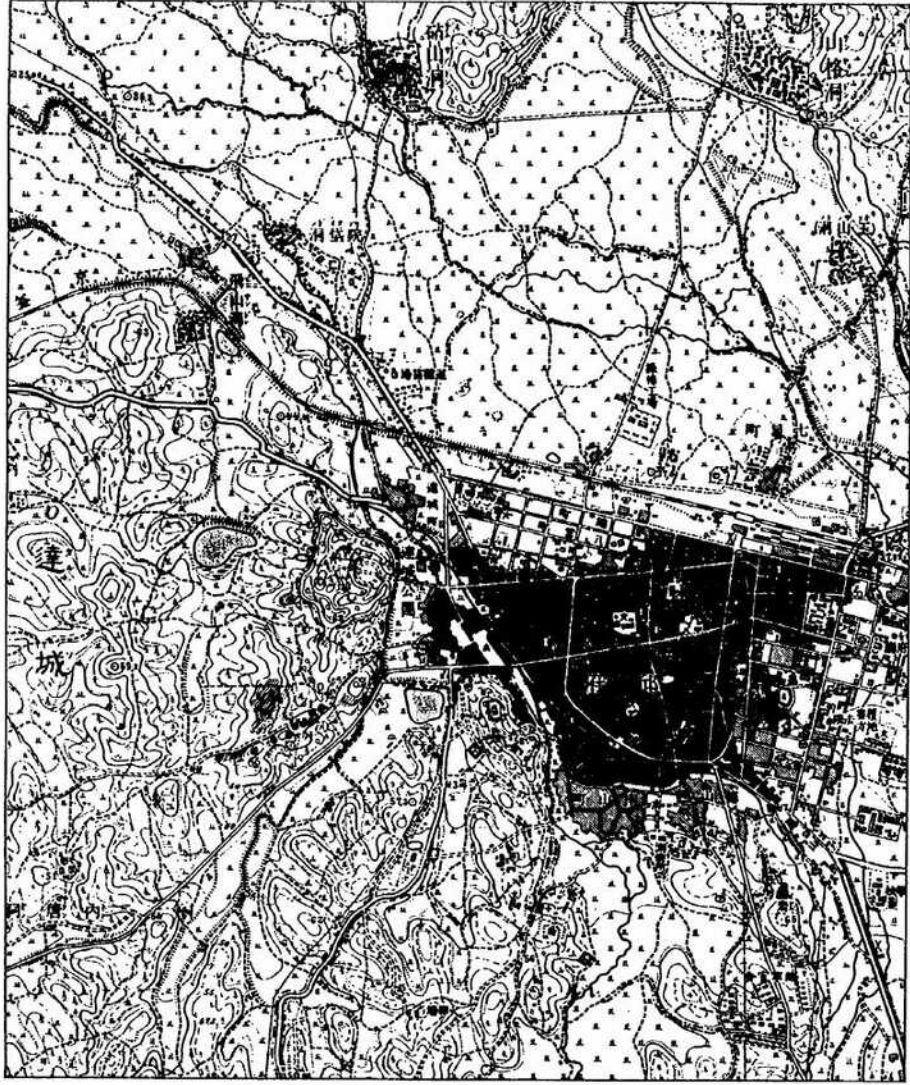
墳の構造と對比す可き最も良い一例として掲げた上圖慶尙南道昌原郡南面發見の一有史以前墳墓(磨石鏃、石劍、石斧、土器發見)の構造を見るとき、兩者の間に密接なる關係連絡のあるを首肯することが出来るであらう。殊に此處に吾人の興味を感ずる事は是等の有史以前墳墓の分布が、又特殊の地方的色彩に富み、本古墳石櫛の分布と略等しいところから見て、更らに兩者の間に密接なる關係のあることを認めざるを得ない。

纏へつて本石櫛古墳の持つ内容遺物に就いて見るに、いづれも慶州梁山昌寧等の各古墳より出土するものと殆んど同一に屬し、従つて其築造の年代を支那南北朝時代の文化の影響を多分に受けた西紀第五世紀前後の時代に比定することが、其墓制の上に迄變化が行はれ、廣大なる横穴式石櫛及木櫛積石の堅穴式古墳が築造されて居

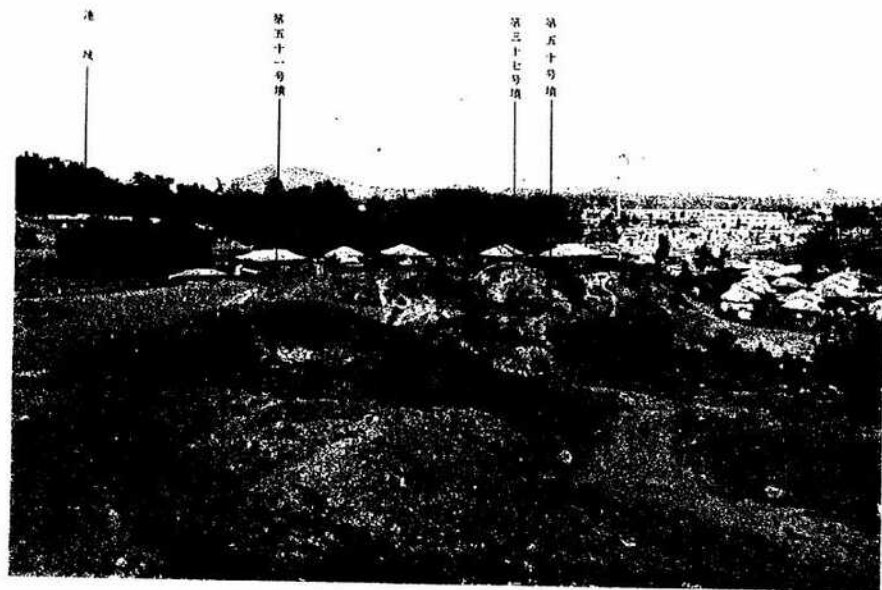
るに關らず、本古墳群及びこれに關連する地方に於ては尙も有史以前からの傳統を墓制の上に止めて居ることは、實に興味ある一現象とすべきである。更らに眼を展じて、わが日本内地に於ける古墳の石槨構造を見るに、其中に本古墳の石槨と同一構造に屬するものが存在して居る事は注目に値する。これは其内容遺物の示すところに従つて大陸文化の移入に依る一墳墓形として見られ、それが當時相互の交渉の最も厚かつた任那地方の特殊の墳墓形であることは又當然なる現象とす可きであらう。

圖

版



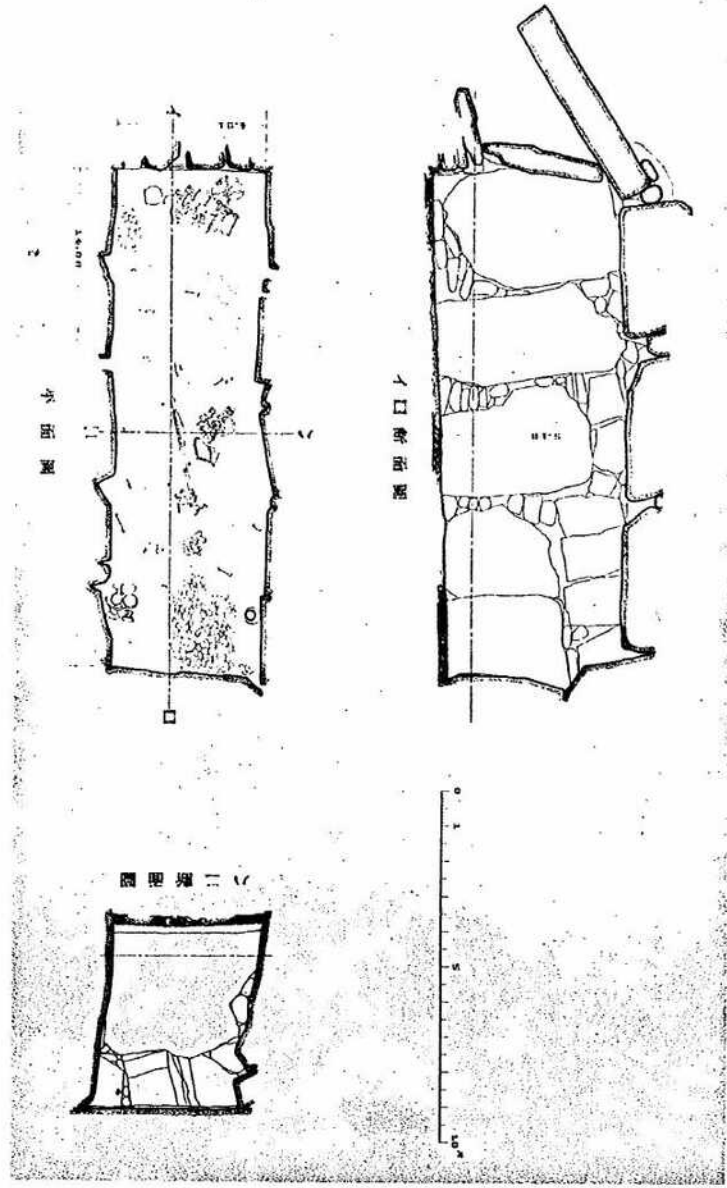
慶尚北道達城郡附近地圖 (陸地測量部二萬五千分之一地形圖分數)



(一) 第三十七號墳 第五十號墳 第五十一號墳全景



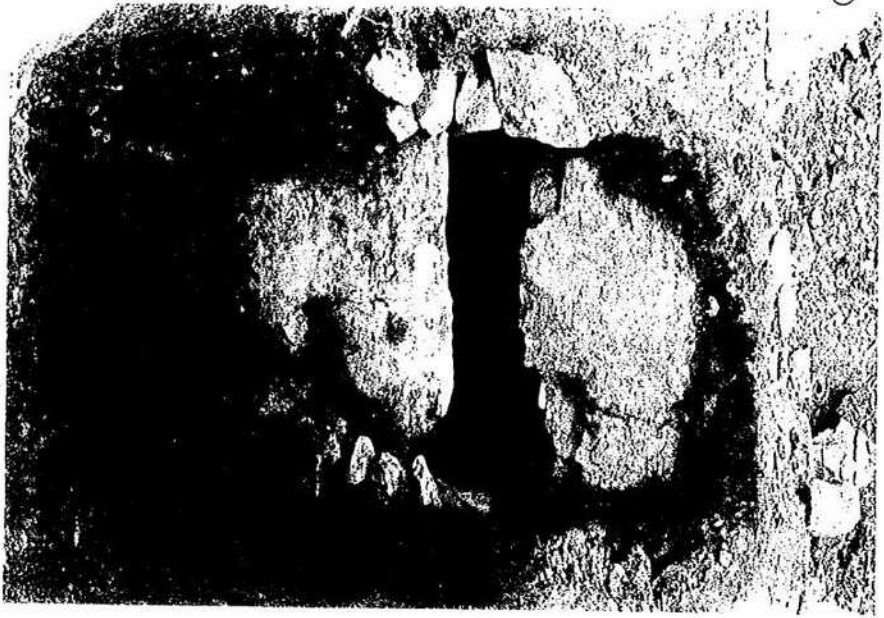
(二) 第三十七號墳(南面)



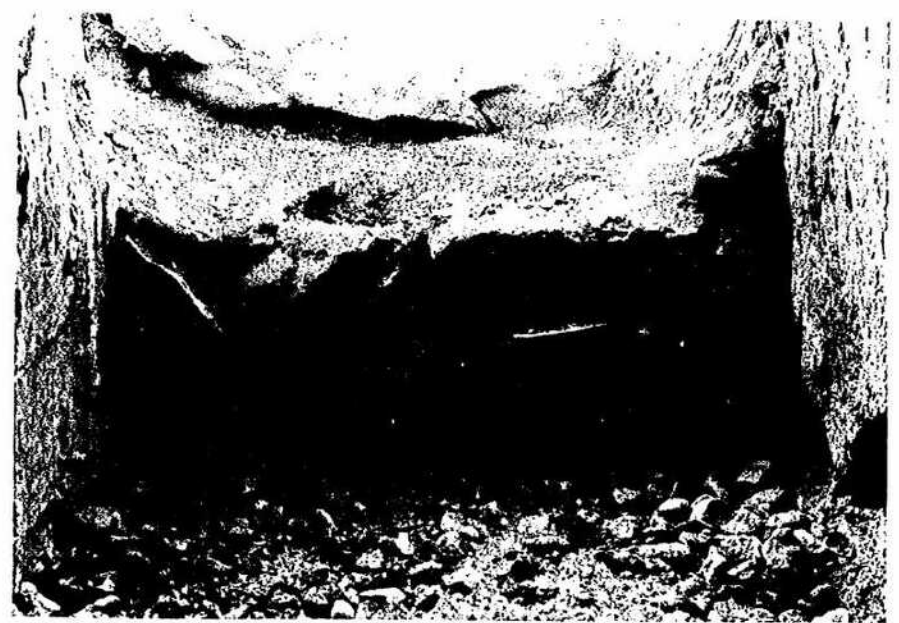
第三十七號墳第一石室 實測圖



(一) 第三十七號墳第一石外圍築石



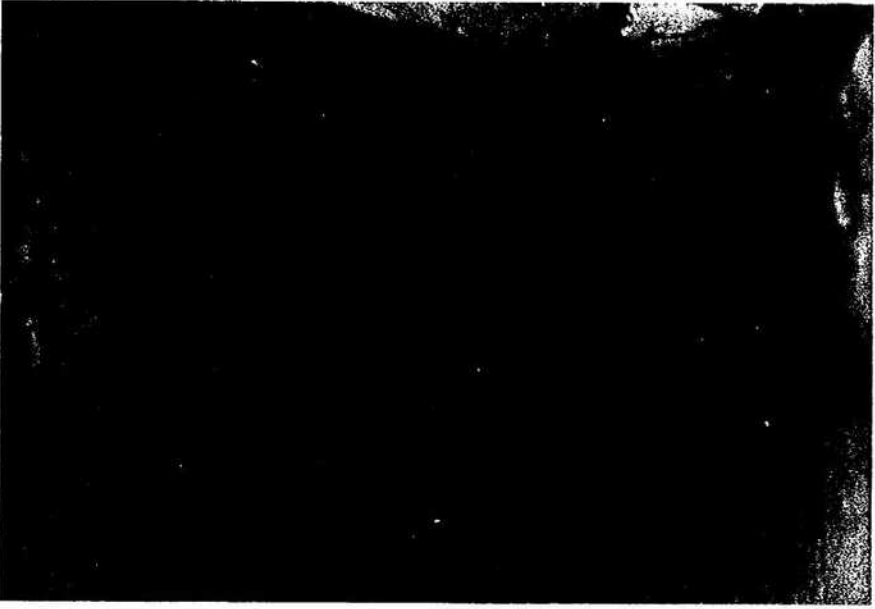
(二) 同上入口圍築石



(一) 第三十七號墳第一石槨前壁



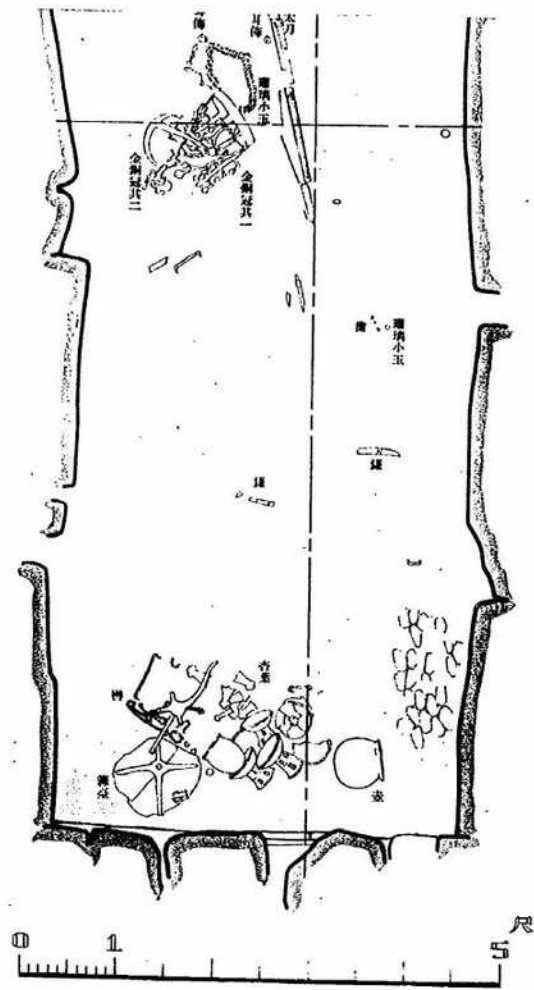
(二) 同上 西南部(前部)遺物存在狀態



(一) 第三十七號墳第一石槨 東北部(後部)遺物存在狀態

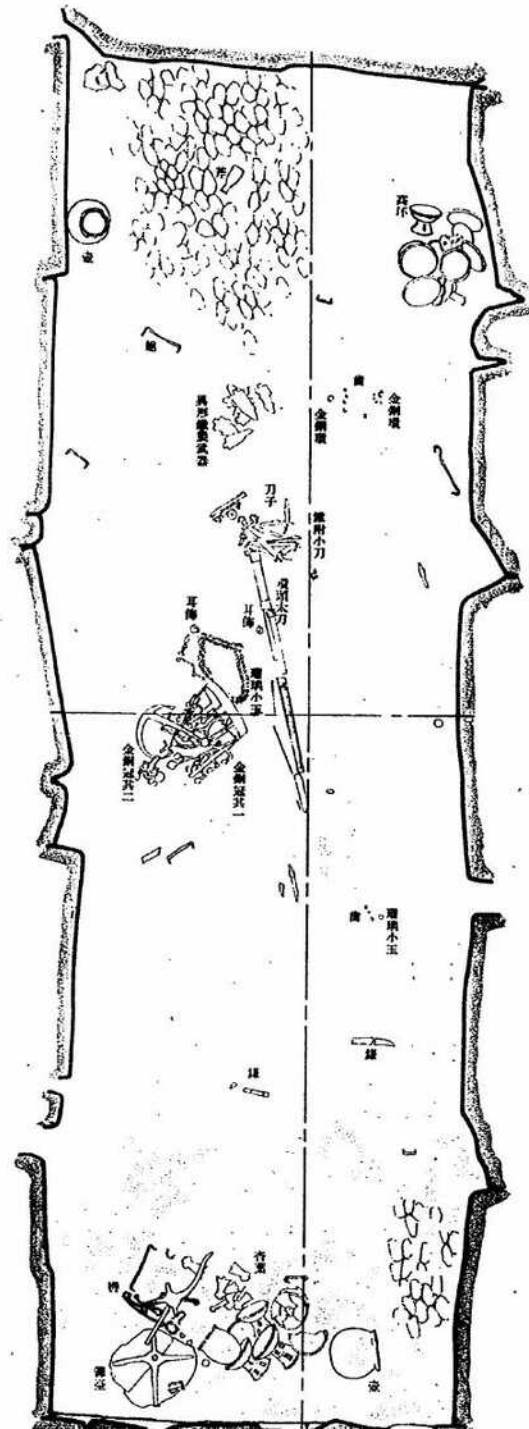


(二) 同上 中央部遺物存在狀態

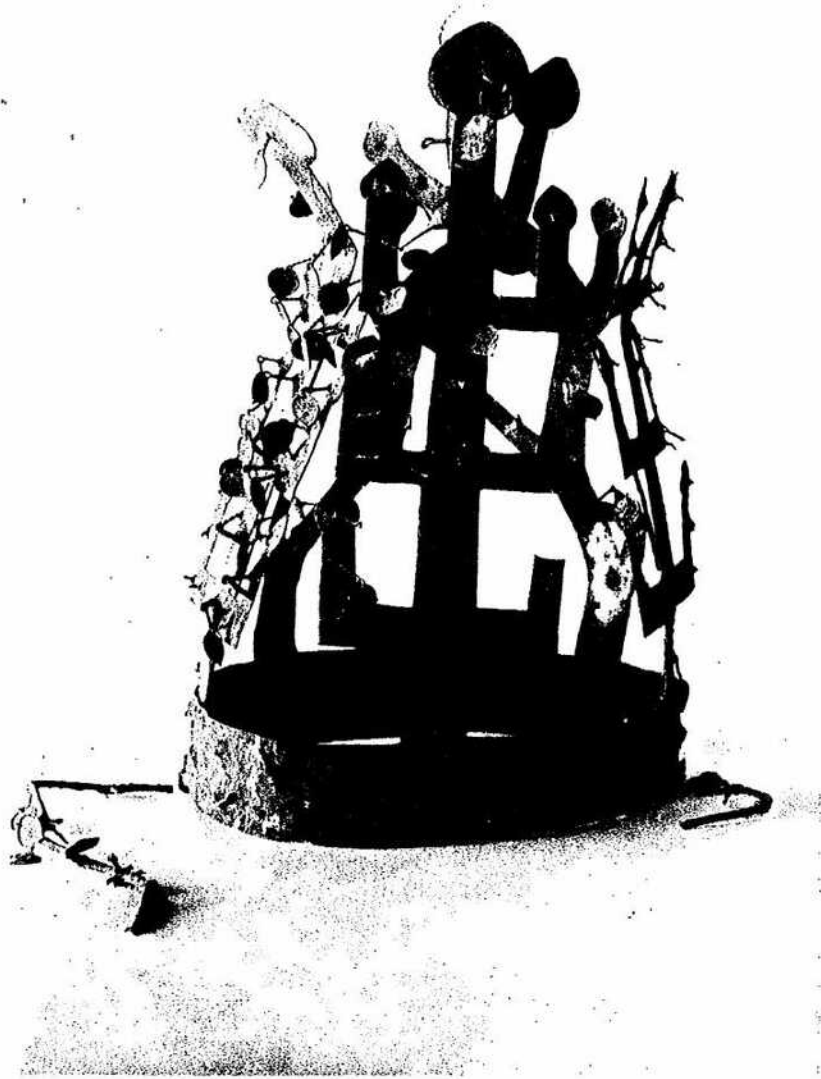


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

圖版 第八



第三十七號墳第一石槨 遺物配置圖

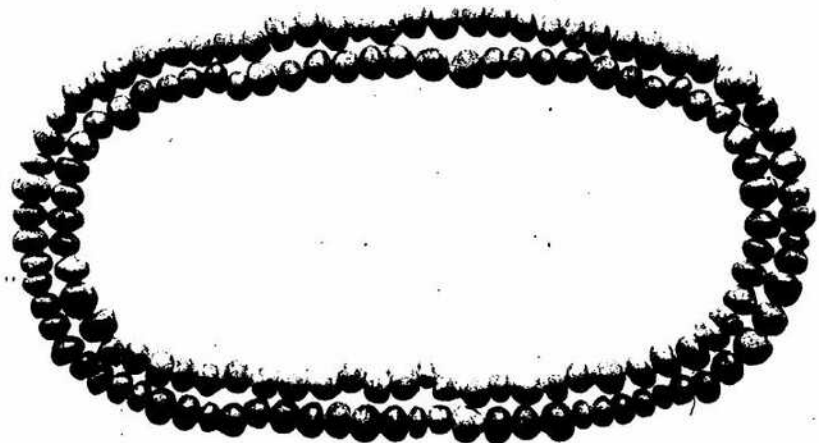


第三十七號墳第一石槨出土 金銅冠其一(正面)



第三十七號墳第一石槨出土 金銅冠其一(側面)

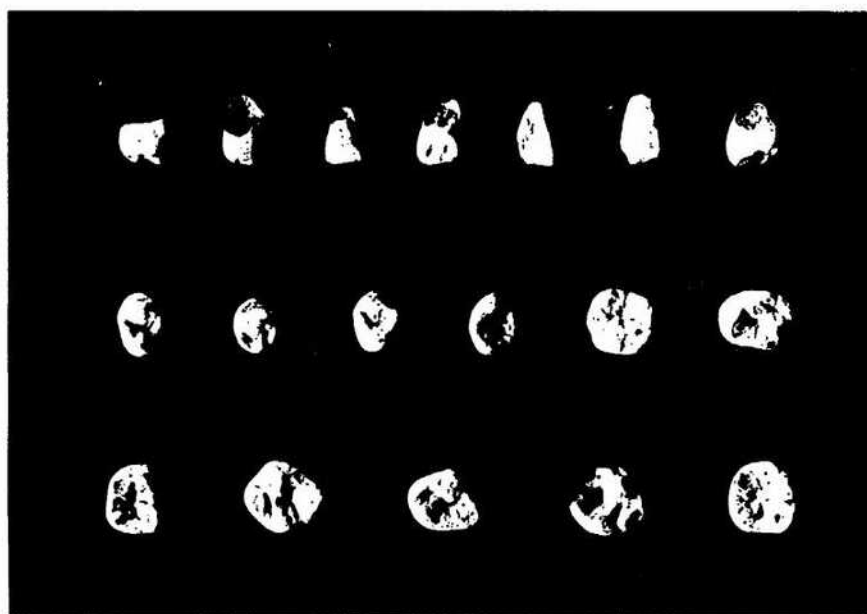
(二) 同 五 珠 串 小 玉



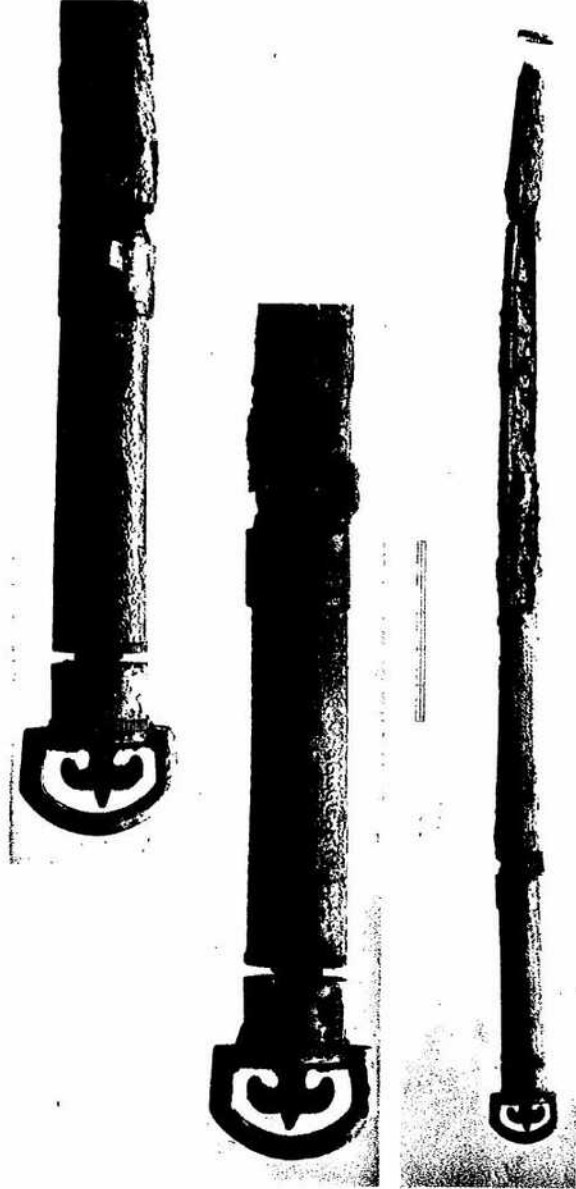
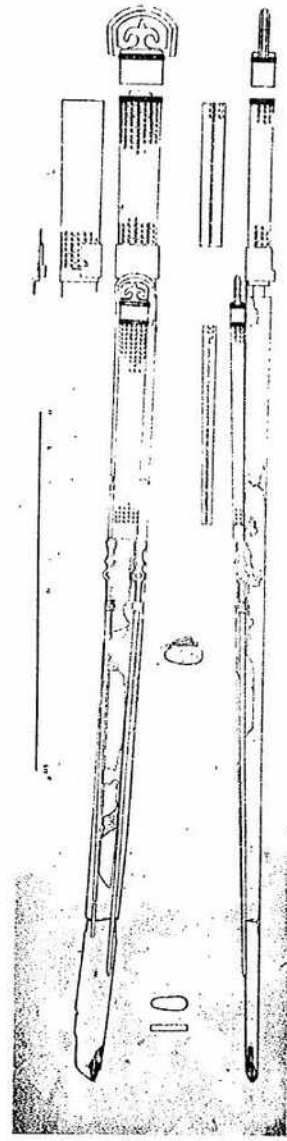
(一) 第三十七號墳第一石槨出土 金銅冠其二(正面)



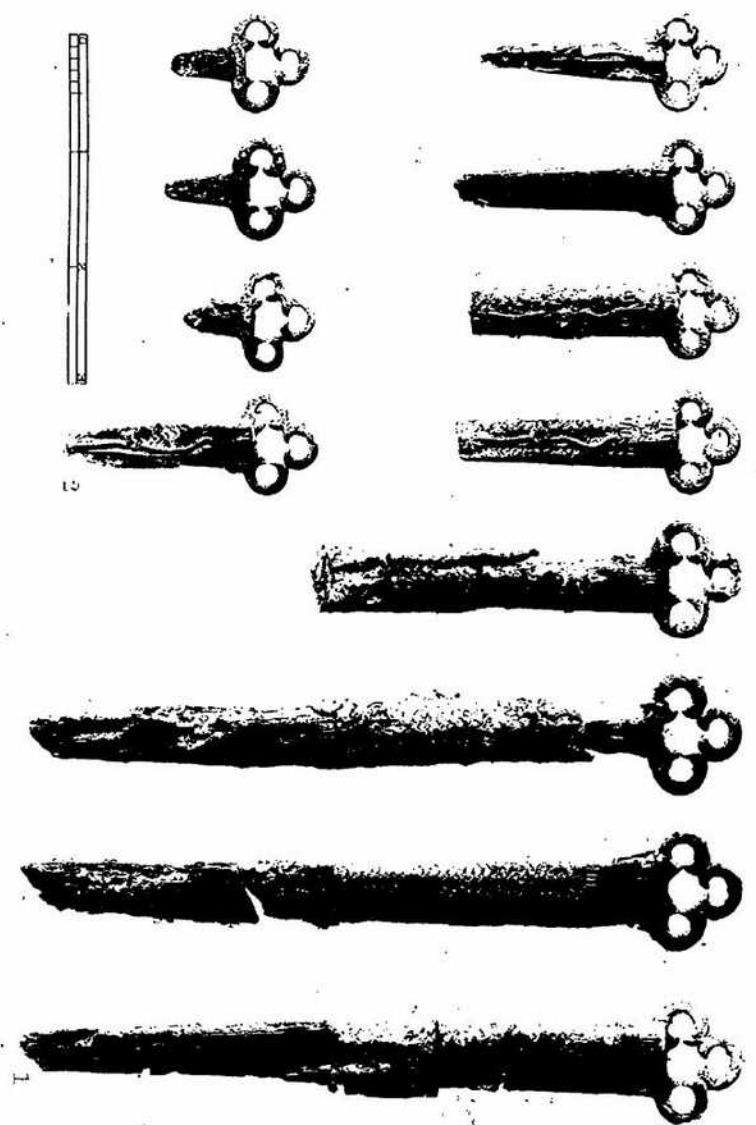
(一) 第三十七號墳第一石椁出土 金製耳飾及金銅耳飾



(二) 同上 齒牙

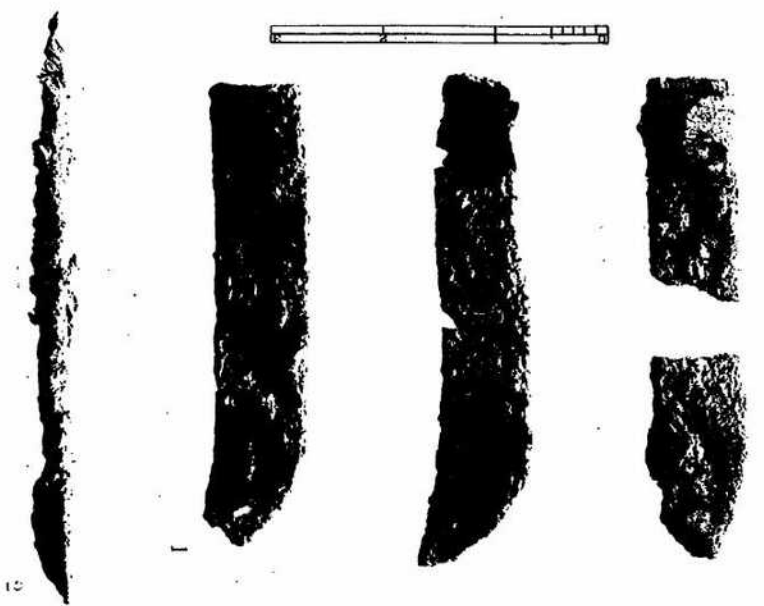


第三十七號真第一石塚出土 鑿頭太刀

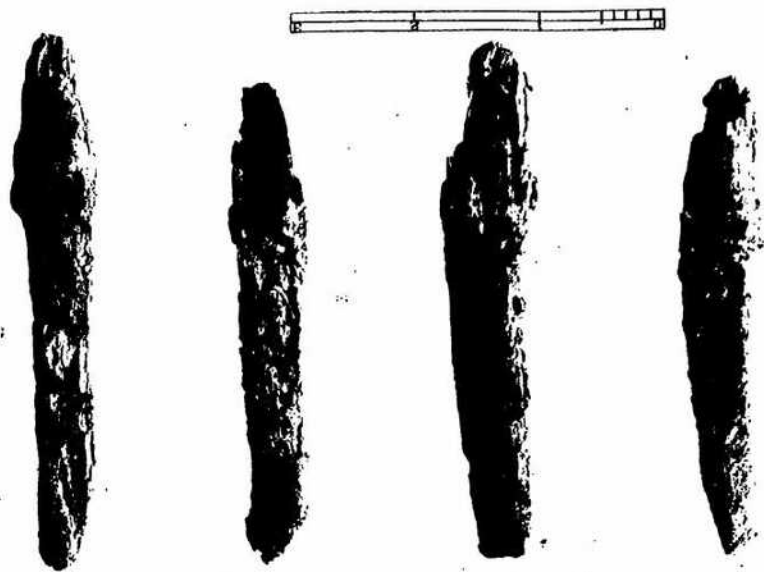


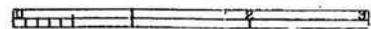
第三十七號墳第一石塚出土 刀子

(一) 第三十七號墳第一石標出土 鍔及鎌附小刀



(二) 同上刀子





第三十七號墳第一石槨出土 異形鐵製武器

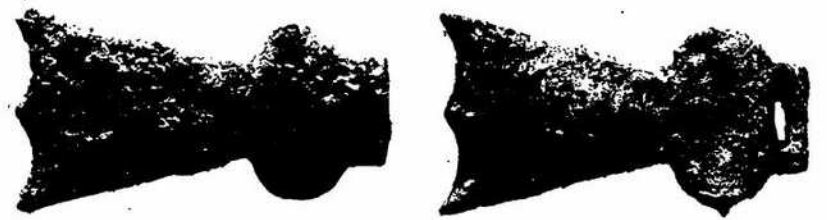


(一) 第三十七號墳第一石櫛出土 鉸具及斧頭

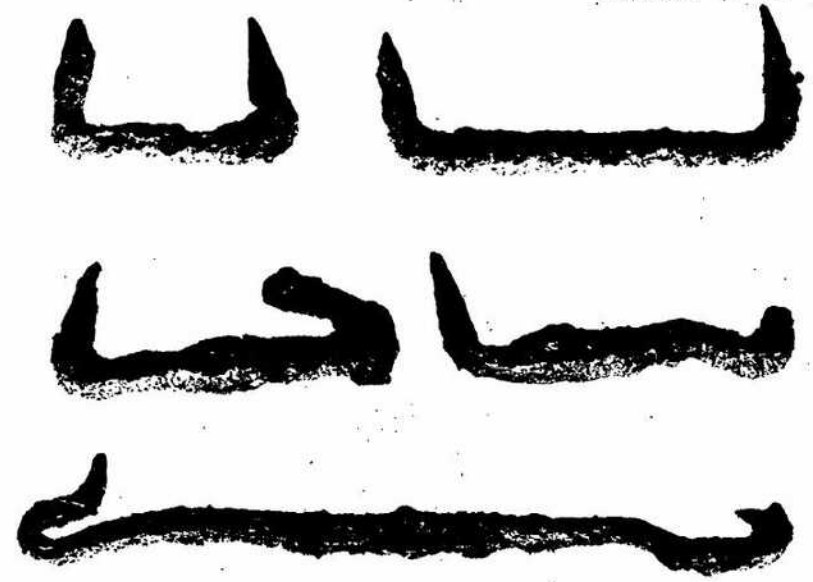


(二) 同上 帶

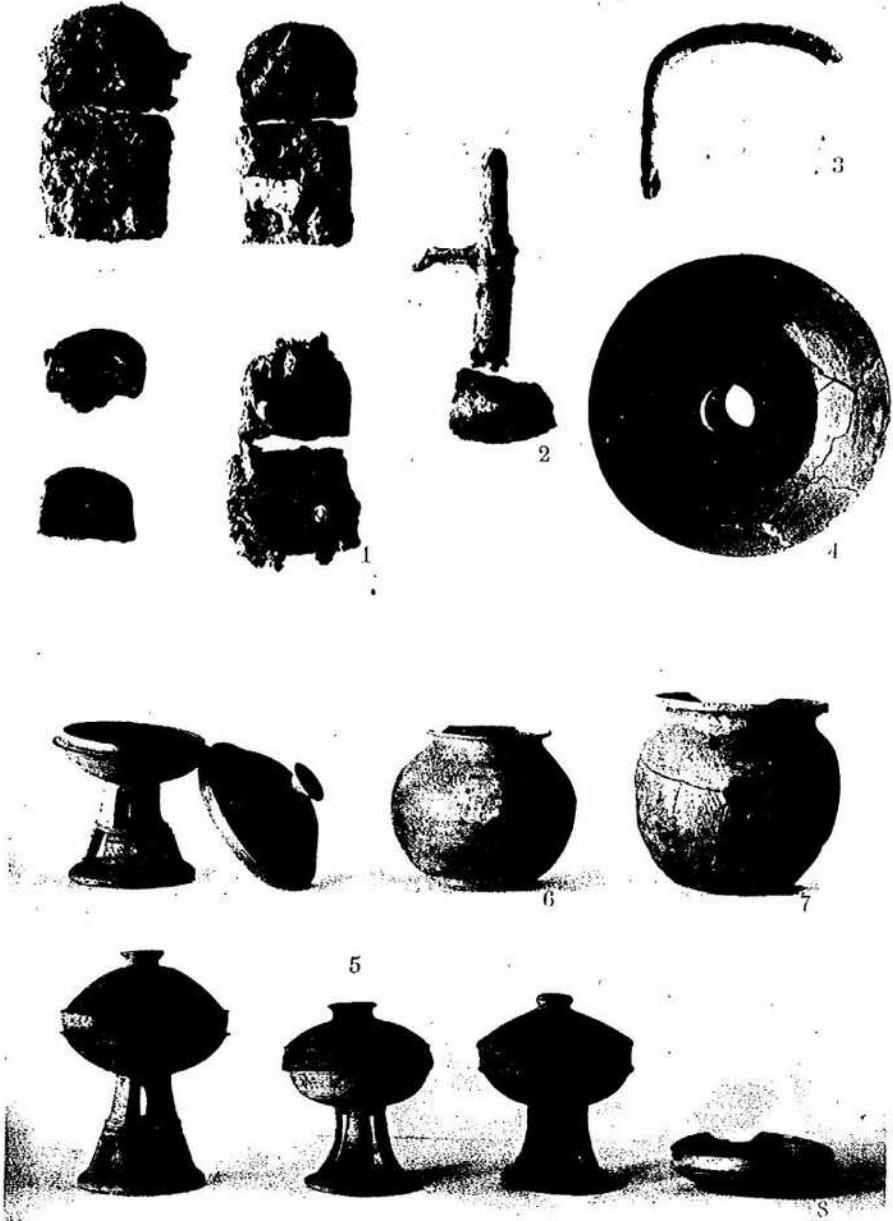
③ 同上 青銅



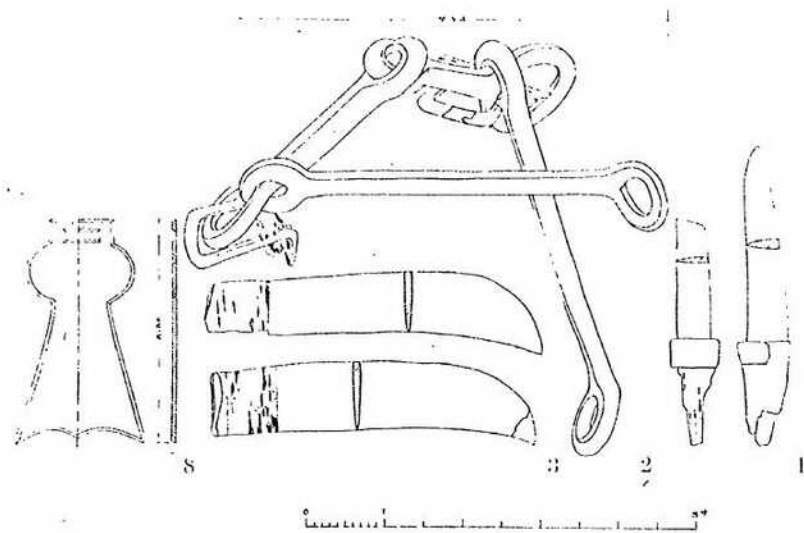
① 同上 鐵製 箭鏃



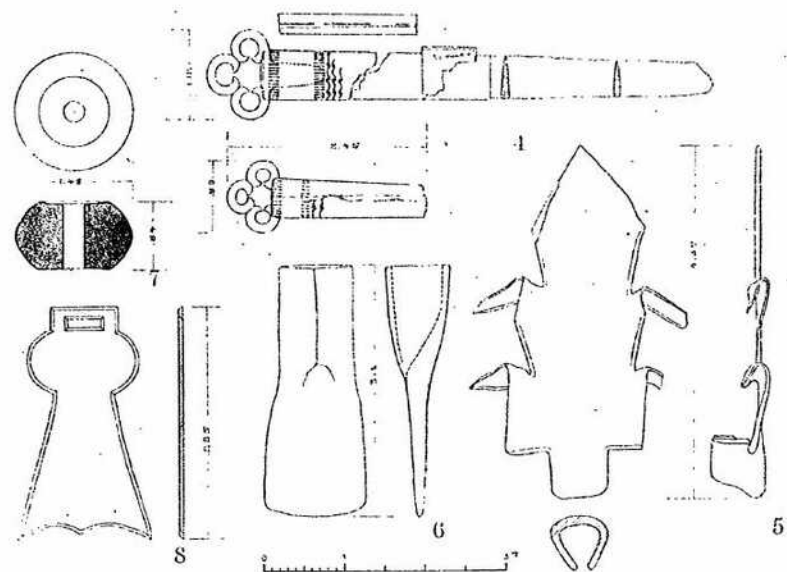
① 第三十七號墳第一石槨出土 鐵

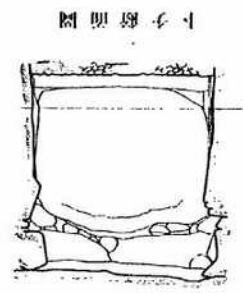
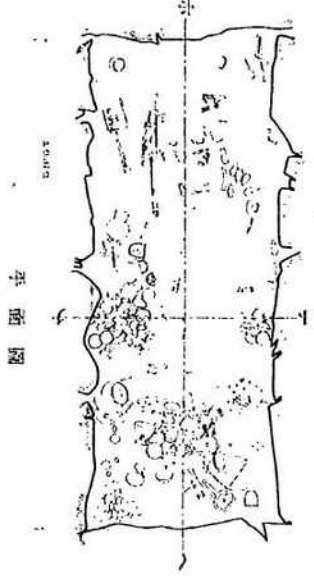


(一) 第三十七號墳第一石槨出土
 1 金具殘缺
 2 金釘殘缺
 3 金釘殘缺
 4 金釘殘缺
 (二) 同上土器

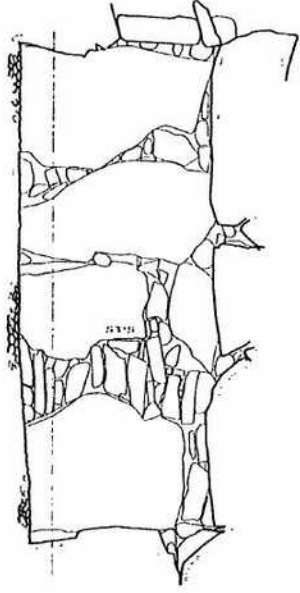


第三十七號墳第一石塚 出土品實測圖





北ノ塔断面

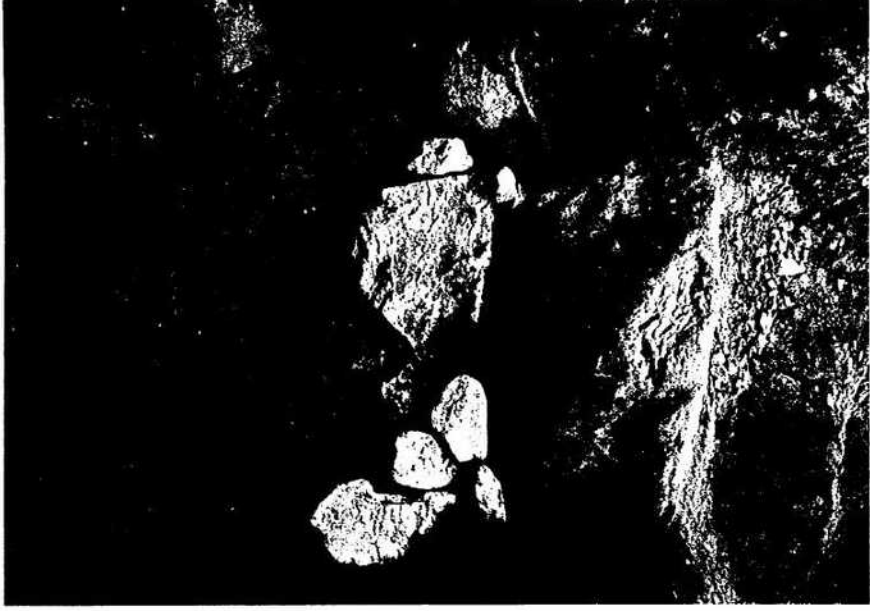


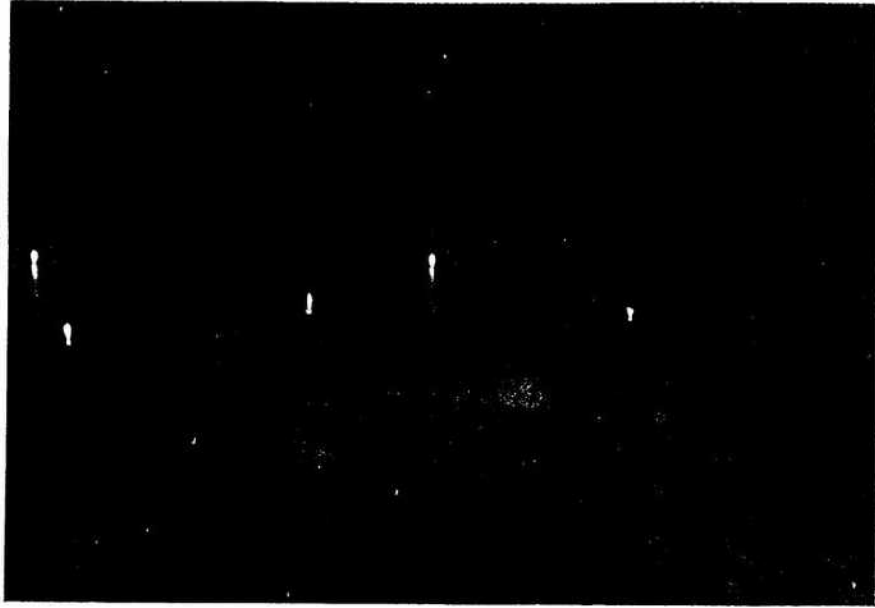
第三十七號墳 第三石塔實測圖

(二) 同上 海濱遺物存在狀態

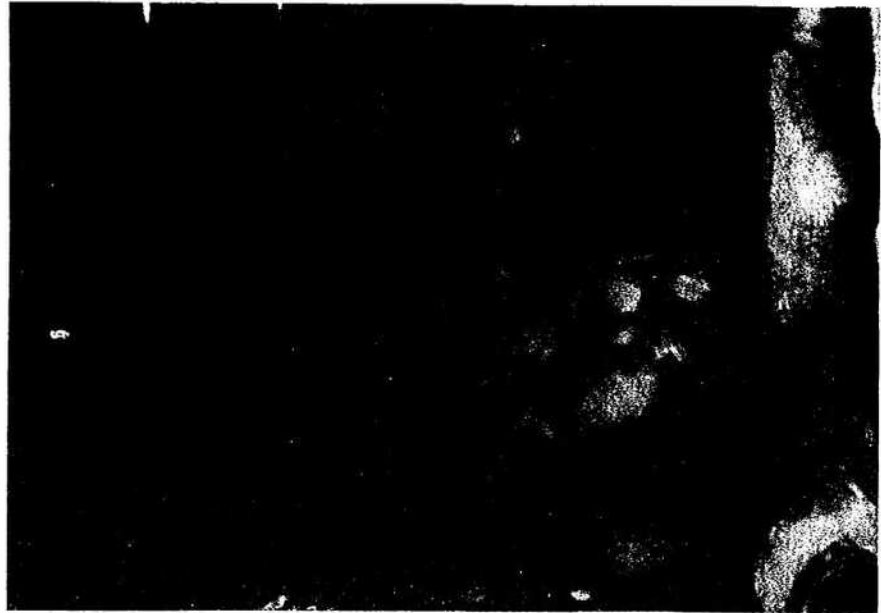


(三) 第三十七號墳第三石櫛 入口閉塞看

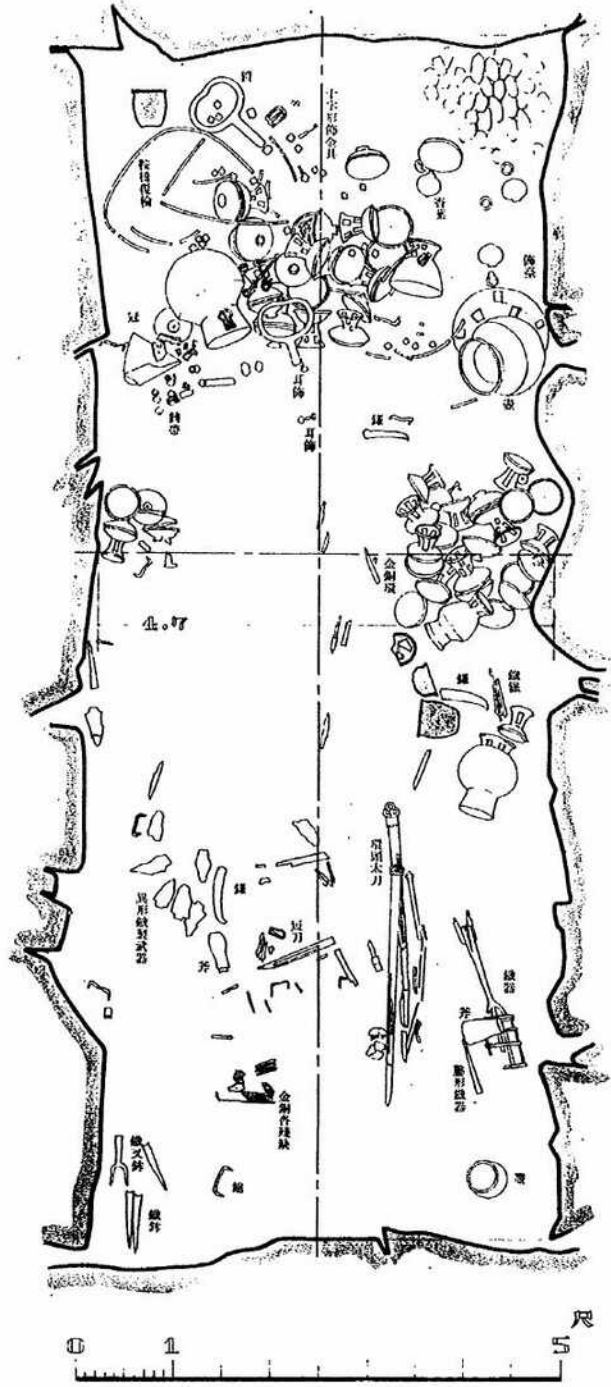




(一) 第三十七號墳第二石塚 後部遺物存在狀態



(二) 同上 後部及中部遺物存在狀態



第三十七號墳第二五層 遺物配置圖

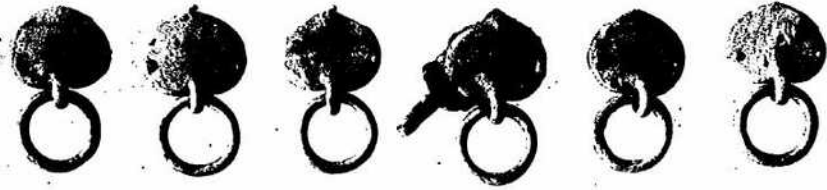


第三十七號墳第三石櫛出土冠



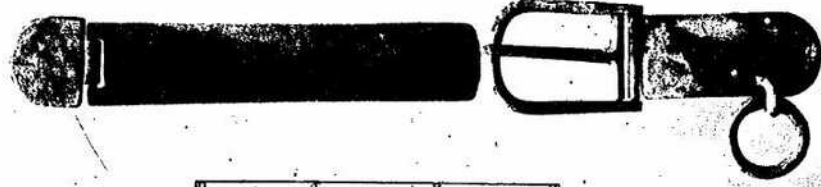
(一)

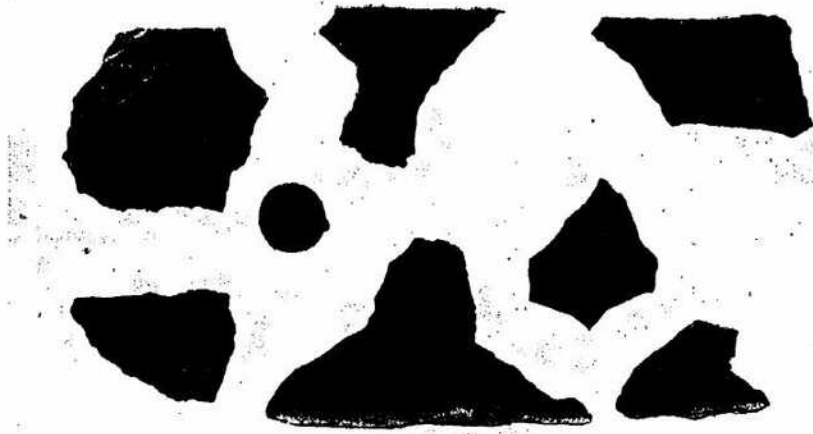
第三十七號墳第二石槨出土 耳飾及金釦環



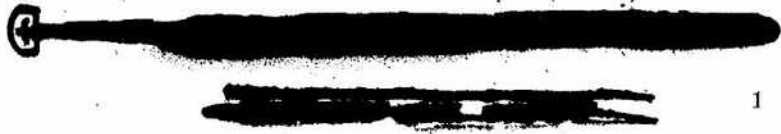
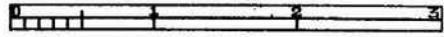
(二)

同上 銀製鑄帶金具

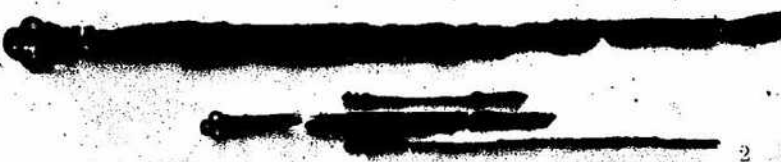
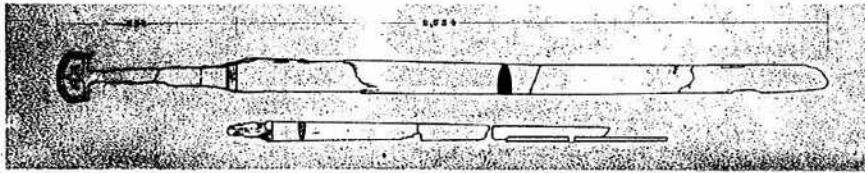




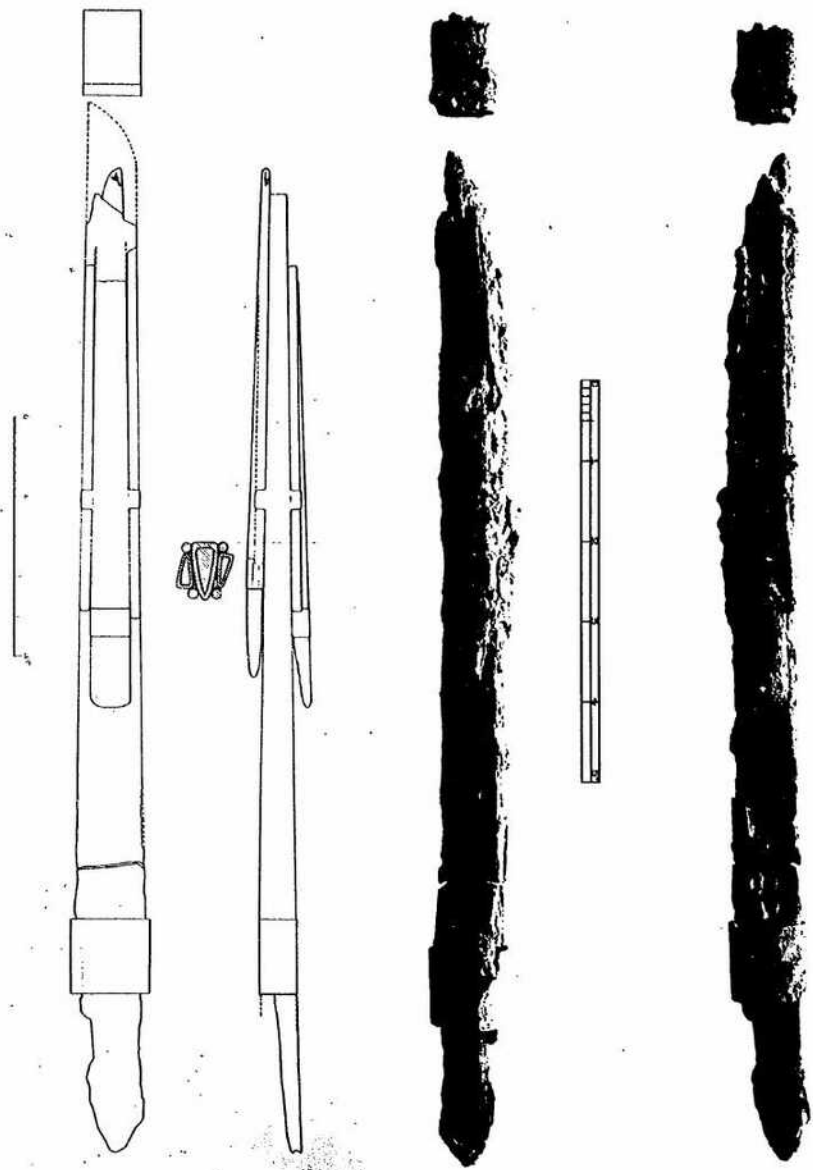
(一) 第三十七號墳第二石槨出土 金銅器斷片



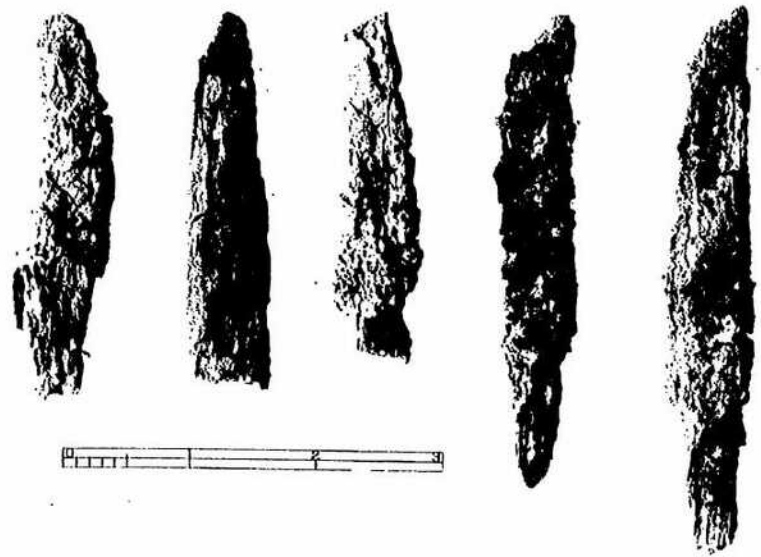
(二) 同上環頭太刀



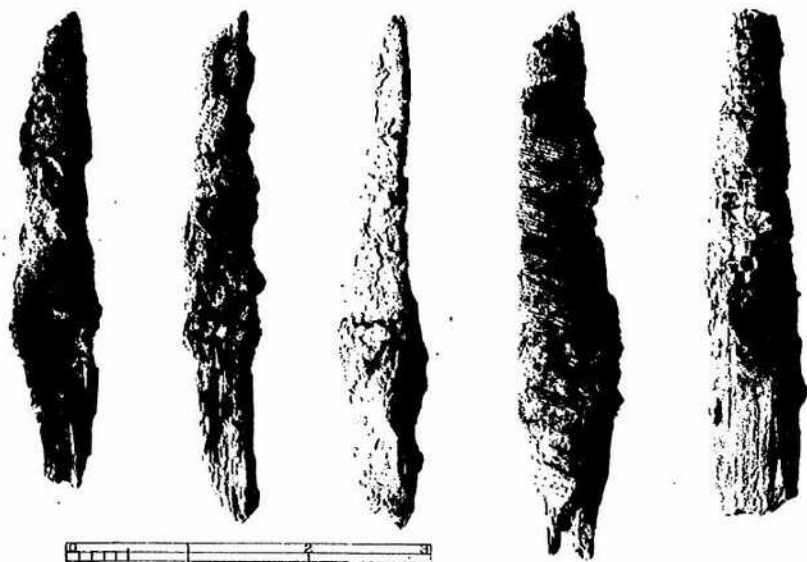
(三) 同上



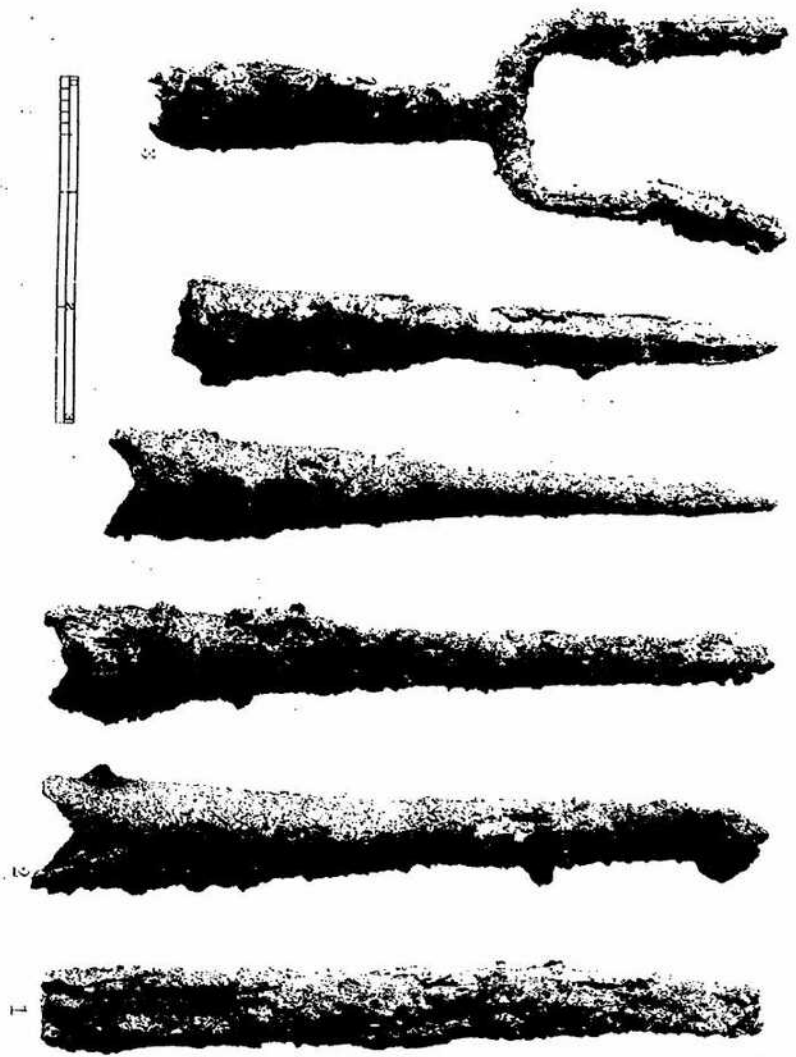
第三十七號墳第三石塚出土 短刀 (表裏)



第三十七號墳第三石都出土 刀子

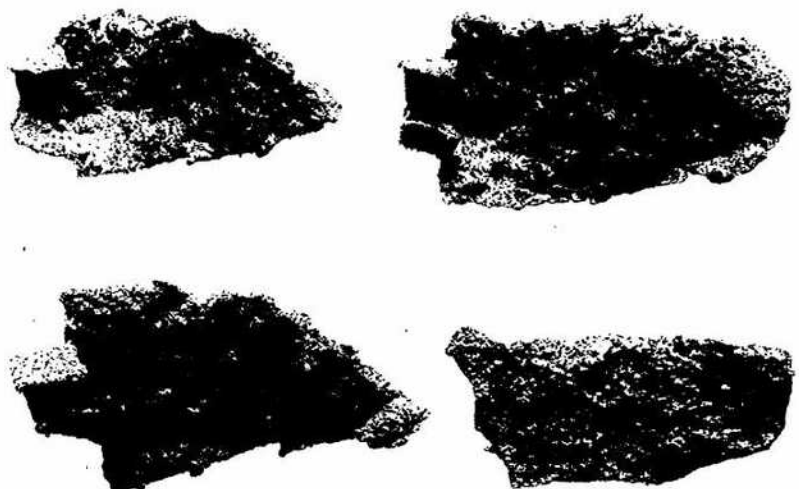


同上



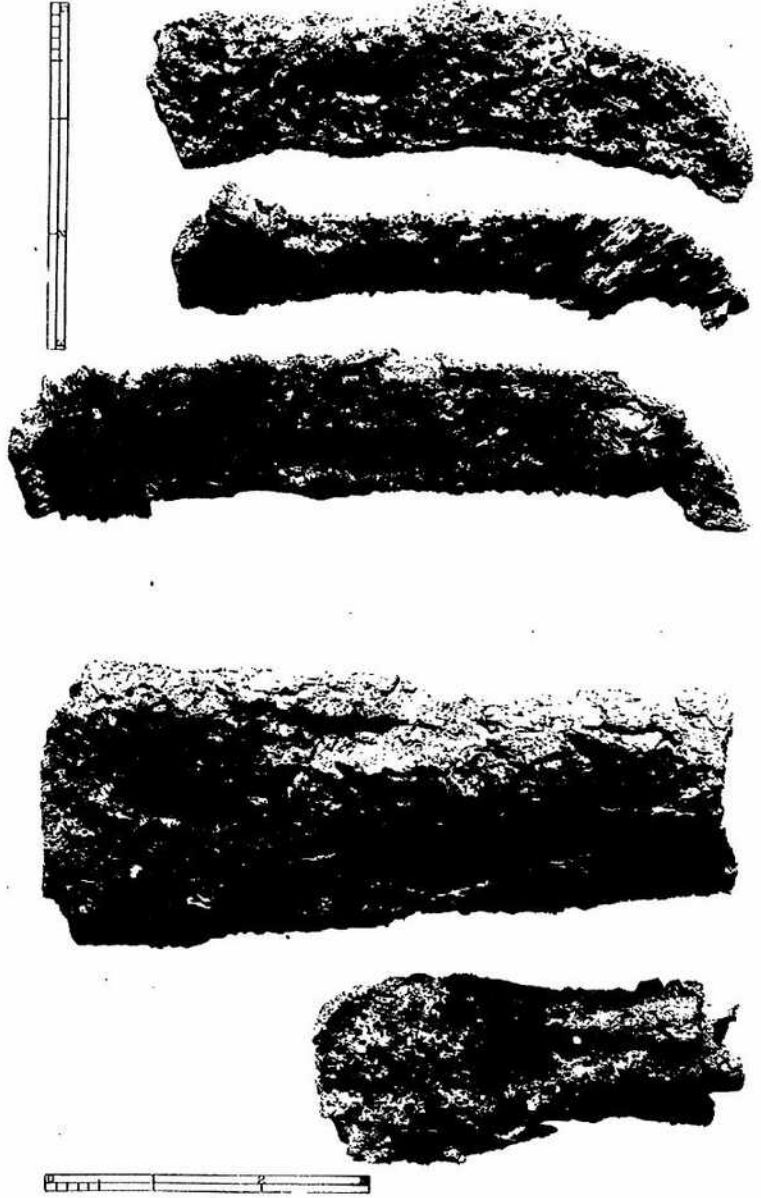
第三十七號墳第三石塚出土 1 鑿形鐵器 2 鐵針 3 鐵叉針

(二) 同上 異形鐵製武器



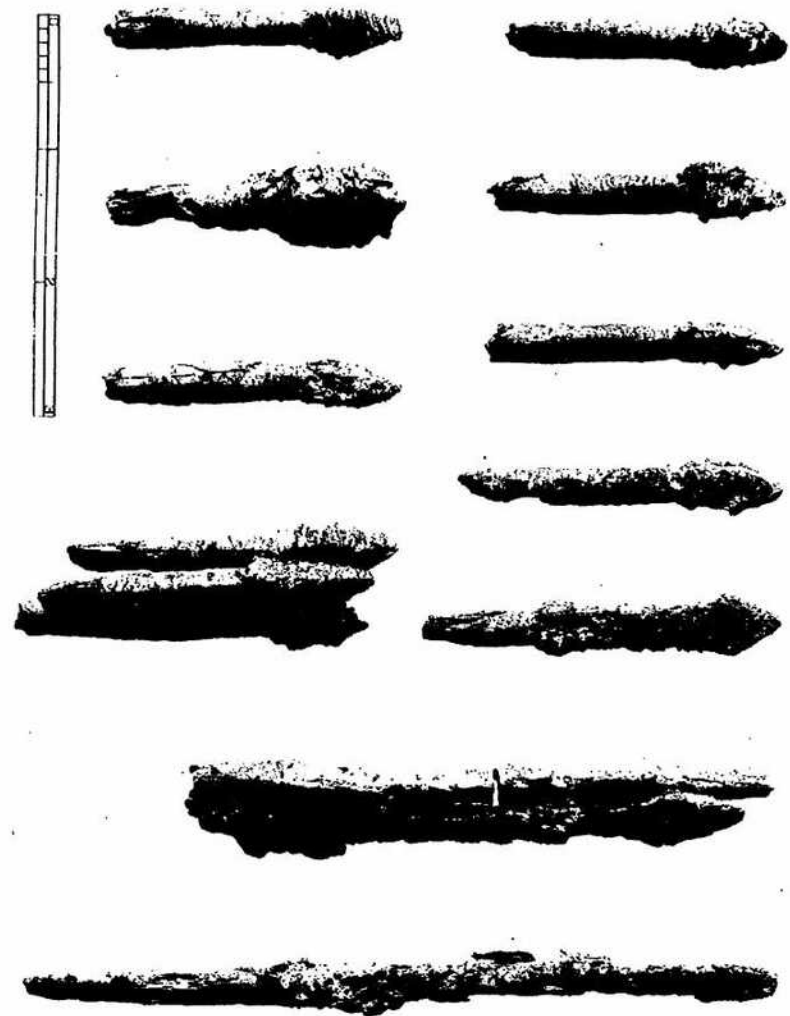
(一) 第三十七號墳第三石槨出土 鐵器





(一) 第三十七號墳第三石櫛出土 簪

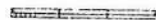
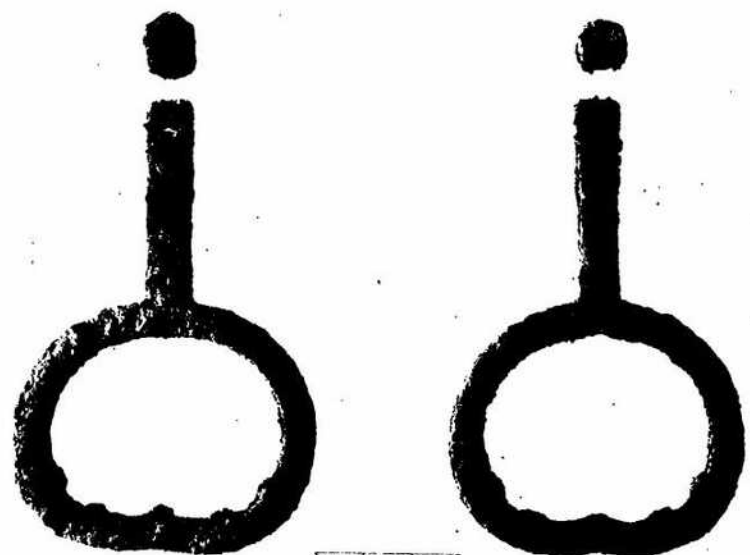
(二) 同上 斧



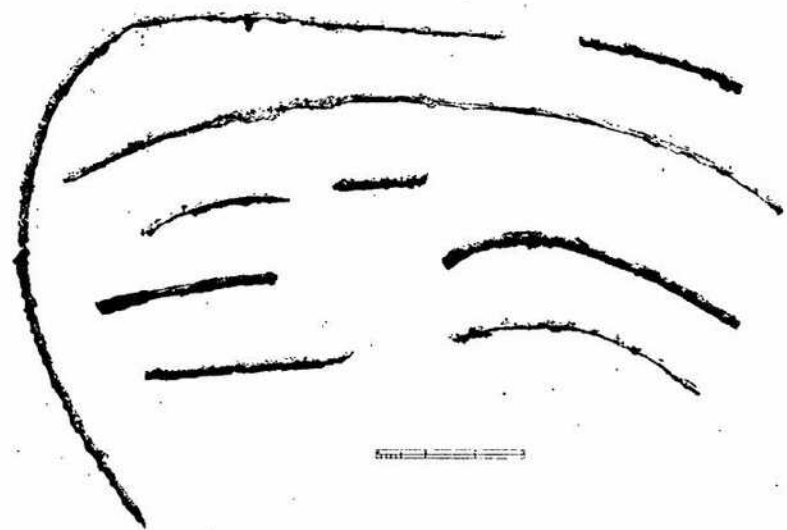
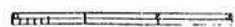
第三十七號墳第三石槨出土 鐵鏃



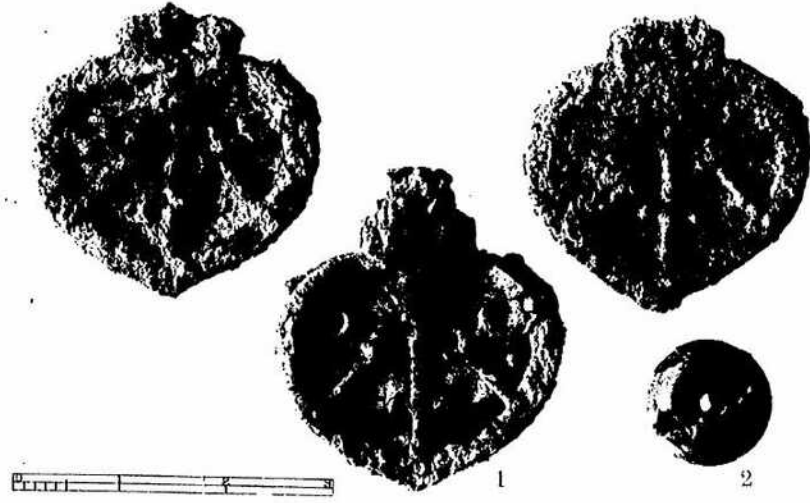
(一) 第三十七號墳第三石部出土管



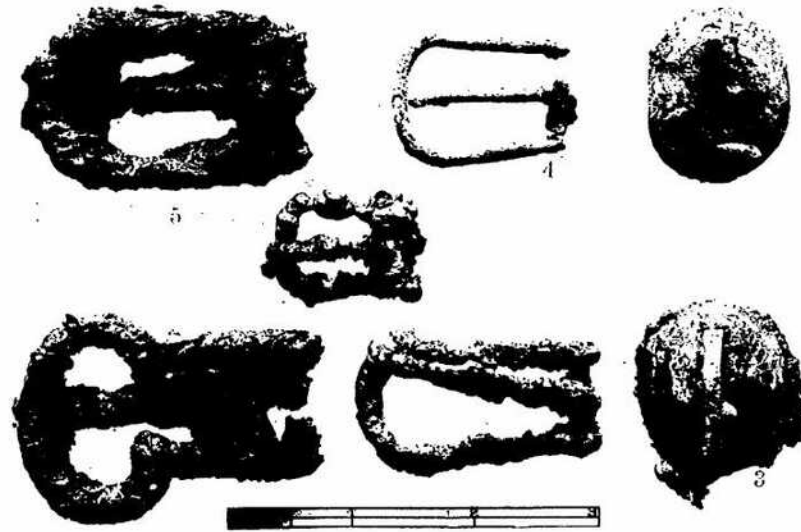
(二) 同上
管



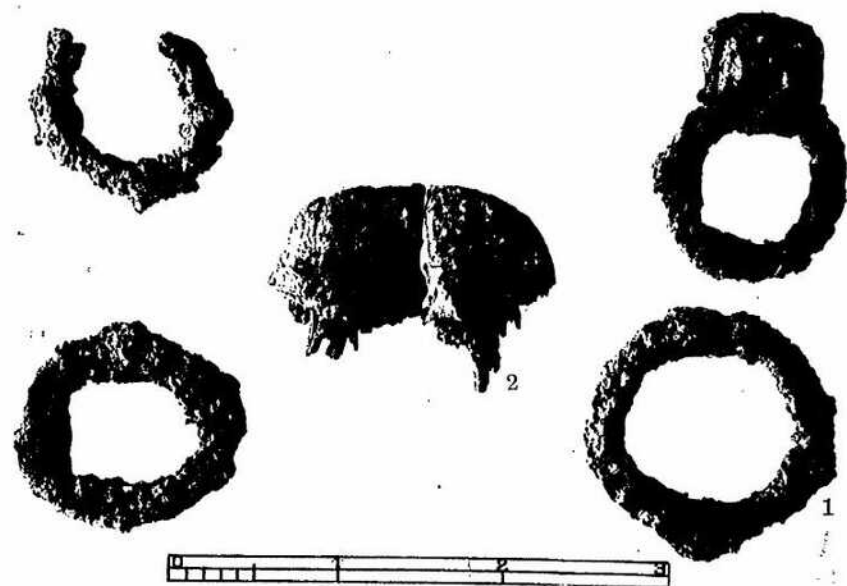
第三十七號墳第三石椁出土 鞍橋遺物金具斷片



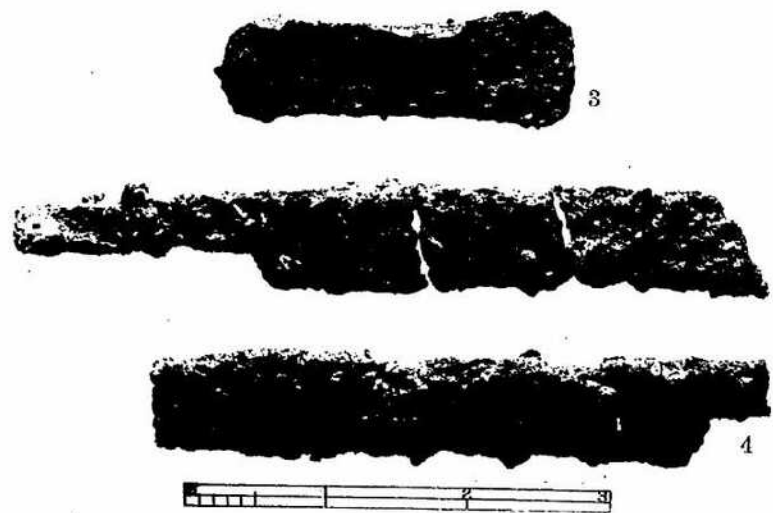
(一) 第三十七號墳第三石槨出土 香葉及紡錘車



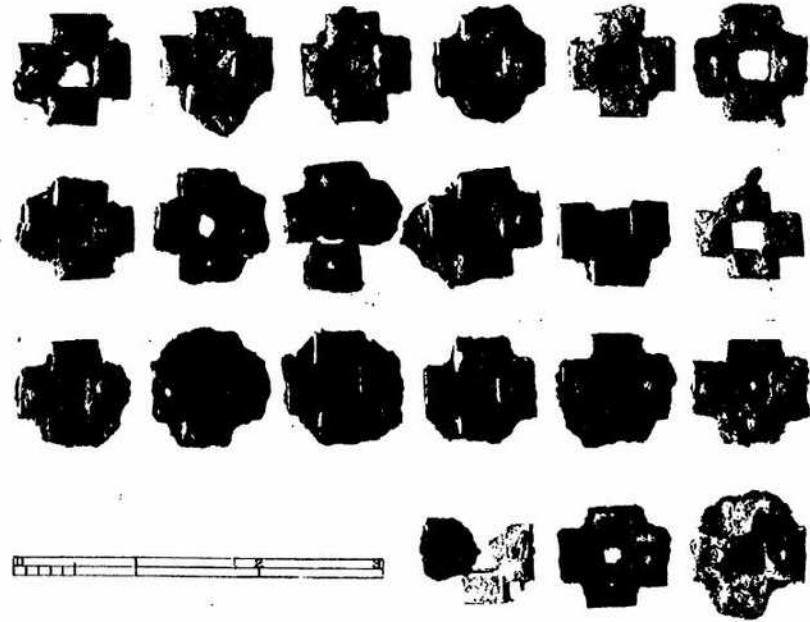
(二) 同上 鉸具



(一) 第三十七號墳第二石櫛出土 1 鐵環 2 名稱不明器斷片



(二) 同上 鐵器



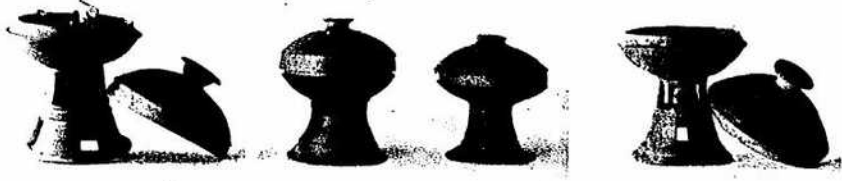
(一) 第三十七號墳第三石櫛出土 十字形飾金具



(二) 同上鏡



1



2

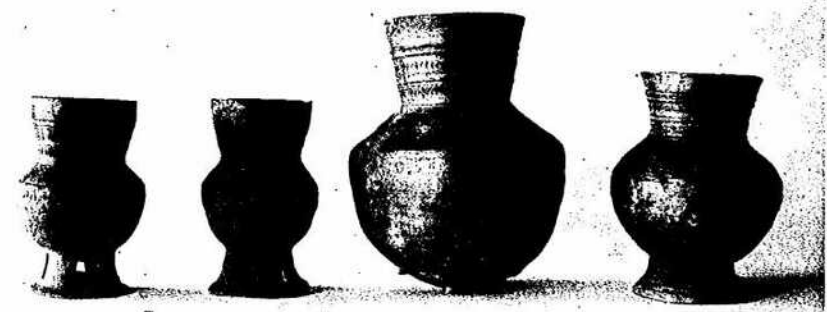
3

4



5

6



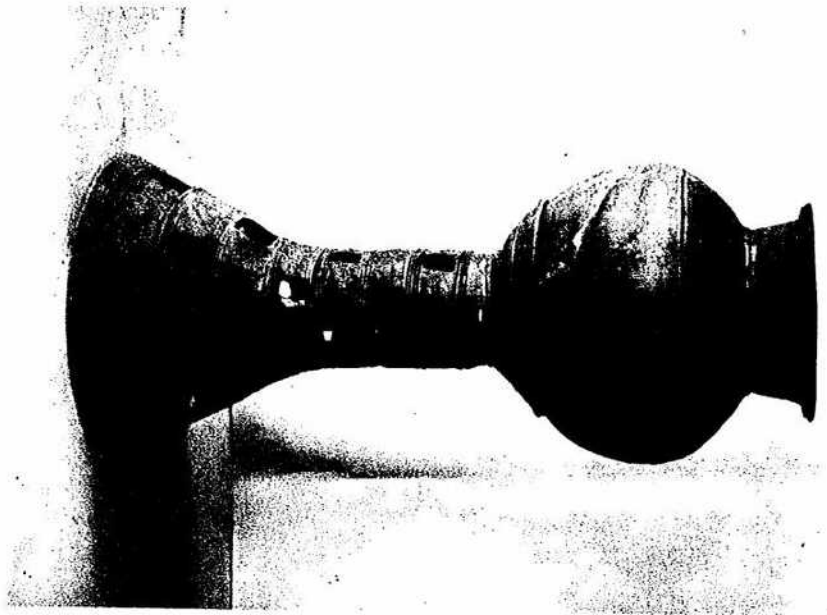
7

8

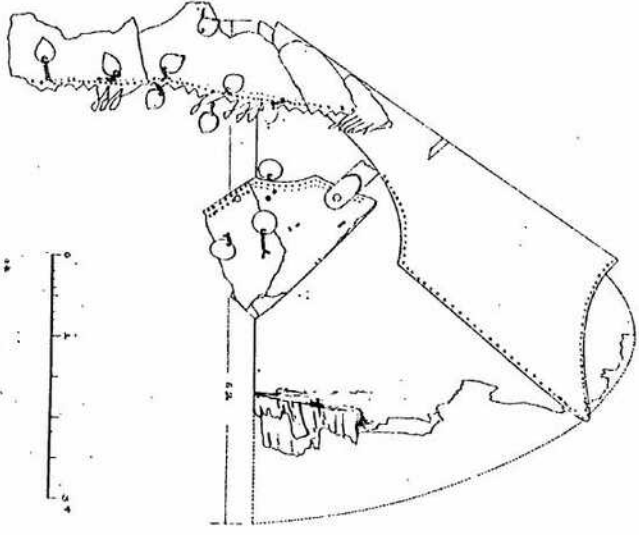
9

10

第三十七號墳第二石塚出土 土器



(一) 第三十七號墳第二石經出土 土器 (壺及甕)



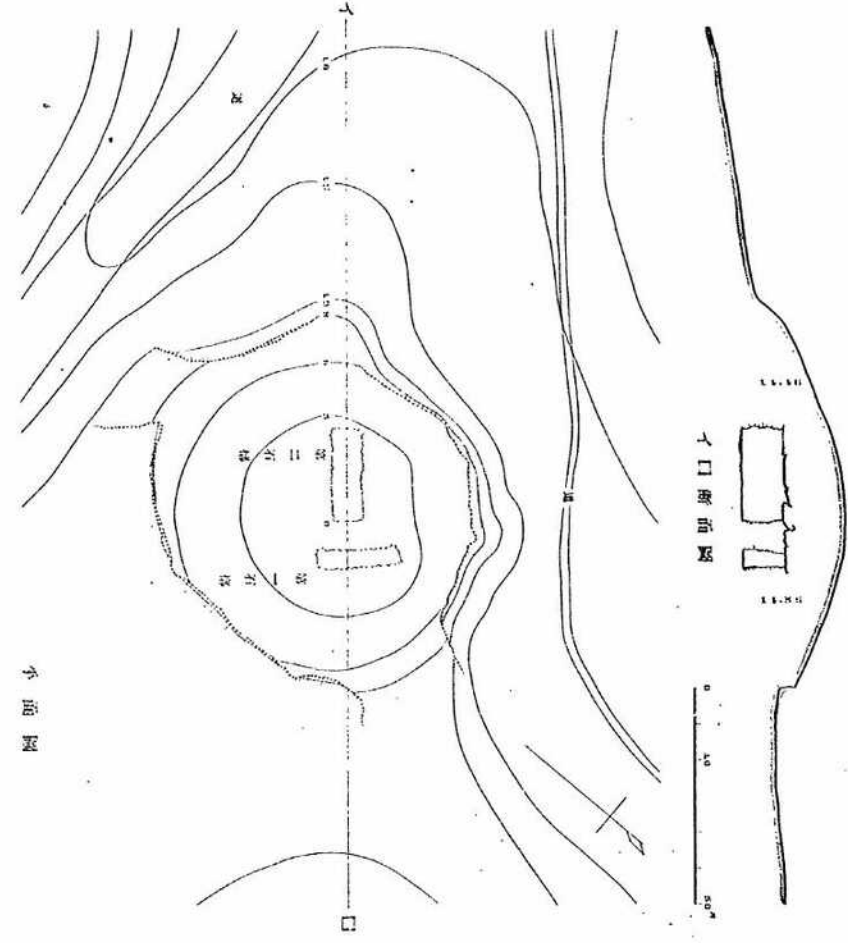
(二) 同上 冠實測圖



(一)
第五十號墳 (東南面)

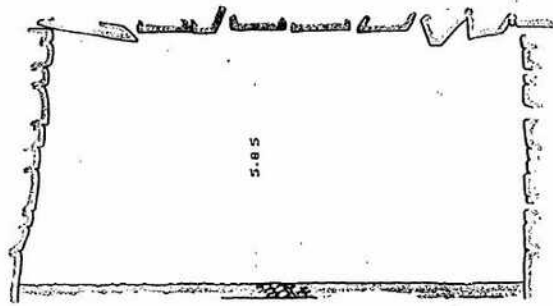


(二)
同上 周囲の上留石



第五十號墳 實測圖

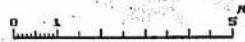
第五十號墳第一石室 實測圖

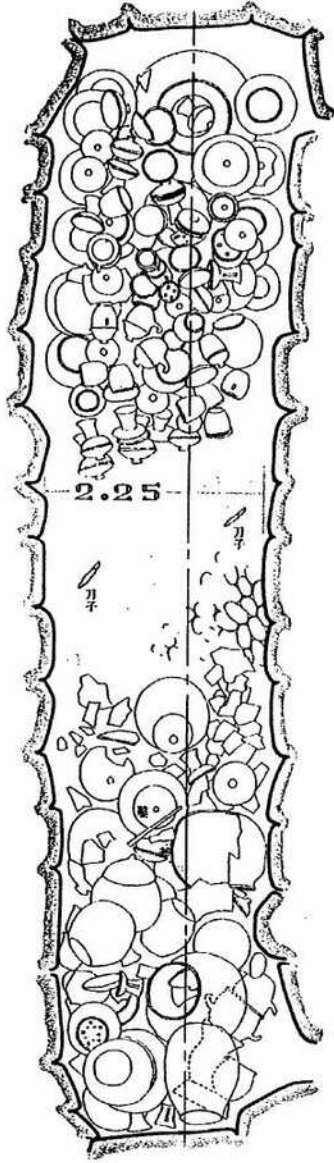


断面圖

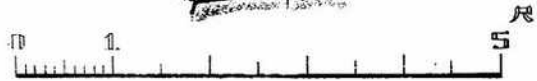


平面圖





第五十號頂第一百種 遺物配圖





(一) 第五十號墳第一石櫛
天井石



(二) 同上
西北部

(二) 土東南壁

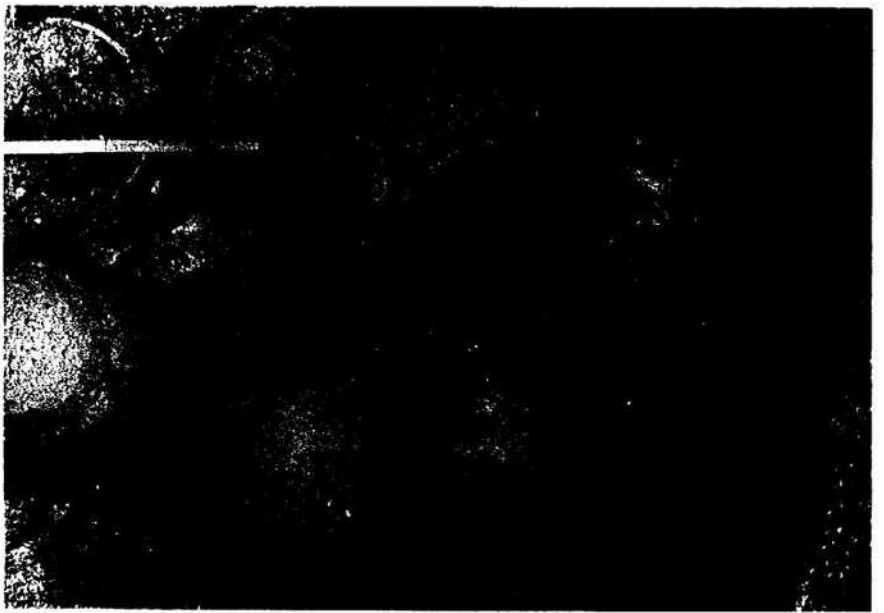


(一) 第五十號墳第一石標西北壁

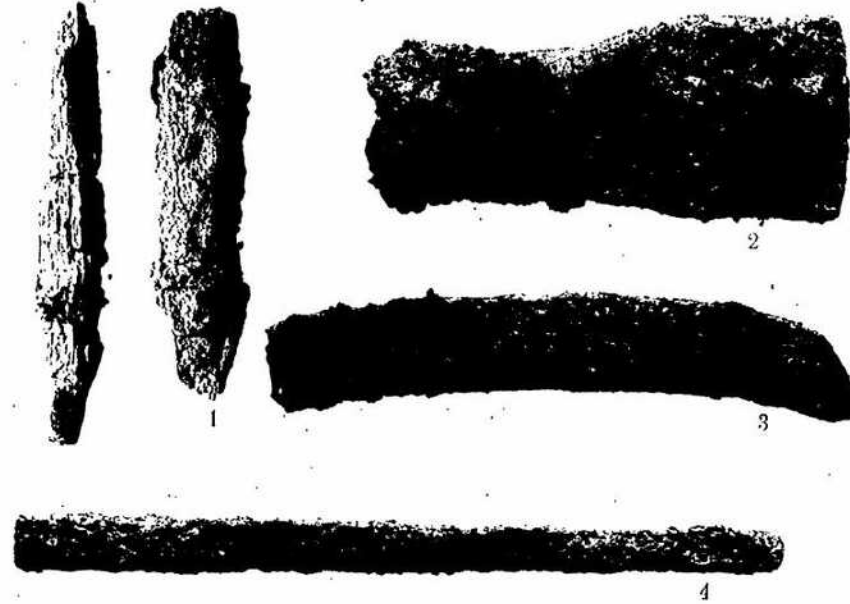




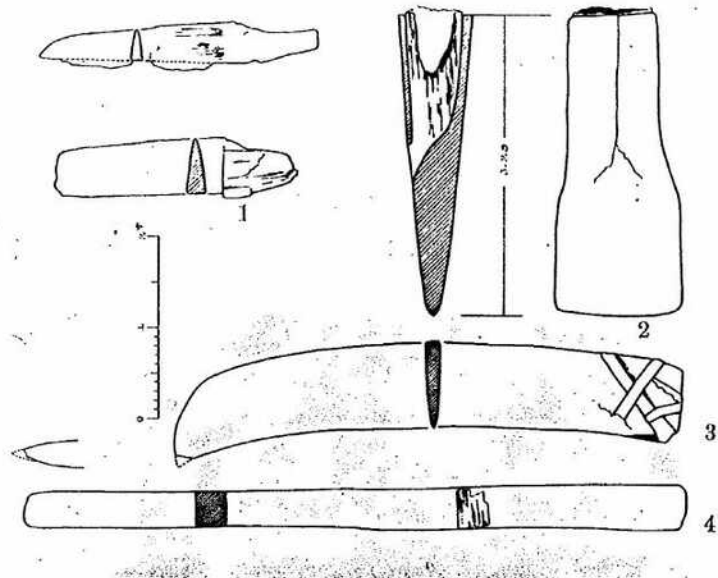
(二) 同上 西北部遺物存在狀態



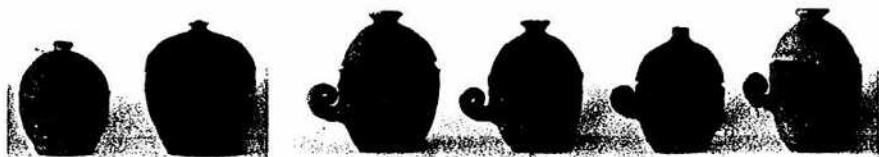
(一) 第五十號墳第一石壘 東南部遺物存在狀態



(一) 第五十號墳第一石櫛出土 1 刀子 2 斧 3 鏃 4 鏃



(二) 同上實測圖



1

2



3

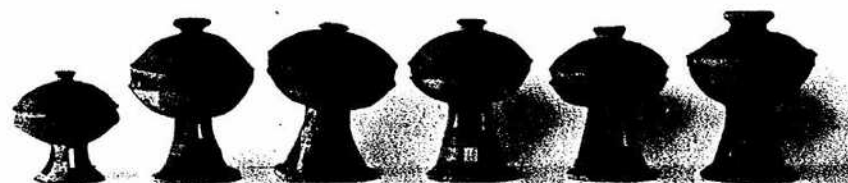


4

5

6

7



8



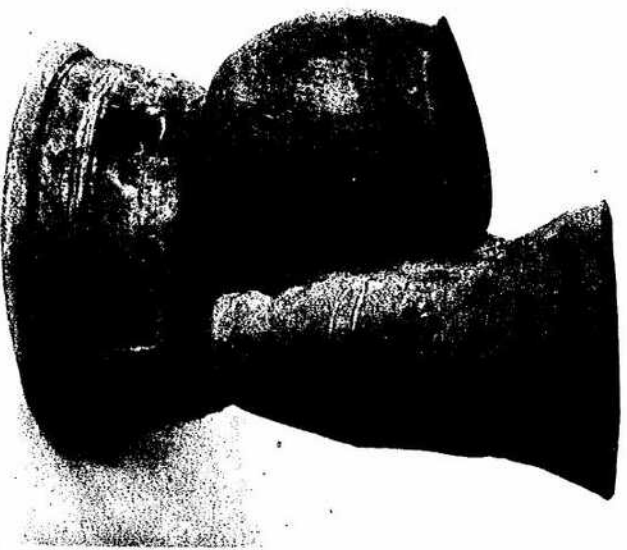
9

10

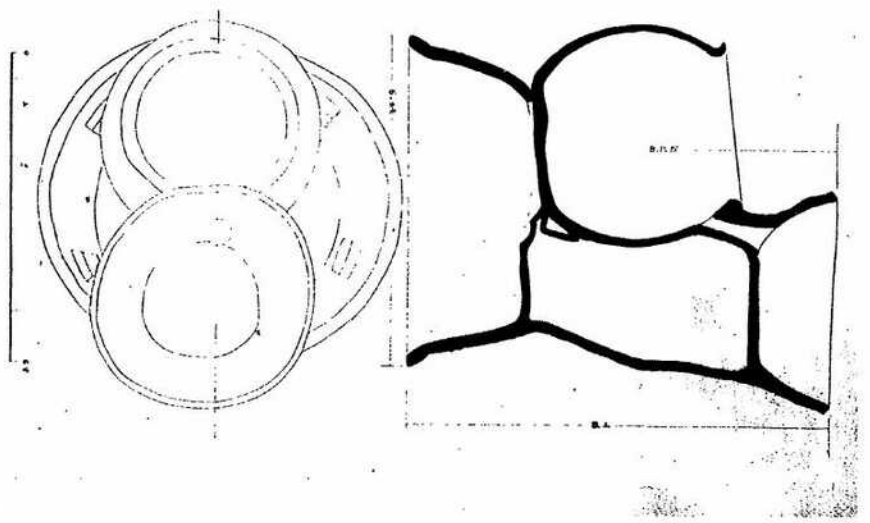
11

12

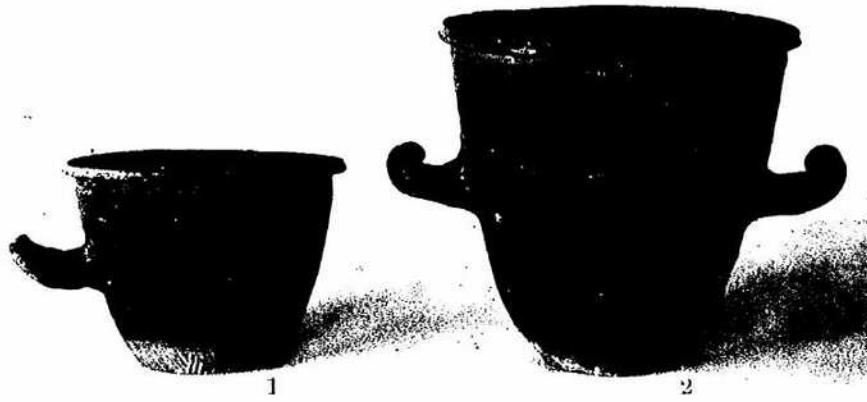
第五十號墳第一石部出土
土器



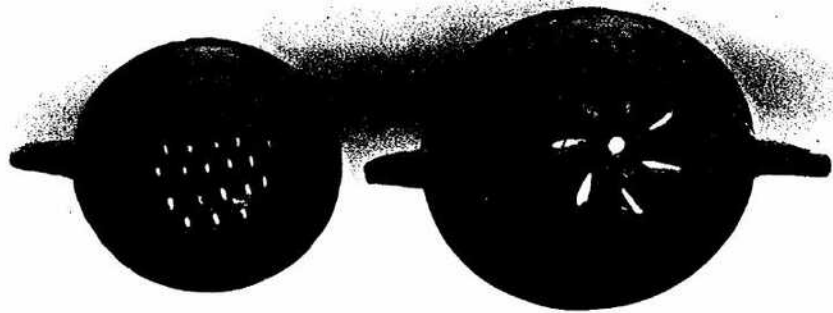
(一) 第五十號墳第一石槨出土 異形土器



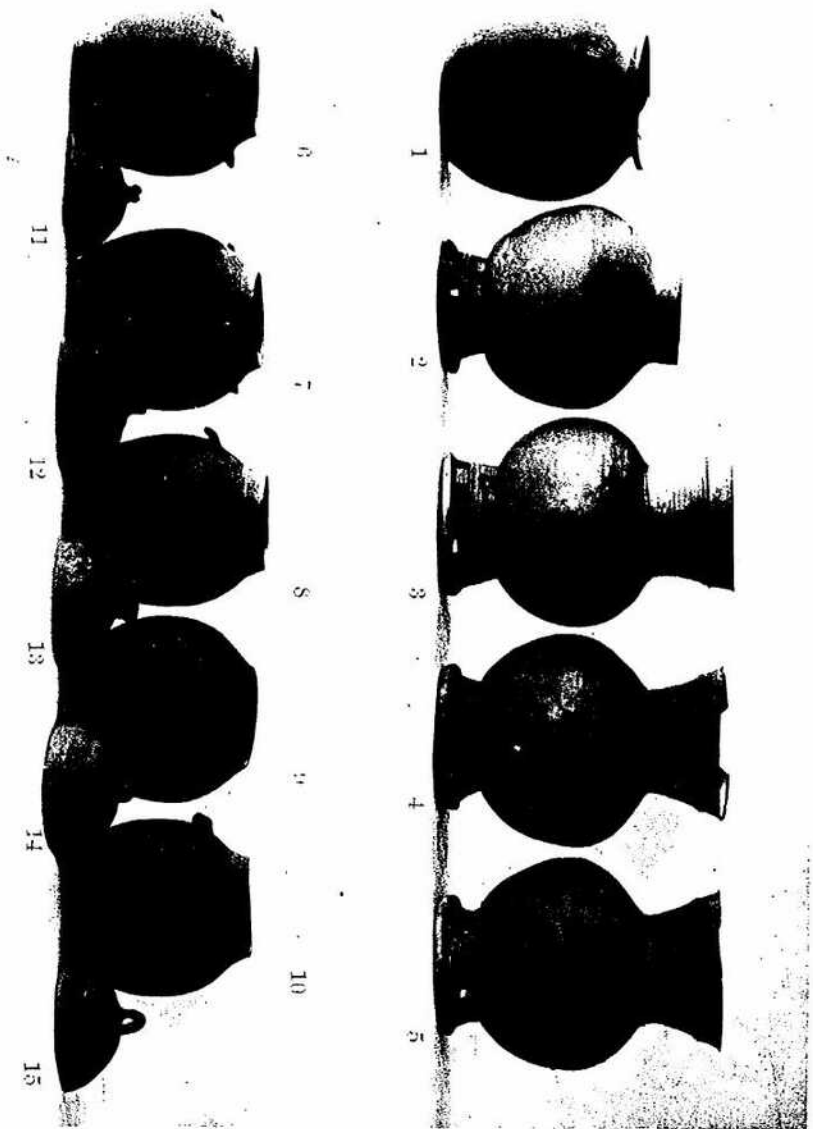
(二) 同上 器測圖



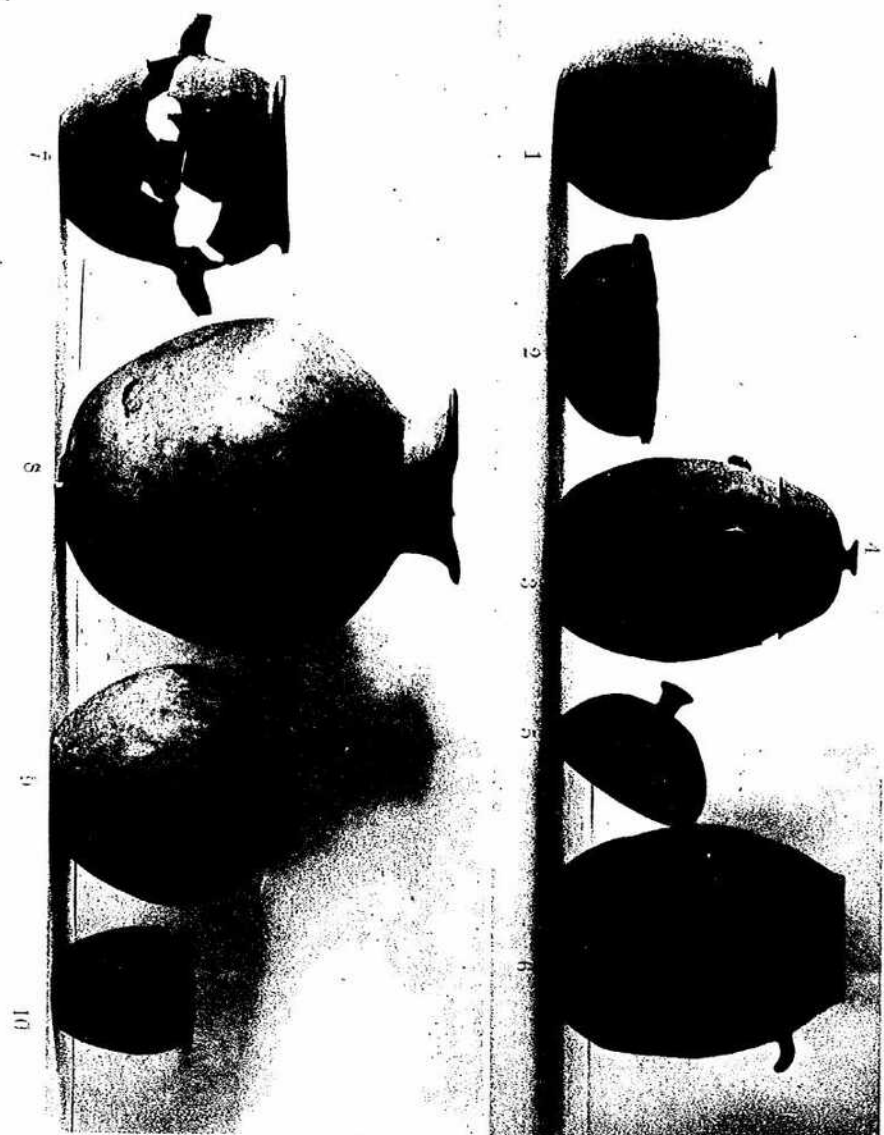
(一) 第五十號墳第一石櫛出土 把手附飯



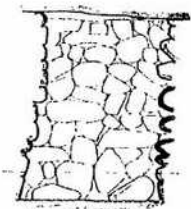
(二) 同上底面



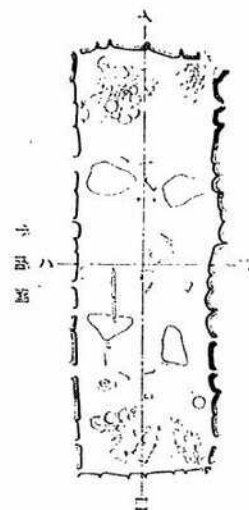
第五十號墳第一石塚出土 土器



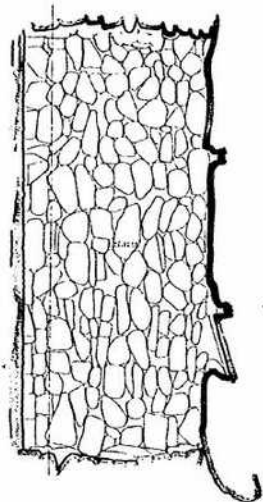
第五十號墳第一石室出土 器



八二斷面圖



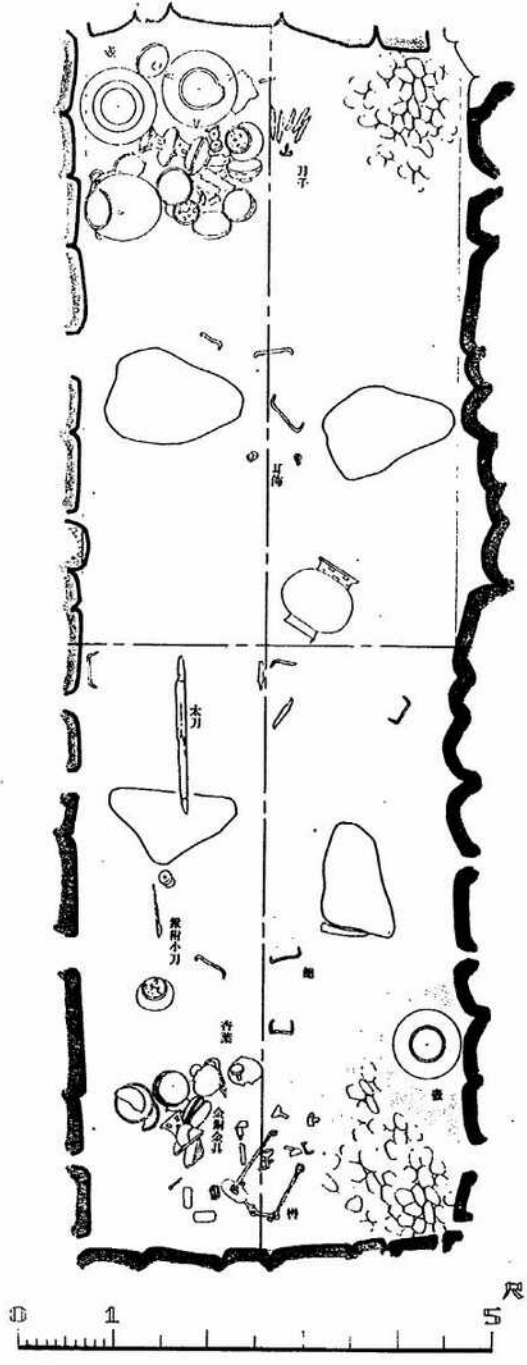
平指圖

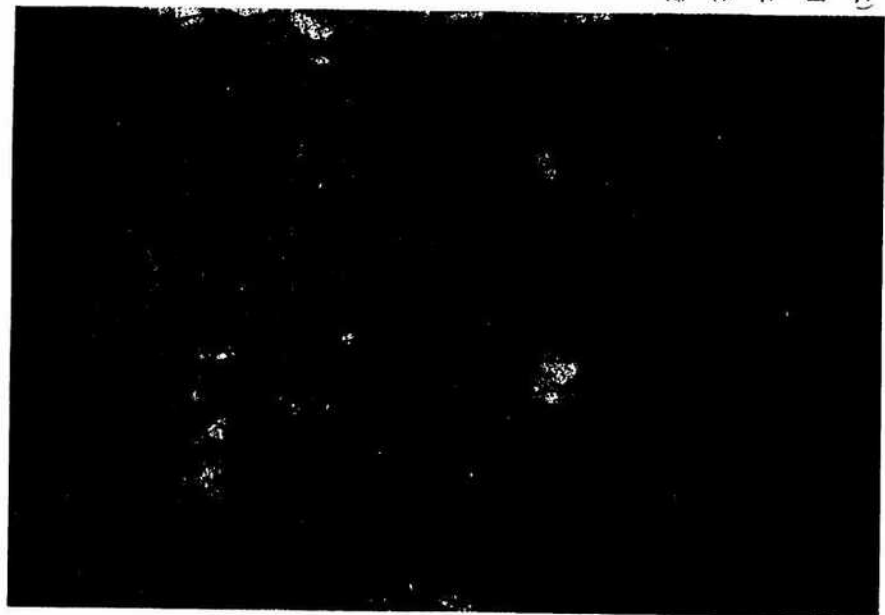


子口斷面圖

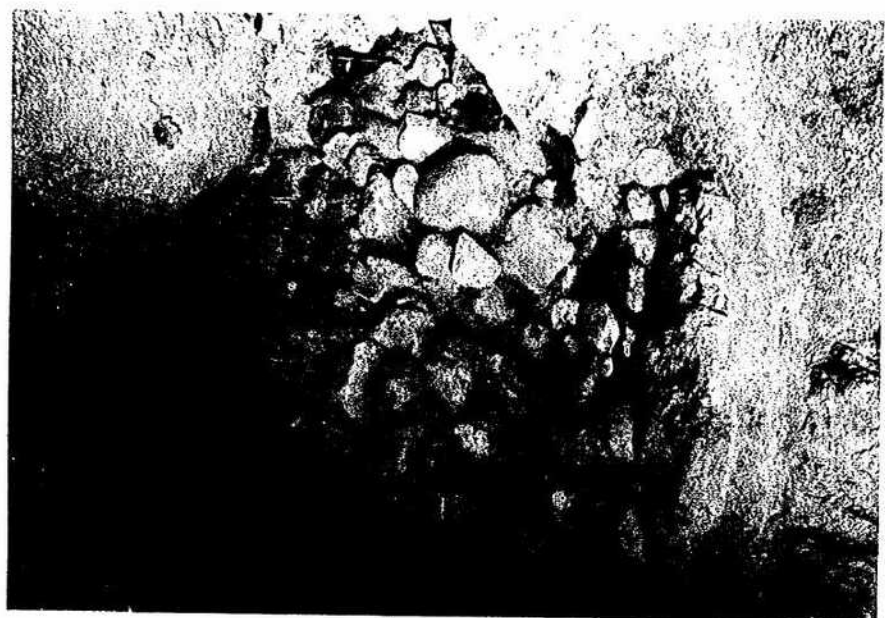
第五十號墳 第三石櫛實測圖

第五十號墳第二石室 遺物配置圖





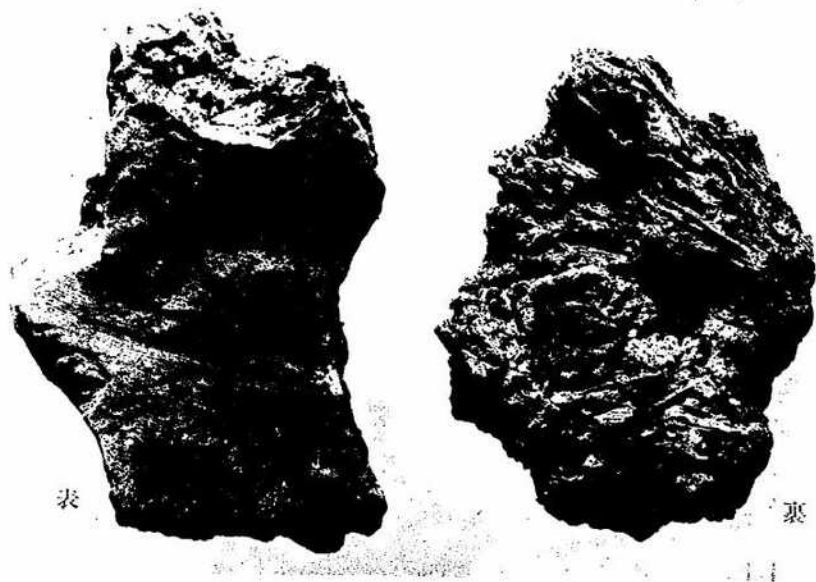
同七後壁



第五十號墳第三石椁 前壁外側



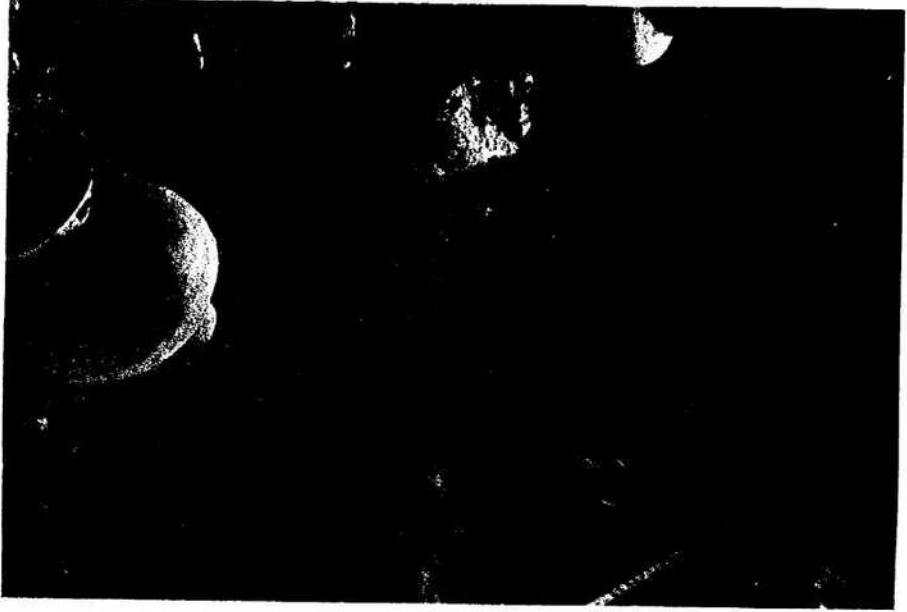
(一)
第五十號墳 第二石部發掘後



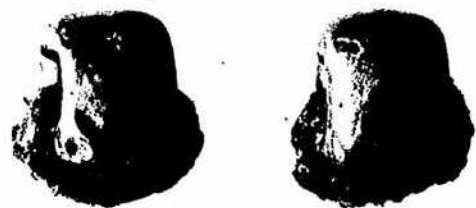
(二)
同上 石部内部を塗りし粘土



(ii) 同上 後壁附近遺物存在狀態



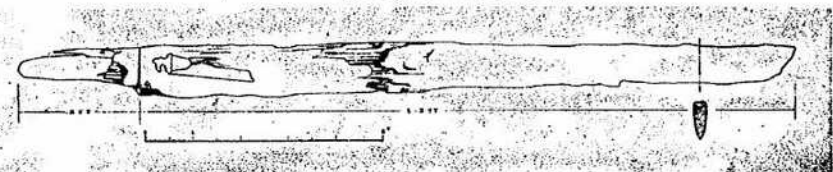
(i) 第五十號墳第三石櫛 前壁附近遺物存在狀態



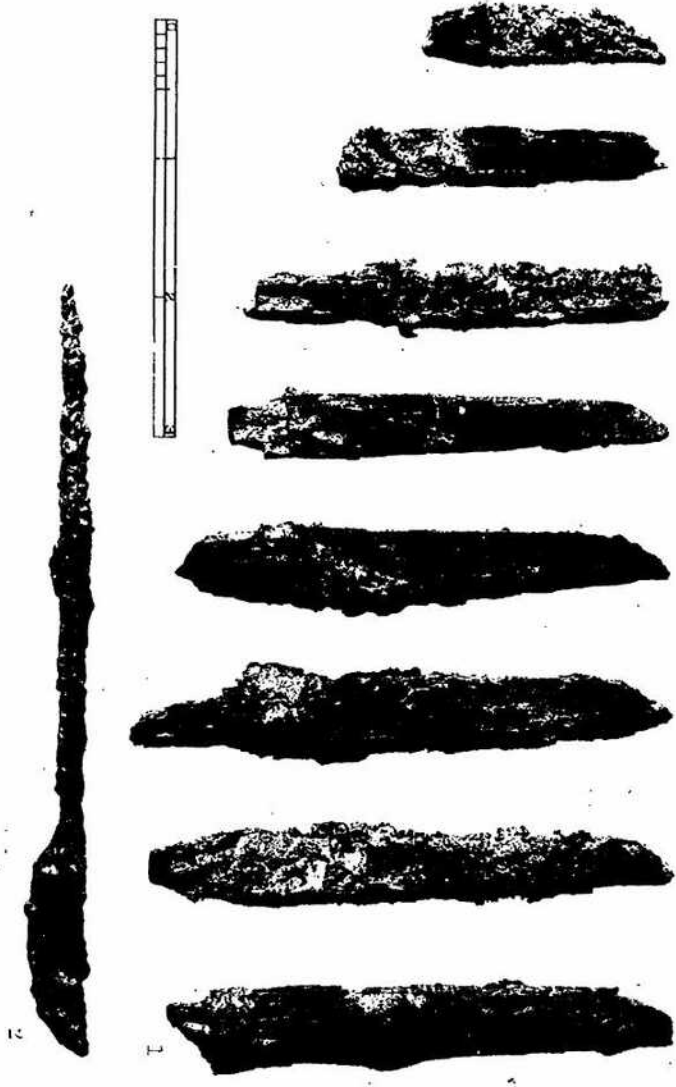
(一) 第五十號墳第二石櫛出土耳飾



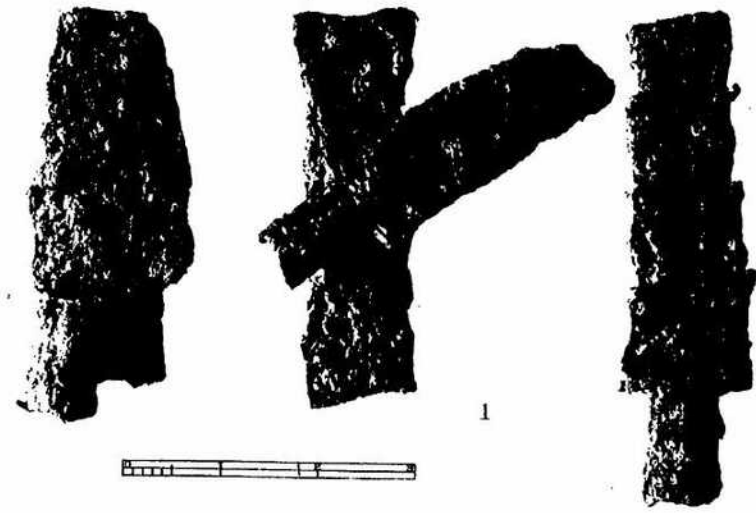
(二) 同上太刀



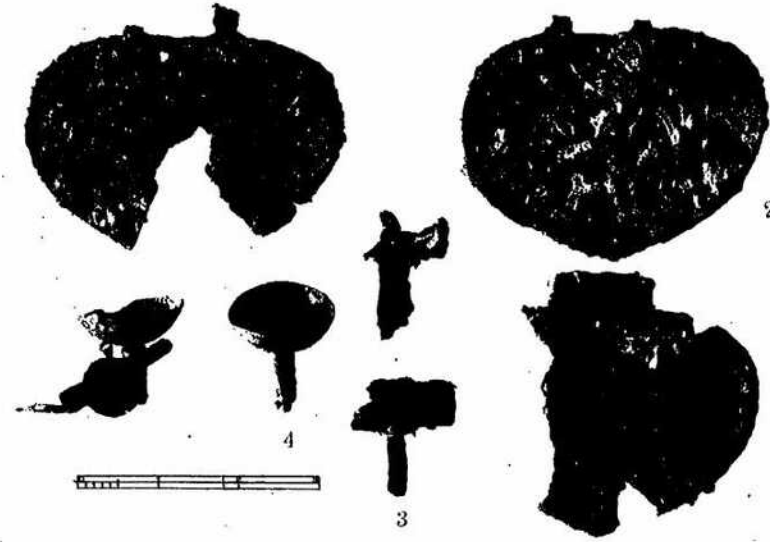
(三) 同上鏃



第五十號墳第三石鏃出土 刀子及鏃時小刀



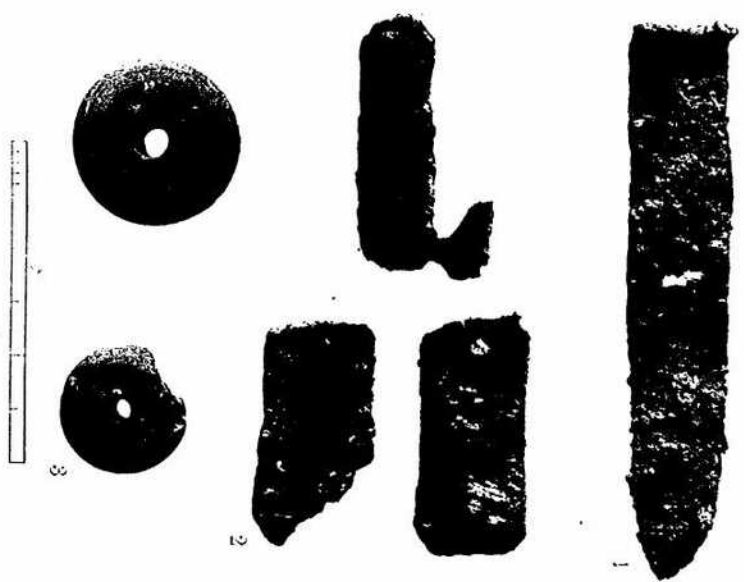
(一) 第五十號墳第二石礮出土 異形鐵製武器



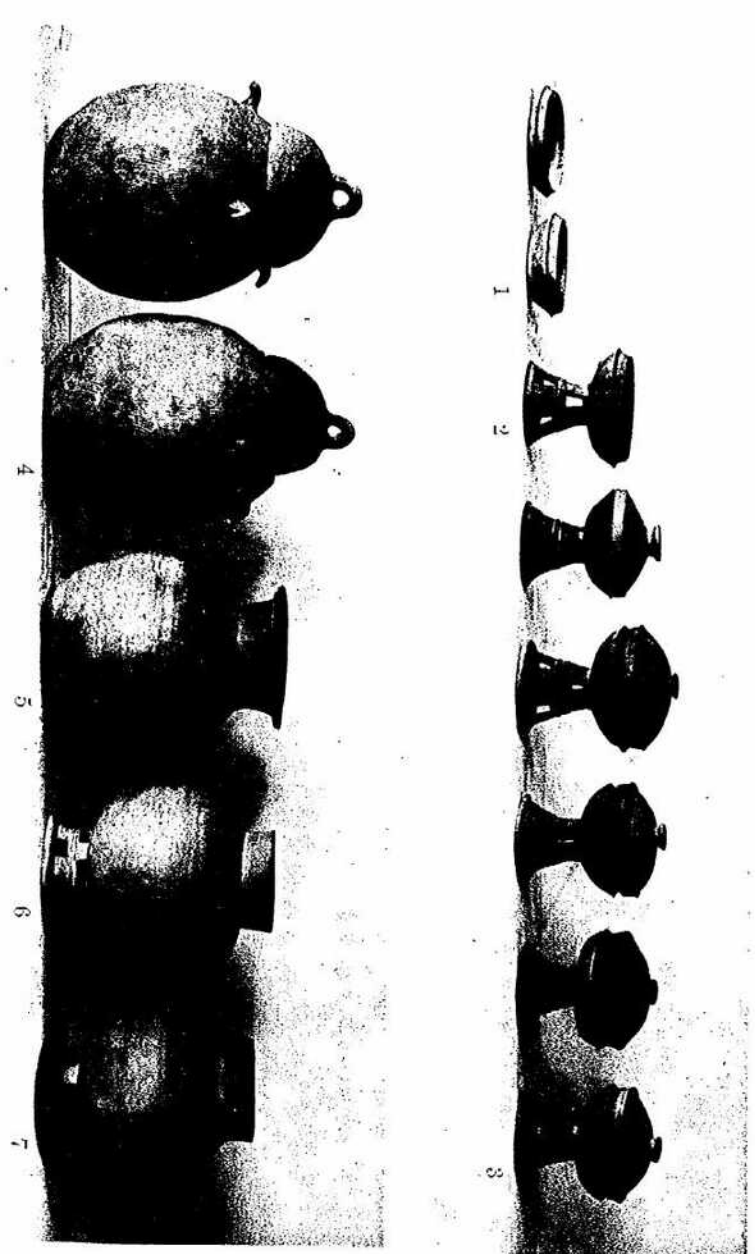
(二) 同上 2 杏葉 3 金銅金具斷片 4 金銅雲珠斷片



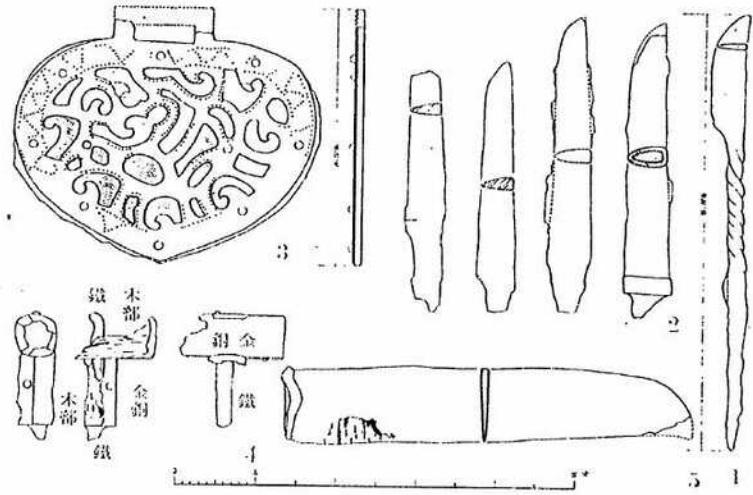
(一) 第五十號墳第三石槨出土 鐙



(二) 同上 1 鐙 2 鐵製合耳斷片 3 粉鉢車

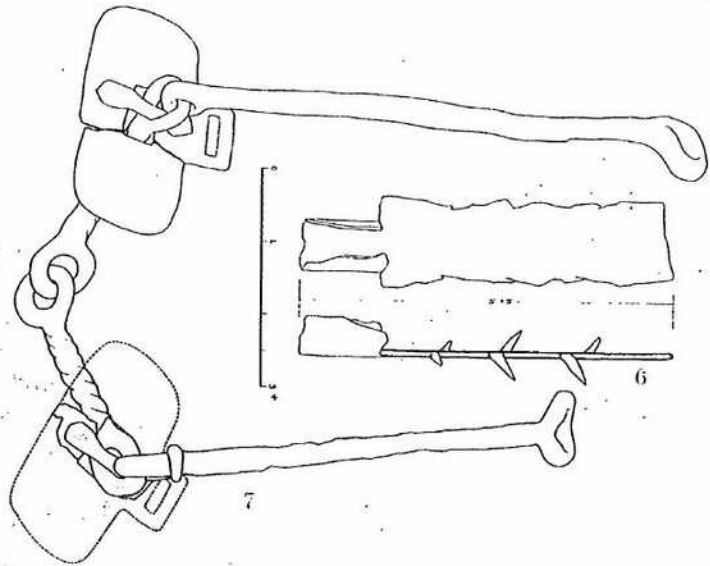


第五十號城第二石橋出土 土器



第五十號墳第三石櫛 出土品實測圖

同上



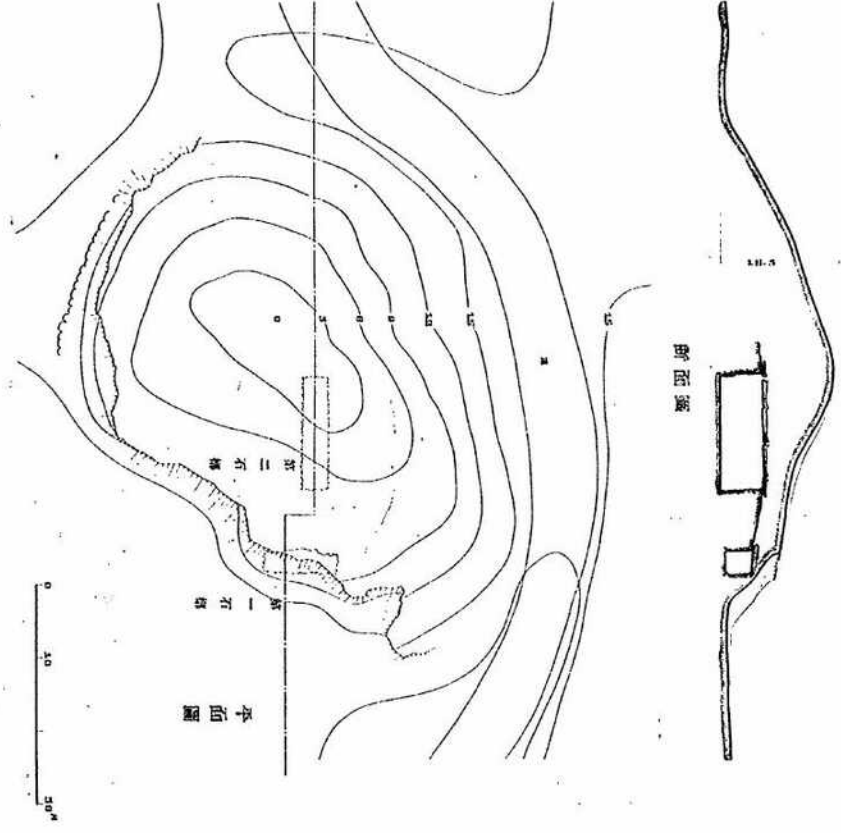
第三十七号墳



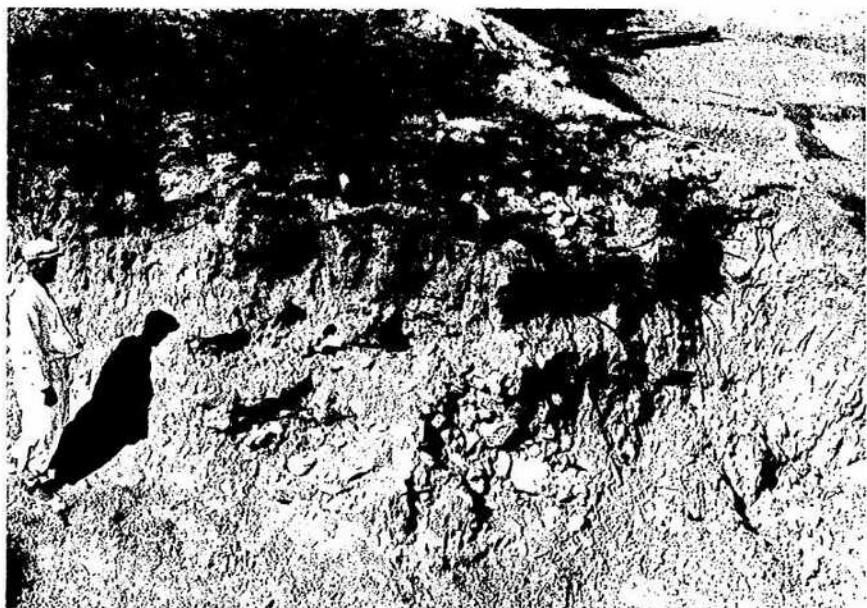
(一) 第三十七號墳、第五十號墳、第五十一號墳を望む

(二) 第五十一號墳(南方より)





第五十一號墳 平面圖



(一) 第五十一號墳第一石部 發掘前の状態



(二) 同上 天井石發掘完成 (其二)



第五十一號墳第二石槨天井石發掘完成(其二)



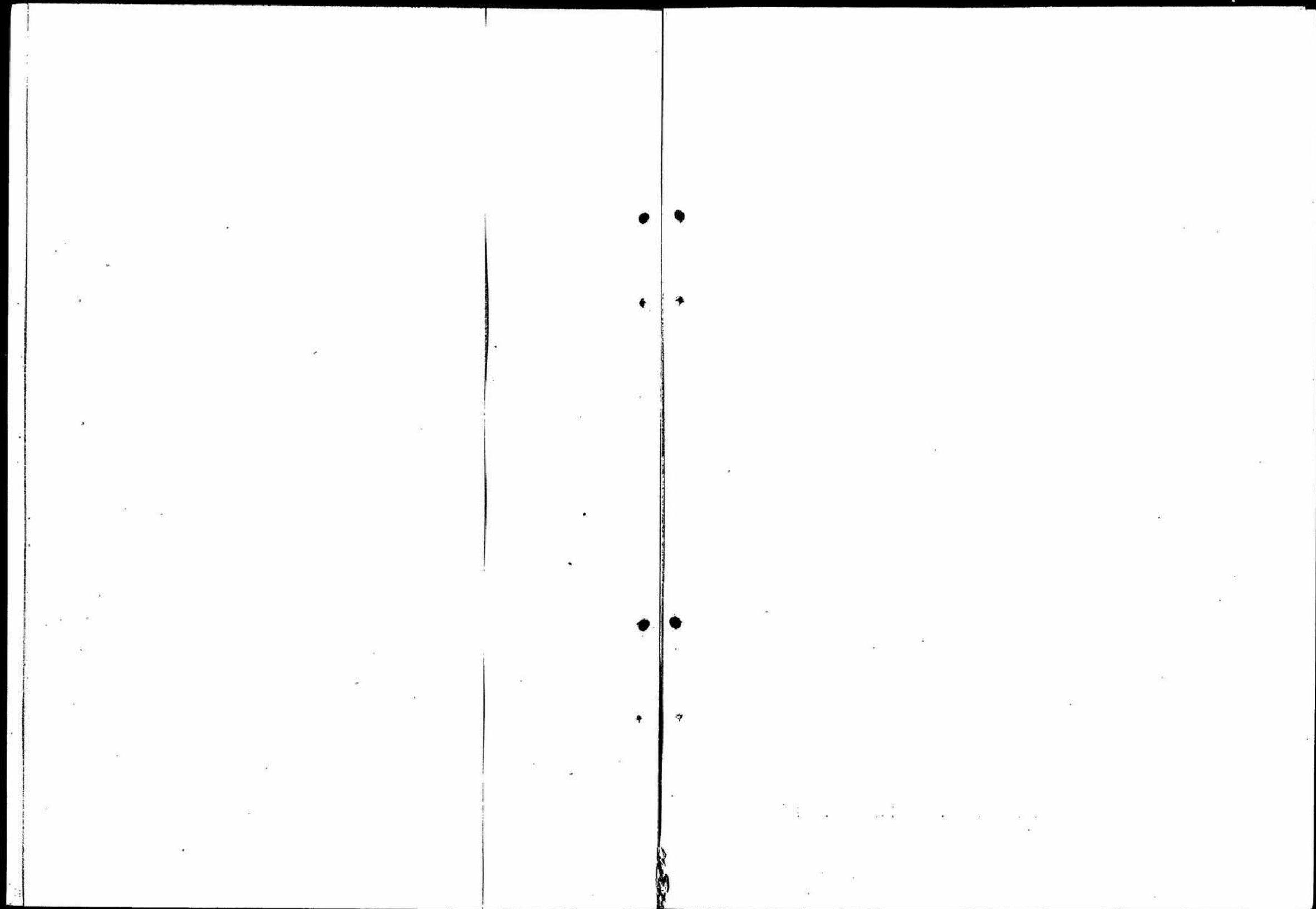
(二)
同上 槨壁崩壞狀態



(二) 同上 遺物配列状態



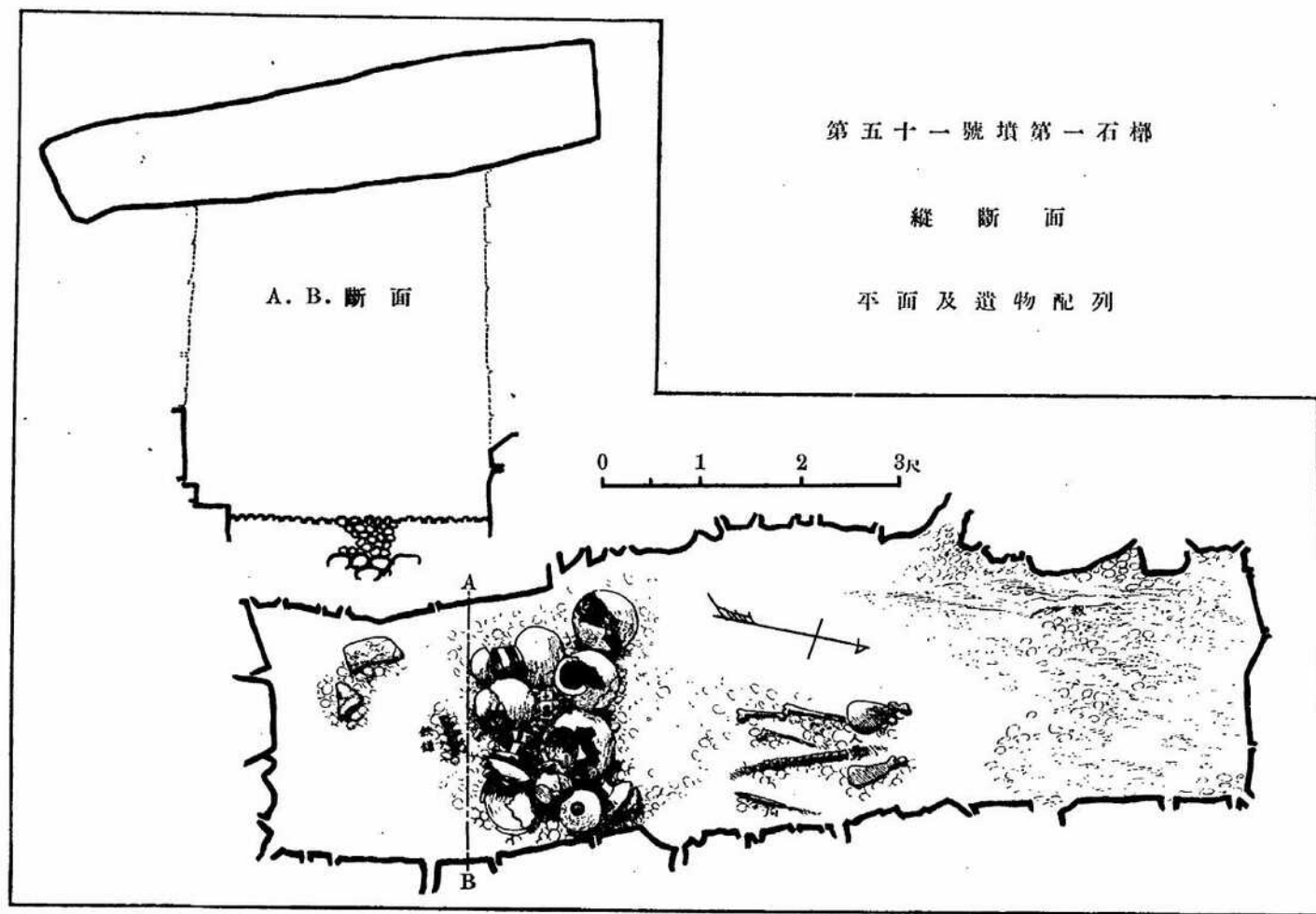
(一) 第五十一號墳第一石塚 北壁の狀態と板の埋葬狀態





裏面白紙

圖版 第 七 〇

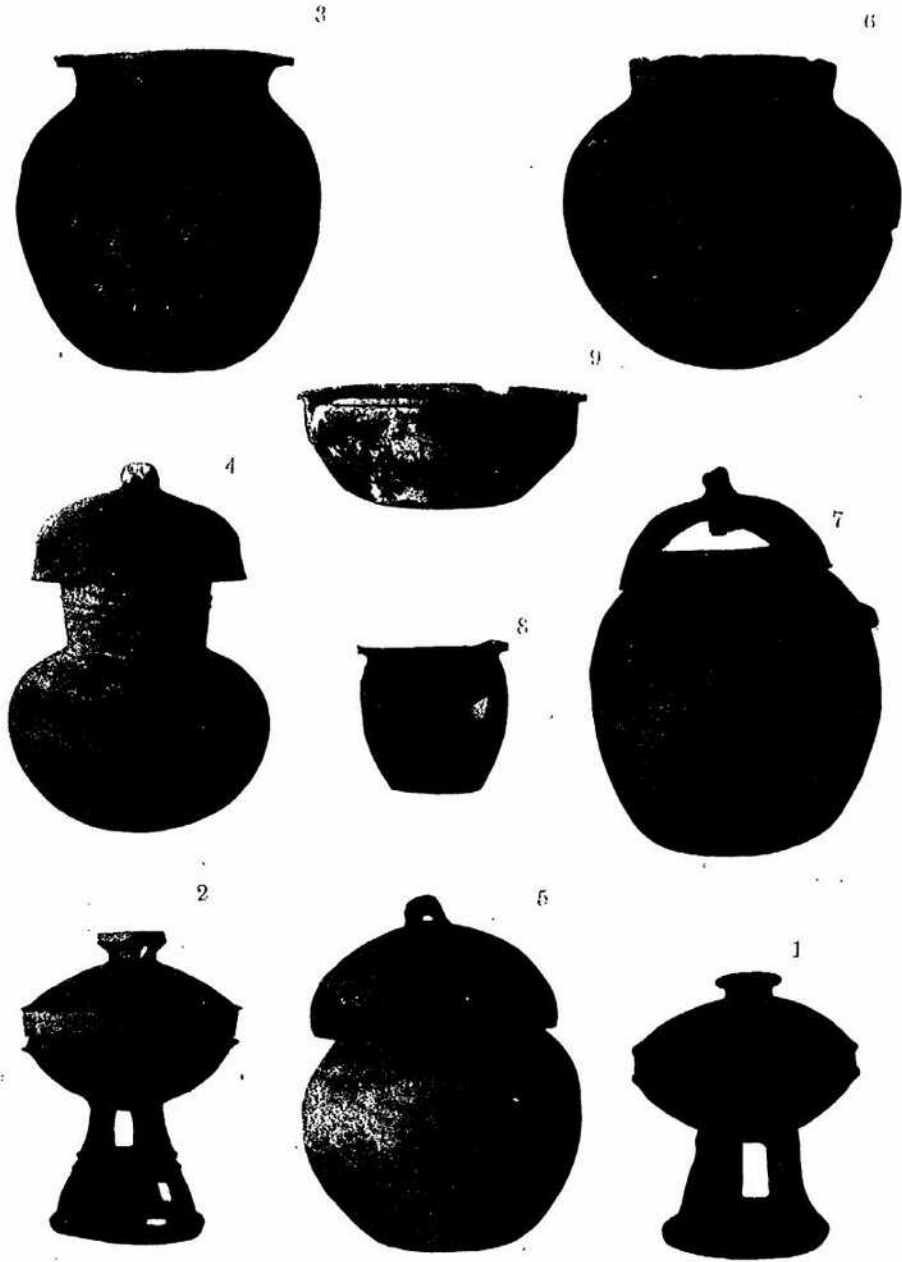


第五十一號墳第一石槨

縱 斷 面

平 面 及 遺 物 配 列

第五十一號墳第一石槨 遺物配列實測圖



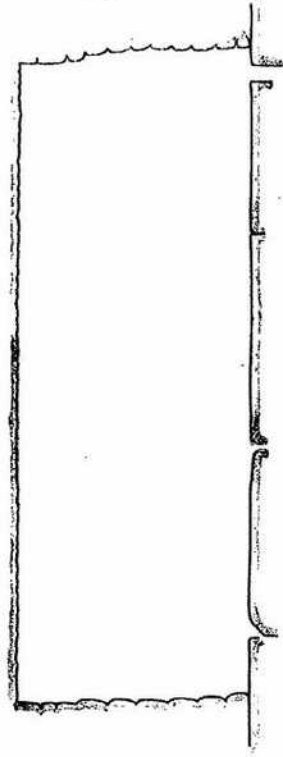
第五十一號墳第一石部出土土器



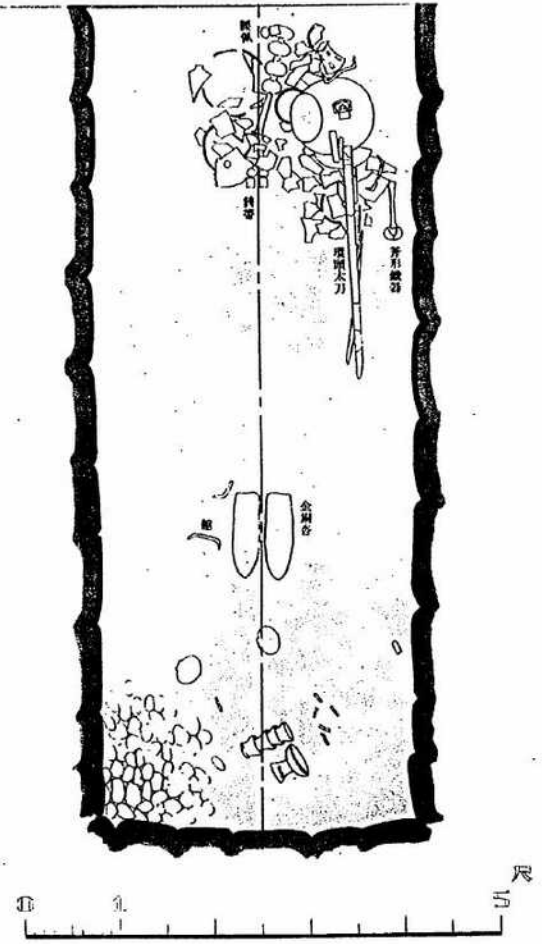
圖 五



圖 四

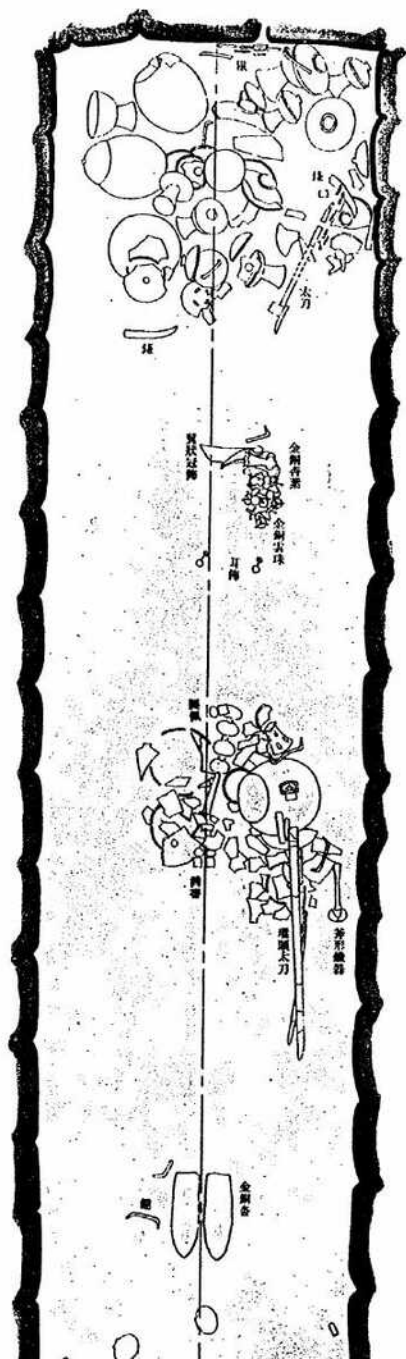


第五十一號墳 第二石經石圖

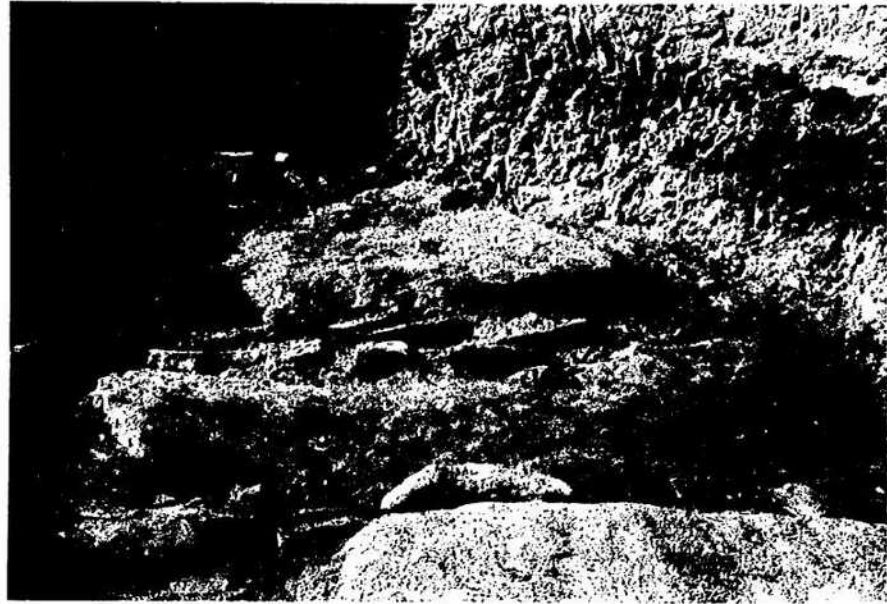


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

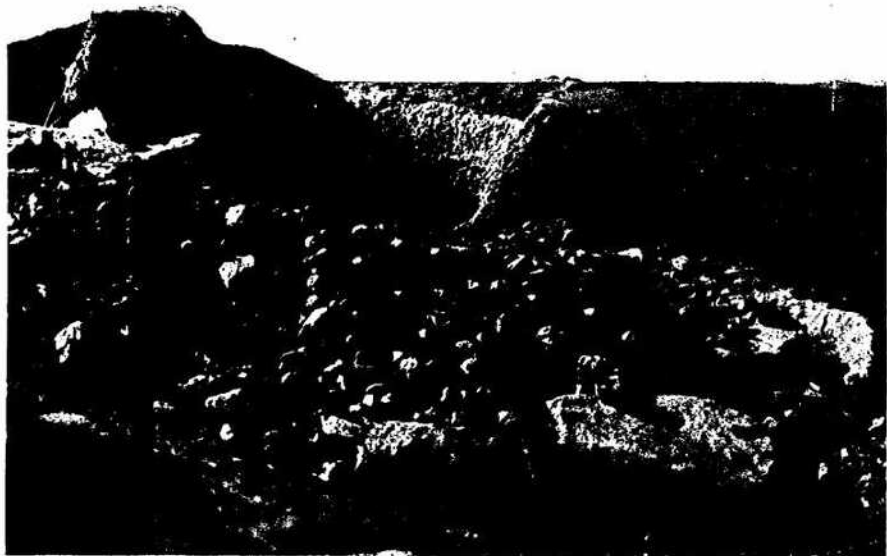
圖版 第七三



第五十一號墳墓二石槨 遺物配置圖



(一) 第五十一號墳第二百五部 天上看



(二) 同上 發掘後



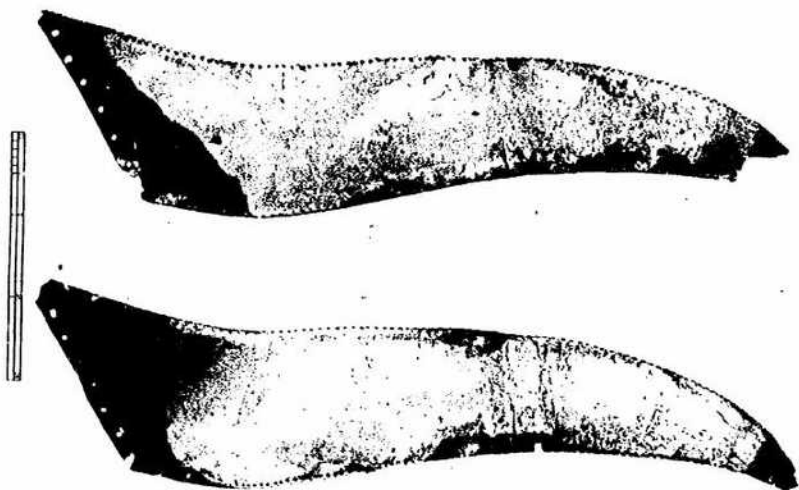
(一) 同上 遺物存在狀態(東部)



(二) 第五十一號墳第二石塚 天井石排除



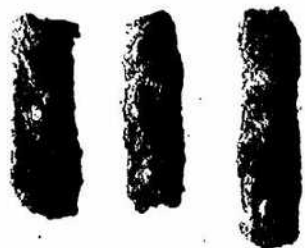
二 同上 銀製刀

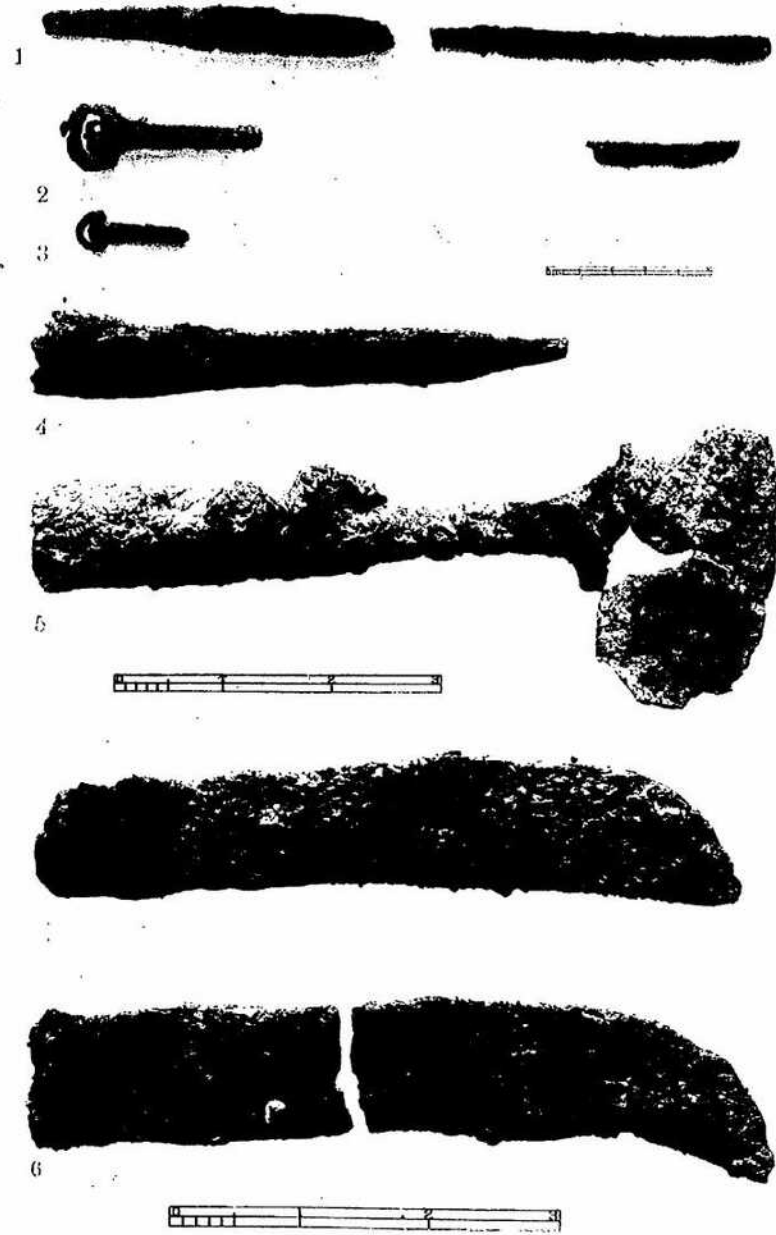


(一) 第五十一號墳第三石櫛出土 金銅斧頭

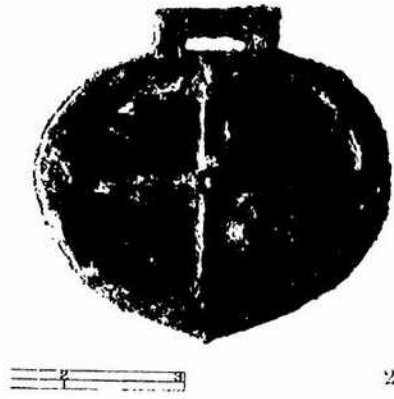


第五十一號墳第三石塚出土 1 銀製鎊帶金具 2 鞍橋覆輪金具斷片 3 金製耳飾 4 銀製腰佩





第五十一號墳第二石塚出土
 1 太刀 2 環頭太刀殘缺 3 鐵銼殘缺 4 斧形鐵器 5 鐵銼殘缺 6 鐵銼

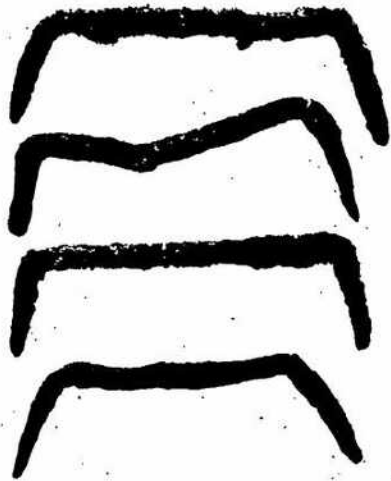


2

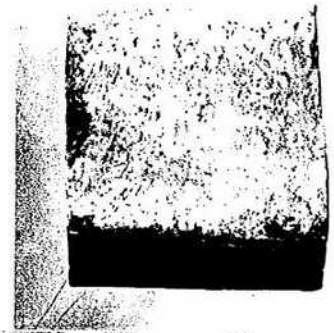


1

第五十一號墳第三石塚出土
1 鐵鍬 2 香葉 3 銀板 4 鐵器 5 鏡



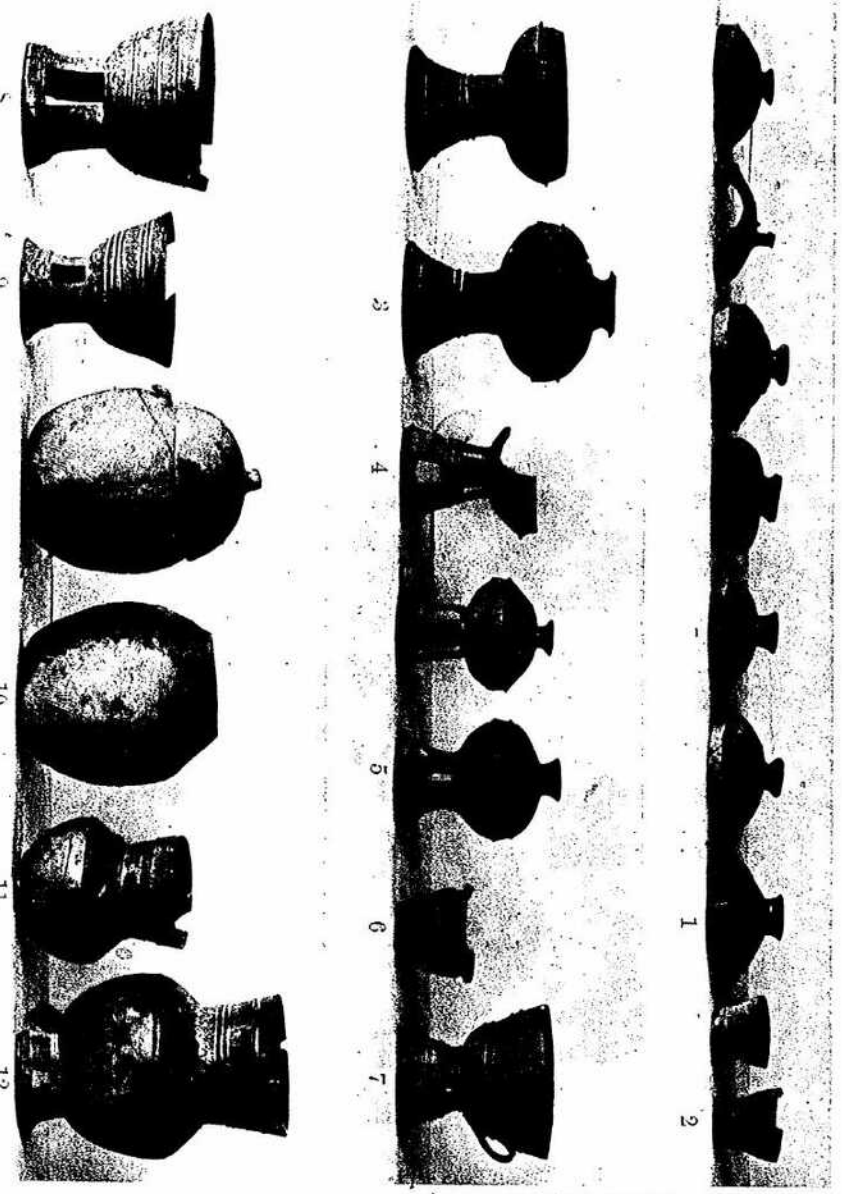
5



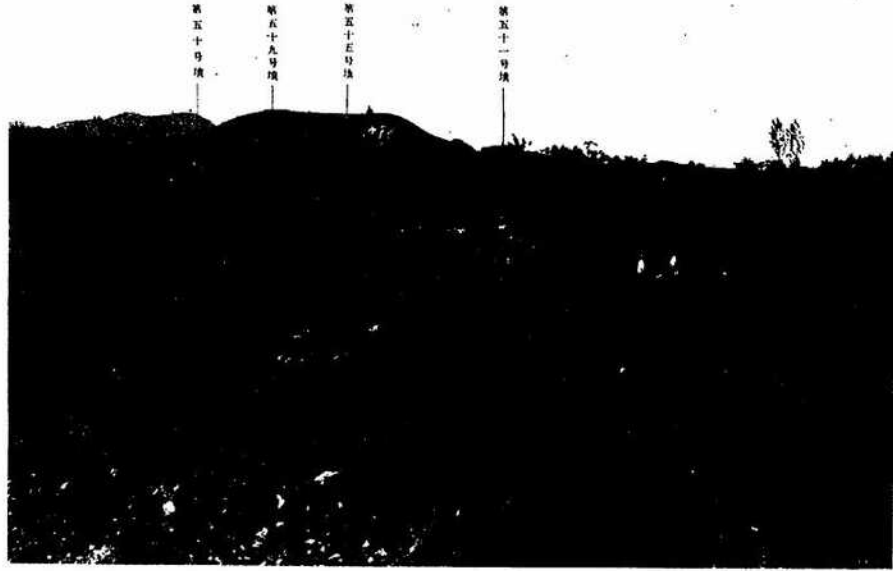
3



4

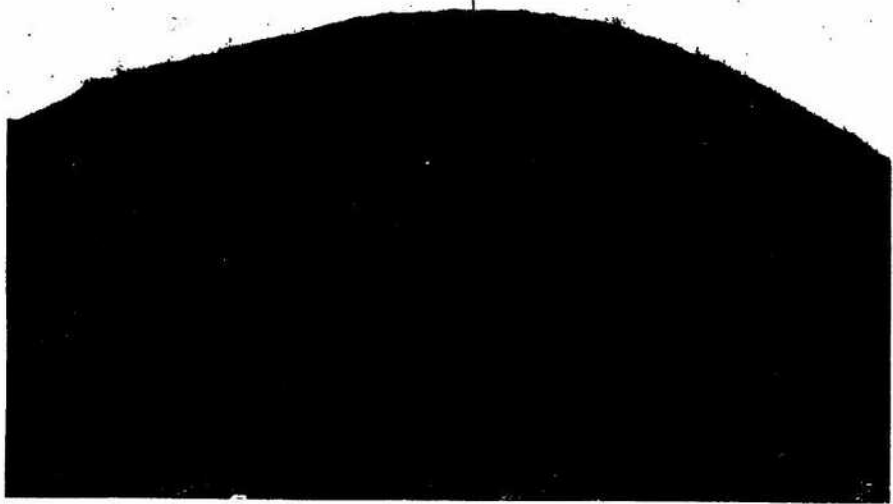


第五十一號墳第三石槨出土土器



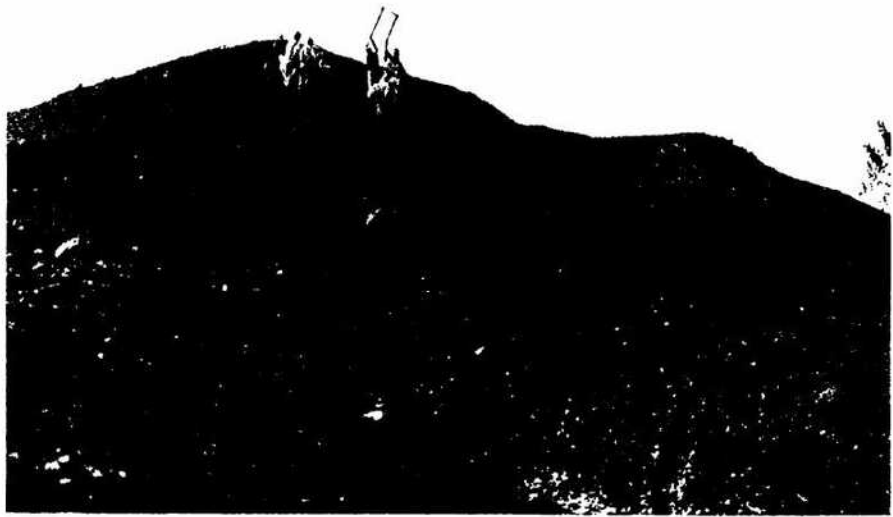
(一)

第三十七號墳上より第五十號第五十一號第五十五墳を望む



(二)

第五十五號墳(南面)



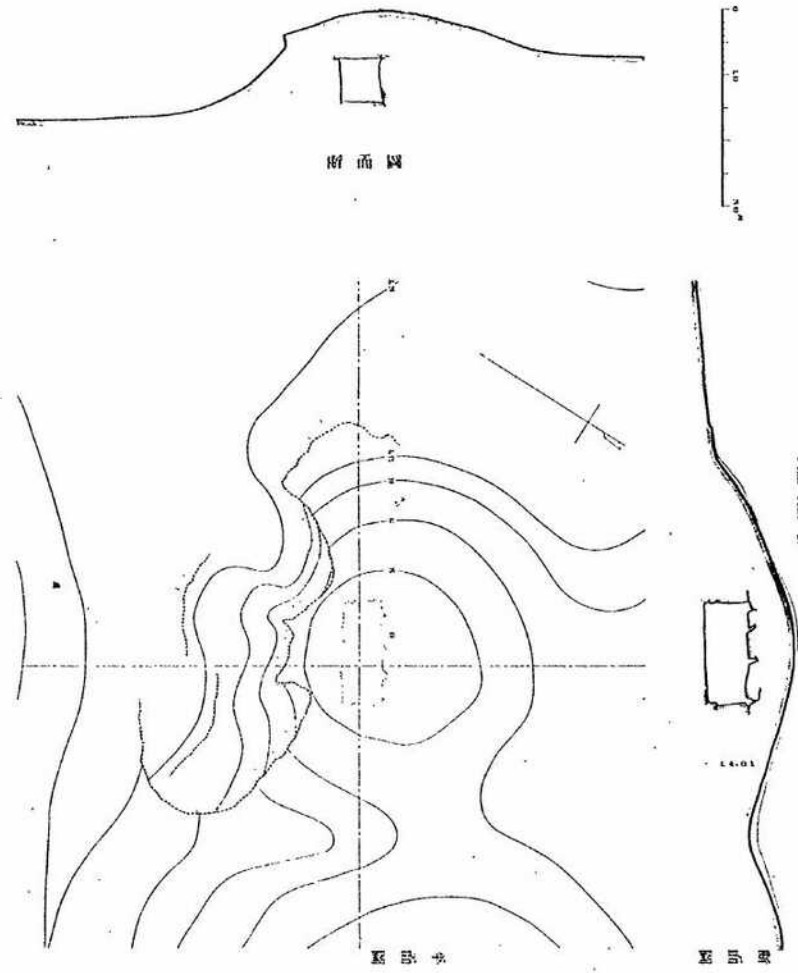
(一) 第五十五號墳 發掘光景



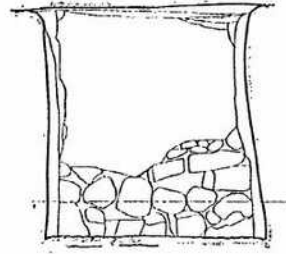
第五十五號墳

第五十九號墳

(二) 同上



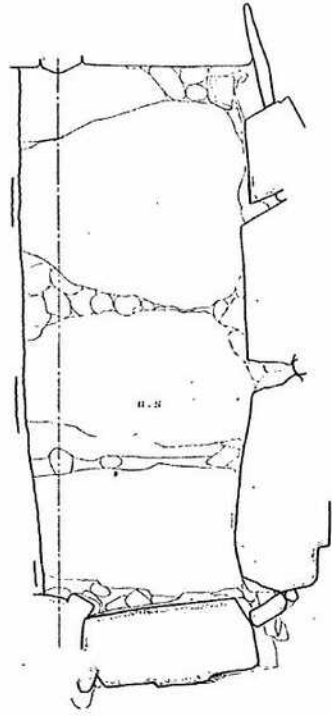
第五十五號 遺址圖



剖面圖

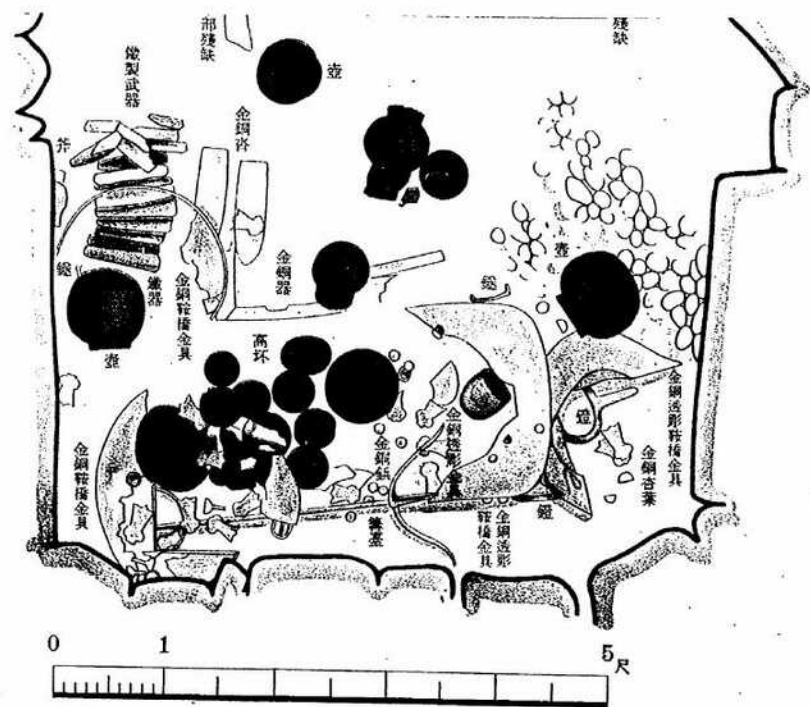


平面圖



平面圖

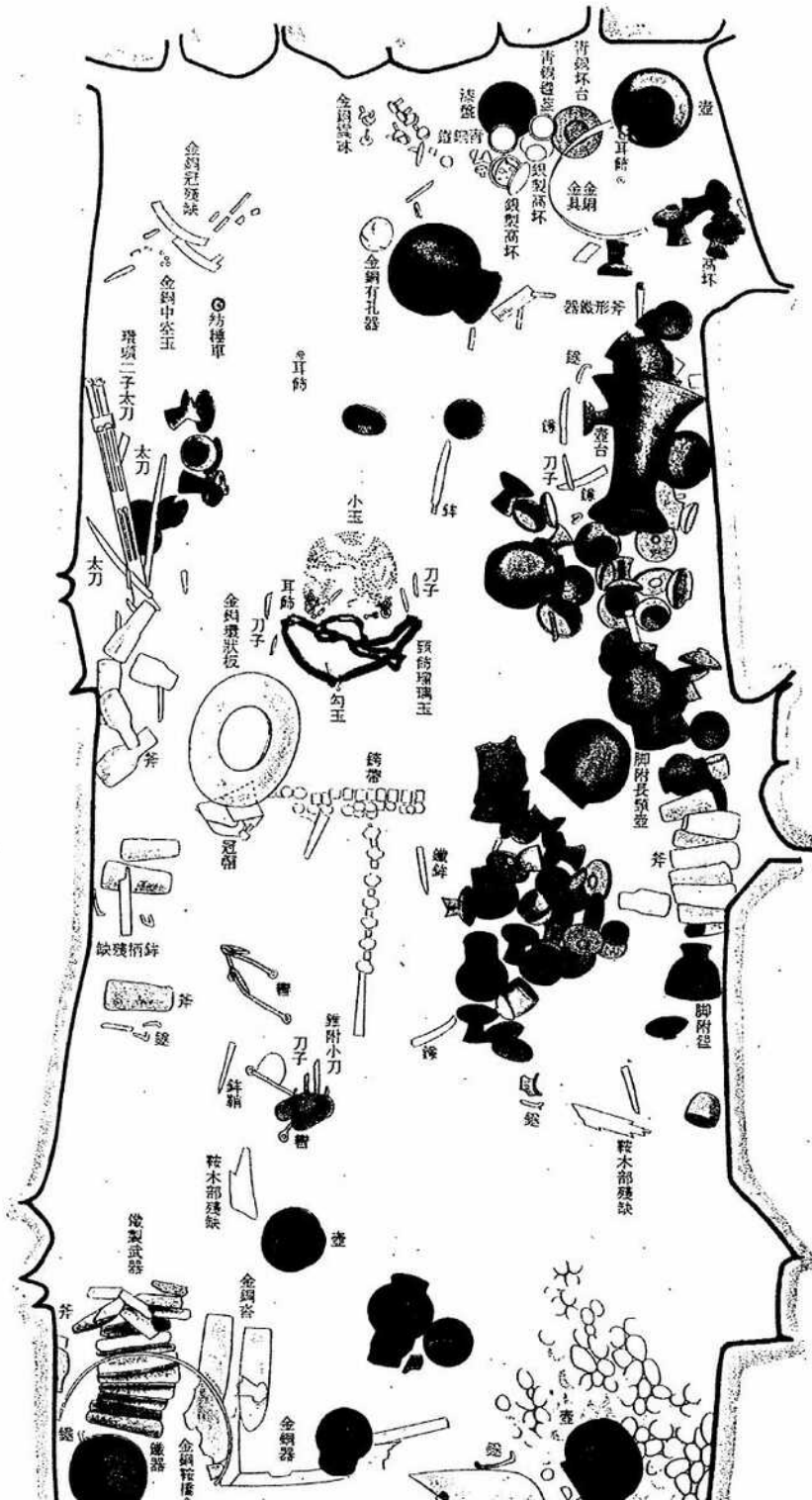
第五十五號墳石櫛管埋圖



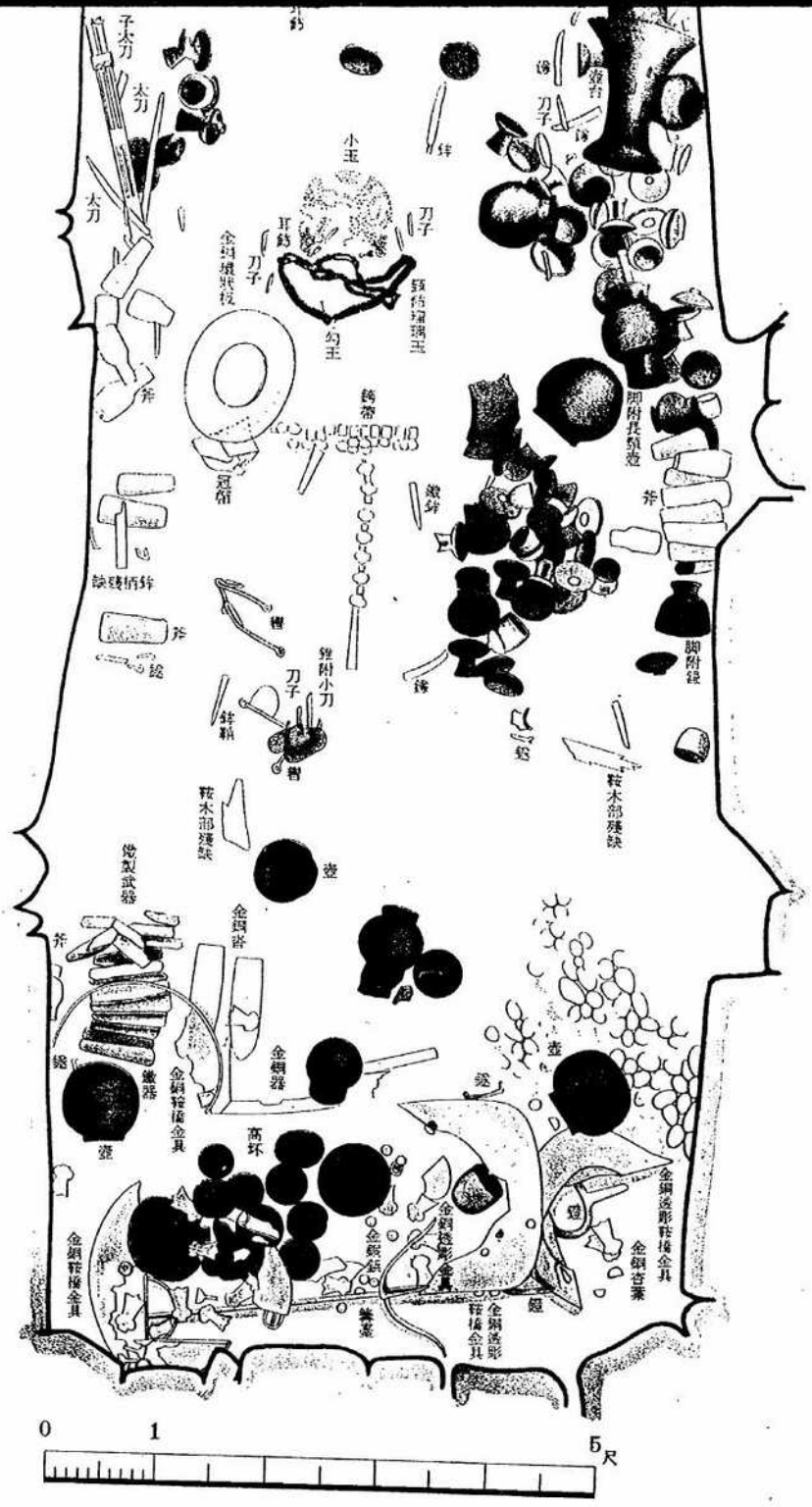
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

圖版 第八五

第五十五號墳 遺物配置圖



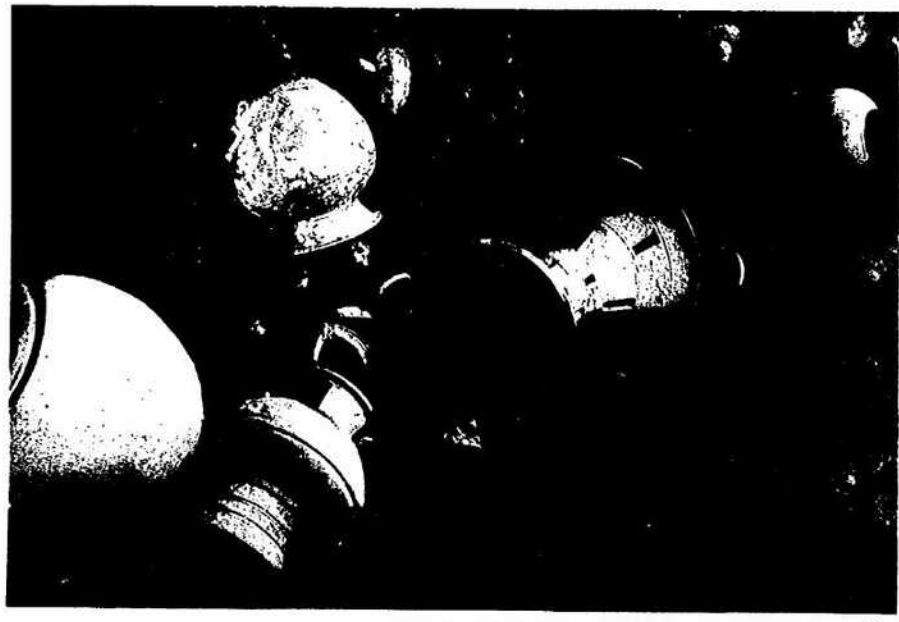
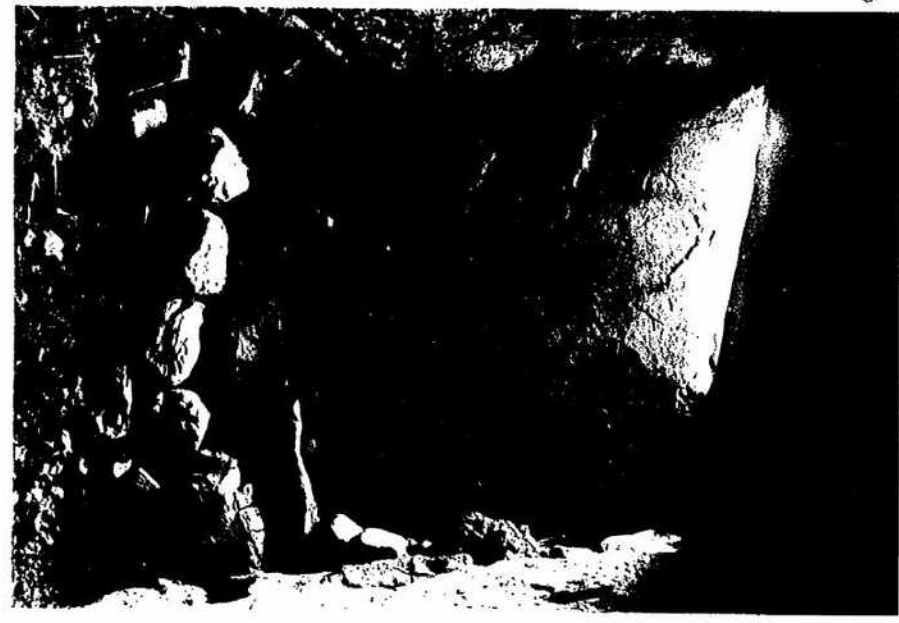
裏面白紙



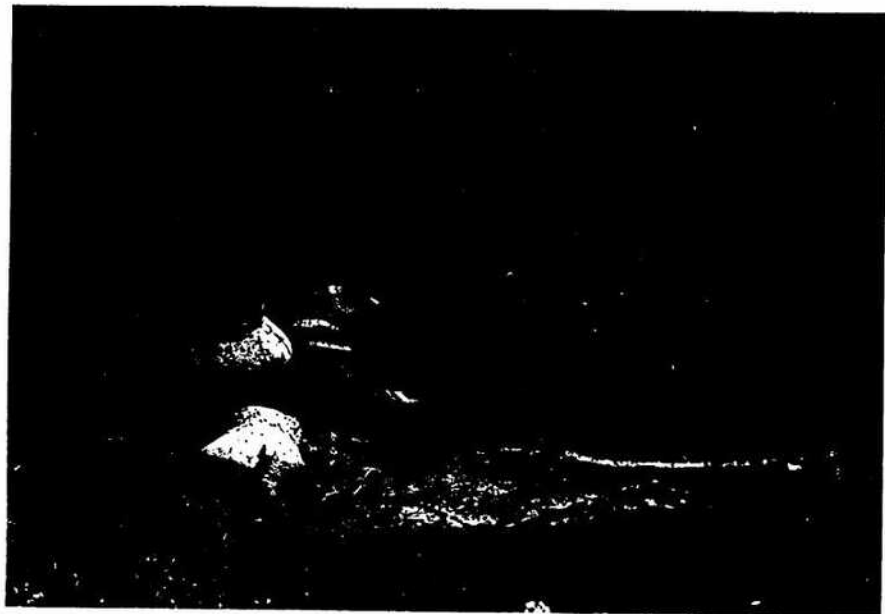


第五十五號墳石槨入口閉塞石

同 上 後 景



(一) 第五十五號墳 左側壁中央部遺物存在景



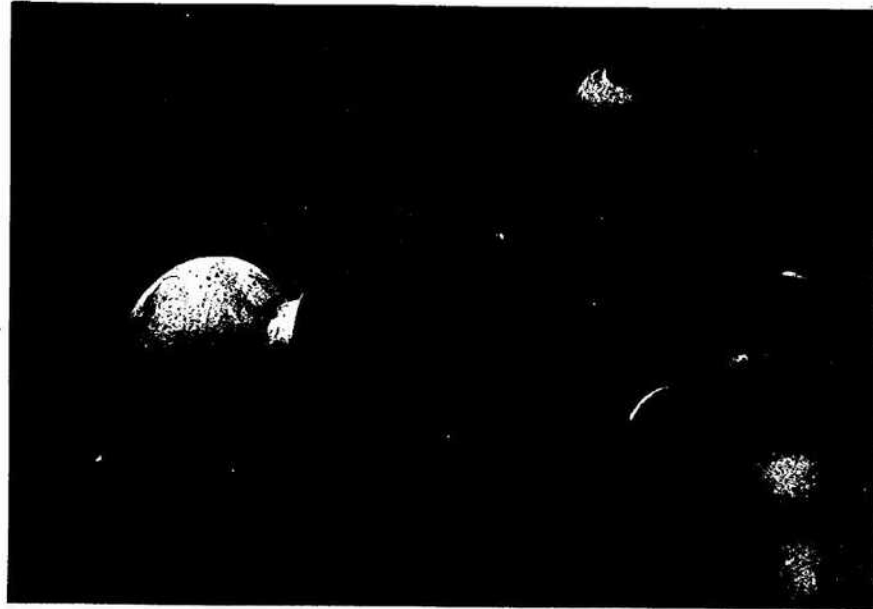
(一) 第五十五號墳 前壁右側遺物存在狀態



(二) 同上 左側遺物存在狀態



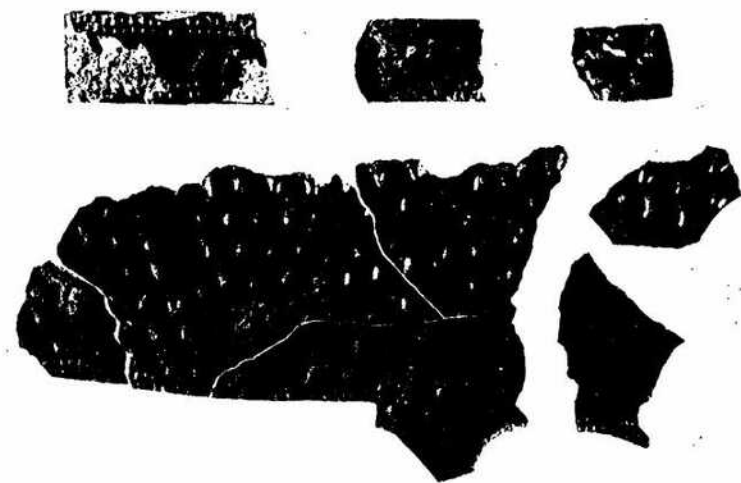
(一) 第五十五號墳 前壁石圍遺物存在狀態



(二) 同上 後壁左圍遺物存在狀態

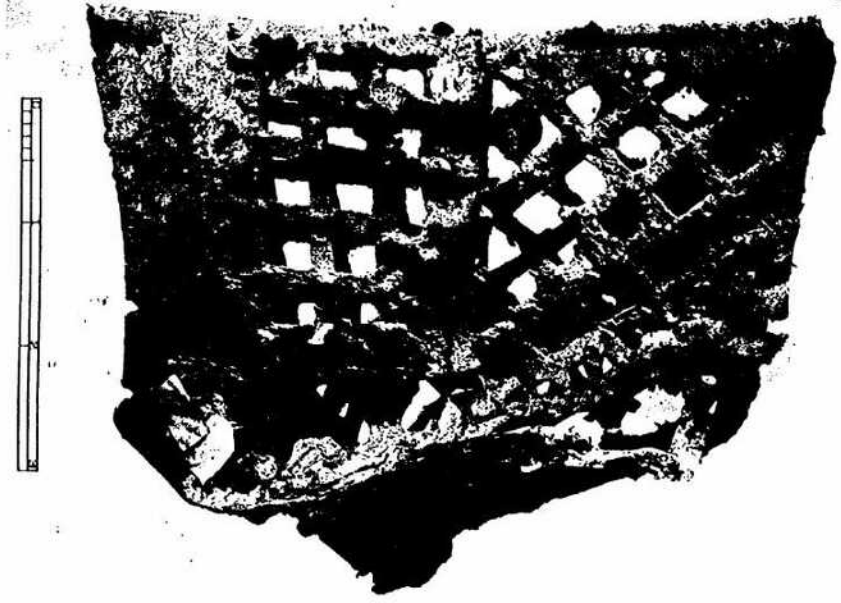


(一) 第五十五號墳出土 金銅冠殘缺

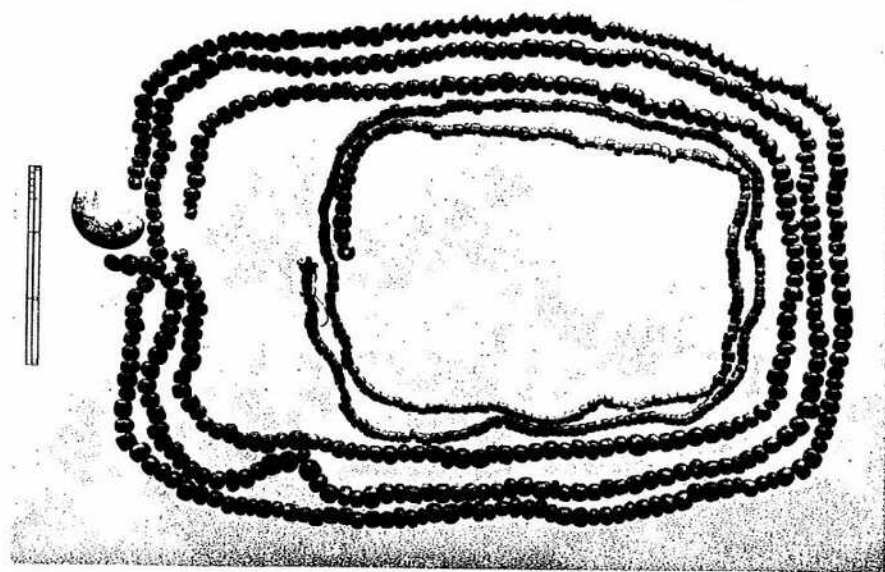


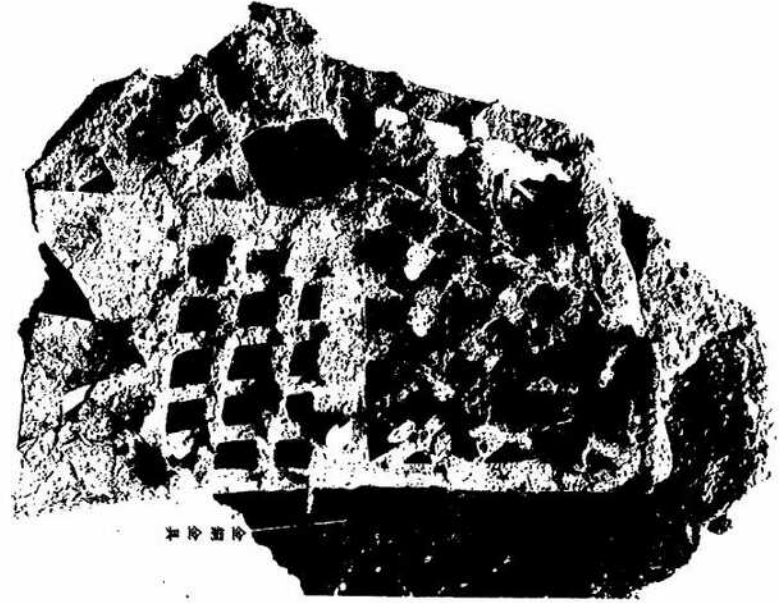
(二) 同上 金銅器殘缺

(二) 同上冠帽飾面(其一)



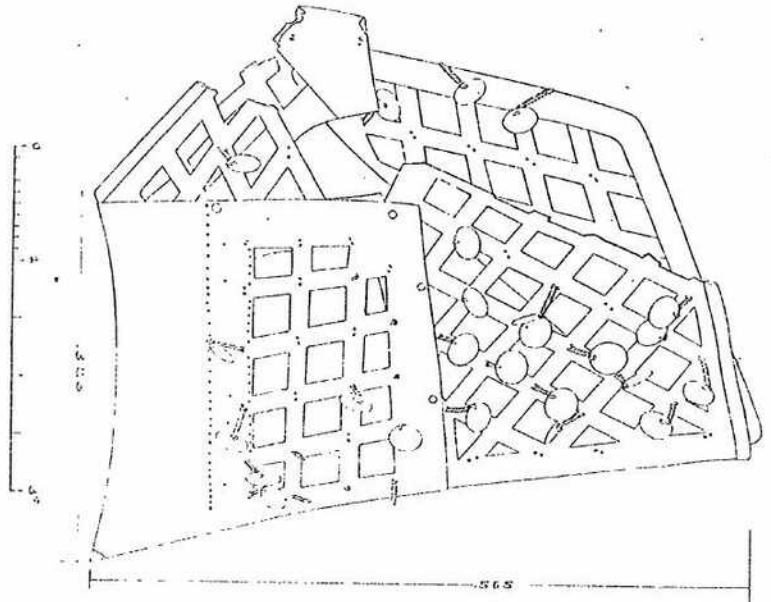
(一) 第五十五號墳出土頸飾瑪瑙玉





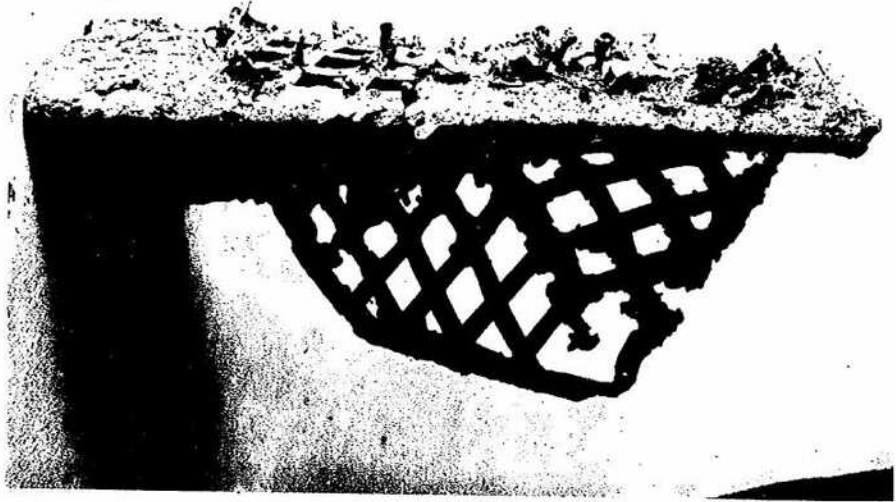
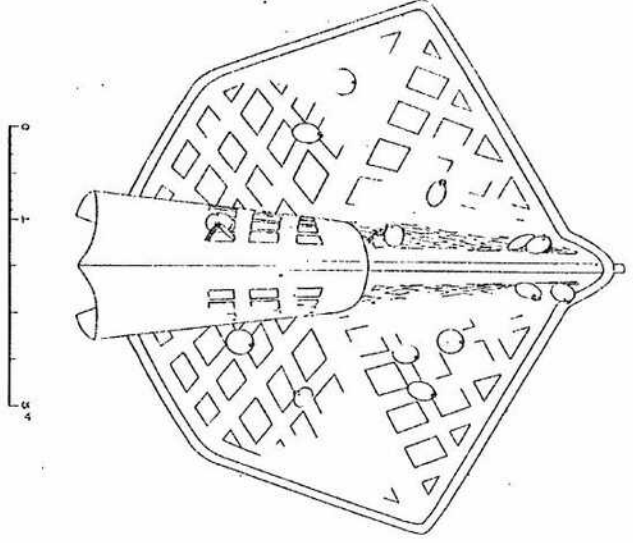
(一) 第五十五號墳出土 冠帽御面(其二)

全圖全具

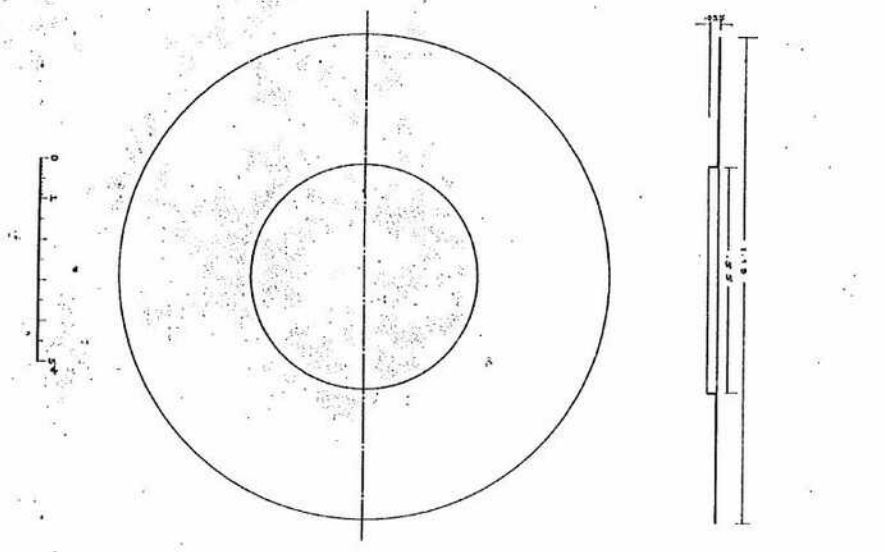


(二) 同上實測圖

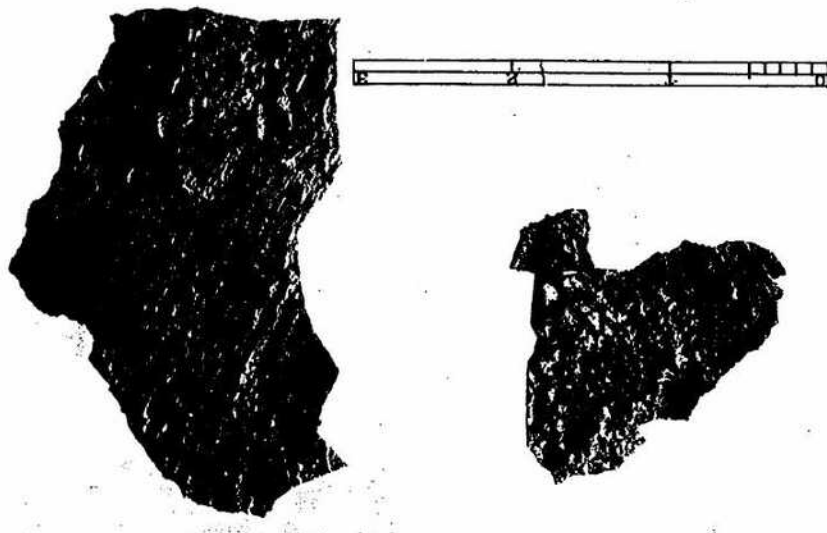
(二) 同上 復原圖



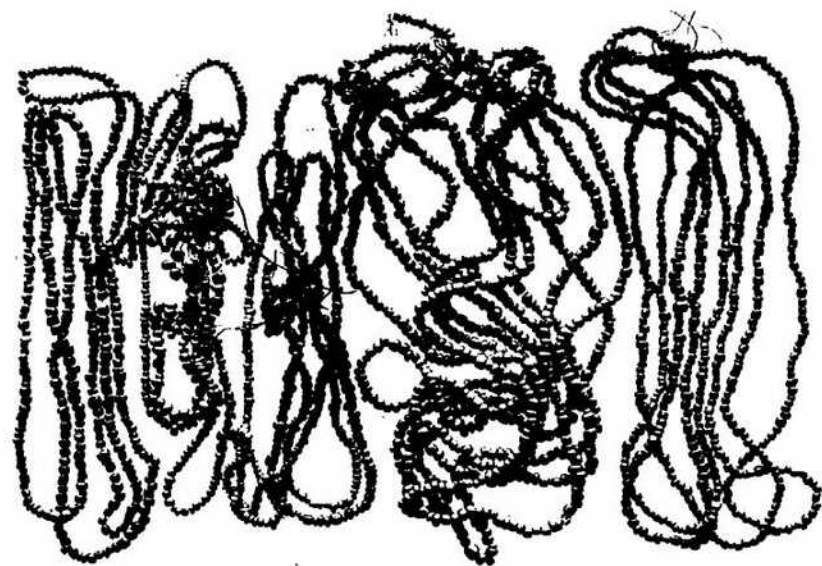
(一) 第五十五號出土 鐵網正面(共三)



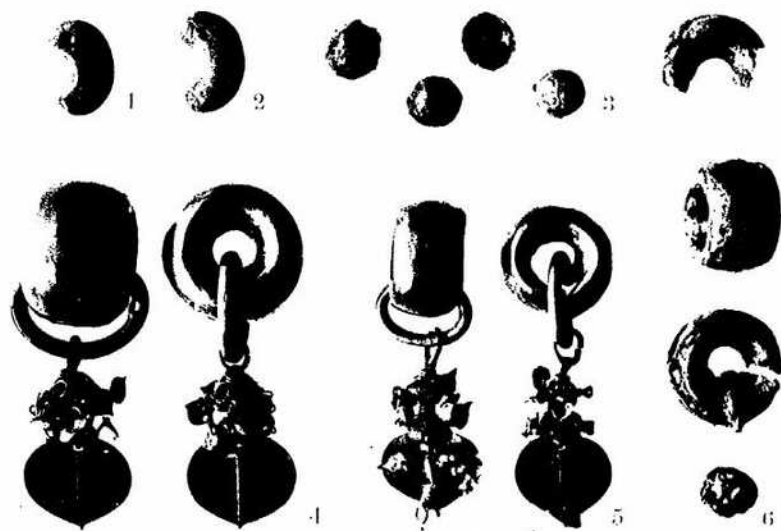
(二) 同上 復原圖



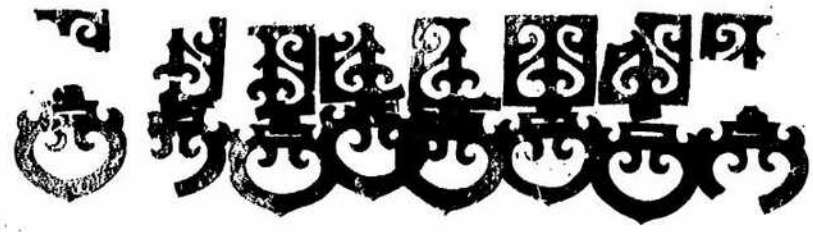
(一) 第五十五號出土 金銅環狀板殘餘



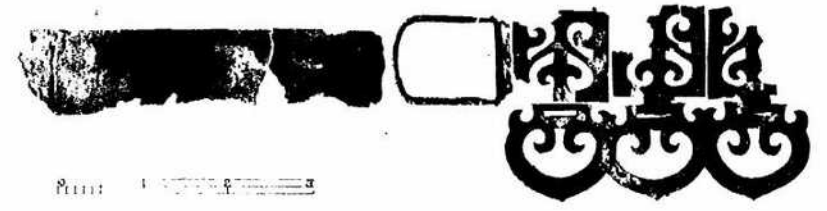
(一) 第五十五號墳出土 瑠璃小玉



(二) 同上 1 2 勾玉 3 金銅中空玉 4 5 6 耳飾



(一) 第五十五號墳出土 銀製鎧帶全具



Print



(二) 同上 腰佩



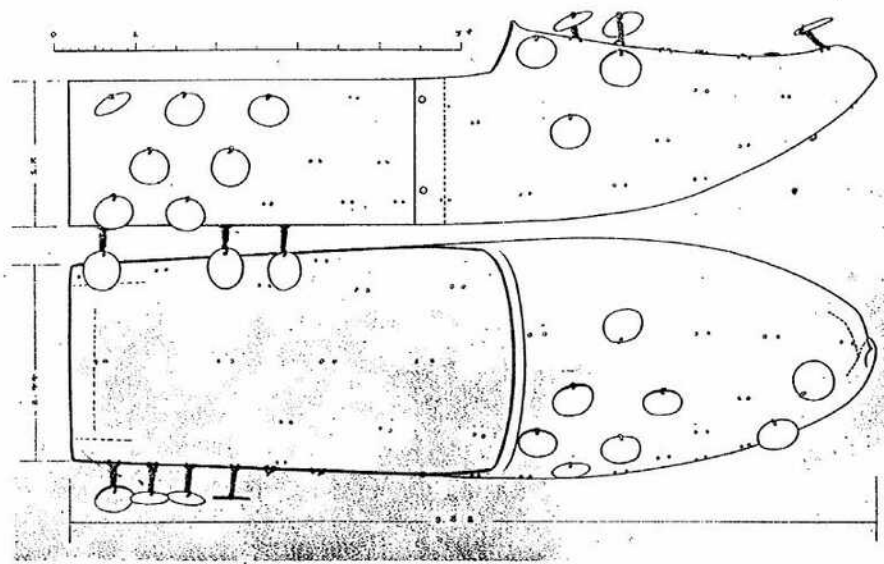
(三) 同上 1 環頭太刀 2 太刀 3 短刀



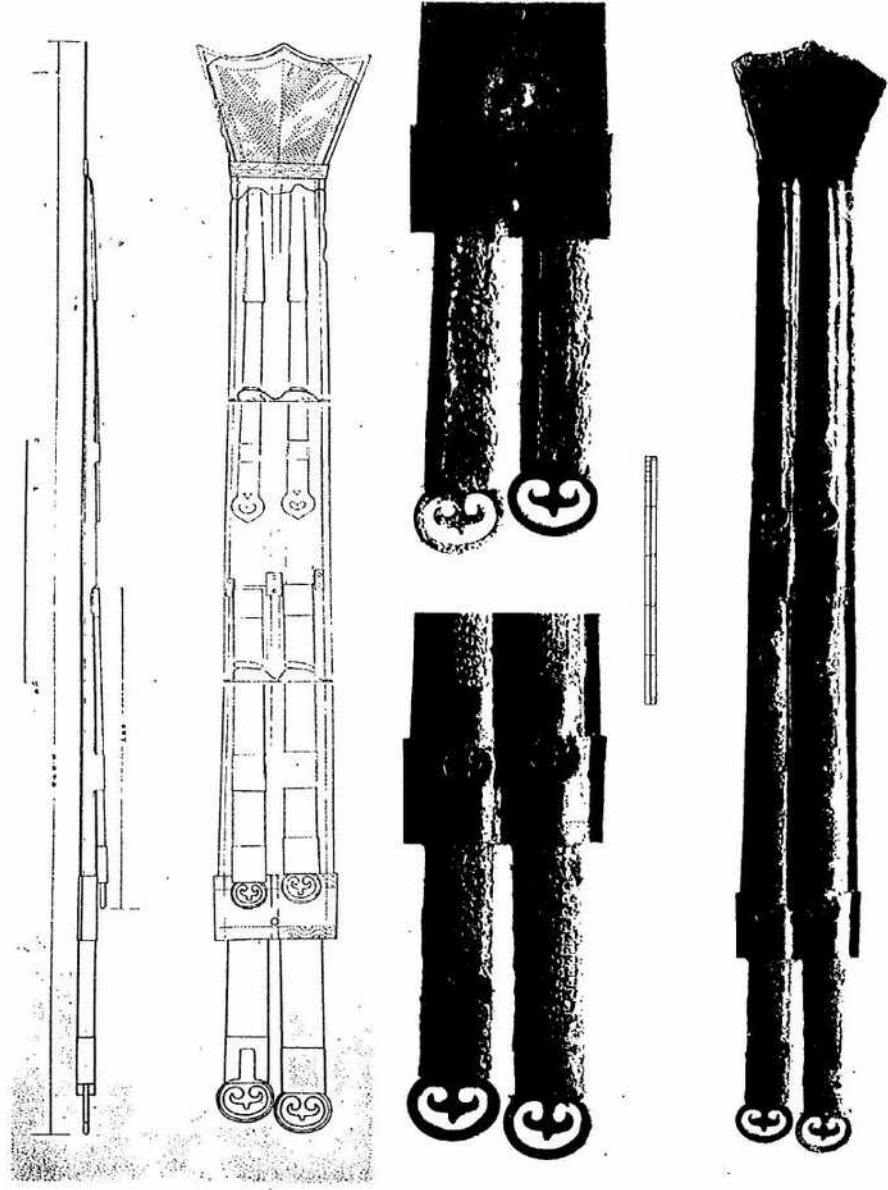
第五十五號墳出土 金銅 管



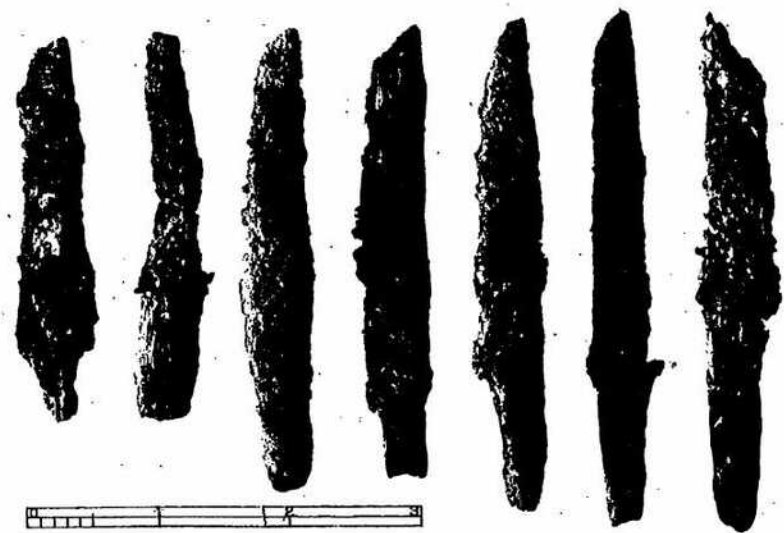
(一) 第五十五號墳出土 金銅書葉面



(二) 同上 實測圖



第五十五號 出土 劍 劍頭三寸大 刀



(一) 第五十五號墳出土 刀子



(二) 同上



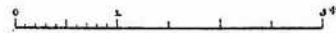
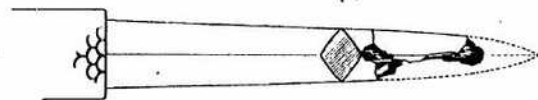
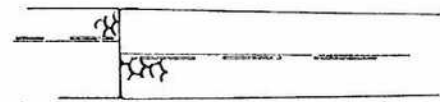
1



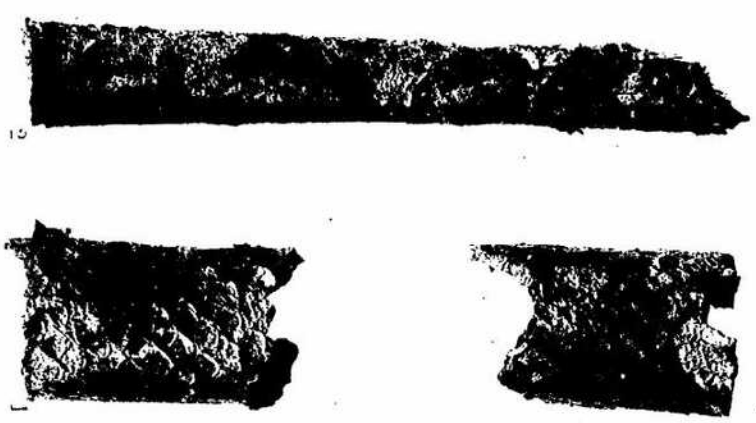
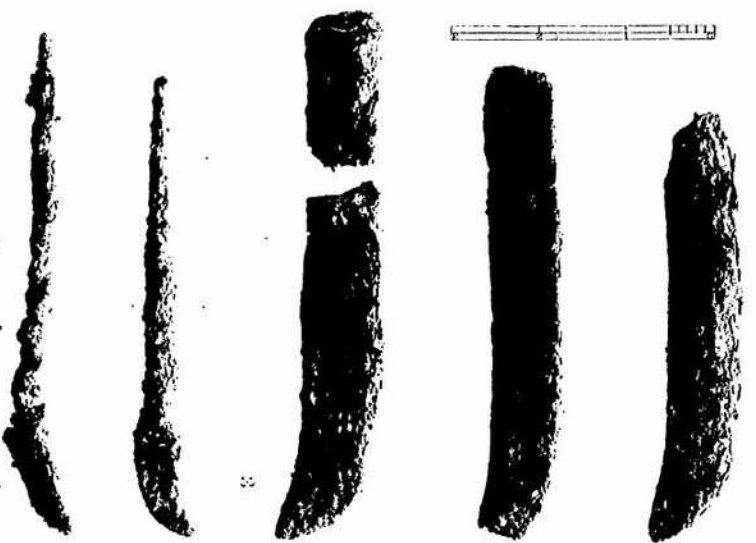
2



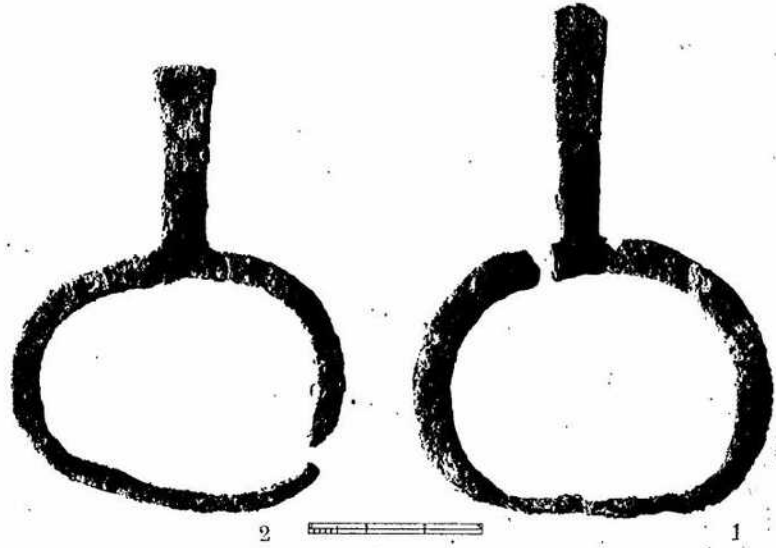
(一) 第五十五號墳出土
1 銚柄殘缺
2 銚



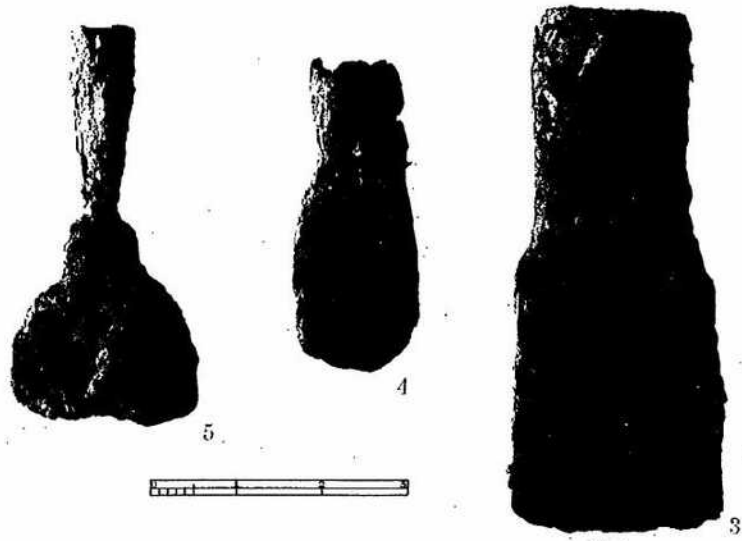
(二) 同上
銚實測圖

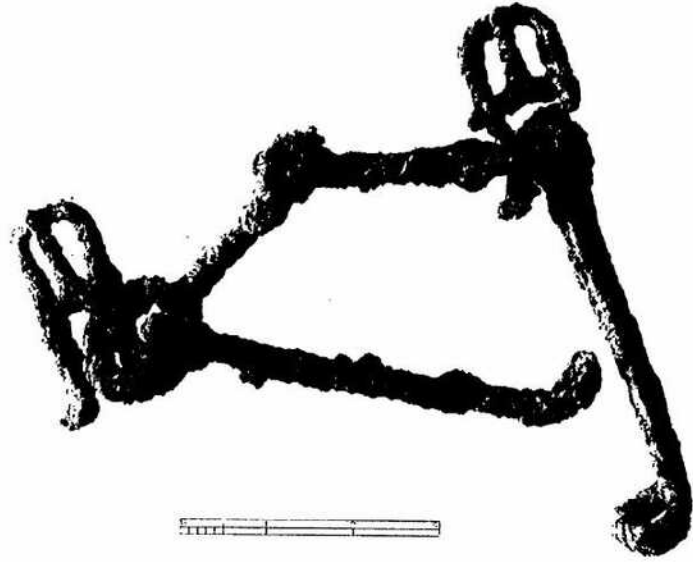


(一) 第五十五號墳出土 鈴



(二) 同上 斧

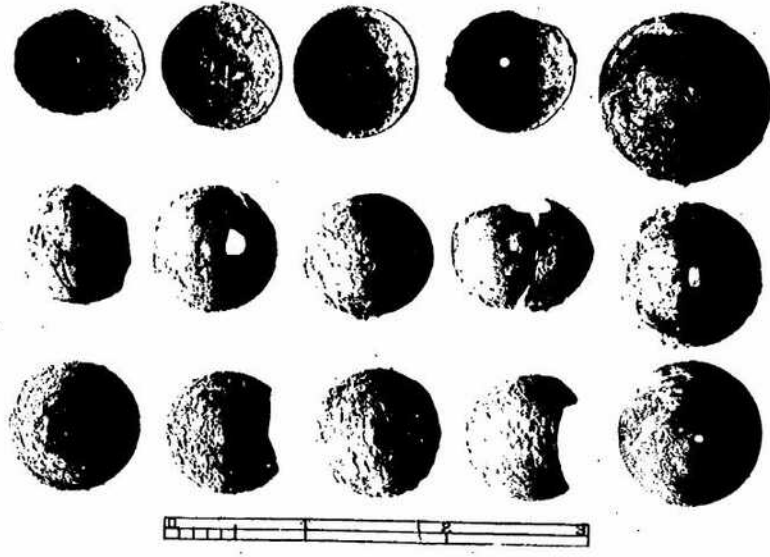




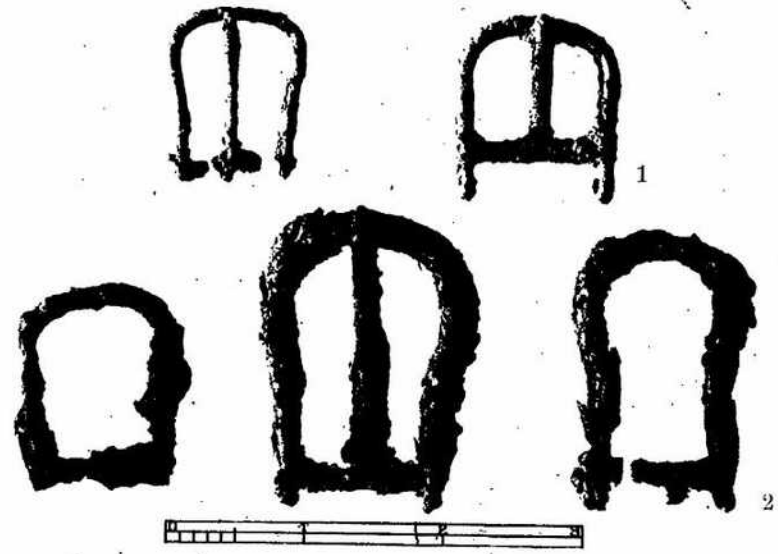
(一) 第五十五號墳出土 釵



(二) 同 上



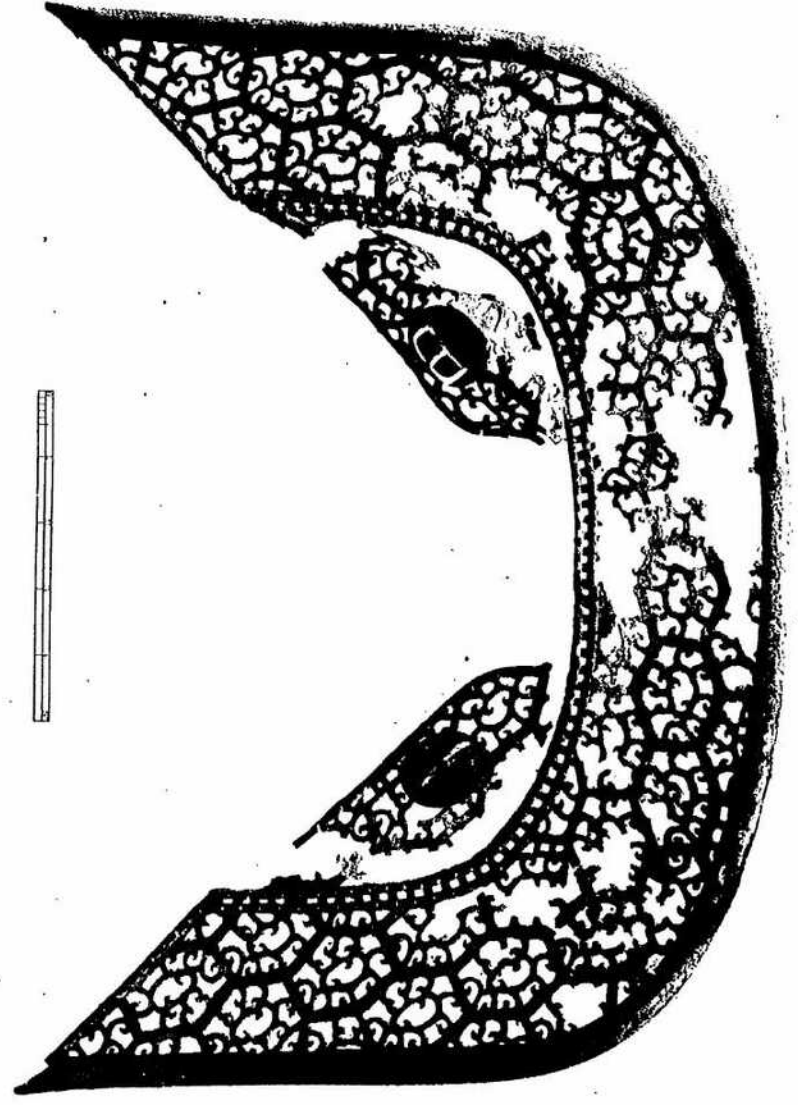
(一) 第五十五號墳出土 金銅錢



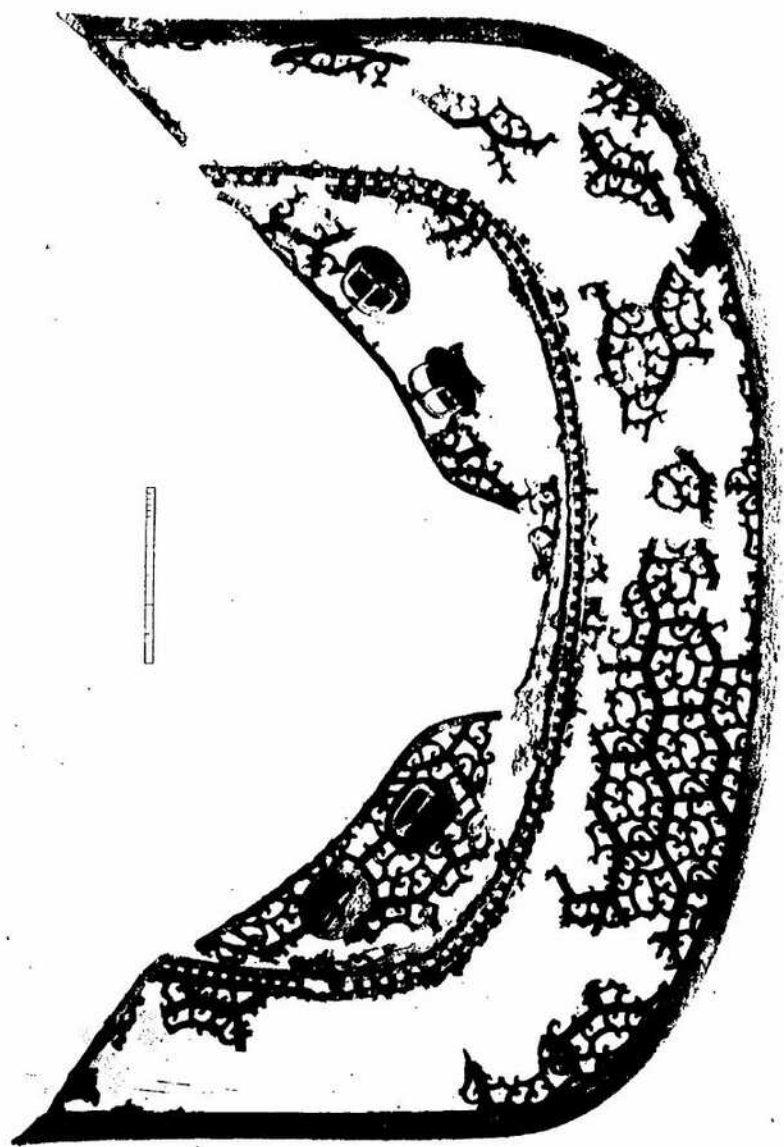
(二) 同上 1 金銅製鉸具 2 鐵製鉸具



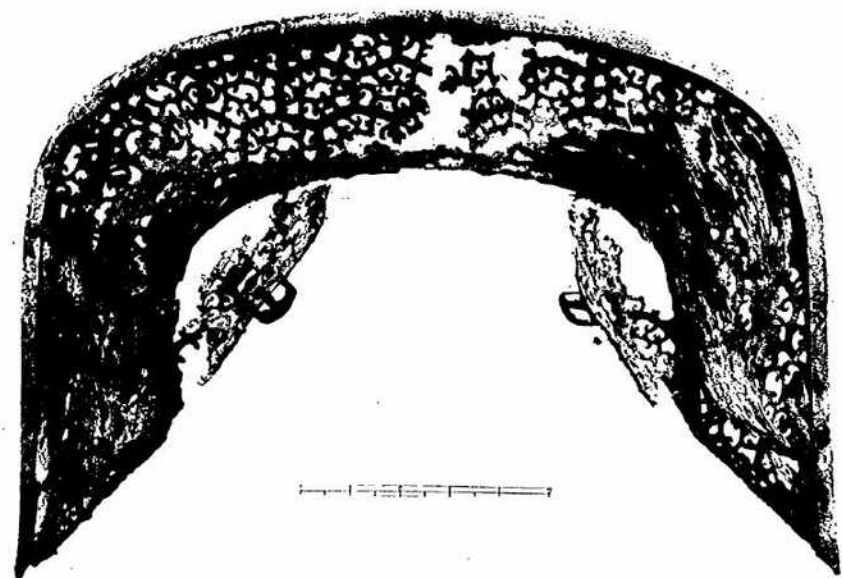
第五十五號墳出土 鉄劍各葉



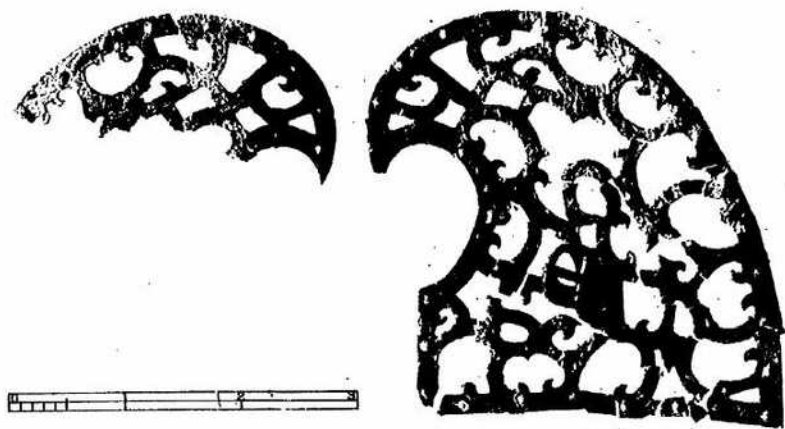
第五十五號墳出土 金鍍透彫鞍橋面具（前飾）



第五十五號出土 金銅透彫鞍轡金具（後輪）



(一) 第五十五號墳出土 金銅透彫鞍橋金具裏面



(二) 金銅透彫金具



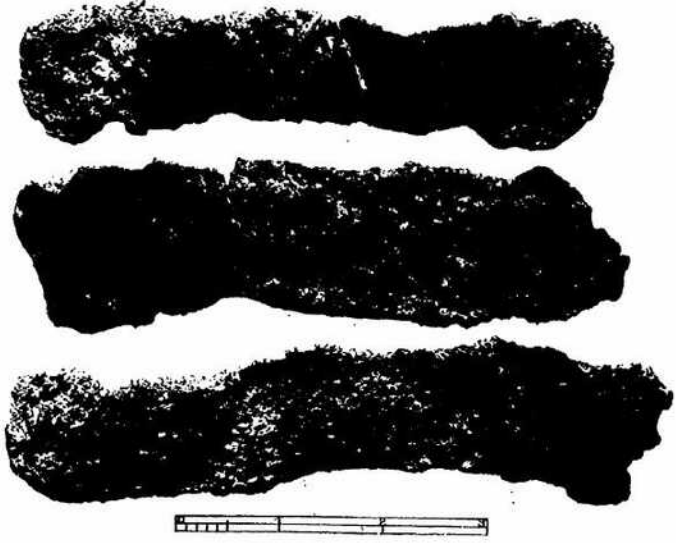
第五十五號墳出土 金銅鞍轡金具(其一)



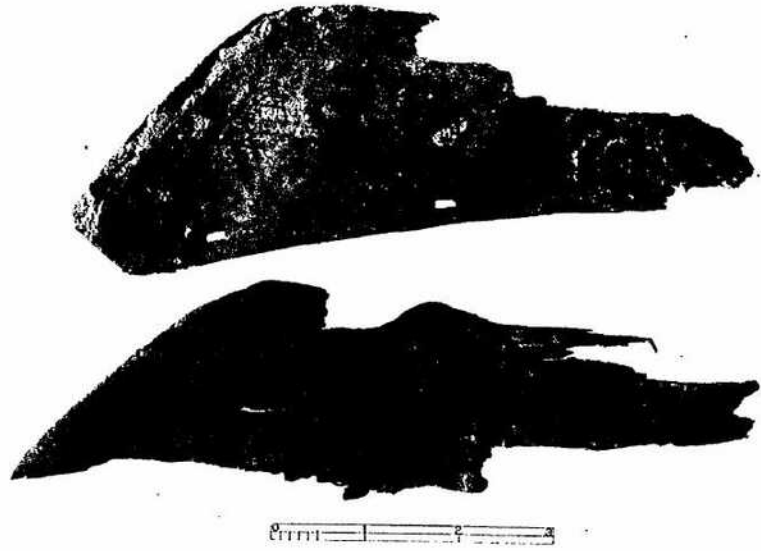


第五十五號真用土 金銅絞絡金具 (其二)

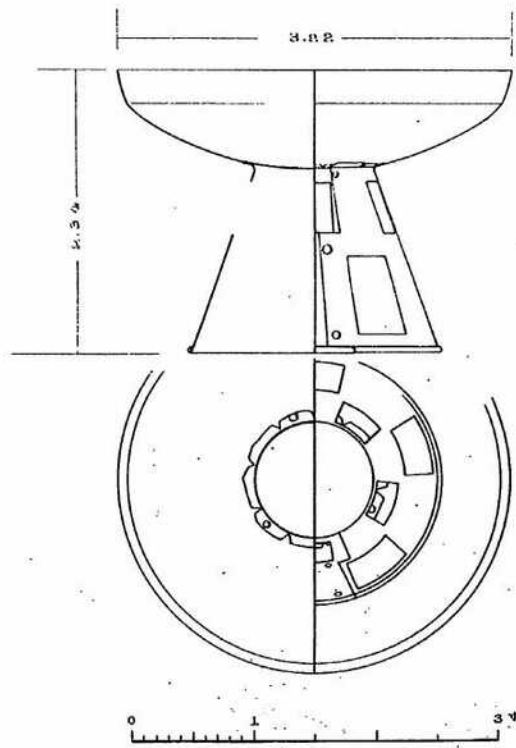
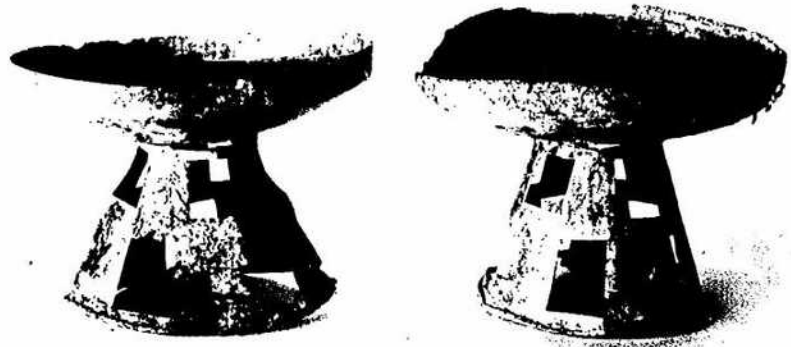




(一) 第五十五號墳出土 鐵器

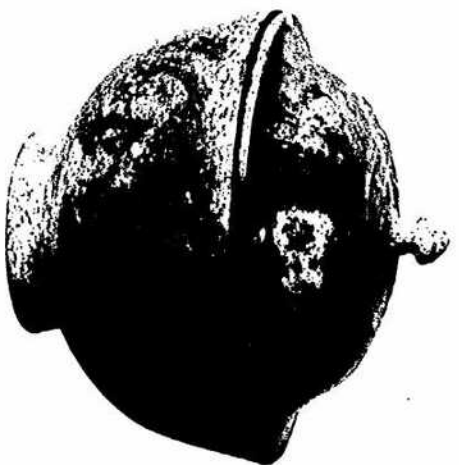


(二) 同上 鞍木部殘缺

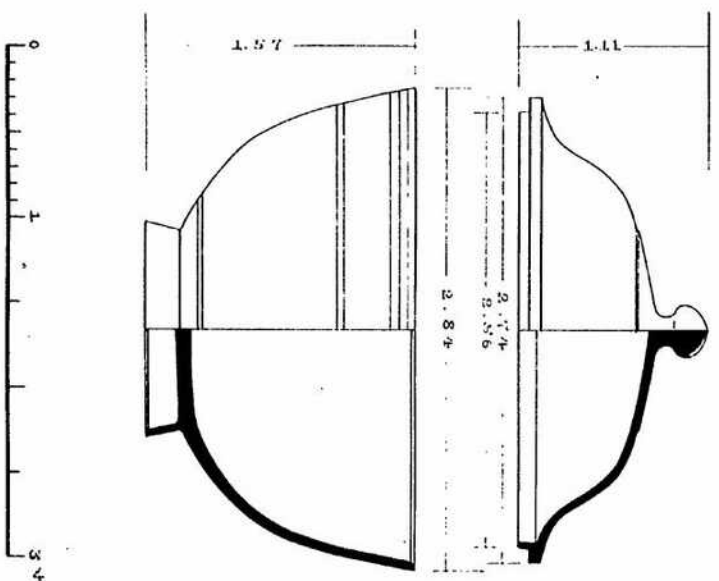


第五十五號墳出土 銀製高環

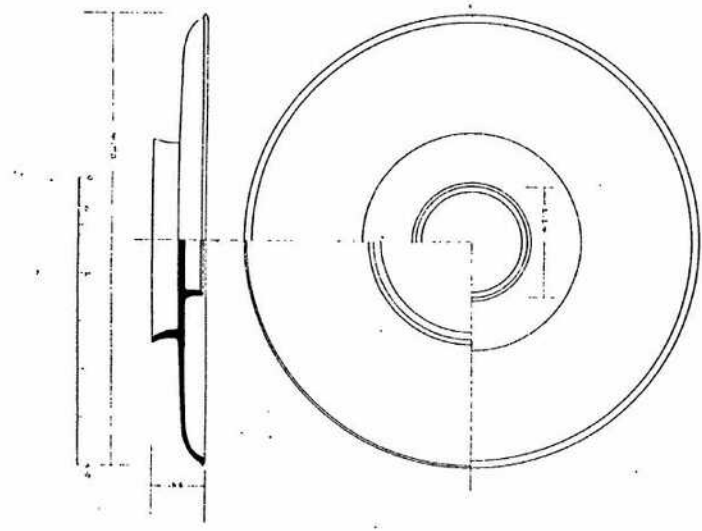
(一) 第五十五號出土青銅盃附鏡



(二) 同上符測圖

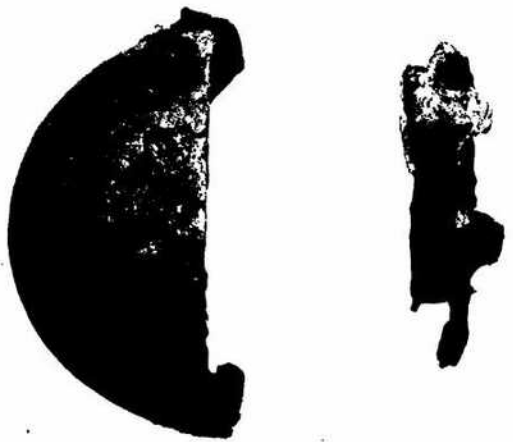
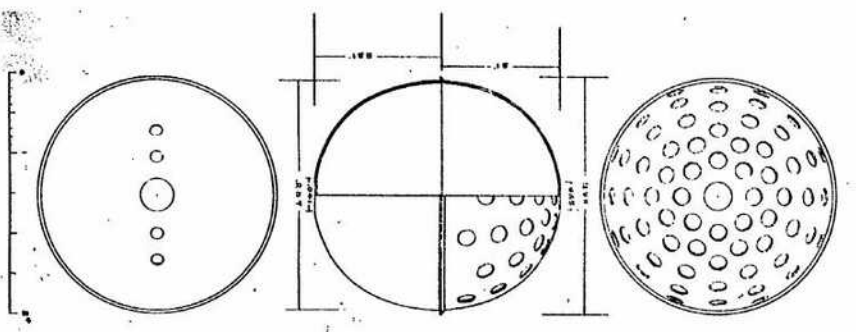


II 回上寶通圖

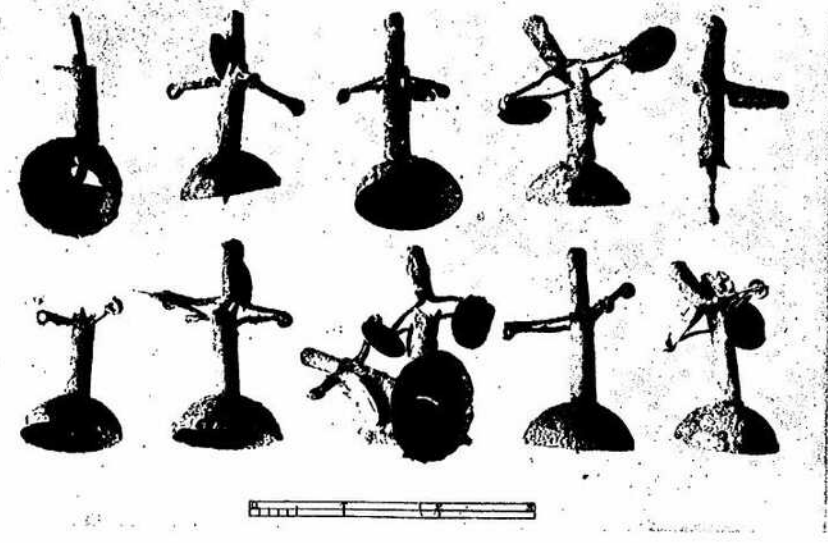


I 第五十五號寶用土 背銅穿台

空殼殘餘 子 器 (二)



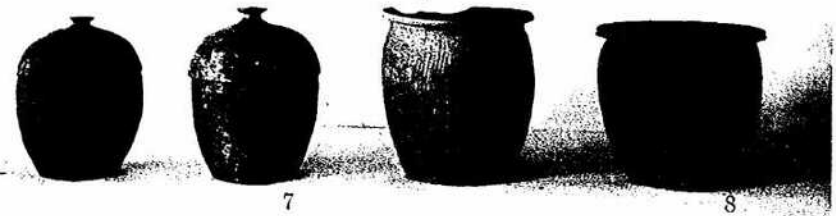
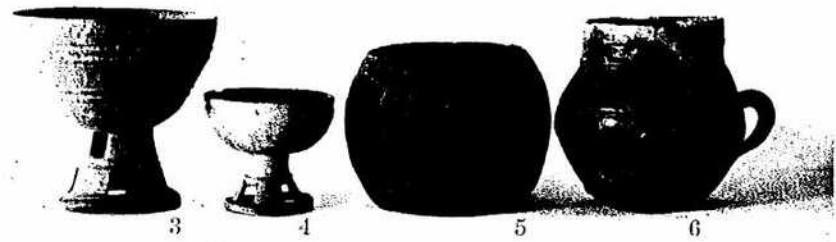
(一) 第五十五號取出 念銅有孔器殘缺及復原圖

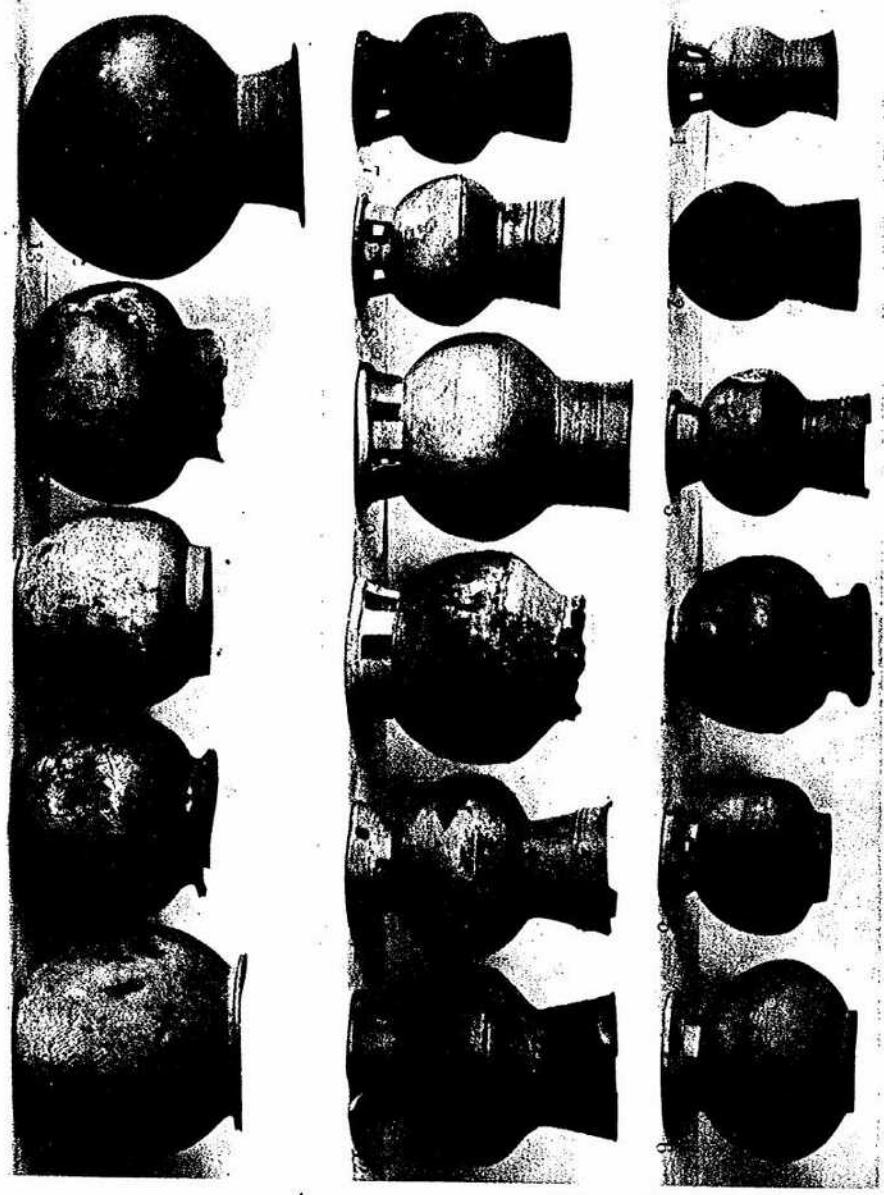


(一) 第五十五號墳出土 金銅雲珠

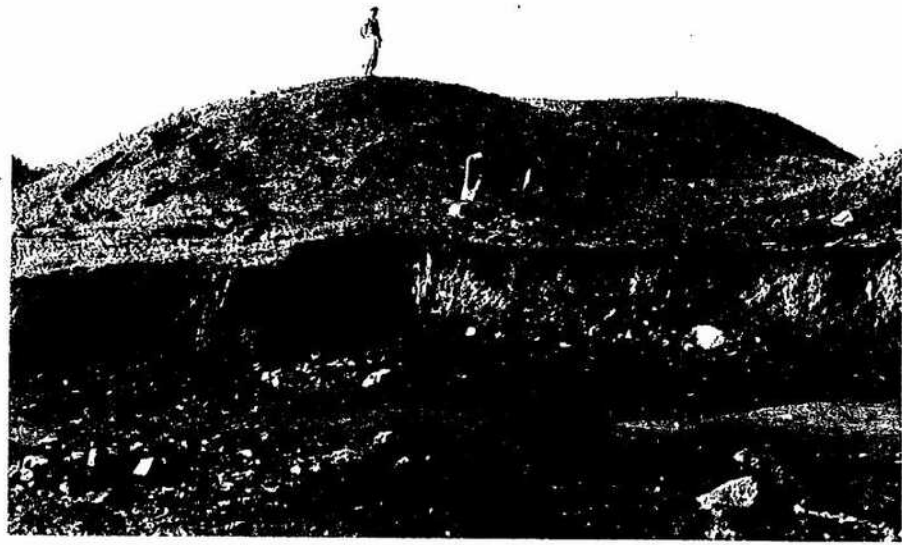


(二) 同上 1 鏡 2 壺蓋

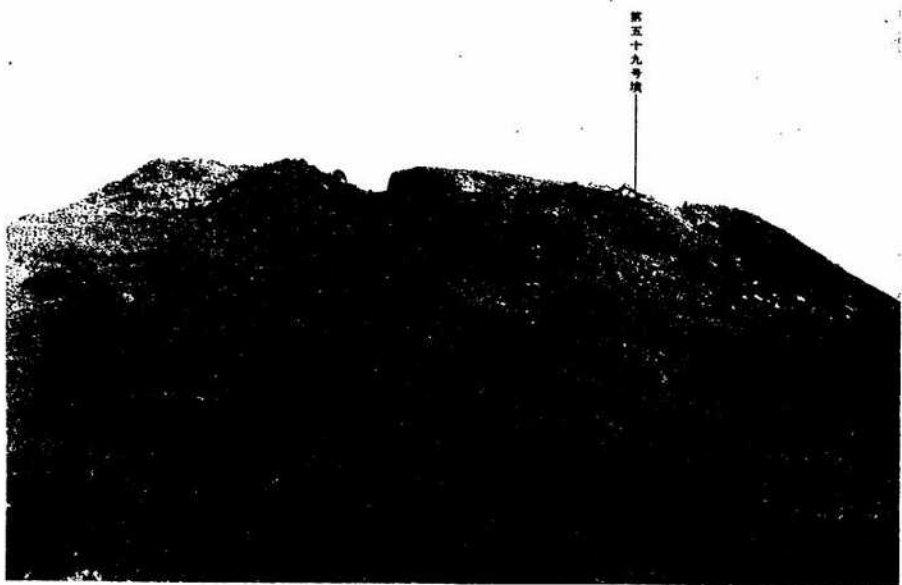




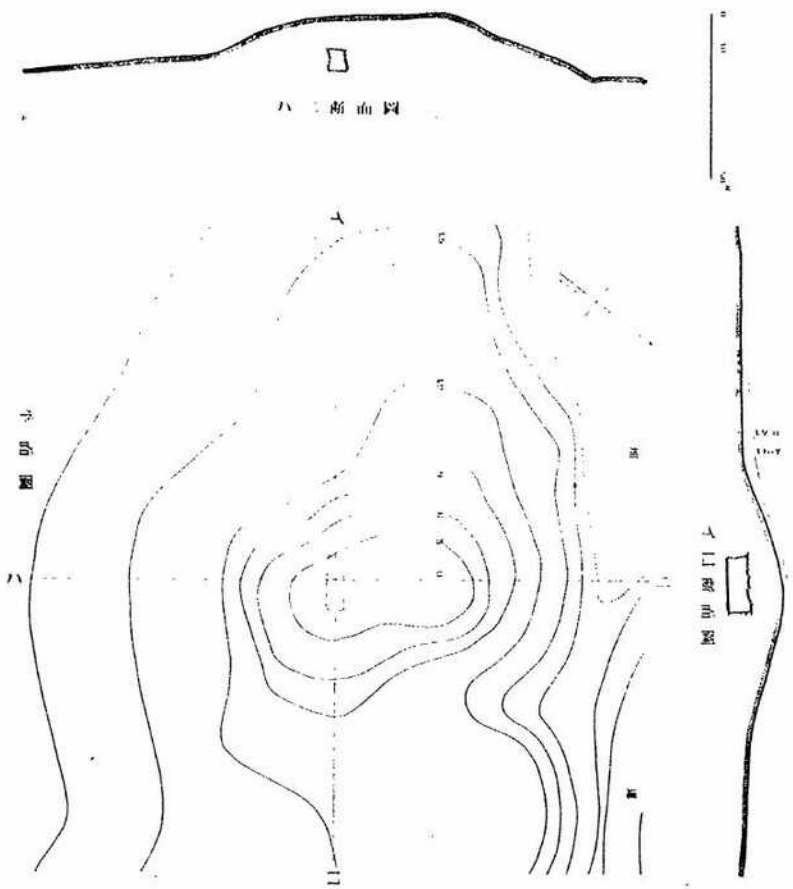
第五十五號墳出土 土器



(一) 第五十九號墳 東面

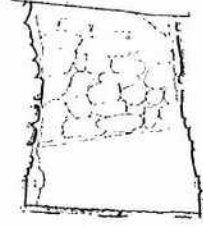


(二) 同上 發掘後

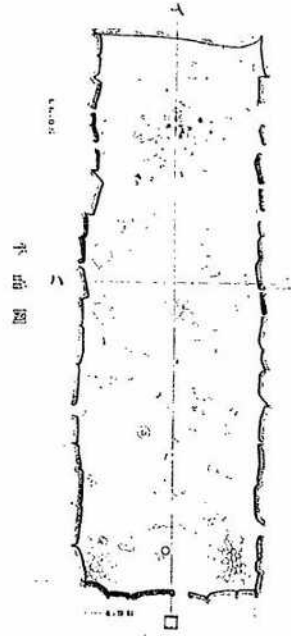


第五十九號墳 實測圖

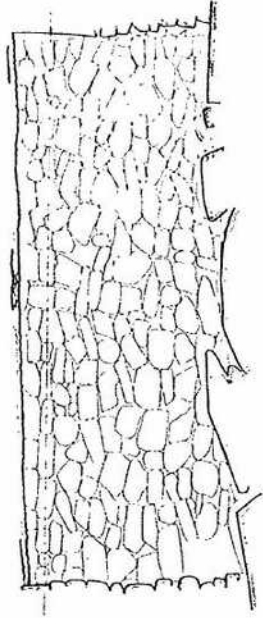




圖一 剖面圖



圖二 平面圖

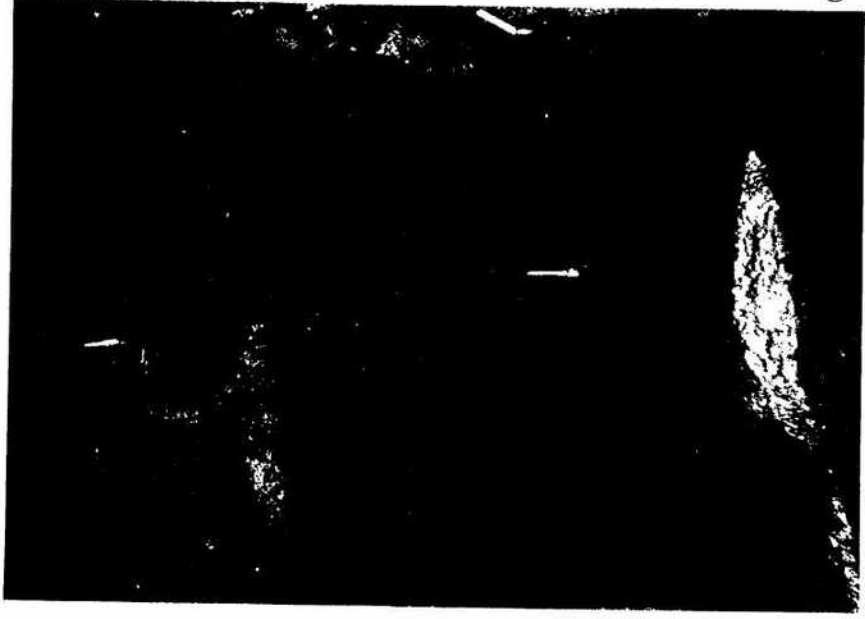


圖三 剖面圖

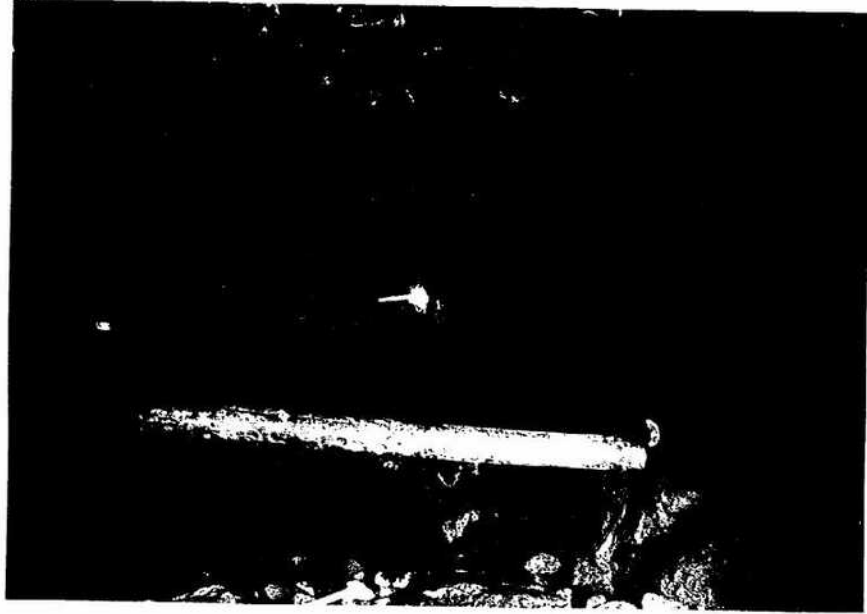
第五十九號 石綠實測圖

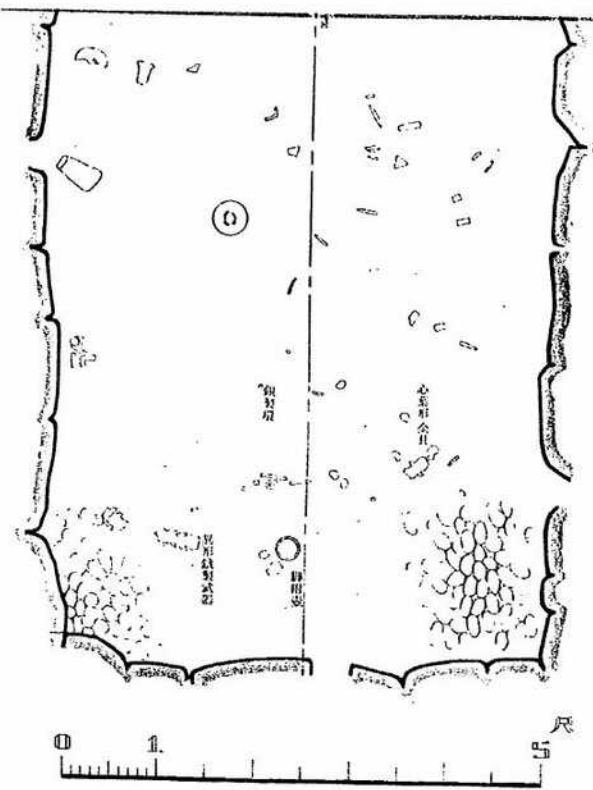


同上北壁



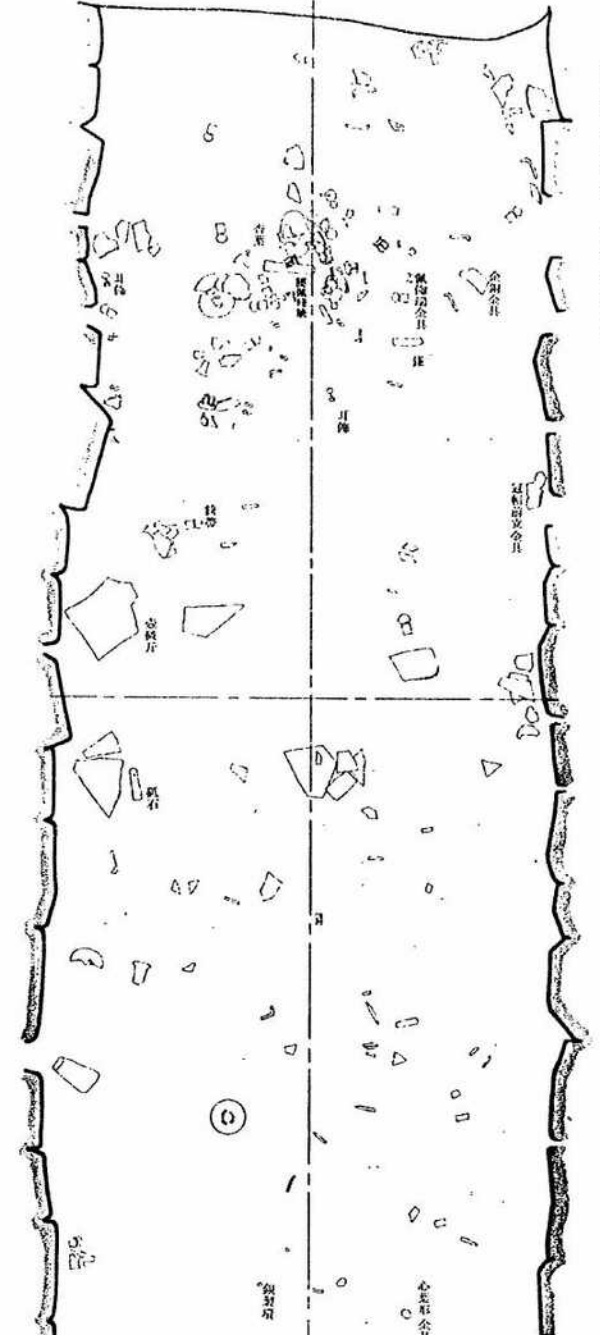
第五十九號墳看都河南壁





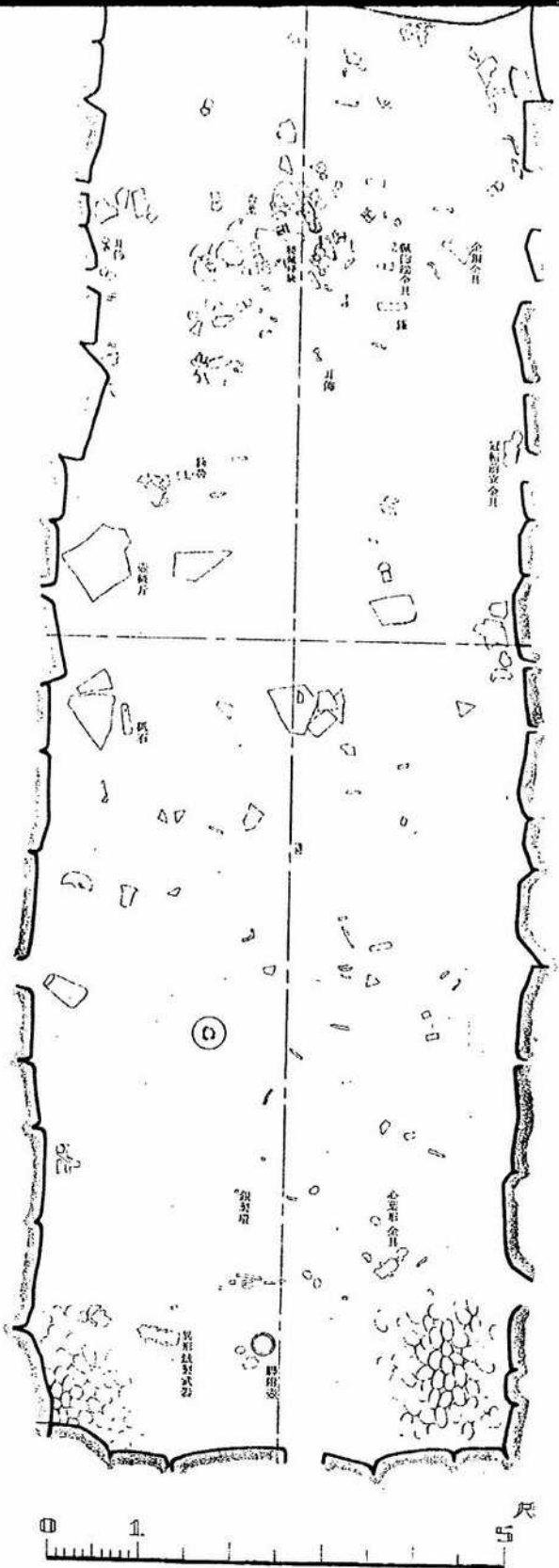
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 12

圖版 第二四

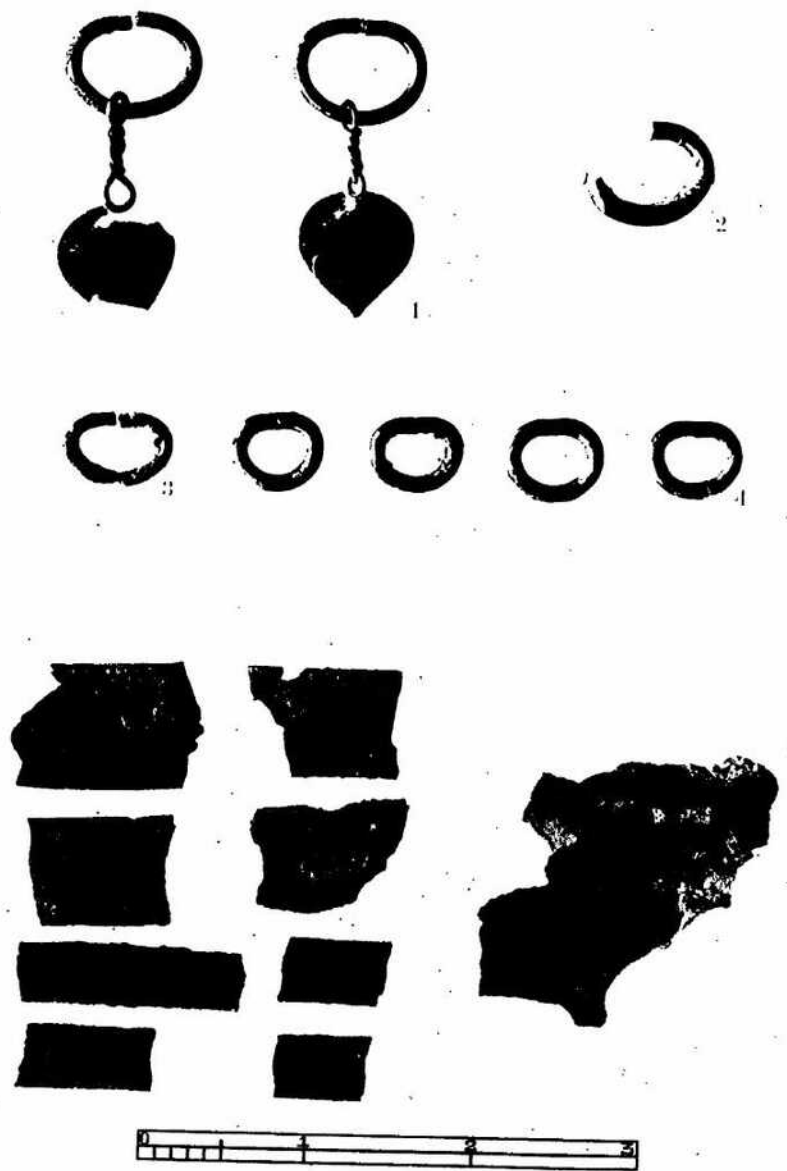


第五十九號墳 遺物配置圖

第五十九號墳 遺物配置圖

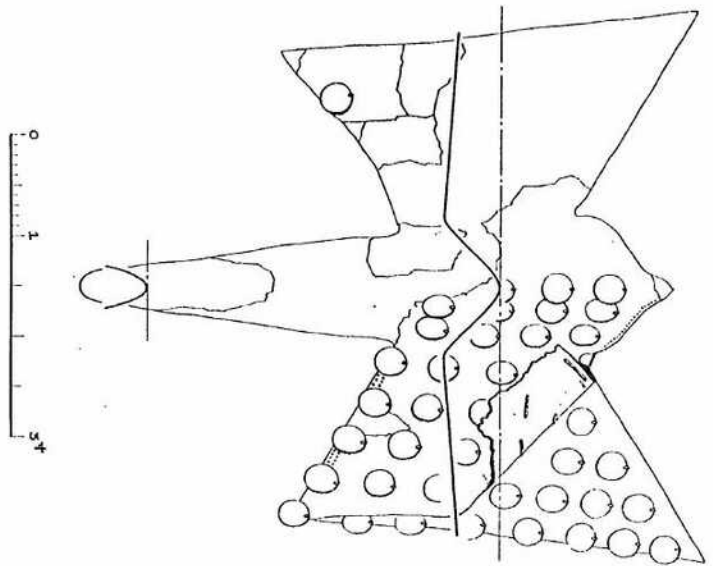


裏面白紙

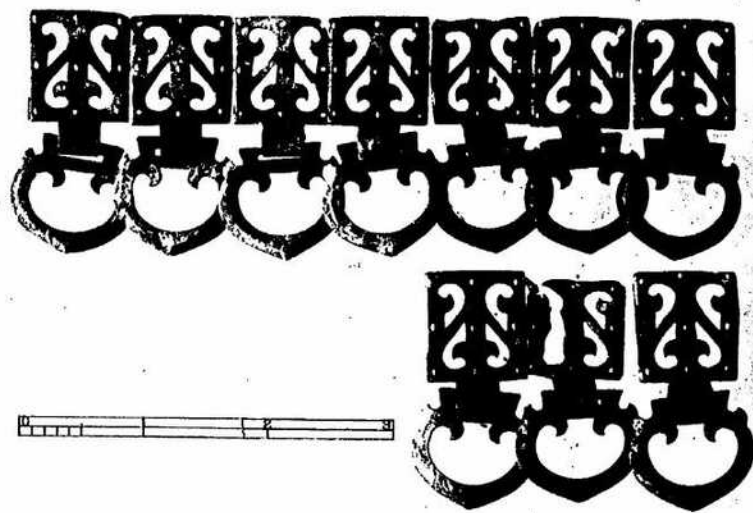


(一) 第五十九號墳出土 1 耳飾 2 環殘缺 3 金銅環 4 銀製環
(二) 同上 金銅金具斷片

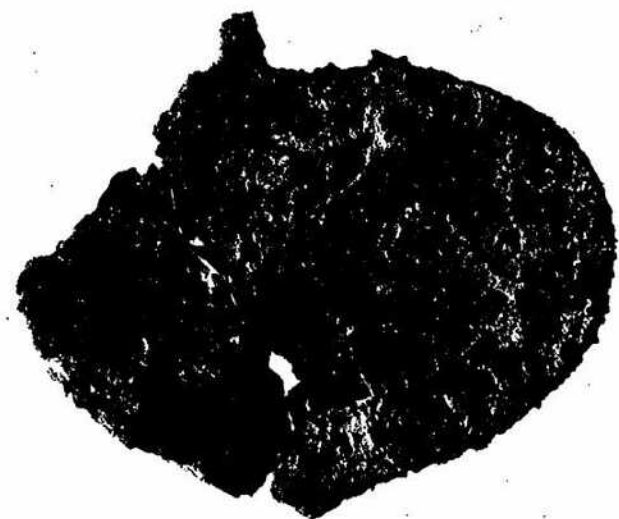
二回上 復原図



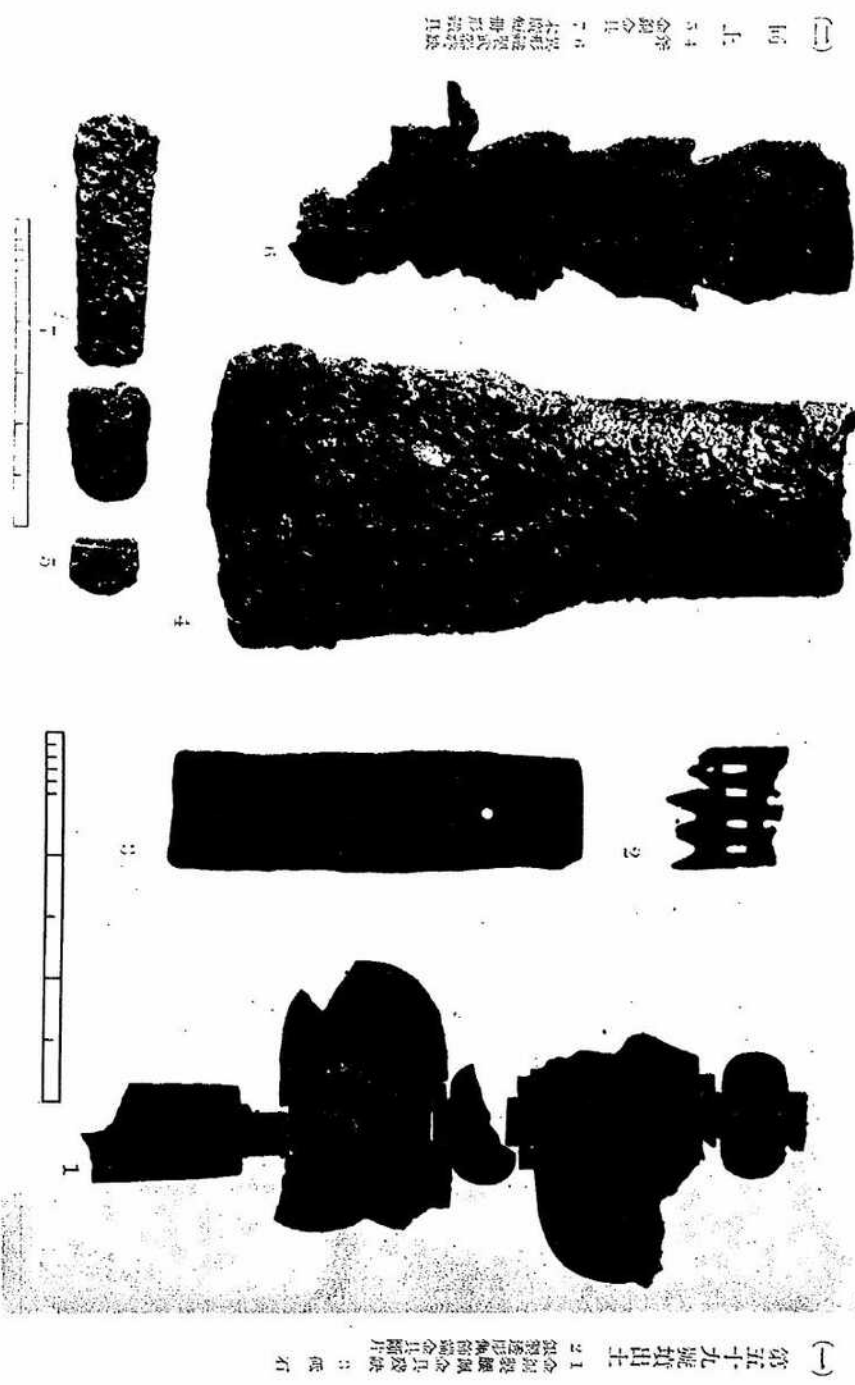
(一) 第五十九號出土 冠帽師文金具殘骸



(一) 第五十九號墳出土 銀製飾帶金具殘缺



(二) 同上 香葉殘缺

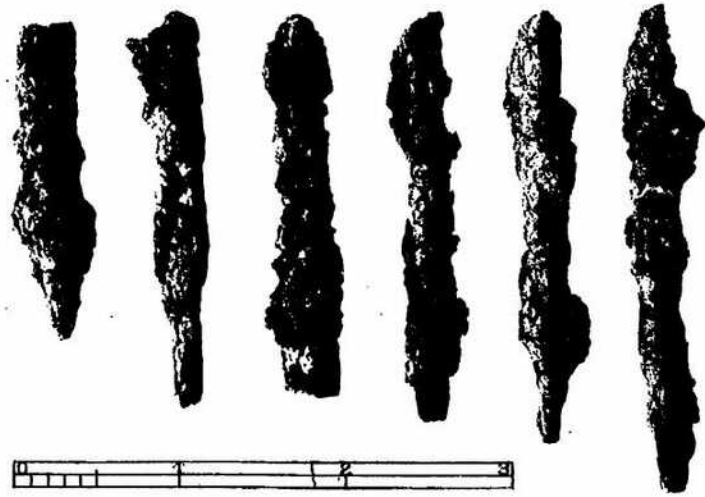


(一) 第五十九号墳出土
 21 金製短剣 22 金製鍔 23 金製拵具 24 金製拵具 25 石
 26 石製短剣拵具 27 石製短剣拵具

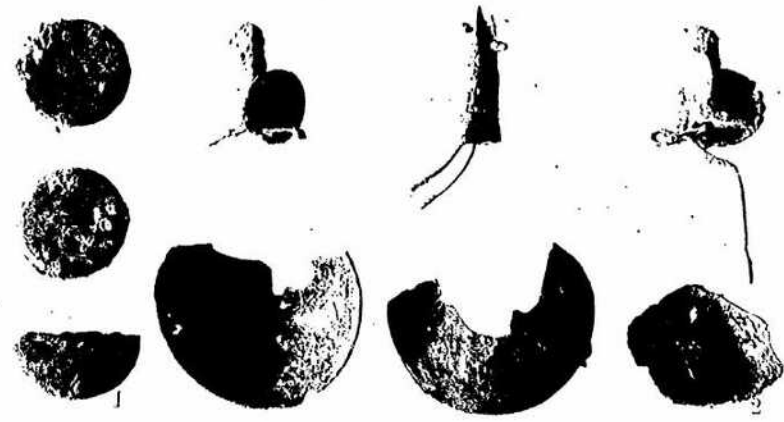
(二) 同上
 34 金製金具 35 金製金具 36 金製金具 37 金製金具 38 金製金具



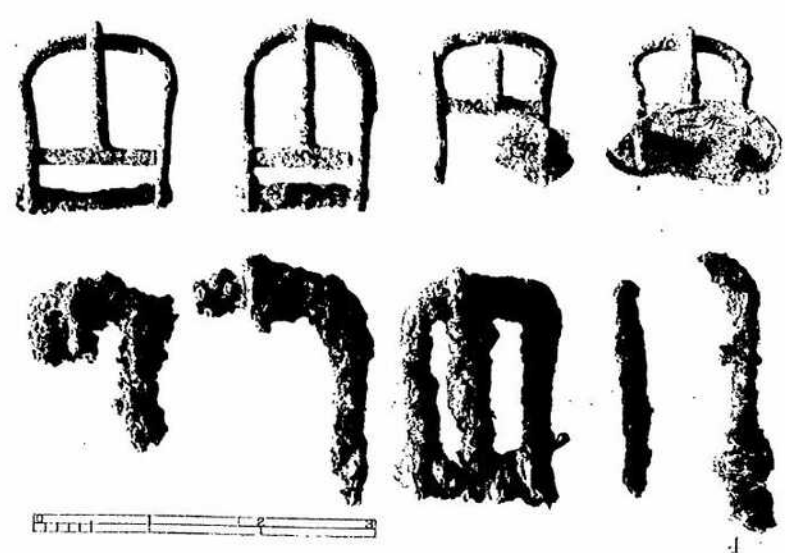
(一) 第五十九號墳出土
 1 鏃
 2 3 刀子殘缺
 4 太刀斷片



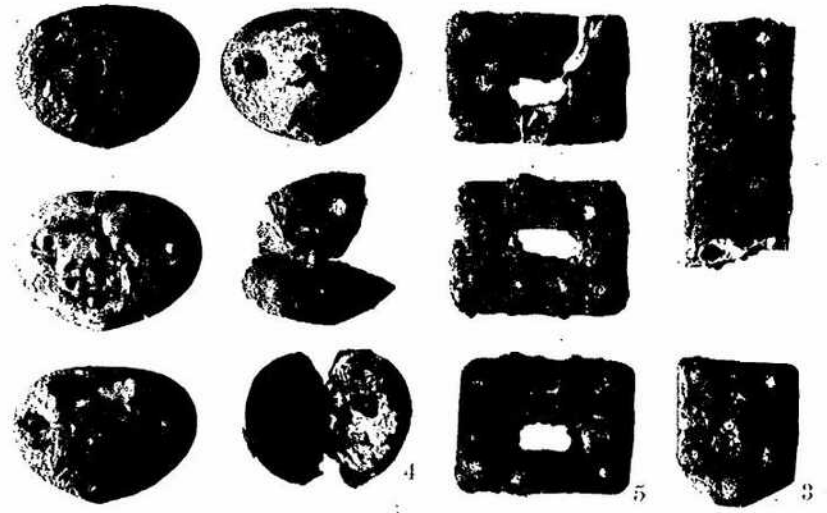
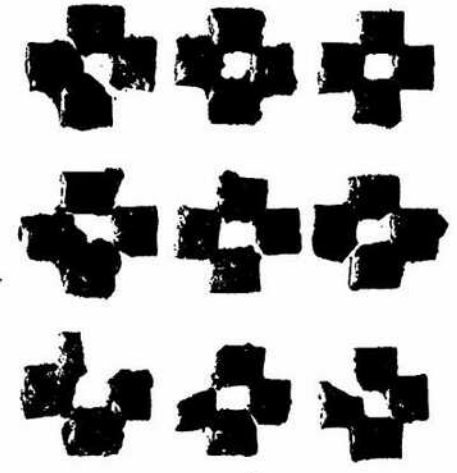
(二) 同上 鐵 鏃



(一) 第五十九號墳出土
2 1 金銅小圓板
珠殘缺



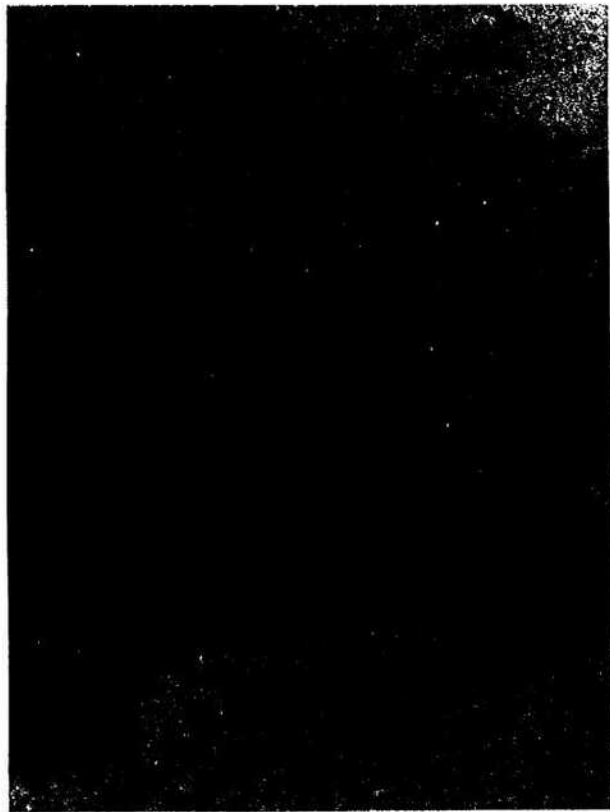
(二) 同
上 4 3 金銅製
鉸具殘缺



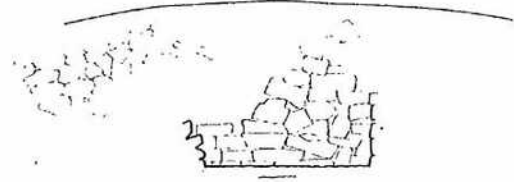
第五十九號墳出土 1 十字形飾金具 2 鏝 3 銀着金具斷片 4 心葉形金具 5 長方形金具



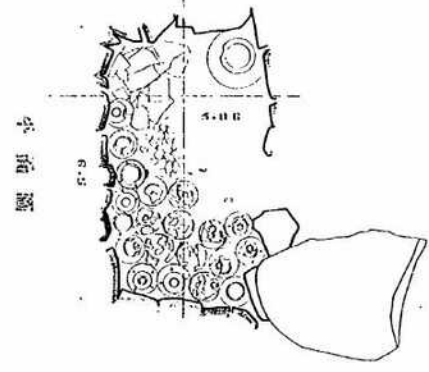
(一) 第六十二號墳



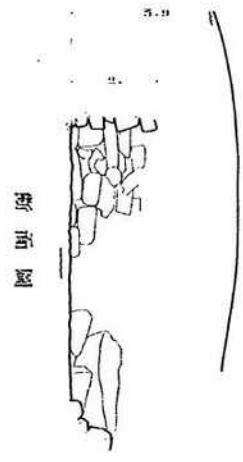
(二) 同上 天井石露出狀態



剖面圖



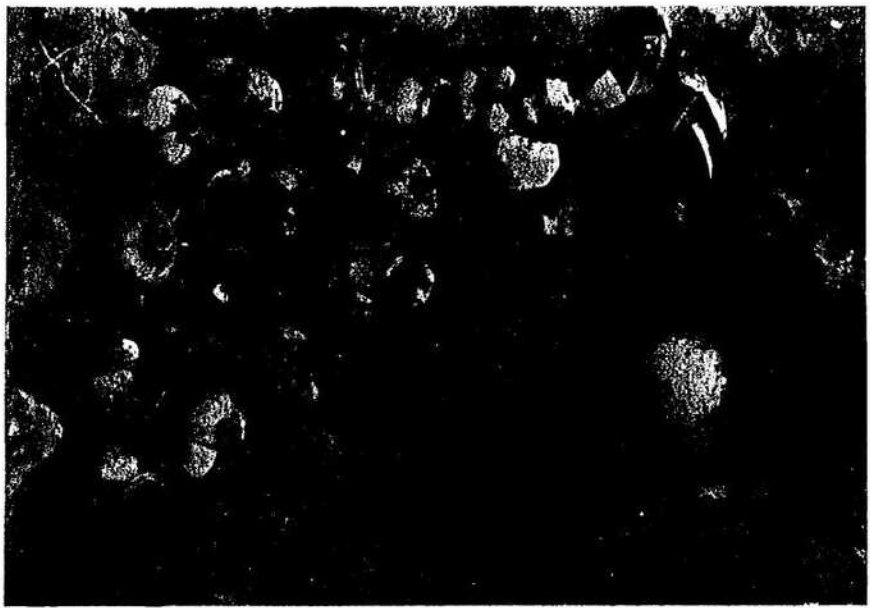
平面圖



剖面圖

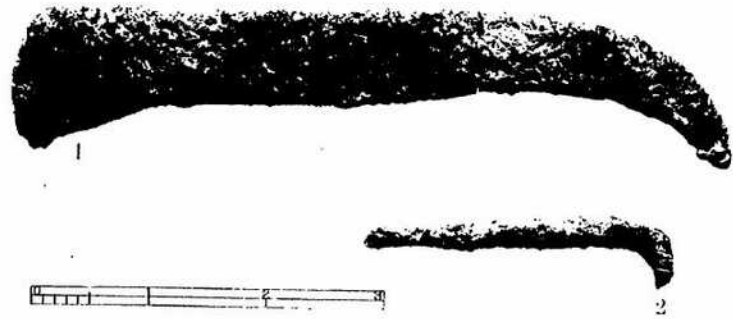
第六十二號墳實測圖

(二) 同上 遺物存在狀態



(一) 第六十二號墳 石標





(一) 第六十三號墳出土 1 鎌 2 鐵片

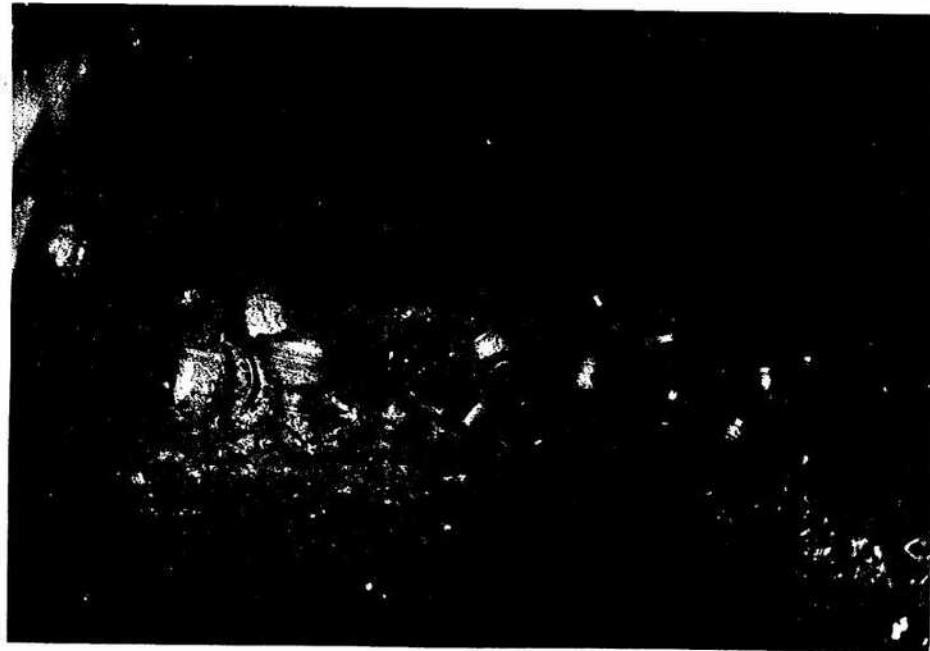


(二) 同上土器

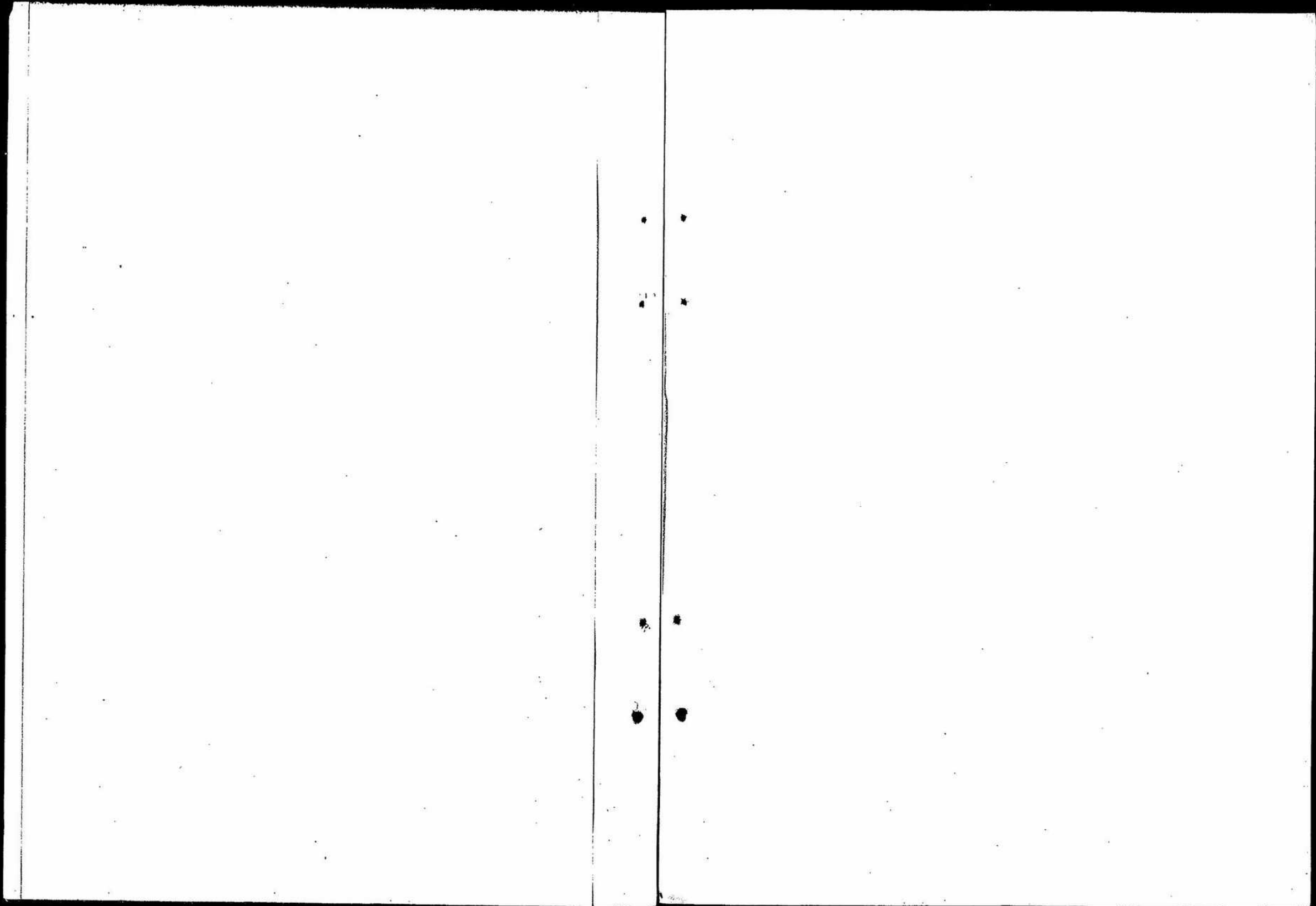




第三十四號墳破壊の狀態

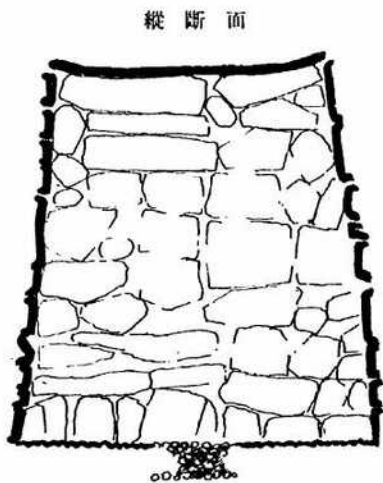
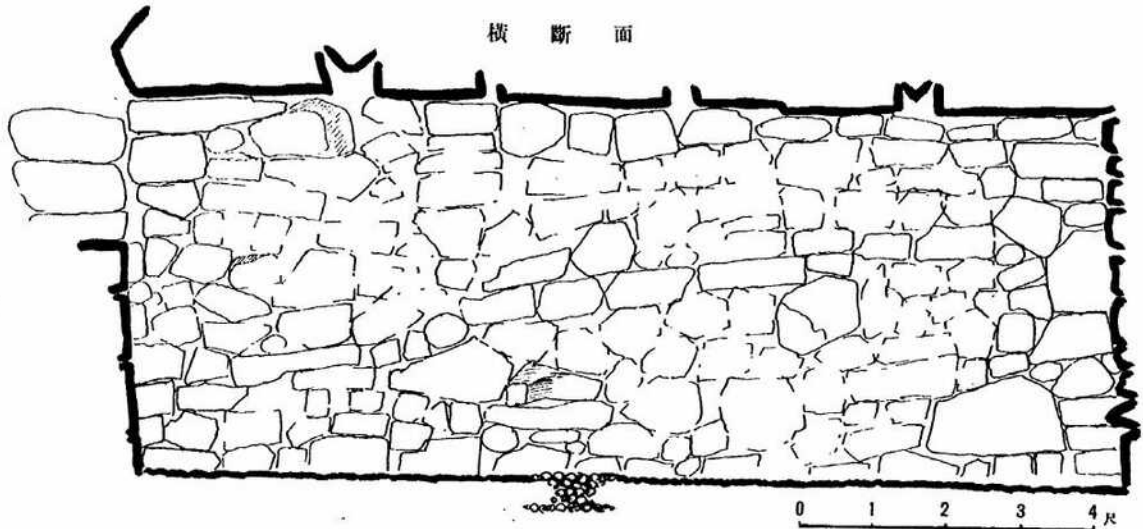


石塚内部の狀況

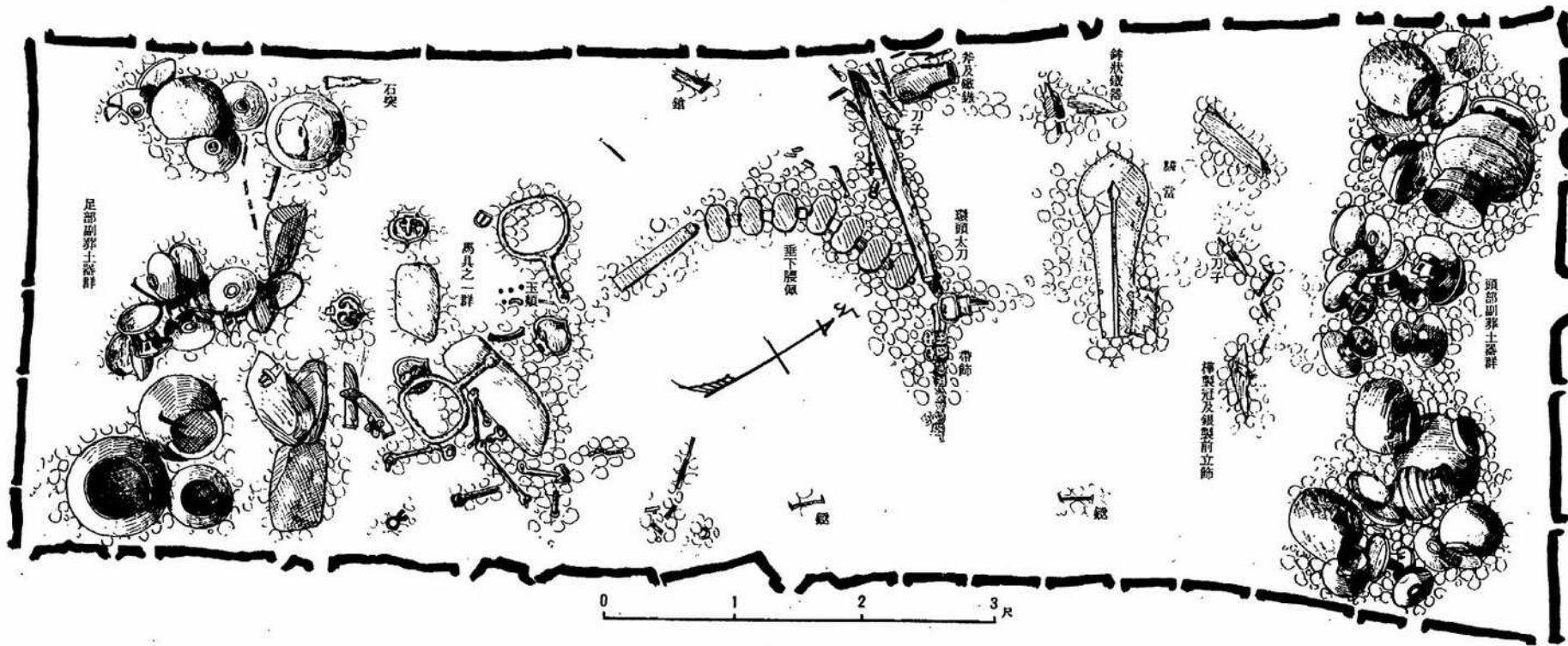


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

圖版 一三七

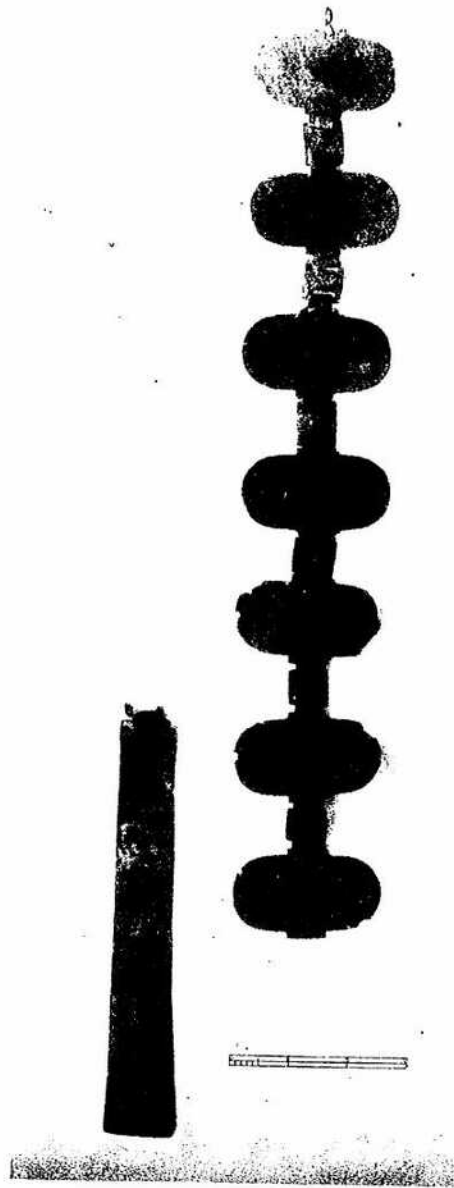


石室實測圖及遺物配列圖



平面圖及遺物配列狀態

裏面白紙



2

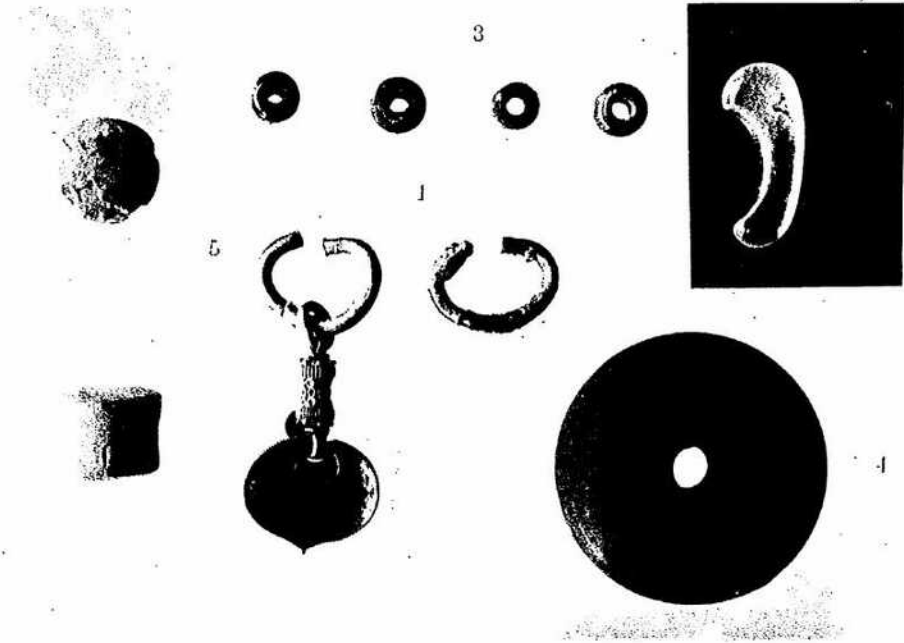


1

博製冠帽斷片、銀製箭狀前飾及銀製垂下腰佩飾



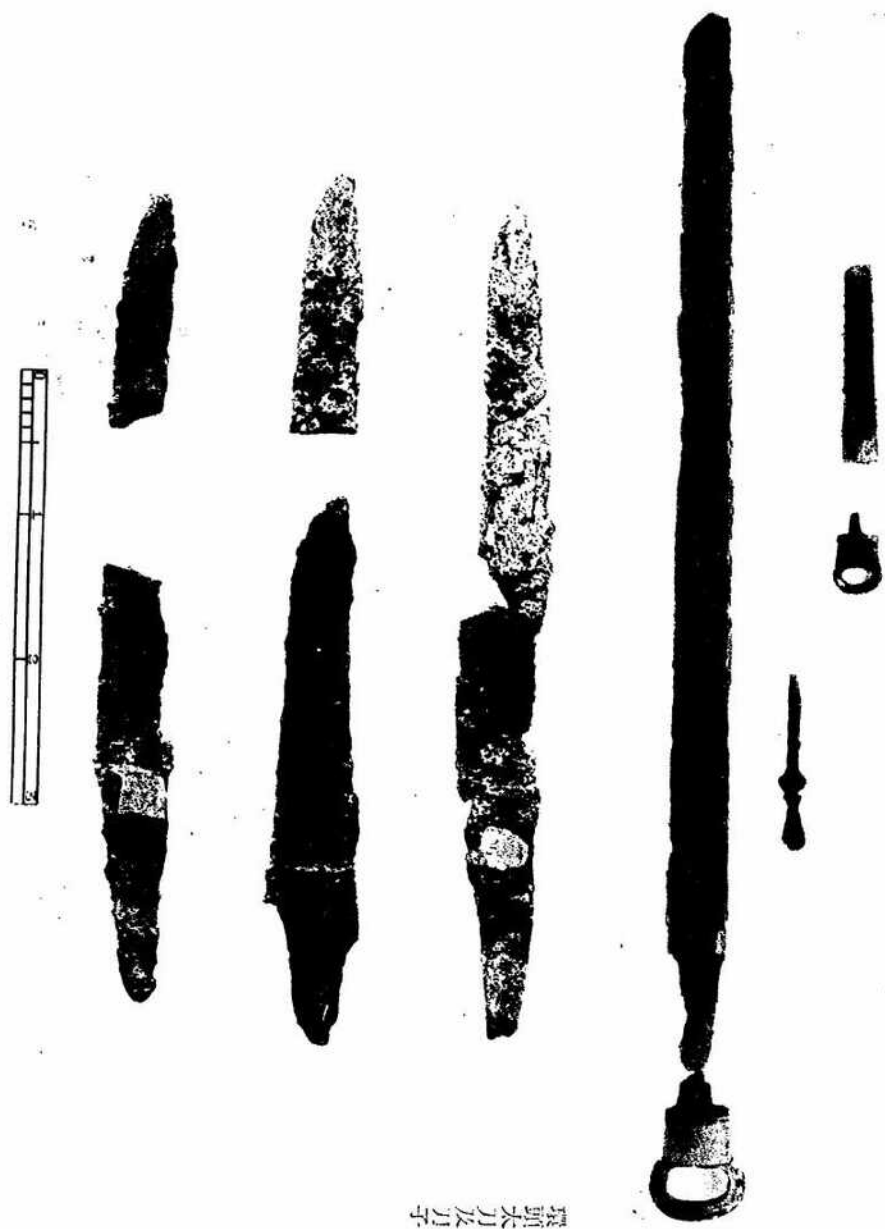
銀製帶飾



水晶製勾玉、玻璃小玉、純金製耳飾、土製紡錘車、異形土製品



金銅製 箭當



環頭大刀及刀子

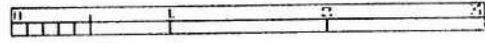


1

鐘形鐵器及鏃



2



鐵鏃

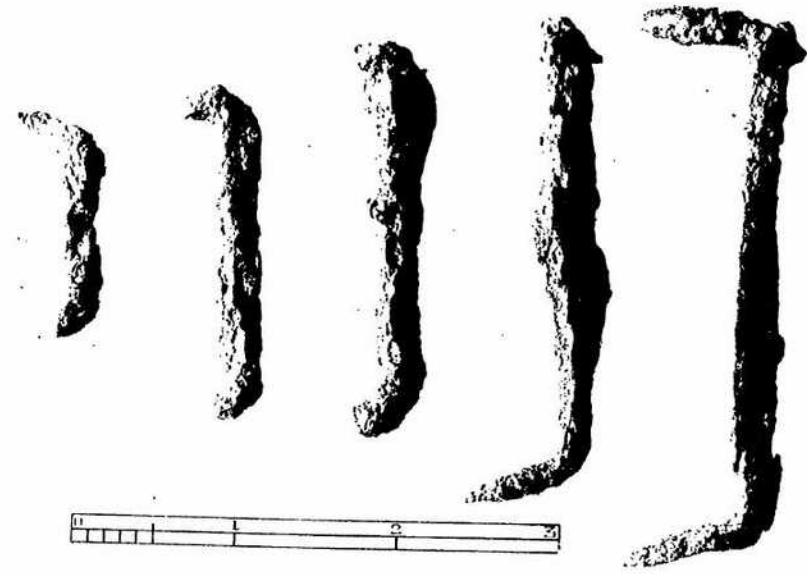


鐵製箭身

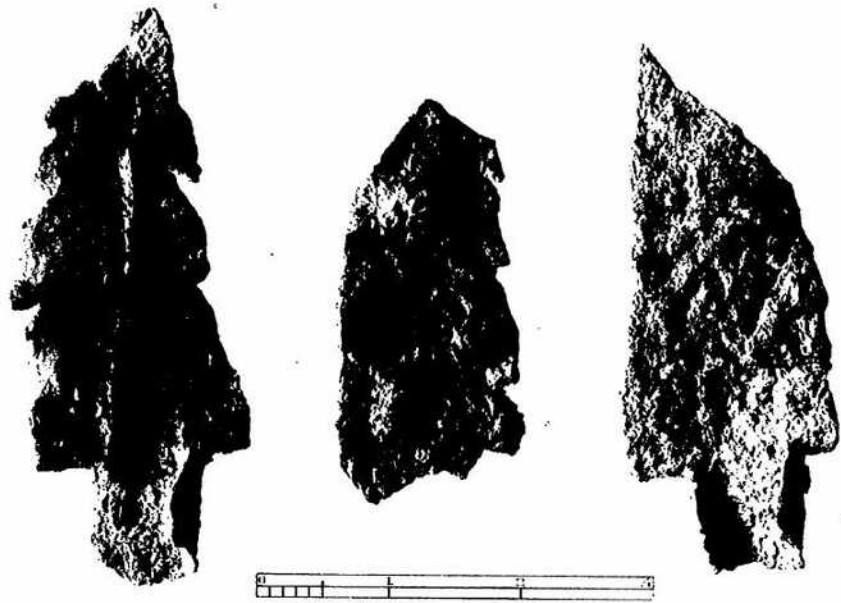


鐵製斧頭

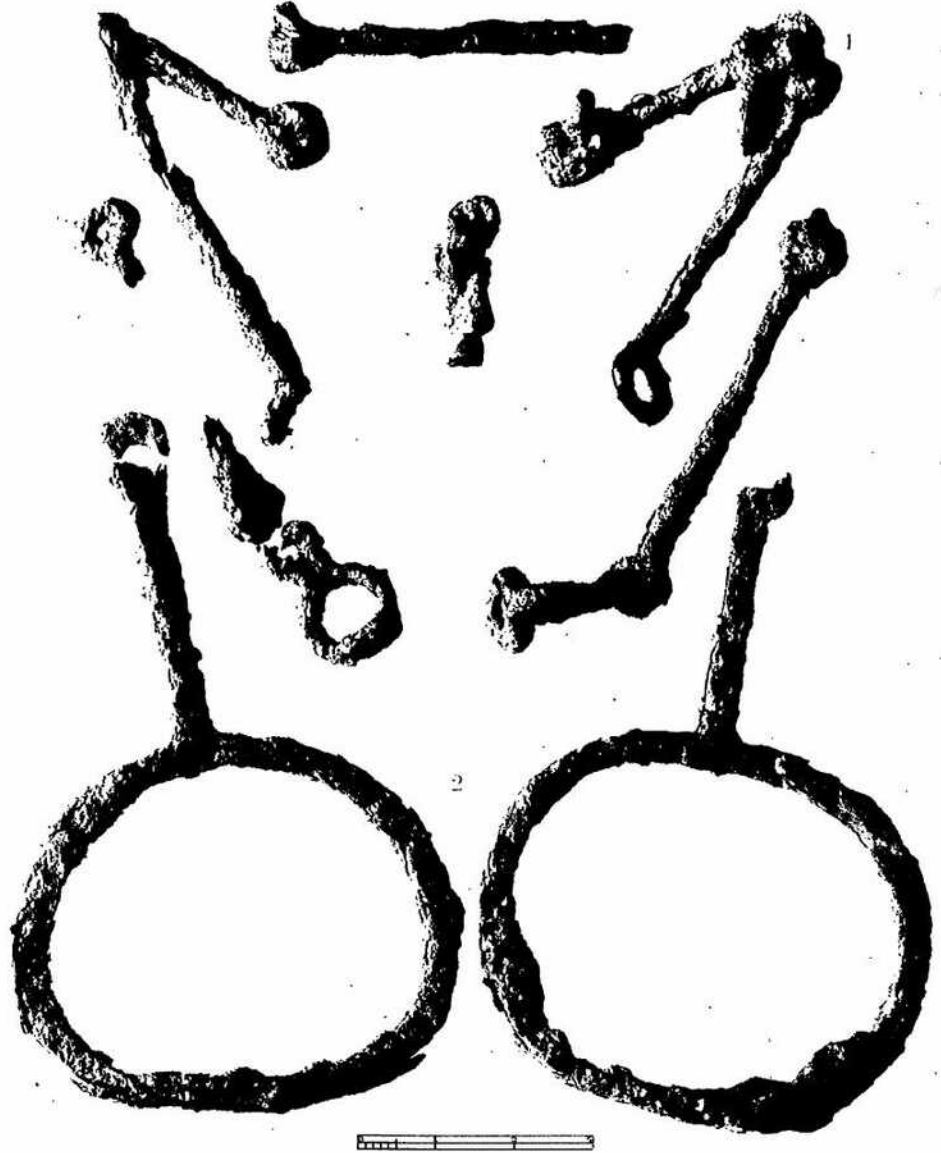




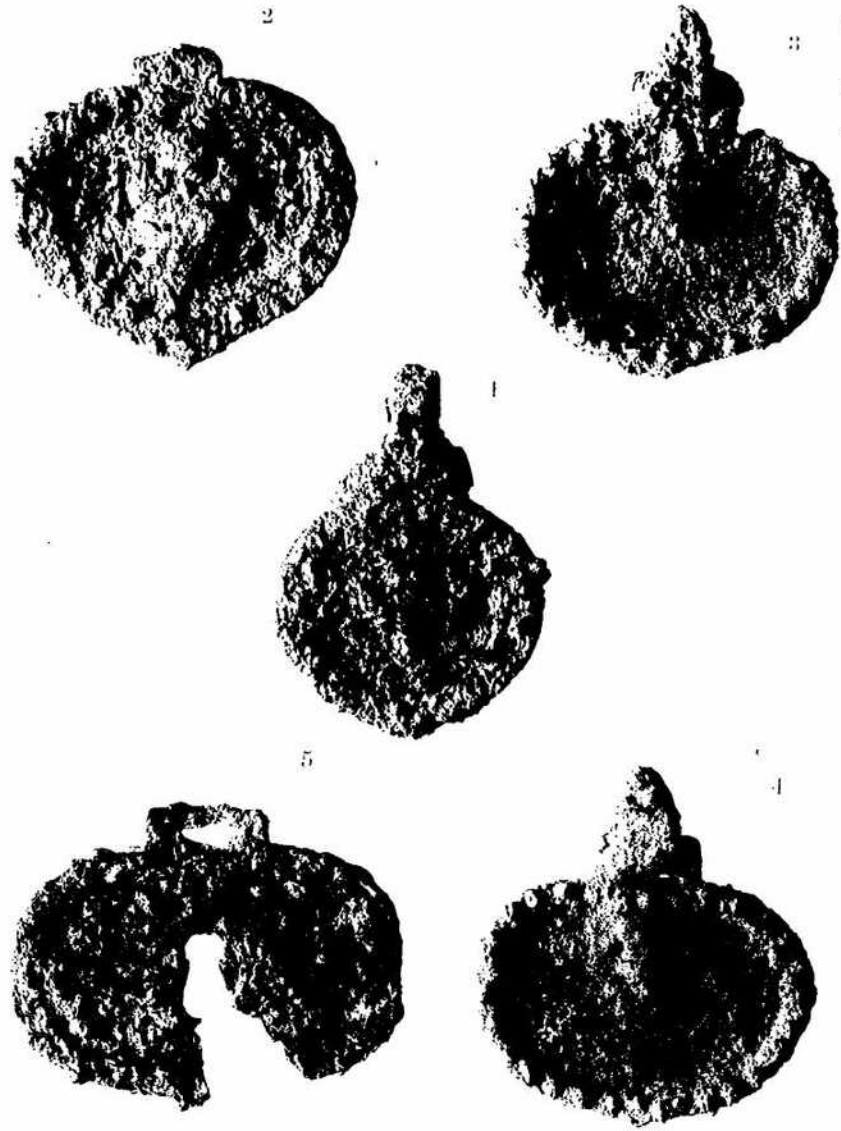
鐵製鏡



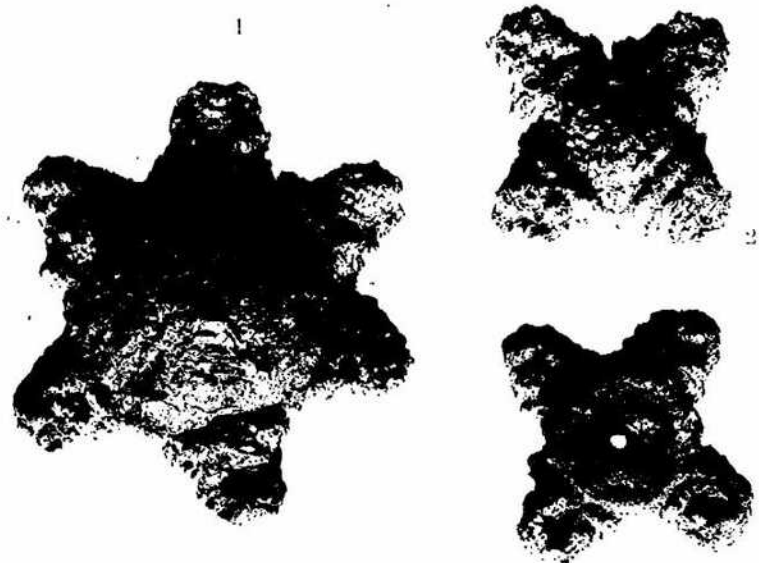
針狀鐵器



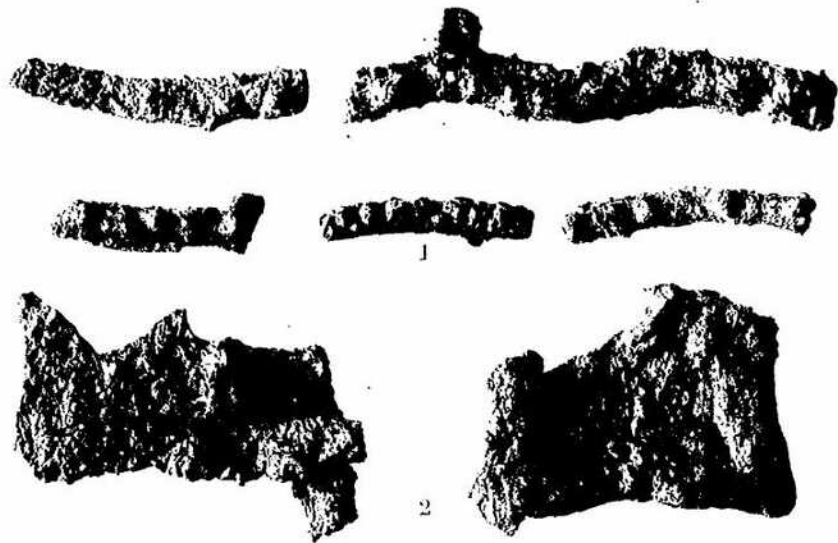
鐵製 簪・釵



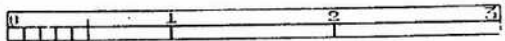
鐵製杏葉



雲珠



鞍金其斷片及杏葉斷片

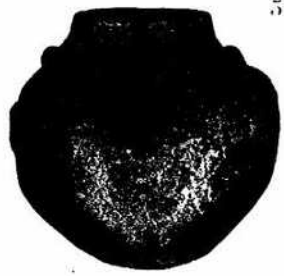
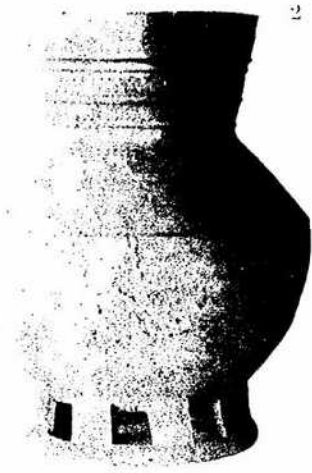




三枚四角布

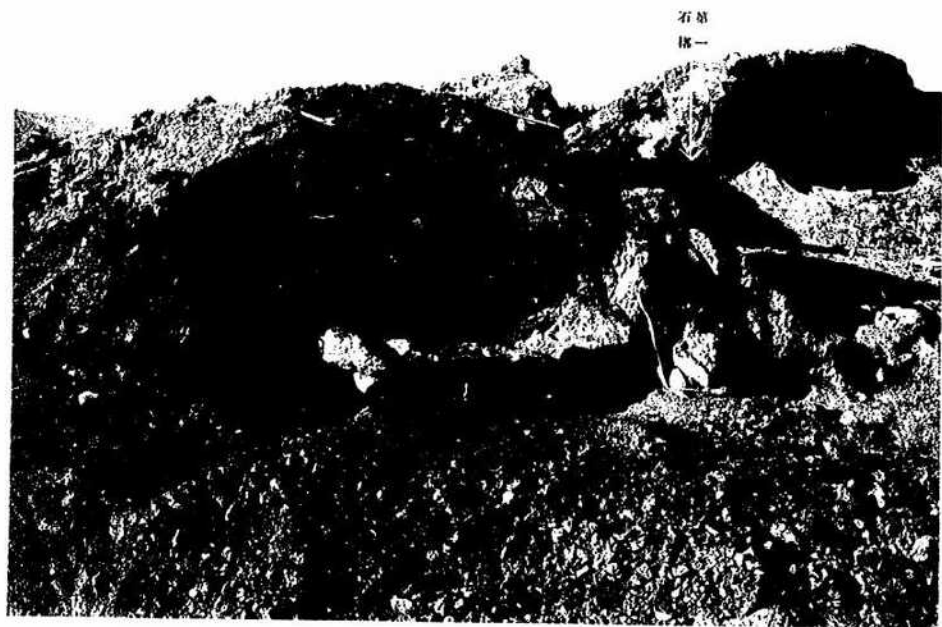


一枚四角布

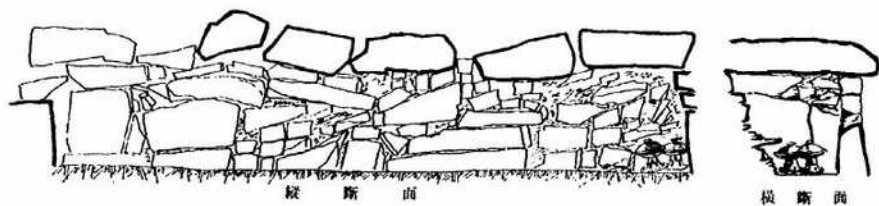


土器

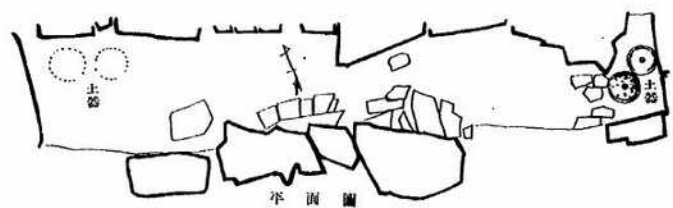
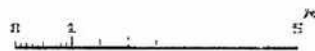




第二石塚全景



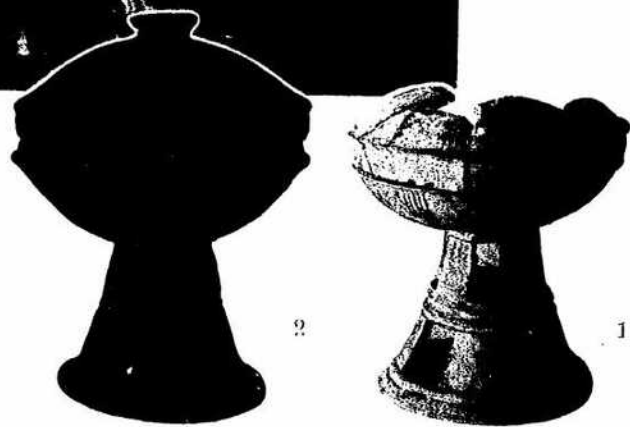
同上 實測圖

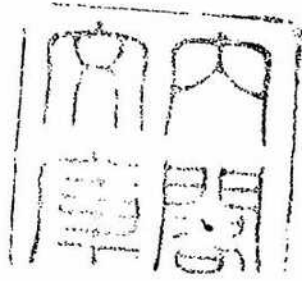


第二石塚實測圖



第三石罈 内部狀況及出土時器







達城郡達西面飛山洞及内唐洞古墳配置圖

達城公園

大

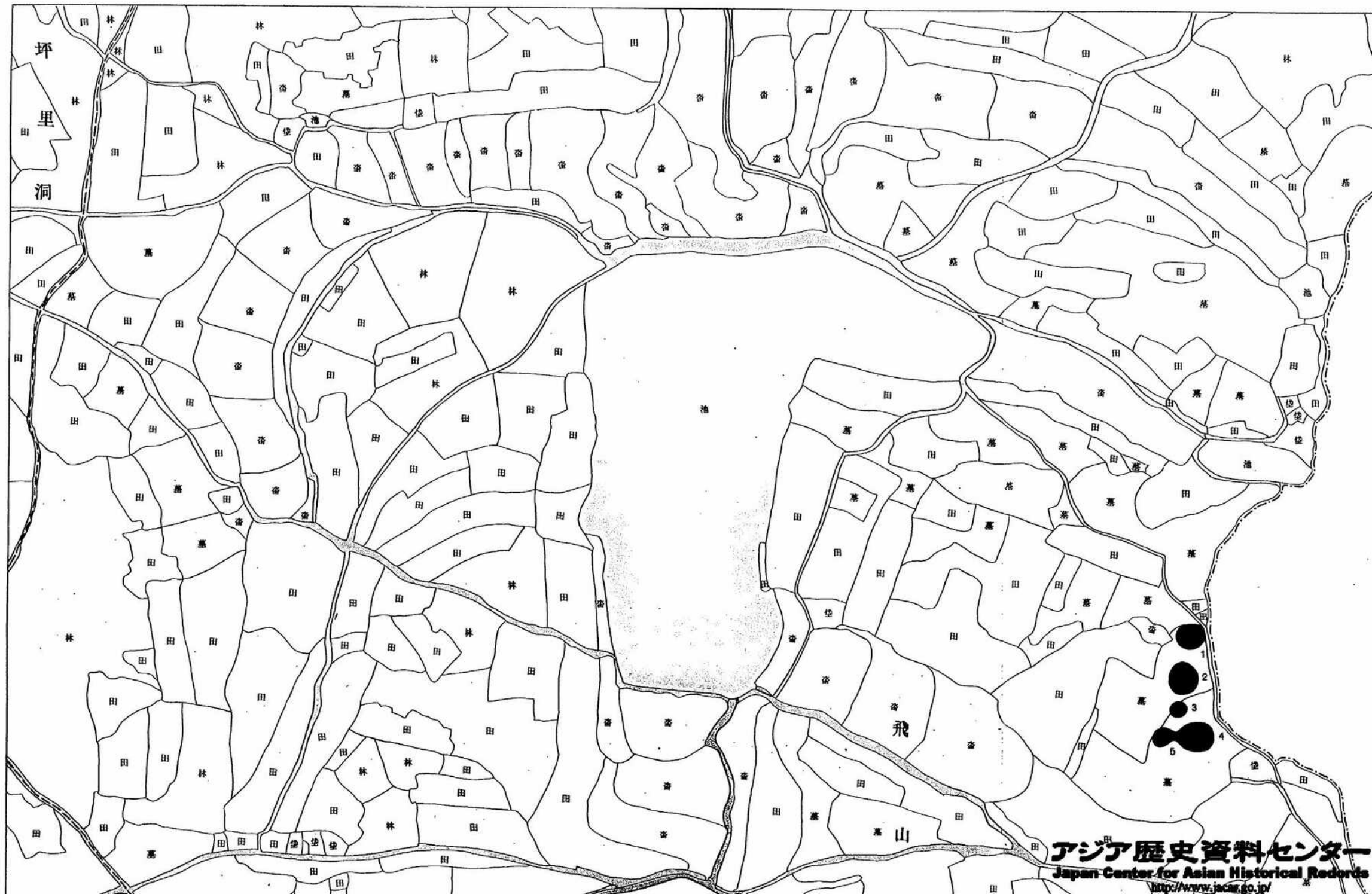
城

町

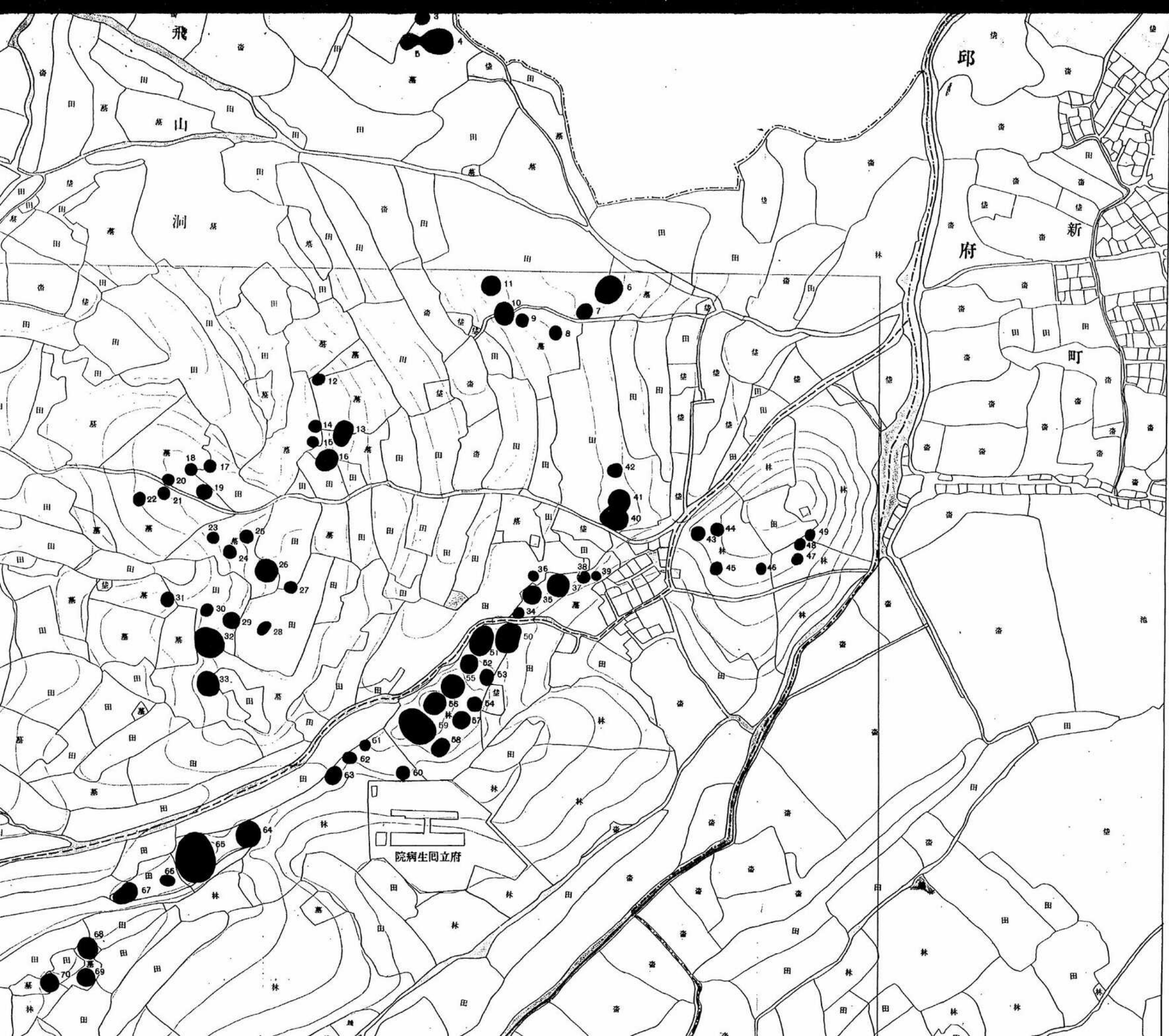
邱

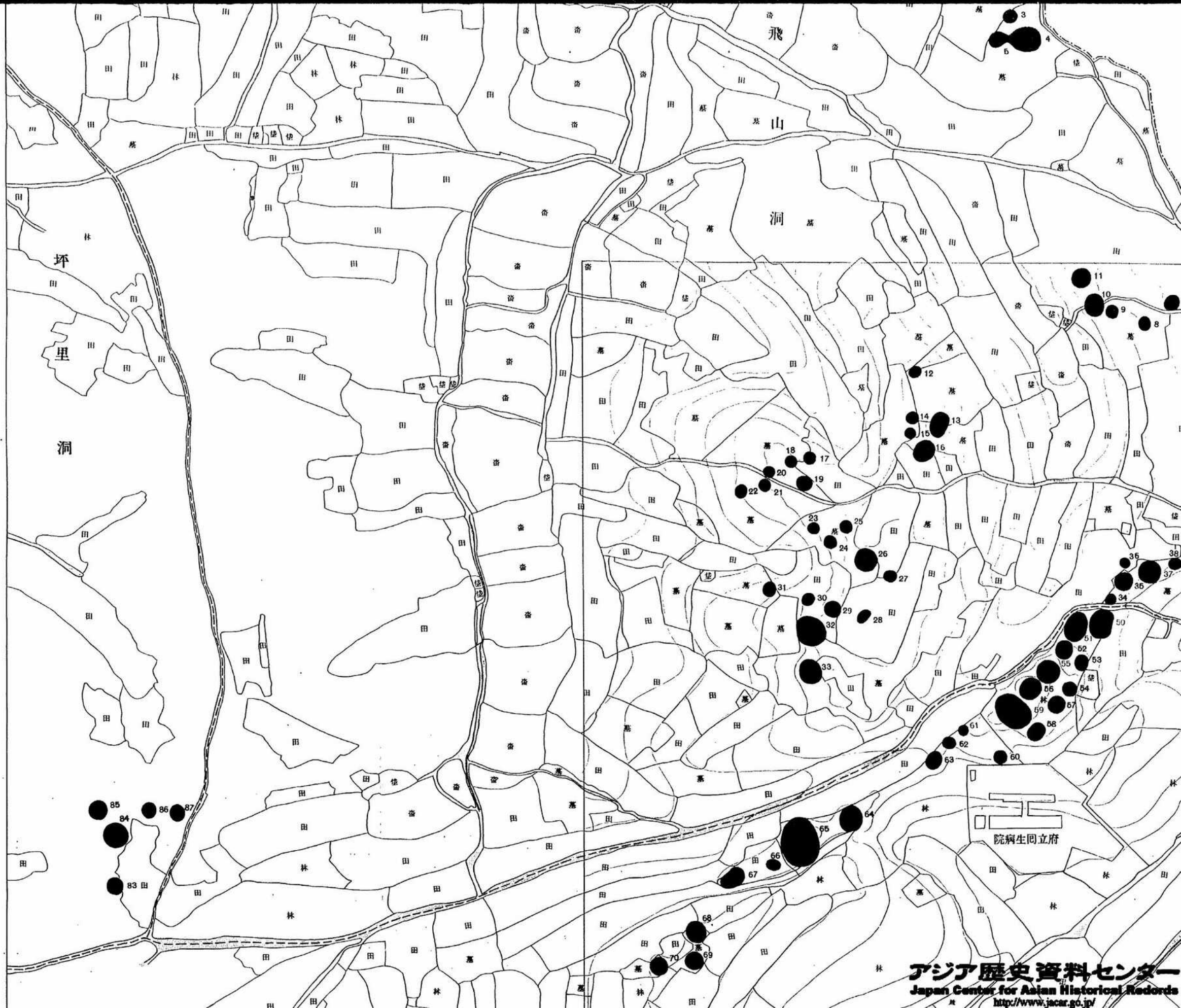
飛

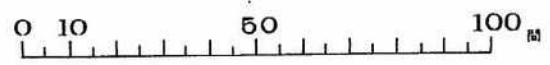
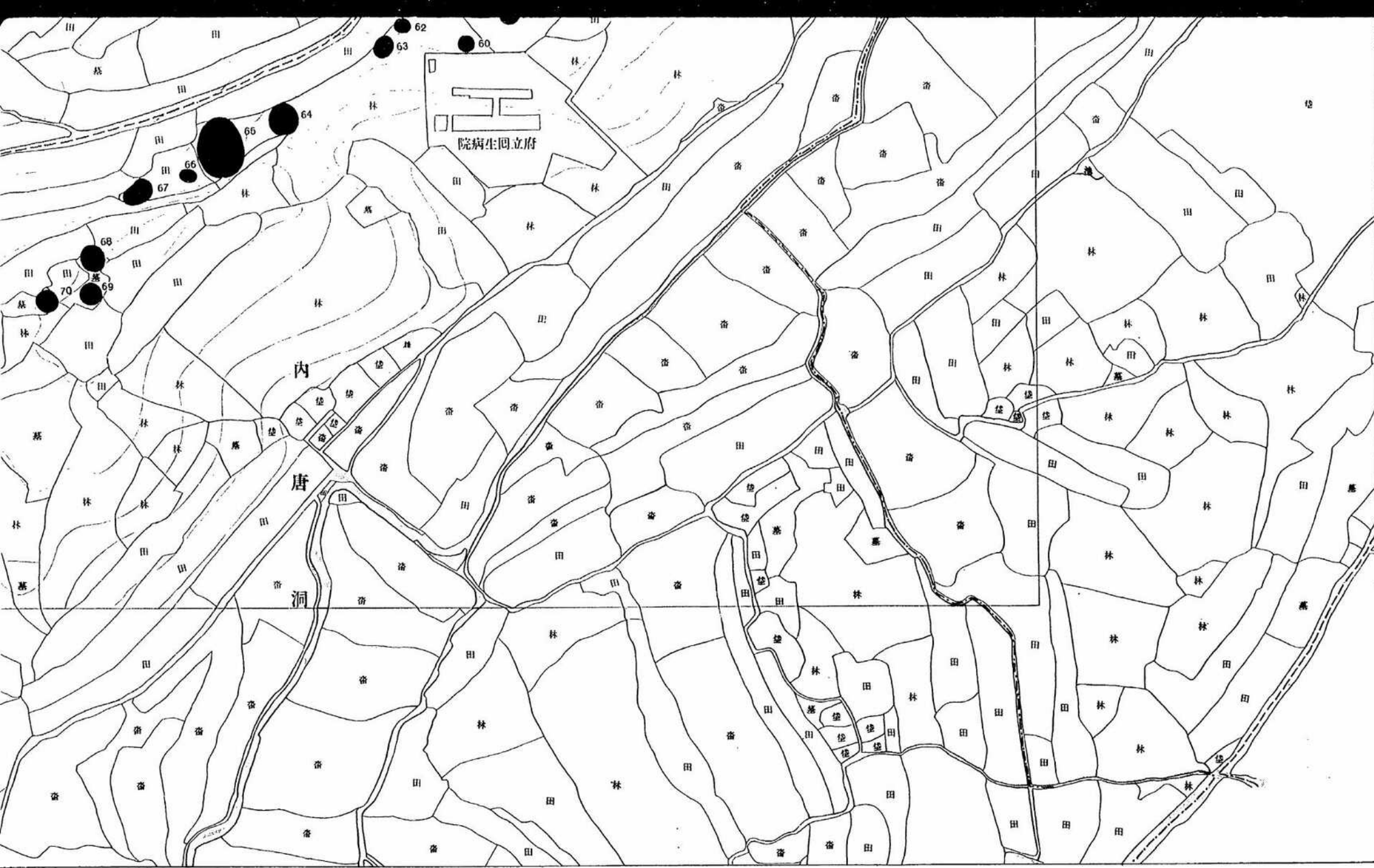
山



配置圖

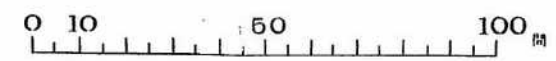








裏面白紙



昭和六年三月二十二日印刷
昭和六年三月二十五日發行

朝鮮總督府

京城府蓬萊町三ノ六二
印刷所 朝鮮印刷株式會社

